

令和3年8月31日 開会

令和3年9月22日 閉会

令和3年9月定例会

美作市議会会議録

令和3年第5回9月定例会目次

◎ 第1日（8月31日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	39

◎ 第2日（9月2日再開）

1. 議 事 日 程	41
2. 出 席 議 員	41
3. 欠 席 議 員	41
4. 出 席 説 明 員	41
5. 出席事務局職員	41
開 議	42
延 会	86

◎ 第3日（9月3日再開）

1. 議 事 日 程	87
2. 出 席 議 員	87
3. 欠 席 議 員	87
4. 出 席 説 明 員	87
5. 出席事務局職員	87
開 議	88
延 会	144

◎ 第4日（9月6日再開）

1. 議 事 日 程	145
2. 出 席 議 員	145
3. 欠 席 議 員	145
4. 出 席 説 明 員	145
5. 出席事務局職員	145
開 議	146
延 会	212

◎ 第5日（9月7日再開）

1. 議 事 日 程	213

2. 出席議員	213
3. 欠席議員	213
4. 出席説明員	213
5. 出席事務局職員	213
開議	214
延会	263

◎ 第6日（9月8日再開）

1. 議事日程	265
2. 出席議員	265
3. 欠席議員	265
4. 出席説明員	265
5. 出席事務局職員	265
開議	266
散会	289

◎ 第7日（9月22日再開）

1. 議事日程	291
2. 出席議員	291
3. 欠席議員	291
4. 出席説明員	291
5. 出席事務局職員	291
開議	292
閉会	331

令和3年8月31日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程（初日）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年8月31日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の一部変更について
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第7 発議第5号 決算特別委員会設置について
- 日程第8 発議第6号 議会改革特別委員会設置について
- 日程第9 諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）
報告第6号 出資法人等の経営状況について
- ・（株）みまちゃんネル
 - ・（株）特産館みまさか
 - ・（有）大原農業振興センター
 - ・美作市土地開発公社
 - ・（株）作東バレンタインホテル
- 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第11 認定第4号 令和2年度美作市一般会計決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度美作市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 認定第8号 令和2年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について
- 認定第9号 令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について
- 認定第10号 令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 認定第11号 令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 認定第12号 令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について
- 認定第13号 令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第14号 令和2年度美作市水道事業決算の認定について
- 認定第15号 令和2年度美作市病院事業決算の認定について
- 認定第16号 令和2年度美作市下水道事業決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第55号 美作市事業用発電パネル税条例の制定について
 議案第56号 美作市公民館条例の一部を改正する条例について
 議案第57号 美作市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
 議案第58号 美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について
 議案第59号 市道路線の認定について
 議案第60号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について
 議案第61号 令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）
 議案第62号 令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第63号 令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第64号 令和3年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第65号 令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第66号 令和3年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	中	谷	祐	輔	2 番	神	原	一	寿
3 番	山	本	真	樹	4 番	森	元	末	信
5 番	田	村	秀	昭	6 番	新	免	仁	憲
7 番	角	南	良	雄	8 番	西	村	大	司
9 番	和	田	い	さ	10 番	青	山		慶
11 番	和	田	広	宣	12 番	西	山	正	志
13 番	中	山	忠	明	14 番	倉	地	重	夫
15 番	金	谷	の	り	16 番	山	本	雅	彦
17 番	安	藤		功	18 番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

4 番	田	村	秀	昭	5 番	新	免	仁	憲

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農林政策部長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都市整備部長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘	代表監査委員	東	内	義	典
監査事務局長	神	原	秀	哲					

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

午前10時00分 開会

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。

傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和3年第5回9月美作市議会定例会を開会いたします。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。

先般議会閉会中に岩江正行氏から私議長宛てに議員辞職願が提出され、美作市議会会議規則第147条の規定によりこれを許可し、選挙管理委員会へ欠員が生じた旨を通知いたしました。これに伴い、繰上げ当選された中谷祐輔議員の常任委員会及び特別委員会の所属について、委員会条例第8条の規定により、産業建設委員会及び美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会の委員に選任いたしましたので、御報告をいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

8月27日より岡山県も緊急事態宣言の対象地区に追加されるなど、岡山県内及び市内でも感染者が急増しております。9月定例会を開催するに当たりまして、議会といたしましてもこれまで以上に感染対策を行う必要があります。

不要不急の外出自粛、マスクの着用、手洗い消毒の徹底などはもちろんですが、本会議、委員会への出席に当たり、体調管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、議場での感染防止対策として、必要最小限の出席とし、飛沫の飛散防止の観点から、アクリル板を設置し、議場内においても不織布マスクを着用し、通告のない議案質疑も質問席で行っていただきます。

また、室内の換気を行うため、適宜休憩し、送風機を稼働させます。

質問や答弁は簡潔に行っていただき、スムーズな議会運営に御協力をよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、4番田村秀昭議員、5番新免仁憲議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

角南委員長。

７番（角南 良雄君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る８月２４日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下関係職員出席の下、９月定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、報告いたします。

市長から送付されました議案は、諮問１件、報告３件、認定１３件、条例制定改廃５件、市道認定１件、計画変更１件、補正予算６件の計３０件でございます。

議員からは、議会運営委員会より決算特別委員会の設置について、及び議会改革特別委員会の設置について発議いたします。

また、８月２３日までに受理した請願３件は委員会付託とし、審議いたします。

会期につきましては、本日８月３１日から９月２２日までの２３日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

本日１日目は、議席の一部変更、諸般の報告として、３月、４月、５月、６月の例月出納検査の報告、組合議会の報告が２組合、行政報告、庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会からの中間報告、決算特別委員会設置及び議会改革特別委員会設置の議員からの発議の後、議案の一括上程、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行います。

続いて、９月２日から８日まで一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託いたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は、１通告事項で３回までとし、質問時間は４５分といたします。

また、議案質疑につきましては、９月２日午後５時を通告期限といたします。通告する際は、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

認定第４号から認定第１６号につきましても、決算特別委員会を設置し、議員全員で各会計決算を審査いたしますので、質疑は控えていただきますようお願いいたします。

質問回数は３回までとし、一括質疑をいたします。通告しない議員の質疑につきましては、通告者の後に行い、１議案につき１件といたします。

予備日は９月１日、９日、休会日は１６日、１７日、２１日としております。最終日は９月２２日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

また、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましても最終日に実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、６月定例会と同様に、議場、演台及び議

席にアクリルパネルを設置し、議場内では不織布マスクを着用し、質疑、討論もマスクを着用して行います。

また、室内の換気を行うため適時休憩し、送風機を稼働させます。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日31日から9月22日までの23日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日31日から9月22日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更について

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「議席の一部変更について」を行います。

会議規則第4条の規定により議長において指定することになっておりますが、申し合わせにより副議長席を17番、議長席を18番とし、当選回数ごとに最少議員から議席番号の小さい順とする。ただし、任期途中の選挙で当選の場合は当選回数ごとの最初の議席とすると決定しております。よって、中谷祐輔議員を議席番号1番といたしたいと思います。これに伴い議席の一部変更がございますので、事務局職員に朗読をさせます。

議会事務局長（玉櫛 哲也君）

それでは、新しい議席番号を朗読させていただきます。

議席番号1番、中谷祐輔議員、2番、神原一寿議員、3番、山本真樹議員、4番、森元末信議員、5番、田村秀昭議員、6番、新免仁憲議員、7番、角南良雄議員、8番、西村大司議員、9番、和田いさお議員、10番、青山慶議員、11番、和田広宣議員、12番、西山正志議員、13番、中山忠明議員、14番、倉地重夫議員、15番、金谷のり子議員、16番、山本雅彦議員、17番、安藤功議員、18番、鈴木悦子議員、以上であります。

議長（鈴木 悦子君）

お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

これより議席の変更をしていただきますが、その際に名札を持って移動をお願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたしますので、議席の変更をお願いいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第4 諸般の報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第4、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会については、配付しております資料をもって報告に代えます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

日程第5 行政報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第5、「行政報告」を行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、恒例に従いまして美作市政の状況について報告をさせていただきたいと存じます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、対象者全ての方に接種券を配布はされております。今現在もワクチン接種が医療機関において実施されております。ワクチンの供給につきましては、対象者の9割の方が2回接種できる十分な量のワクチンが確保されてございます。現在のワクチン接種率につきましては、1回目が74.7%、2回目が59.7%でございます。そのうち、65歳以上で2回目接種を終えた方は91.2%、65歳未満で2回目接種を終えた方は34.7%でございまして、高齢者に比べまして65歳未満の方々の接種率がいまだ若干低い状況でございます。

そのため告知放送などによりまして、ワクチン接種の推奨を呼びかけてございまして、今後も新型コロナウイルス感染予防対策の一つとして、ワクチン接種を推進をしてまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、市内の新型コロナウイルス感染の状況でございますけれども、昨日までの岡山県の発表によりますと、総計で60人となっております。特に今年の8月に入ってから21人の感染が発表され、急激に増加をしている状況でございます。現在岡山県には8月27日から9月12日までの期間、先ほど議長の発言にもございましたように緊急事態宣言が発令されているところでございます。

次に、災害関連でございますけれども、7月7日から9日にかけての梅雨前線豪雨により、時間雨量が災害基準の時間当たり20ミリを超えたところがあり、農地災害10件が発生をいたしました。また、8月12日から前線の停滞により降り続いた雨によりまして、当市内でも右手地域での連続雨量が328ミリに達するなど、地盤が軟弱な地域では土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況でありましたが、現在のところ大きな災害は発生しておりません。一方で、農地及び農業用施設災害が6件発生をしているという状況でございます。

なお、今回の補正予算におきましては、市が管理する河川の自然災害防止対策費用の追加をお願いをしているところでございます。

次に、可燃ごみの収集につきましてでございますが、5月からの5か月間と年末年始の各2週間は、週2回に収集を増やして行ってまいりましたが、各家庭には介護用のおむつや子供のおむつなどが大量にたまり、1週間に1回の収集では、置く場所もなく困っている状況や、昨年度、一昨年度の各地区を回った行政懇談会や6月定例議会等で、市民の意見として年間を通じての収集要望が強まったということのため、都市公園の交付金を活用し、10月から全市を対象に週2回の収集を行うことといたしております。市民の方々にはどうぞよろしく御理解賜りたいと存じます。

保育園や幼稚園ではおむつの持ち帰りをお願いしてまいりましたが、8月からは持ち帰りをせず、園等で収集処理できるようにいたしております。

また、各家庭に配布をしておりますごみ収集カレンダーにつきましては、10月号の広報みまさかと併せて、10月以降のごみ収集カレンダーを配布するよう対策を進めているところでございます。

次に、美作岡山道路北部延伸の取組についてでございますが、7月20日に中国地方整備局の伊藤高道路部長に私のほうで直接要望をお伝えをし、若干の議論をし、続いて8月24日には、国土交通省の村山一弥道路局長、同氏は企画課長として本件にも随分理解を頂戴しているところがございますけれども、このたび道路局長になられましたが、この道路局長と、残念ながらウェブではございますけれども、会談を行うことができました。

村山道路局長との会談では、まず老朽化・地震・豪雪による通行止めリスクを有する国道53号の黒尾峠トンネルにつきまして、バイパス化に向けた調査をしていただきたいとお伝えをいたしているところでございます。村山道路局長からは、調査の必要について非常に前向きな回答をいただいている状況でございます。

次に、美作市立特別支援学校の取組状況につきましてですが、今年度になってから美作市立特別支援学校高等部整備計画案を見直し、岡山県教育庁の担当の方々と内容確認を行いながら再修正を行っており、8月27日の金曜日には岡山県教育庁の担当者に、ウェブではございますけれども、修正後の整備計画をお示しをしたところでございます。引き続き、岡山県教育庁の担当者 と連携を取りながら、整備計画案の内諾がいただけるように教育委員会において事前相談を行ってまいりたいと考えております。

次に、令和2年度決算の確定に伴う財政状況の報告でございます。前年度に比べ、地方債残高は減少し、基金残高については、新型コロナウイルス感染症対策のため財政調整基金を、また将来の財政負担に備え、繰上償還を行うために減債基金を取り崩したことなどによりまして、若干の減少となったものの、依然高い水準を維持してございます。この結果、健全化判断比率でございます実質公債費比率は低下し、将来負担比率につきましては、昨年度

に引き続きゼロ、つまり将来に負担がないということとなったわけでございます。算定の過程において、分子については、将来負担すべき金額から充当できる財源を差し引くこととなりますが、これが18億円のマイナス、逆に言いますと、計算上その分が預金として手元に残っているということでございます。

将来負担比率がゼロであることは、市が保有する負債が、住宅使用料などの特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える状況となったことを意味しており、現時点での財政状況が将来の財政を圧迫する可能性が低下していることを示しているとともに、償還計画等の状況から判断しますと、当面この傾向が続く見通しとなっており、今後の事業に要する新たな起債に対応するため一定の余力が生じているものと考えております。

なお、今後の事業に要する新たな起債の典型、筆頭的なものとしたしましては、新庁舎があるというふうに考えてございます。

基金残高につきましては、政府の一部に、過大であるとの問題意識があることを鑑み、平成28年度以降積極的な積み増しを行わなかったことから、大きな増減は生じてございませんけれども、その一方で、運用方法を徹底して見直すことにより、年々運用益の増加につながってまいりました。令和2年度の平均利率は、定期預金、債券を合わせて0.75%、ちなみに前年度は0.65%でございまして、0.1%上積みをお願いしておりますが、金利といたしましては、約1億2,000万円の運用益を得ることができてございます。

次に、補正予算でございますが、今議会に提出させていただいております補正予算について概略の説明を申し上げます。

一般会計第4号補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係るものとしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用1億1,387万円、国の雇用調整助成金の特例期間が延長されたことに伴い、新型コロナウイルスに負けるな給付金事業の追加3,000万円を計上させていただいております。

このほか、第三の居場所の大原及び作東拠点整備に要する経費8,350万円、新英田保育園の建設予定地の購入に係る公有財産購入費等3,550万円、7月7日から9日に発生した豪雨による農地災害の復旧事業費4,600万円などを計上しておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、議案として上程を行うものとして、事業用発電パネル税条例について触れさせていただきたいと存じます。

7月に起きた熱海市での土石流災害に代表されるように近年は毎年のように国内の様々な場所で集中豪雨が発生し、河川沿いでは洪水氾濫を招き、傾斜斜面では土石流による被害が発生をしているところでございます。発電施設の下流域においても災害が発生するおそれは完全に否定できるものではございません。土地の形態の変化による土砂災害や洪水、鳥獣被害などの心配や、売電事業終了後の土地の荒廃等が危惧されているところでございます。

3月議会で議員各位からいただいた、丁寧な説明と全事業者からの意見聴取をすべきなどの御意見を参考にいたしまして、事業者の方々への説明会を計画しておりましたが、コロナ禍の中での緊急事態宣言などの発令により、全事業者へのアンケート調査に変更し、意見を聴取してまいりました。その御意見等を反映をした事業用発電パネル税を法定外目的税として改めて提案させていただき、制定を目指してまいりたいと考えてございます。

なお、今議会への条例案では、課税免除の対象を50キロワット未満で危険区域等に設置されていないものに拡大をしております。御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上、諸行政の一端を報告を申し上げまして、議会の御審議と市民の皆様の美作市政に対する御理解と御支援の一助にしたいと考え、行政報告とさせていただきますと存じます。

なお、本会議における諸議案の提案理由説明等につきましては、副市長において行いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第6 美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第6、「美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

和田広宣委員長。

11番（和田 広宣君）〔登壇〕

皆様改めましておはようございます。

これより美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長報告をいたします。

去る7月27日及び8月23日、美作市民センター大研修室において、市長、副市長、政策審議監、関係職員出席の下、特別委員会を開催し、執行部の説明を受け、委員から質疑を行いました。質疑が多数ありましたので、主な内容を御報告申し上げます。

6月17日に第2回特別委員会を開催し、6月定例会に上程された議案第44号「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例の制定について」を審議し、執行部より説明を受けました。

まず、これまでの経緯の説明があり、現在の本庁舎が昭和54年の建設で耐震が不足していること。庁舎整備検討委員会を設置し、平成27年7月に現在の本庁舎に近いところに新築移転、総合庁舎、人口推移を勘案したコンパクト化、合併特例債を活用し事業費を抑える、美作産木材の利用という内容の建議書が提出されたこと。庁舎建設の財源となる合併特例債の期限が延長され、令和6年度まで活用できることとなったこと。また、市民アンケートでは、災害に配慮した市の中心地に建設、新文化センターを市庁舎との合築、またはその周辺

に建設といった項目に賛同される方が多かったこと。平成30年12月議会では、市役所建設促進に関する決議が採択され、安全かつ利便性の高い場所、経済、商業の中心地、人口ビジョン等を参考に適切な規模、情報化の進展等を踏まえたものとする等の内容の決議を議会が行ったこと。建設は、防災力を向上させた庁舎・文化施設・防災公園を一体とした総合防災施設として進めていくことが示されました。

次に、庁舎の位置については、市民委員会の建議、議会議決を踏まえて、利便性と災害リスクの2面から検討し、北山、中尾、豊国原地内を建設地として選定したこと。庁舎の位置については、市民の利用に最も便利であるよう交通の事情、他の公共施設、商業施設などの状況に考慮を払って検討したこと。

また、災害リスクについても考慮して、美作インター西側の北山、中尾、豊国原にまたがる地域を計画していること。庁舎・文化施設・防災公園の3施設を合わせた予定面積として、15ヘクタール程度を確保したいことが示されました。

次に、新庁舎の建設工程について、合併特例債の期限である令和7年3月を期限とした工程案が示されました。

庁舎については、事業期間が限られているため今後数か所の比較検討を行うと示されました。

議員からは、総合庁舎建設後、各総合支所は残るのかとの質疑があり、執行部より、総合支所については原則残すことで考えているとの説明を受けました。

また、何階建てを計画しているのかとの質疑に、3階建てを標準に工期検討しているとの回答がありました。

議員からは、慎重にやらなければならないが、その中でスピード感を持ってやらないと間に合わなくなる。議会も一丸となって取り組んでいくとの意見がありました。

候補地域の選定について、美作市北山地内、中尾地内、また豊国原地内を候補地域として選定したとあるが、山の上では利便性が低い。市民の利便性を十分考えた場所を検討していただきたいとの質疑に、庁舎の用地絞り込みに当たって十分配慮していくとの説明がありました。

次に、第3回特別委員会を7月27日に開催し、執行部より説明を受けた主な内容は、合併特例債の期限から、庁舎の建設を優先して進めたい状況から、新庁舎の位置についてでありました。候補地予定地として地図により、AからFの候補地から災害の危険性等を考慮して適地を選定したいとして、各候補地について説明を受けました。

山側の候補地は、水害には安心度が高まるが、造成工事が費用と期間がかかり、平地は、造成工期等も短くすることができ、期間が限られる庁舎建設については有利となる。地権者の人数が多い場合の用地取得や、庁舎、文化センターの集客施設は、多くの車、人が集まるため、候補地によっては幹線道路について見直しが必要となる課題もあるなど、それぞれの候補地に長所、短所があるとのことでありました。

地元に対しては、豊国地域の区長会で状況説明を行い、今後交渉に入っていくとの説明でありました。

委員より、庁舎の配置案のうち、平地の田であるFとGについての会議室の共用とあるのはどういうことかとの質疑に、庁舎と文化施設を合築した場合のメリットとして、庁舎と文化施設等が隣接し、会議室等が文化施設にも配置されるので、共用することができ、空きを

少なくさせ、有効利用できるとの説明を受けました。

委員から、現行のバスルートから接続はないため、新たにバス路線も検討していかなければならないのではないかと質疑に、バス路線については、庁舎建設のプロジェクトチームの中で検討課題として協議しながら進めているとの説明がありました。

また、複数の委員より、災害の危険性、利便性などを総合的に考慮すれば、候補地として平地のF、Gがよいのではないかと意見がありました。

そこで、庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会の総意を確認し、新庁舎建設用地について、平地の田である美作インター西、中国縦貫道南部のF、Gを中心に、安全性、利便性を考慮して、優先交渉していくことを執行部に依頼しました。

以上が主な内容で、7月27日開催の第3回特別委員会は終了いたしました。

次に、8月23日、第4回特別委員会を開催いたしました。

なお、委員会冒頭、委員長より、執行部の説明を受けていない不確かな記事を見て、文化センターに70億円もかけるのか、庁舎は人口5万人規模で想定しているのかとの市民の方から問合せを受けています。委員会で説明されていない内容であったため、執行部に確認したところ、事実誤認であるとのことであり、現在大事な時期に誤った情報で市民の方に混乱や不安をおおるようなことは当委員会の委員は厳に慎んでいただきたいとの依頼をいたしました。

次に、執行部より、新庁舎候補地の敷地規模について、前回候補地として議会も要望した北山、豊国原地区にまたがる平地を前提に庁舎建設を進めているとのこと。建設候補地に庁舎、文化センター及び駐車場や一部の防災施設を設置した仮のイメージ図面が示され、庁舎、文化ホールの敷地面積、駐車場規模などが説明されました。また、近隣の市や町の庁舎と、その周辺施設の立地規模について規模比較などが示されました。

委員より、用地交渉の状況はどうか、また買上げ価格などの基本的考えを示すよう求めた質疑に、価格は不動産鑑定士と協議している段階で、まだ公表できない状況であり、現在は地権者の方が戸惑わないよう、経緯や候補地など順を追って説明している状況、今は単価より協力の意向があるか伺っている状況との説明を受け、規模としては7.2ヘクタールの規模で、用地費、造成費を含めて10億円で収まるよう見込んでいるとのことでありました。

また、地権者は約30名で、今のところ協力できないとの意向の方はおられない状況で、代替農地を希望される方が数名いる状況との説明を受けました。

委員より、前回示すとしたコンセプトを示してほしいとの質疑に、最大コンセプトは防災面、総合庁舎、利便性であるが、新庁舎の位置条例を議会に上程するまでに基本構想、3施設全体の構想を示すとの説明を受けました。

委員より、15ヘクタールの構想であったが、防災公園は別枠かとの質疑に、一部今回の配置図面案に防災設備があるが、防災公園の主要地は別の場所となり、適地に分散して進める。土地購入は庁舎をまず優先実施するのかとの質疑に、地元地権者の方も庁舎用地以外の用地の買入れについて心配されており、条例にも土地開発公社による先行取得を規定しており、虫食いとならないよう用地交渉を進めていくとの説明を受けました。

以上、質疑を終了し、委員会として、執行部に今後の事業実施は大変であるが、丁寧にかつ迅速に進めることを依頼して、8月23日開催の第4回特別委員会を終了いたしました。

以上、今後も当委員会での協議は継続しますが、これまでの経緯について、美作市庁舎・

文化施設・防災公園建設特別委員会委員長報告中間として報告いたします。〔降壇〕
議長（鈴木 悦子君）

以上で美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会委員長の中間報告を終わります。
これより10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（鈴木 悦子君）
休憩前に戻り会議を開きます。

日程第7 発議第5号「決算特別委員会設置について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第7、発議第5号「決算特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

角南議員。

7番（角南 良雄君）〔登壇〕

発議第5号「決算特別委員会設置について」。

美作市議会会議規則第14条の規定により、決算特別委員会を次のとおり設置する。

令和3年8月31日提出、美作市議会議長鈴木悦子殿。提出者、議会運営委員会委員長角南良雄。賛成者、議会運営委員会副委員長西山正志、賛成者、議会運営委員会委員田村秀昭、同じく議会運営委員会委員青山慶、同じく議会運営委員会委員和田広宣、同じく議会運営委員会委員安藤功。

提案理由、美作市議会会議規則第14条の規定により、美作市議会に決算特別委員会を設置したいので提案する。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。
討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。
発議第5号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することといたします。

日程第8 発議第6号「議会改革特別委員会設置について」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第8、発議第6号「議会改革特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

角南委員長。

7番（角南 良雄君）〔登壇〕

発議第6号「議会改革特別委員会設置について」。

美作市議会会議規則第14条の規定により、議会改革特別委員会を次のとおり設置する。

令和3年8月31日提出、美作市議会議長鈴木悦子殿。提出者、議会運営委員会委員長角南良雄。賛成者、議会運営委員会副委員長西山正志、同じく議会運営委員会委員田村秀昭、同じく議会運営委員会委員青山慶、同じく議会運営委員会委員和田広宣、同じく議会運営委員会委員安藤功。

提案理由、美作市議会会議規則第14条の規定により、美作市議会に議会改革特別委員会を設置したいので提案する。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第6号「議会改革特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後議会改革特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。それでは、議会改革特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することにいたします。

日程第 9	諮問第 8号「人権擁護委員候補者の推薦について」
日程第 10	報告第 5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）
	報告第 6号「出資法人等の経営状況について」
	・（株）みまちゃんネル
	・（株）特産館みまさか
	・（有）大原農業振興センター
	・美作市土地開発公社
	・（株）作東バレンタインホテル
	報告第 7号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」
日程第 11	認定第 4号「令和2年度美作市一般会計決算の認定につ

いて」

認定第 5 号「令和 2 年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」

認定第 6 号「令和 2 年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」

認定第 7 号「令和 2 年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」

認定第 8 号「令和 2 年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」

認定第 9 号「令和 2 年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」

認定第 10 号「令和 2 年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」

認定第 11 号「令和 2 年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について」

認定第 12 号「令和 2 年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第 13 号「令和 2 年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」

認定第 14 号「令和 2 年度美作市水道事業決算の認定について」

認定第 15 号「令和 2 年度美作市病院事業決算の認定について」

認定第 16 号「令和 2 年度美作市下水道事業決算の認定について」

日程第 12 議案第 54 号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 55 号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」

議案第 56 号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第 57 号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」

議案第 58 号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」

議案第 59 号「市道路線の認定について」

議案第 60 号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」

議案第 61 号「令和 3 年度美作市一般会計補正予算（第 4

号) 」

議案第 6 2 号「令和 3 年度美作市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」

議案第 6 3 号「令和 3 年度美作市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」

議案第 6 4 号「令和 3 年度美作市水道事業会計補正予算(第 1 号)」

議案第 6 5 号「令和 3 年度美作市病院事業会計補正予算(第 2 号)」

議案第 6 6 号「令和 3 年度美作市下水道事業会計補正予算(第 2 号)」

議長(鈴木 悦子君)

続きまして、日程第 9、諮問 1 件、日程第 10、報告 3 件、日程第 11、認定 13 件、日程第 12、議案 13 件、諮問第 8 号、報告第 5 号から 7 号、認定第 4 号から 16 号、議案第 54 号から 66 号を一括議題といたします。

なお、日程第 9 から 10 につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

続きまして、日程第 9、諮問第 8 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長(春名 利亮君)〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、ただいま上程されました諮問第 8 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

令和 3 年 12 月 31 日任期満了の英田地域人権擁護委員について、小川善史氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、小川氏の略歴を申し上げます。

住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料を御覧ください。

小川氏は、平成 28 年 1 月 1 日から人権擁護委員として現在も御活躍されておられます。津山人権擁護委員協議会の常任委員や総務企画部会の委員を務められ、主に人権擁護委員の研修会等の実施や市民への人権啓発活動に御尽力されており、ここに再任を推薦するものでございます。

御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長(鈴木 悦子君)

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(鈴木 悦子君)

なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、諮問第 8 号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、諮問第8号は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、諮問第8号は同意することに決定いたしました。

続きまして、日程第10、報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」について、副市長より報告を求めます。

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、御報告するものであります。

それでは、専決処分の内容を読み上げさせていただきます。

1件目についてでございます。

専決処分の日、令和3年7月28日。

損害賠償の額、14万6,300円。

事案の概要及び和解の要旨、令和3年7月11日午前8時30分頃、美作市久賀1082番地先路上を走行中、左カーブで助手席の荷物が動いたため、運転しながら左手で荷物の位置を直していたところ、運転操作を誤り、対向車線のガードレールに衝突し、ガードレールを破損した。この事故で破損した相手方のガードレールの修理費を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

次に、2件目でございます。

専決処分の日、令和3年8月2日。

損害賠償の額、1万4,400円。

事案の概要及び和解の要旨、令和3年6月27日午前11時頃、美作市湯郷地域交流センターでの新型コロナウイルスワクチンの集団接種の会場において、職員が誤って相手方の顔面に手指消毒液を噴射し、負傷させた。この事故で負傷した相手方の医療費を責任割合（市10割）により賠償し、和解するものです。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「出資法人等の経営状況について」、副市長より報告を求めます。

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第6号「出資法人等の経営状況について」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資する法人、借入金の元金もしくは利子の支払いを保証し、または損失補償を行う等、債務を負担している法人につきまして、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するよう義務づけられております。

この規定に基づき、株式会社みまちゃんネル、株式会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、美作市土地開発公社、株式会社作東バレンタインホテル、以上5件につきまして、令和2年度の経営状況及び令和3年度の経営計画を御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、それぞれ担当部長から御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

報告が終わりました。

続いて、担当部長から報告を求めます。

みまちゃんネルについて、春名企画振興部長、特産館みまさか、大原農業振興センターについて、遠藤農林政策部長、美作市土地開発公社、作東バレンタインホテルについて、太田産業政策部長、お願いします。

それでは、みまちゃんネルについて、春名企画振興部長。

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、株式会社みまちゃんネルの経営状況につきまして御報告申し上げます。

みまちゃんネルは、美作市内と西栗倉村内の視聴者約8,800件を対象としたケーブルテレビの自主放送番組の制作や放送スケジュールの管理、テレビコマーシャルの制作などを行っております。

平成27年度からは美作市光サービス・光設備管理支援業務を受託しておりまして、ケーブルテレビの障害の対応や光サービスのサポート、それから令和元年度からはみまちゃん光の愛称で、光インターネット接続サービスを、令和2年度からはみまいの愛称で、格安携帯電話事業を行っているところでございます。

平成25年3月に株式会社を設立しまして、同年4月から業務を開始しております。今回は本年2月28日までの第8期の経営状況の報告を行うものでございます。

まず、お手元の資料の決算状況についてでございますが、令和２年度決算報告書第８期の３ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

売上高は１億３,０１８万３,１８３円で、売上総利益金額は１億８３６万２９４円となっております。販売費及び一般管理費は１億１,０３１万５,１６８円でありましたので、営業損失は１９５万４,８７４円となり、営業外収益は２０５万８,１８４円でありまして、経常利益金額は１０万３,３１０円となっております。税引前当期純利益金額も同額の１０万３,３１０円となり、法人税、住民税及び事業税９万１,９００円を差引きしますと、当期純利益金額は１万１,４１０円という決算となっております。

次に、前のページでございますが、２ページの貸借対照表の資産の部を御覧ください。

流動資産が３,０６６万６,３２１円、固定資産が９５０万６,１９９円で、資産合計は４,０１７万２,５２０円となっております。

負債の部、純資産の部では、流動負債が１,７７５万７,８５８円で、負債合計も同額の１,７７５万７,８５８円となっております。

次に、純資産の部の資本金が９００万円、利益剰余金が１,３４１万４,６６２円でありますので、純資産合計は２,２４１万４,６６２円となり、負債、純資産合計は４,０１７万２,５２０円となっております。

次に、令和３年度、第９期の事業計画でございます。

事業計画書、予算書の２ページをお開きください。

まず、事業計画でございます。

令和３年度におきましては、みまさか情報局や特別番組等、番組の制作とその放送、それから美作市議会中継のほか、美作市光サービス・光設備管理支援業務、美作市ＦＭ告知放送及びデータ放送登録業務、光インターネット接続サービス事業、格安携帯電話事業などを行う計画としております。

次に、４ページを御覧いただきますと、収支計画でございます。

番組制作、管理、通信事業、管理支援事業などで、総売上げにつきましては、ほぼ昨年並みの１億４７６万１,０００円の収入を見込んでおります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、株式会社特産館みまさかの令和２年度決算概要について御報告申し上げます。

同社は、道の駅彩菜茶屋と彩菜みまさか箕面彩都店を運営しておりまして、主に市内及び近隣市町村で生産、加工されました農林産物などを販売しております。

決算について、先に３ページの損益計算書でございますが、純売上高が前年度に比べ、２,７６３万９,８０６円増加しまして、４億８,１１４万７,６４６円となりました。売上原価を差し引いた売上総利益が２億２,３２４万６,４２０円となり、さらに販売費及び一般管理費１億９,３５４万８,９０２円を差し引いた営業利益は２,９６９万７,５１８円となりました。

経常利益は３,２５６万７,０７８円となり、税引き前当期純利益は３,２５６万７,０７３円となりました。法人税等を差し引いた当期純利益は２,１８６万７,８８２円で、前年度に比べまして、９７４万２,５９４円の増益となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、道の駅彩菜茶屋では土産品など、売上げが減少いた

しましたが、彩菜みまさか箕面彩都店では売上げが増加している状況でございます。

次に、2ページに戻っていただきまして、貸借対照表でございますが、左側の欄、資産の部では、流動資産が2億2,961万7,793円、固定資産が1億1,832万7,466円で、資産合計3億4,794万5,259円となっております。

右の欄、負債の部では、流動負債のみで7,249万609円となっており、純資産の部では、資本金が9,800万円、利益剰余金が1億7,745万4,650円で、純資産合計は2億7,545万4,650円となっております。

次に、特産館みまさかの令和3年度事業計画について御報告申し上げます。

事業計画の2ページを御覧ください。

計画事項として、消費者満足を最優先した地元密着店を目標とし、コロナ環境に対応した取組を継続することにしております。

年間販売計画では、両店合わせて12億200万円を販売目標としております。売上げが大幅に増えた令和2年度実績12億2,900万円に比べ、2.2%の減としておりますが、反動を抑えて魅力ある店づくりに取り組むとしております。

販売目標は、店舗などでの総売上高で設定しておりますが、3ページの収支計画では、売上げを生産者からいただきます販売手数料で計上しており、売上総利益を2億2,200万8,000円、経常利益を1,528万4,000円と見込んでおります。

続きまして、有限会社大原農業振興センターの令和2年度決算概要について御報告申し上げます。

同社は、自営田の管理、農作業の受託、育苗施設及びライスセンターの管理運営、農業資材や農薬、肥料の販売などを行っております。

決算につきまして、先に3ページの損益計算書でございますが、純売上高が前年度に比べ、1,815万7,993円増加し、6,209万9,672円となりました。売上原価を差し引いた売上総利益が559万5,751円となり、さらに販売費及び一般管理費2,561万5,607円を差し引いた営業損失は2,001万9,856円となりました。これに国からの作物栽培に対する助成金である経営所得安定対策交付金、米粉用米や麦、大豆の作付による交付金などがございますが、これらを含む営業外収益を加えて、営業外費用を差し引いた経常利益は1,131万166円となり、特別利益を加え、特別損失を差し引いた税引き前当期純利益は835万166円となりました。法人税等を差し引いた当期純利益は614万739円で、前年度に比べ、105万1,285円の減益となりました。

売上高が増えた要因は、大原地域の主要な農業者で設立した株式会社アグリテック美作へ、顧客の生産米を買い取ってまとめて販売したことなどによるものです。また、最終利益が減益となった要因は、繰越欠損金の充当による法人税の減額がなくなりまして、法人税等の納付が前年度に比べ、増えたことによるものでございます。

次に、2ページに戻りまして、貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部では、流動資産3,518万1,164円、固定資産が2,144万5,644円、資産合計5,662万6,808円となっております。

右の欄、負債の部では、流動負債が2,220万5,783円、固定負債が211万8,496円、負債合計2,432万4,279円となっております。純資産の部では、資本金が1,400万円、利益剰余金が1,830万2,529円で、純資産合計は3,230万2,529円となっております。

資本金は、美作市からの増資によりまして900万円増加しておりまして、令和2年度決算

における出資配当金は、前年度に比べまして9万円増の14万円となっております。

次に、令和3年度の事業計画についてでございます。御報告申し上げます。

事業計画の2ページを御覧ください。

自営田の管理のほか、大原地域、東栗倉地域を中心として、水稻育苗、乾燥調整などの作業受託を行い、中山間地域の農業振興に寄与するとしております。

年間活動計画としては、水稻栽培に関する作業受託、自営田での農産物生産、資材等の販売を行います。

3ページの収支計画についてですが、売上高6,312万4,780円から売上原価、一般管理費を差し引いた収支差額はマイナスとなりますが、国からの作物栽培に対する助成金など2,648万7,150円により、経常利益を510万1,930円と見込んでおります。

令和3年産においても、引き続き自営田での米粉用米の作付や、麦と大豆の二毛作をすることなどで、経営所得安定対策交付金を得て、利益を確保するということにしております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは2件御報告をいたします。

まずは、美作市土地開発公社でございます。

令和2年度の美作市土地開発公社の決算の概要について御報告を申し上げます。

まず、土地開発公社の事業ですけれども、公有地の先行取得及び産業団地の分譲などを行っております。

令和2年度の事業報告についてですが、報告書の1ページを御覧ください。

用地の取得につきましては、山城団地の概略設計を実施しております。売却については該当がございませんでした。

附帯事業等についてですが、こちらについては、作東産業団地の1号地を貸付けを行っております。

次に、経営状況について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、4ページの損益計算書を御覧ください。

まず、1番目の事業収益の(3)附帯等事業収益55万2,300円でございますが、これが先ほど申し上げた作東産業団地の貸付けによる収益でございます。

次に、3番目の販売費及び一般管理費でございますが、山城団地の斜面の草刈り、調整池の土砂の撤去費用等などいたしまして、549万1,001円を執行しております。

次に、4番目の事業外収益でございますが、山城団地の賃借料等などで、469万3,101円を収入しております。

次に、5番目の事業外費用の19万円ですけれども、こちらは美作市からの借入れの利息でございます。

これらを差引きいたしまして、最後当期の純損失ですけれども、43万5,600円の損失となっております。

次に、貸借対照表の御説明をいたします。

1枚戻っていただきまして、3ページ目を御覧ください。

資産の部ですけれども、流動資産が4億9,564万2,913円、次に固定資産が3,996万4,051円となりまして、合計が5億3,560万6,964円となっております。

負債の部ですけれども、こちらは短期借入金の流動負債のみで、合計が3億3,576万3,090円となっております。

資本の部ですけれども、基本財産8億1,000万円、それから欠損金の合計が6億1,015万6,126円となっております、資本の合計は1億9,984万3,874円でございます。

次に、令和3年度の計画について申し上げます。

別資料の令和3年度の事業計画書、予算書資金計画書という冊子を御覧ください。

2ページ目に令和3年度の予算を記しております。この予算は、令和3年度の当初につくったものでございまして、この当時におきましては、公有地の取得事業並びに土地造成事業に関する予定はありませんでした。その上の予算ということで御報告をまずいたします。

附帯事業収益といたしましては、作東産業団地の土地賃借料として、51万6,000円を計上しておりまして、事業外収益といたしましては、岡山県からの土地賃借料などとして、270万1,000円を計上しております。

支出の部でございますが、収益的支出といたしまして、271万6,000円を計上しておりますが、これは産業団地の管理費や支払い利息等が主なものとなっております。

なお、令和3年度の事業につきましては、6月の議会でも少し報告をいたしました、山城の団地において誘致の見込みがありまして、事業が動いているということを御報告を付け加えさせていただきます。

続きまして最後に、作東バレンタインホテルの決算について御説明いたします。

まずは、決算報告書を御覧ください。

作東バレンタインホテルは、バレンタインパーク作東の丘の上に建つ、客室24室、大小の宴会場、結婚式場などを備えたホテルでございます。婚礼・宿泊・宴会の3部門を柱として、運営を行っております。

決算について、まずは表紙から2枚めくっていただきまして、2ページの損益計算書で御説明を申し上げます。

まず、売上高ですが、6,447万7,142円ございました。これは前年度と比較いたしまして、約1億円の減少ということになっております。

次に、売上原価が2,137万700円となっております、これを差し引いた売上げの総利益が4,310万6,442円となり、さらに販売費及び一般管理費1億698万5,416円を差し引いた営業利益は、6,387万8,974円の損失となっております。

このほかに法人税等、それから雇用調整助成金が令和2年度には大きなその他の収入になっておりまして、これが雇用調整助成金が下から5行目ぐらいのところがございますが、3,258万8,899円、これらを差し引いた当期の純利益は、3,147万2,575円の損失となっております、前年度と比べまして、767万482円の減益となっております。

売上げ減少の主な原因ですけれども、新型コロナウイルス感染症の蔓延により人流の抑制が余儀なくされまして、観光、婚礼、外食といった経済活動が大きく減少し、当施設の宴会部門については前年比でマイナス203組、それから婚礼についてはマイナスの18組となっております、先ほども申し上げましたが、売上高が対前年度で約1億円の大幅な減となっております。

次に、1 ページ戻りまして、貸借対照表でございますが、左の欄の資産の部では、流動資産のみで、合計は1,887万3,781円となっております。

右側の負債の部では、流動負債のみで、合計は4,729万726円となっております。短期借入金4,000万円、これが新たに増えております。これは新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けた場合に美作市のほうから基金を原資として貸付けを受けられるよう昨年度条例の改正を行っていただきまして、この制度を利用して借入れを行ったものでございます。

それから続きまして、純資産の部では、資本金が4,600万円、繰越利益剰余金がマイナスの7,441万6,945円で、純資産の合計はマイナスの2,841万6,945円となっております。

次に、令和3年度の作東バレンタインホテルの事業計画について御報告を申し上げます。

同じく、とじてあります令和3年度事業計画並びに予算書を御覧ください。

まず、年間の目標値につきましては、1 ページ目の一番下に宿泊部門が6,600人、それから2 ページに参りまして、婚礼部門が22組、それから次にレストラン部門の利用が5,500人、宴会部門の利用が6,300人という目標を設定しております。

3 ページ目以降に予算を掲載しておりますが、この計画は令和3年3月の取締役会で承認されたもので、その後2度にわたって緊急事態宣言が発令されるなど、計画を縮小する必要があります。現在経営の形態について抜本的な見直しに取り組んでいるところでございまして、今後実情に合わせた規模への補正を見込んでおりますので、詳細な説明については省かせていただきます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で報告が終了いたしました。

報告第6号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

なお、質疑は5つの法人等を一括でお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、副市長より報告を求めます。

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するものです。実質赤字比率及び連結赤字比率並びに資金不足比率は、各会計が現金収支において黒字決算のため該当はなく、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも改善傾向にあり、将来負担比率については、前年度に続きゼロ、算定なしとなりました。

健全化判断比率の4指標全てが早期健全化基準以下であり、また公営企業会計の資金不足

についても発生しておらず、健全な状態にあります。

以上、御報告させていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第7号を終わります。

続きまして、日程第11、認定13件、認定第12、議案13件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第4号から認定第16号、並びに議案第54号から議案第66号まで、13件の認定、13件の議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、認定第4号から認定第16号までの「令和2年度美作市一般会計決算の認定について」外12会計について、一括して御説明を申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度の美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、老人保健施設事業特別会計、老人福祉施設事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、それぞれの歳入歳出及び収入支出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

美作市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の報酬について、現行の条例では教授、准教授と、それ以外の方で異なる報酬額が定められています。しかしながら、大学以外の研究機関に所属していたなど、教授、准教授に相当する見識を有していると認められる者については、報酬額についても教授、准教授と同額にするよう当該条例の改正を行うものです。

次に、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」を御説明申し上げます。

本条例は、事業用発電パネルの災害危険箇所等への設置や、立地開発による土地の形態の変化に伴う土砂災害、河川洪水、鳥獣被害のほか、事業終了後の土地の荒廃等の危険性を軽減する施策の実施に必要な財源を確保するため、美作市独自の法定外目的税として事業用発電パネル税の創設を目指すに当たり、関係する太陽光発電事業者の方へアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、規定を再考しております。

事業用発電パネル税の概要につきましては、原則として、太陽光パネル設置のための架台を土地に直接設置し、10キロワット以上の発電規模で太陽光発電事業を行う者に対し、設置した太陽光パネル1平方メートルにつき50円の税率で課税するものです。

次に、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

公民館が設置されてない勝田地域について、公民館活動の推進をするため、現在のかつた市民センターを公民館として位置づけるため、美作市公民館条例に必要な改正を行うものです。

次に、議案第57号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

精神障がい者の医療費負担の軽減を行い、保健の向上、福祉の増進を図るため、当該制度の受給資格者に精神障がいの重度障がい者を追加するものです。

次に、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が全国に500か所の開設を目指している子ども第三の居場所事業を、美作市では令和元年度から英田地域で実施しております。来年度作東地域で本事業を開設するに当たり、江見医師住宅東棟及び西棟をB&G作東として改修を行うことから、当該2棟の用途廃止をするため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第59号「市道路線の認定について」を御説明申し上げます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。

該当路線は市道認定基準に適合するもので、山城地内の1路線です。

次に、議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」を御説明申し上げます。

現在策定しております美作市内の辺地に係る総合整備計画でございますが、このたび真殿辺地について、事業をより効果的に実施するため総合整備計画の変更を行うものです。

変更内容といたしましては、林道大井谷線整備事業を追加するものでございます。

次に、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」を御説明申し上げます。

令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ4億2,407万3,000円を追加し、予算総額を220億8,544万3,000円にしようとするものです。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係るものとして、衛生費では、新型コロナワクチン接種に係る費用1億1,387万円、商工費では、国の雇用調整助成金の特例期間が延長されたことに伴い、新型コロナウイルスに負けるな給付金事業の追加3,000万円を計上しております。

このほか、総務費ではおかやま元気！集落支援事業補助金75万円、集会施設敷地等除却改修事業補助金110万円、民生費では、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金1,552万5,000円、第三の居場所事業として、大原及び作東拠点整備に要する経費8,350万円、新英田保育園の建設予定地の購入に係る公有財産購入費等3,550万円、農林水産業費では、鳥獣害防護柵設置事業補助金1,544万7,000円の追加、商工費では、地域活力創生事業雇用促進奨励金580万円、市営露天風呂残留塩素計等の修繕費203万円、土木費では、河川改修費として6,000万円、教育費では、勝田公民館基本計画策定及び調査業務委託費100万円、災害復旧費では、7月7日から9日に発生した豪雨による農地災害の復旧事業費4,600万円などを計上

しております。

また、人事異動に伴う職員の人件費の調整を全般にわたって行っております。

今回の補正予算の財源は、衛生費国庫負担金及び補助金 1 億1,539万3,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金1,552万5,000円、第三の居場所事業助成金8,350万円、農作物鳥獣害防止対策事業補助金1,544万7,000円、災害復旧費県補助金1,900万円、緊急自然災害防止対策事業債 1 億1,300万円、災害復旧事業債1,670万円、また合併特例債3,370万円などとなっております。

次に、議案第62号「令和 3 年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御説明申し上げます。

直営診療施設勘定につきまして、歳出では、オンライン資格確認等システム導入に係る備品購入費42万9,000円を追加するものです。

財源は国の医療提供体制設備整備交付金で、社会保険診療報酬支払基金の間接補助で交付されるため、歳入の雑入に42万9,000円を追加するものです。

次に、議案第63号「令和 3 年度美作市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費の減額、介護総合相談事業における高齢者支援システム用のパソコン購入費の追加が主な内容です。

歳入では、国庫支出金40万3,000円、県支出金20万1,000円の増額、一般会計繰入金1,241万円の減額、繰越金24万2,000円の増額です。

歳出では、総務費1,241万円の減額、地域支援事業費104万8,000円の増額となっております。

次に、議案第64号「令和 3 年度美作市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を御説明申し上げます。

主な内容は、人事異動に伴い人件費の補正を行うものです。収益的収支予算の収入について、一般会計繰入金316万4,000円の増額、支出では、人件費316万4,000円を増額でするものです。

次に、議案第65号「令和 3 年度美作市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を御説明申し上げます。

職員の異動及び新型コロナウイルスワクチン接種業務による時間外勤務手当等の給与費の補正を行うものです。

収益的収支予算の支出において、1,281万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第66号「令和 3 年度美作市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を御説明申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業の終末処理場において、機械設備が故障したため、機械設備の修繕費用を計上するもので、収益的収支予算の収入において、営業外収益の他会計補助金700万円、支出においては、営業費用の修繕費700万円をそれぞれ増額補正するものです。

以上、議案並びに認定につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、認定に関する詳細につきましては、会計管理者、各担当部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、認定第4号から13号について、祐延会計管理者に補足説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者（祐延 誠一君）〔登壇〕

ただいま上程されました認定第4号「令和2年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第13号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」までの説明をさせていただきます。

なお、金額は四捨五入で千円単位に丸めさせていただき、できるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、一般会計から御説明いたします。

お手元の決算書の8ページを御覧ください。

歳入合計欄でございますが、収入済額の合計は268億6,285万6,000円で、前年度と比較して、40億3,539万7,000円の増額となっております。調定額に対する収入済額の割合は98.6%で、不納欠損額2,451万4,000円を処分した後の収入未済額は3億5,167万1,000円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

支出済額の合計は255億7,534万1,000円で、前年度と比較して、37億9,810万円の増額となっております。翌年度繰越額は5億2,577万3,000円でございます。不用額は9億6,440万8,000円となっており、なお予算現額に対する執行率は94.5%でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は12億8,751万5,000円となっております。

令和3年1月に湯郷地域交流センターで発生した公金盗難により、釣銭用現金2,000円が不足しておりますが、令和3年度において保険金にて収入済みであります。

次に、14ページをお願いします。

事項別明細書により、歳入から主立ったものを御説明いたします。

款1の市税につきましては、調定額は38億5,536万2,000円、収入済額は35億3,736万7,000円で、歳入全体に占める割合は13.2%になります。

収納率は91.8%であります。不納欠損額2,406万2,000円を処分した後の収入未済額は2億9,393万3,000円で、その内訳は、市民税3,627万3,000円、固定資産税2億4,649万2,000円、軽自動車税876万4,000円、次に、15ページをお願いします。

入湯税240万5,000円となっております。

款2地方譲与税は2億7,342万8,000円で、前年度と比較して、2,174万2,000円の増額となりました。主なものは、自動車重量譲与税1億6,901万3,000円でございます。

次に、款6法人事業税交付金は、令和2年度からできたもので、法人市民税の税率が下が

ったことによる県からの収入で、1,435万9,000円でございます。

16ページをお願いします。

款7 地方消費税交付金は5億9,214万4,000円で、前年度と比較して、1億832万1,000円の増額となりました。

款11 地方交付税は98億6,507万4,000円で、歳入全体に占める割合は36.7%になります。前年度と比較して、普通交付税は1億7,107万1,000円の減額、地方交付税は、298万9,000円の増額となり、全体では1億6,808万2,000円の減額となりました。

次に、21ページをお願いします。

款15 国庫支出金は52億2,940万5,000円で、前年度と比較して、36億1,899万6,000円の増額となっております。要因は、23ページの備考欄の中段にありますコロナ関連によります特別定額給付金給付事業費国庫補助金27億1,970万円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億3,544万9,000円でございます。

32ページをお願いします。

款18 寄附金は1億3,658万5,000円で、前年度と比較して、2,795万円の増額となっております。寄附金の内訳は、一般寄附金575万9,000円、ふるさと美作応援寄附金1億1,582万6,000円。

次に、33ページをお願いします。

指定寄附金1,500万円でございます。

款19 繰入金は、特別会計及び財政調整基金などの基金から6億8,609万8,000円を繰入れし、起債元金の繰上償還及び公共施設整備事業などへ財源充当しております。

次に、38ページをお願いします。

款22 市債でございます。収入済額は28億1,433万2,000円で、歳入全体に占める割合は10.5%になります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。歳出につきましても主立ったもののみの説明とさせていただきます。

42ページをお願いします。

款2 総務費ですが、支出済額は57億8,119万1,000円で、前年と比べて、35億4,565万1,000円増額となっておりますが、要因は、コロナ関連で、56ページの項1 総務管理費、目39 特別定額給付費27億3,263万3,000円及び57ページの目40 みまさか臨時創生費8億6,558万2,000円の支出でございます。

次に、65ページをお願いします。

款3 民生費でございます。支出済額は53億8,148万6,000円で、主なものは、79ページ、項2 児童福祉費、目7 保育園建設費で、むさしこども園建設に伴う5億1,249万7,000円の支出でございます。

次に、98ページをお願いします。

款7 商工費でございますが、支出済額は14億1,704万5,000円で、主なものは、項1 商工費、目2 商工業振興費で、備考欄にございます新型コロナウイルスに負けるな給付金2億760万2,000円及び次ページの新型コロナウイルスに負けるな貸付金2億980万円でございます。

次に、117ページをお願いします。

款10教育費でございますが、支出済額は16億5,753万1,000円で、主なものは、目2事務局費では、人件費のほか、OA機器の保守管理委託料及びリース料などでございます。

119ページ、項2小学校費及び122ページ、項3中学校費では、GIGAスクールの校内無線LANの整備費、及び備品購入費において、タブレット端末1,838台分を支出しております。

次に、138ページをお願いします。

款11災害復旧費は、支出済額2,569万7,000円で、前年度と比較して、5億4,113万3,000円の減額となっております。

次に、139ページをお願いします。

款12公債費は、支出済額36億3,513万2,000円で、前年度と比較して、1億2,580万8,000円の増額となっておりますが、要因といたしましては、7億9,113万2,000円の繰上償還をしております。

次に、142ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額は12億8,751万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源1億2,900万8,000円を差し引いた実質収支額は11億5,850万7,000円でございます。

143ページからの財産に関する調書、150ページからの一般会計決算附属資料についてはお目通しをいただきたいと思います。一般会計は以上でございます。

続きまして、158ページからの認定第5号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、説明いたします。

事業勘定でございますが、164ページをお願いします。

収入済額の合計は32億2,328万8,000円となっております。調定額に対する収入済額の割合は96.6%で、不納欠損額579万9,000円を処分した後の収入未済額は1億907万2,000円でございます。

次に、166ページをお願いします。

支出済額合計は31億1,607万円となっております。予算現額に対する執行率は93.9%でございます。不用額は2億209万1,000円となっております。

次に、170ページをお願いします。

歳入の主なものは、款1国民健康保険税でございますが、調定額6億1,563万2,000円に対しまして、収入済額は5億381万2,000円で、歳入全体に占める割合は15.6%になります。

収納率は81.8%でございます。不納欠損額579万9,000円を処分した後の収入未済額は1億602万1,000円となっております。

そのほかの収入といたしましては、171ページ、款6県支出金23億7,735万8,000円、款9繰入金2億5,933万7,000円などがございます。

次に、歳出の主なものは、175ページ後半の款2保険給付費で、支出済額は23億2,139万1,000円で、歳出全体に占める割合は74.5%になります。

また、179ページの最後になりますが、国民健康保険事業納付金で、支出済額は6億4,070万7,000円で、歳出全体に占める割合は20.6%になります。

次に、181ページをお願いします。

実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額、実質収支額は1億721万8,000円となりました。

続きまして、182ページをお願いします。

直営診療施設勘定でございます。市内5か所、作東、栗井、福山、英田、梶並の美作市立診療所の決算でございます。

それでは、184ページをお願いします。

収入済額の合計は1億978万2,000円となっております。

次のページをお願いします。

支出済額の合計は1億152万1,000円で、予算現額に対する執行率は93.6%で、不用額は698万1,000円でございます。

次に、188ページをお願いします。

歳入の主なものは、診療収入で、4,290万2,000円でございます。歳入全体に占める割合は39.1%になります。

次に、191ページをお願いします。

歳出の主なものは、款1総務費では、栗井・英田・梶並診療所の管理運営委託料356万5,000円、同じページの款2医業費では、医薬材料費等で1,983万8,000円となっております。

次に、193ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額、実質収支額は826万1,000円となりました。

次に、196ページをお願いします。

認定第6号「令和2年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

保険事業勘定でございますが、203ページをお願いします。

収入済額の合計は44億1,493万9,000円となっております。調定額に対する収入済額の割合は99.7%で、不納欠損額344万9,000円を処分した後の収入未済額は954万5,000円でございます。

次に、205ページをお願いします。

支出済額の合計は43億3,176万2,000円で、予算現額に対する執行率は97.4%で、不用額は1億1,553万3,000円でございます。

次に、208ページをお願いします。

歳入の主なものといたしまして、款1保険料は、調定額7億3,658万1,000円に対しまして、収入済額は7億2,358万6,000円で、収納率は98.2%でございます。不納欠損額344万9,000円を処分した後の収入未済額は954万5,000円となっております。

そのほかの収入といたしましては、款4国庫支出金11億3,989万8,000円や、次ページの款5支払基金交付金11億1,250万7,000円などがございます。

歳出の主なものといたしまして、214ページをお願いします。

款2保険給付費40億856万9,000円で、歳出全体の92.5%を占めております。

次に、221ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は8,317万7,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定でございます。

歳入ですが、228ページをお願いします。

収入済額の合計は1,813万6,000円となっております。主なものは、介護予防サービス計画費収入1,806万3,000円でございます。

次に、歳出ですが、229ページをお願いします。

支出済額の合計は1,784万8,000円で、主なものは介護予防支援事業費でございます。

次に、230ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は28万8,000円となりました。

続きまして、232ページをお願いします。

認定第7号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

240ページをお願いします。

収入済額の合計は2,341万8,000円となっております。歳入の主なものは、款1の県支出金105万6,000円で、償還推進助成事業補助金です。

款5項3貸付金元利収入989万8,000円は、住宅新築資金等貸付金元利収入の現年度分、滞納繰越分合わせての収入です。収入未済額は、現年度分、滞納繰越分を合わせて3億7,374万6,000円となっております。

次に、241ページをお願いします。

支出済額の合計は1,897万2,000円で、予算現額に対する執行率は96.6%で、不用額は66万9,000円でございます。主なものは、款1総務費では、一般会計への繰出金、款2公債費では、長期債償還元金と利子185万3,000円を支出しております。

次に、242ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は444万6,000円となりました。

次に、認定第8号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

254ページをお願いします。

収入済額の合計は145万5,000円となっております。歳入の主なものは、公園墓地事業基金繰入金75万4,000円でございます。

次ページをお願いします。

支出済額の合計は125万5,000円で、予算現額に対する執行率は86.2%で、不用額は20万1,000円でございます。主な支出は施設の管理委託料でございます。

次に、256ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は20万円となりました。

次に、認定第9号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

262ページをお願いします。

収入済額の合計は474万4,000円となっております。

次のページをお願いします。

支出済額の合計は474万4,000円で、予算現額に対する執行率は84.9%で、不用額は84万5,000円でございます。

次に、266ページをお願いします。

歳入の主なものは、ガレージ使用料、軽食の売上げなどでございます。また、一般会計よ

り66万6,000円を繰り入れております。

次のページをお願いします。

支出済みの合計額は474万4,000円で、主なものは、人件費や軽食の賄い材料費、警備保障委託料などでございます。

次のページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は0円となっております。

続きまして、認定第10号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

274ページをお願いします。

収入済額の合計は2億8,989万9,000円となっております。

次のページをお願いします。

支出済額の合計は2億8,805万8,000円で、予算現額に対する執行率は96.4%で、不用額は1,078万6,000円でございます。

次に、278ページをお願いします。

歳入の主なものは、款1介護保険収入2億543万9,000円で、歳入全体に占める割合は70.9%でございます。

款2使用料及び手数料は5,081万6,000円で、収入未済額11万円は施設使用料等でございます。

次に、280ページをお願いします。

歳出の主なものは、款1総務費では、人件費のほか、次のページですが、コロナ対策として、備品購入費で加湿空気清浄機等を購入しております。

款2医業費では、医療用消耗器材及び給食賄い材料費などを支出しております。

次に、285ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は184万1,000円となりました。

続きまして、認定第11号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

292ページをお願いします。

収入済額の合計は7,498万2,000円となっております。

次のページをお願いします。

支出済額の合計は7,235万6,000円で、予算現額に対する執行率は97.7%で、不用額は172万4,000円でございます。

次に、296ページをお願いします。

歳入の主なものは、款7諸収入、項2雑入、目2清算金6,137万2,000円で、作東寮の基金の清算によるものです。

次のページをお願いします。

歳出の主なものは、款4諸支出金の基金への積立てで、6,027万6,000円でございます。

299ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は262万6,000円となりました。

続きまして、認定第12号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

306ページをお願いします。

収入済みの合計は955万2,000円となっております。歳入の主なものは、前年度繰越金や貸付金元利収入でございます。収入未済額233万8,000円は全て貸付金元利収入でございます。

次のページをお願いします。

支出済みの合計は364万2,000円で、予算現額に対する執行率は38.4%で、不用額は583万4,000円でございます。歳出の主なものは、奨学金の貸付金で、新規4名、継続6名の方に貸し付けております。

次に、312ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は591万円となりました。

次に、認定第13号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

318ページをお願いします。

収入済額の合計は4億3,930万5,000円となっております。調定額に対する収入済額の割合は99.3%で、不納欠損額37万6,000円を処分した後の収入未済額は258万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

支出済額の合計は4億3,875万2,000円で、予算現額に対する執行率は98.2%で、不用額は824万8,000円でございます。

322ページをお願いします。

歳入の主なものは、款1後期高齢者医療保険料2億8,286万9,000円で、歳入全体に占める割合は64.4%でございます。

次に、324ページをお願いします。

歳出の主なものは、款1総務費では、人件費のほか、健康診査委託料、及び次ページの款2後期高齢者医療広域連合納付金4億1,520万6,000円でございます。

次に、326ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引き額及び実質収支額は55万3,000円となりました。

以上で令和2年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

328ページ以降には、課題等を含めた主要事業成果説明書をつけておりますので、お目通ししたいと思っております。

誠に粗雑な説明となりましたが、御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕
議長（鈴木 悦子君）

続きまして、認定第14号、16号について、森元都市整備部長より補足説明を求めます。

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

失礼いたします。

私からは、まず認定第14号「令和2年度美作市水道事業決算の認定について」から補足説明をさせていただきます。

水道事業会計は、令和2年度から簡易水道事業特別会計を水道事業会計に統合しておりまして、決算書に添付しております財務諸表につきましては、簡易水道事業と上水道事業を合計した額となっております。

まず、概況についてでございますが、決算書の19ページに掲載しておりますが、全給水人口は、前年度と比較しまして、380人減少しており、その内訳としまして、上水道エリアで213人、簡易水道エリアで167人の減少となっております。

また、年間の有収水量も前年度と比較しまして、4万6,357立方メートル減少しておりますが、この要因としましては、給水人口の減少のほか、コロナ禍の影響により市内の旅館業などの宿泊業や飲食業等の集客数の減少、企業の業務の縮小等が大きな原因であります。

また、有収率が前年度比で4.23ポイント減少しておりますのは、今年の1月上旬の寒波によりまして配水管等の破損事故が多発し、収益とならない水量が増加したことが主な原因であります。

続きまして、決算の状況についてでございますが、決算書の7ページの損益計算書について説明させていただきます。

給水収益などの営業収益から施設の維持管理費や減価償却費などの営業費用を差し引いた営業損失は2億6万2,761円で、営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常損失は1億3,568万1,778円となっております。

企業会計におけます経常収支比率は84.91%で、当年度純損失は1億4,396万4,620円を計上しておりますが、これは主に簡易水道事業の現金支出を伴わない減価償却費に関わる部分でございます。

次に、11ページの貸借対照表でございますが、資産の部では、固定資産が89億7,238万6,062円、流動資産が11億6,581万5,705円、資産合計が101億3,820万1,767円となっております。

負債の部では、固定負債が28億4,535万1,388円、流動負債が4億5,532万1,268円、繰延収益が17億2,567万5,340円で、負債合計が50億2,634万7,996円、また資本の部では、資本金が47億3,783万1,032円、剰余金が3億7,402万2,739円で、資本合計51億1,185万3,771円となっております。

また、安心・安全な水道水を安定的に供給するために令和2年度中に実施しました各施設の計装機器やポンプ設備などの基幹設備の更新、及び水道管の老朽管更新工事の内容や受託工事につきましては、決算書の21ページから24ページにかけまして掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、認定第16号「令和2年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要についてですが、決算書の25ページに掲載しておりますが、令和2年度末の水洗化人口は2万3,585人で、前年度比で55人減少し、有収水量も水洗化人口の減少のほか、水道事業に同じくコロナ禍の影響により前年度比で4,615立方メートル減少しております。総処理水量の増加原因は、雨水や地下水などの不明水が流入したものと考えられ、これらの対応が今後の課題となっております。

令和2年度は、このような課題を解消し、事故の発生や機能停止を未然に防止するため国の新たな制度であるストックマネジメント計画の策定に着手し、また維持管理費の低減と処理の効率化を図る目的で汚水処理施設の統合を具体化するため、美作市公共下水道事業全体計画の見直しにも着手しております。

このほか、老朽化した機器の更新工事や新築家屋等に対し、水洗化を促進し、環境衛生の

向上にも努めてまいりました。

これらの工事の内容等につきましては、27ページ以降に掲載しているとおりでございます。

続きまして、決算の状況についてでございますが、11ページの損益計算書でございますが、下水道使用料などの営業収益から営業費用を差し引いた営業損失額は17億7,224万9,989円となり、営業外収益を加え、企業債償還金支払い利息などの営業外費用を差し引いた経常損失は4,580万1,251円で、特別損失を合計した当年度純損失は4,731万1,320円で、昨年度と比較し、約1,450万円減少しております。

次に、貸借対照表でございますが、資産の部では、固定資産と流動資産で、資産の合計が423億5,616万2,288円となっております。

負債の部では、企業債や未払金、繰延収益などの合計で、負債合計が300億2,757万7,819円、資本の部では、資本金、剰余金などの合計で、資本合計が123億2,858万4,469円となっております。

決算の状況については以上でございますが、経営状況につきまして下水道使用料による独立採算経営を目指しておりますが、これまで旧町村において急ピッチに下水道整備を行った結果、赤字経営が続いており、一般会計からの補助金で賄われているのが現状でございます。少しずつは改善されているものの、今後においても効率的な汚水処理を行うとともに、維持管理の低減に努めてまいりたいと思います。

以上で令和2年度美作市水道事業会計決算及び令和2年度美作市下水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、認定第15号について、大佛保健福祉部長に補足説明を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、認定第15号「令和2年度美作市病院事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、13ページに概況として総括事項を記載しています。13ページをお開きください。

令和2年度の患者数は、前年度と比較し、入院が9.8%の減で、外来においても14.5%の減となりました。

収益的収支は、収益総額が11億813万4,000円、前年比5,070万9,000円の増となりました。

費用総額は10億1,852万9,000円、前年比1億4,224万円の増となりました。

当年度は、延べ入院患者数が2,745人の減、また延べ外来患者数も4,077人の減となり、収益的収支では、昨年度より9,153万円減の8,960万5,000円の純利益となりました。

資本的収支では、1億422万円で、カーボンマネジメント事業による照明設備等の更新を、機械備品購入費3,158万1,000円で、人工呼吸器等の更新を行いました。また、企業債償還金は3,543万2,000円でした。

以上が概況となります。

それでは、元に返りまして1ページを御覧ください。

総額を読み上げさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入の病院事業収益決算額11億1,418万9,563円に対して、下の欄の支出決算額が10億903万5,229円でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入の資本的収入決算額1億5,307万9,000円に対して、支出決算額が1億7,123万2,385円でございます。

不足額1,815万3,385円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

3ページを御覧ください。

損益計算書でございまして、各項目の合計を読み上げさせていただきます。

まず、医業収益8億1,636万325円に對しまして、医業費用9億3,887万1,975円となり、医業損失が1億2,251万1,650円となります。

医業外収益2億7,197万3,625円に對しまして、4ページを御覧ください。

医業外費用5,985万6,937円となり、経常利益が8,960万5,038円となり、当年度純利益につきましても同額でございます。

当年度未処分利益剰余金13億4,304万6,812円となります。

以下、財務諸表として、剰余金計算書が5ページで、利益剰余金のうち2,000万円を減債積立金に積み立てています。

剰余金処分計算書が6ページで、令和3年度においても未処分利益剰余金のうち、同じく2,000万円を減債積立金に積み立てる予定です。

キャッシュフロー計算書が7ページ、貸借対照表が8ページから10ページ、また事業報告書が13ページから21ページ、政令で定める附属明細書が23ページから32ページとなっていますので、お目通しをお願いいたします。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの影響で医業収入は減少し、費用は増加をしました。将来的な人材確保のために大阪滋慶学園から看護実習生23名を受け入れました。今後も市立病院といたしまして継続可能な地域医療サービスの提供主体として役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えております。

以上で補足説明といたします。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時52分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、補足説明が終わりましたので、ここで東内代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

代表監査委員の東内です。この中で議員の方が約半数替わられております。よろしくお願

いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般市長から審査に付されました令和2年度美作市各会計の歳入歳出決算、及び基金の運用状況の審査、及び公営企業会計決算審査に対する意見書について補足説明をさせていただきます。

資料を御覧いただきたいと思いますのですが、まず最初に、一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査につきまして御説明をいたします。

目次をめくっていただき、1ページから進めさせていただきます。

るる書いておりますが、第1の審査の基準は、令和2年に制定いたしました美作市監査基準に準拠して実施をいたしました。

第2の審査の種類は、本文に記載のとおりでございます。

次に、第3の審査の対象は、本文に記載のとおり一般会計から基金の運用状況までを対象といたしました。

第4の審査の着眼点は、予算の使用が所期の目的を達成しているかどうかという有効性、また予算の使用が最大の成果やサービスが得られているかという効率性、予算の使用が最少のコストで実施されているかという経済性について審査を行いました。

5番目が審査の主な実施内容でございますが、本文に記載のとおり審査の証拠を入手し、関係者からの説明を聴取し、実施をいたしました。

第6の審査の実施場所及び日程は、令和3年7月8日から29日までの間の11日間にわたり、美作市役所及び各所属事務所において実施をいたしました。

第7の審査の結果は、審査した限りにおいては計数は正確であり、予算の執行もおおむね適正になされたものと認められました。基金の運用状況を示す書類につきましても、適正に作成、運用されているものと認められました。

以下、3ページから43ページまでは令和2年度の決算額の状況等が掲載されておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

先ほど部長からも数字についての御説明がございましたが、みまちゃんネルを御覧の皆様方については、本日の資料がお手元にございませんで、主な計数について再度御紹介させていただきます。

まず、令和2年度の歳入決算額ですが、一般会計が約268億6,000万円、国民健康保険や介護保険などの特別会計が約86億1,000万円で、合計しますと354億7,000万円でございます。昨年と比べますと、一般会計で約40億円の増額、特別会計では逆に6億6,000万円の減額となっております。

次に、一般会計の歳入構成比率ですが、市税などの自主財源が25.1%、地方交付税などの依存財源が74.9%でした。昨年と比較すると、自主財源比率が3.4%少なくなり、依存財源比率が3.4%多くなっているという状況でございました。

一方、一般会計の歳出の内容は、人件費や公債費などの義務的経費比率が38.2%、補助費や物件費等の消費的経費比率が37.1%、建設事業費などの投資的経費が10.4%、その他投資、出資金、歳出金などの経費が14.3%となっております。

また、一般家庭の預金に相当する基金の残高ですが、一般会計では17の基金があり、その合計残高は約162億700万円で、そのうち、67億2,000万円が財政調整基金でございました。

他方、特別会計では9つの基金がありますが、その合計残高は約13億6,000万円で、その

うち、国民健康保険事業財政調整基金が6億7,000万円となっております。

詳細は後日発行されます市の広報紙で御確認をいただきたいと思います。

次に、44ページのむすびを御覧ください。

一般会計及び特別会計決算ですが、審査した結果、関係法令に基づき適正に処理されておりました。

一方、収入未済額は前年より1,216万円減少しておりましたが、今後も引き続き留意する必要性が認められました。また、予算の不用額につきましては、先ほども部長からの説明がございましたが、依然として不用額が多く計上されております。年度末の補正予算での返還を含め、計画段階で大きな不用額が発生しないよう事業の実施計画策定の際に、詳細な査定を心がける必要があると認められました。

また、指摘事項とはしておりませんが、会計処理の例月検査事項の内容について、通常の日常の決済段階で誤りが把握できる事例が多数出ております。決済権者は処理内容をしっかり検分してから押印をしていただくようにということで、口頭で皆さんに伝えております。また、45ページに、事務処理に関する意見として、むさしこども園の建設に係る問題点を掲載しておりますが、内容は記載のとおりですが、長期にわたる継続管理とするよう意見を述べております。

次に、令和2年度美作市公営企業会計決算審査意見について御説明をいたします。

審査意見書の1ページを御覧ください。

第1から第7までは、一般会計の審査意見でお話ししたものと同じでございますので、省略をいたします。

2ページから8ページには水道事業会計について計数を記載しておりますので、御覧ください。先ほども申し上げましたが、部長からの紹介がございましたけども、事業全体の概要について再度申し上げます。

水道の給水人口ですが、前年度から380人減少して、2万6,695人、加入戸数は、前年から26件逆に増加し、1万5,118件でございました。

令和2年度の水道事業の収入金額は、簡易水道会計が組み込まれたことから、8億3,000万円となり、支出金額は9億5,000円で、差引き1億2,000万円の赤字となっております。

次に、10ページを御覧ください。

病院事業会計についてでございますが、15ページまで掲載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

市民の皆様方には主な計数について御紹介をさせていただきますが、大原病院での令和2年度の入院患者数は、前年度から2,745名少なくなりまして、2万5,246人、外来患者は4,077名減少して、2万4,100人でした。これは新型コロナの感染の関係というふうに思われます。病院の収入ですが、11億1,000万円で、支出額は10億2,000万円、約9,000円の黒字となっております。

16ページのむすびについて御説明いたします。

事業実績につきましては、①に記載のとおりですが、②の指摘事項でございますが、世界的に猛威を振るっている新型コロナ感染拡大に際し、迅速かつ適切な対策を講じたことに対し、高く評価をいたしました。

また、水道事業会計でも述べましたが、病院会計におきましても未収金が多数発生していることから、病院会計の健全化のためにも未収金の回収と未収金発生の未然防止に御努力をお願いしたいということを申し上げます。

次に、17ページから27ページまでは下水道事業会計の計数を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

市民の皆様方には事業全体の概要について令和2年度の数値のみを申し上げます。

下水道の処理人口ですが、前年から80人減少して、2万6,582人、そのうち、水洗化人口は同じく前年から55人減少して、2万3,585人でした。

なお、水洗化率は昨年と同じ88.7%となっております。また、令和2年度の下水道事業の収入金額は25億4,000万円、支出金額は25億7,000万円で、約3,000万円の赤字となりました。

28ページのむすびは、事業実績について①に記載しております。

②の意見を御覧ください。今年度も昨年に引き続き、施設の統廃合を推進し、効率的な設備維持管理を行い、経費の削減をお願いすることとしています。

また、未水洗化世帯に対する水洗化の啓蒙を行い、使用料収入の確保を図るとともに、水道事業と同様、未収金の回収及び未収金発生の未然防止に努め、収益率を向上させることを期待しております。

以上で令和2年度の決算審査意見書に関する監査意見報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ありがとうございました。

東内代表監査委員、山本雅彦監査委員には、令和2年度決算を長期にわたり審査をしていただき、心より厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は9月2日午前10時からです。

午後2時05分 散会

令和3年9月2日

(第 2 号)

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月2日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農 林 政 策 部 長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都 市 整 備 部 長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

午前10時00分 開議

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

8月31日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に御報告をいたします。

31日、議会終了後に決算特別委員会、議会改革特別委員会を開催し、それぞれ正副委員長が決定いたしました。

決算特別委員会委員長に安藤功議員、副委員長に山本真樹議員、議会改革特別委員会委員長に山本雅彦議員、副委員長に森元末信議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

ここで一般質問の前に私のほうより一言申し上げます。

初日の冒頭でも申し上げましたように、コロナ感染の拡大が心配をされます。コロナ対策として、密となるこの議場での時間を少しでも短くして感染予防を図ることも必要な状況と考えられます。

また、御存じのことと思いますが、議案等については委員会を中心に審査を行う、美作市議会は委員会中心主義の姿勢で審議をしております。所属の常任委員会、特別委員会で審議すべき事案は委員会できっかりと御審議をしていただくことが原則ですので、コロナ対策を踏まえて極力簡潔な質問とするようお願いをいたします。

それでは、日程第1、一般質問に入ります前に、教育長より発言を求められておりますので、許可をいたしております。

教育長。

教育長（福田 昌弘君）

議長の許可を得ましたので、新型コロナウイルス感染症対策の教育委員会としての取組状況をお知らせしたいと思います。

先週に引き続き、新たな感染者が連日発生しております。家族内感染の事態も把握しております。教育委員会としましては、園児・児童・生徒に感染拡大が起きないように、保健所が当事者に指示されたことを基に保健福祉部と連携しながら、速やかに検査を実施したり、あるいは濃厚接触となるときは出席停止の措置を取ったり、検査結果が判明するまでは登校登園を自粛するようお願いをしたりして、感染拡大防止を徹底しているところでございます。

報道や県の感染状況の情報から、臆測によるうわさを流さないようお願いをするとともに、感染予防に努めていただくことのほうが重要であることを学校、園の現場に対しても周知徹底しているところでございます。

何よりも、感染された家族の大変さに思いをはせて冷静な対応をお願いするとともに、教育委員会としましても、抜かりない対応をまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

日程第 1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第 1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより、質問席で行い、質問の方法は 1 質問項目ごとに 3 回まで、質問時間は 45 分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番 1 番、議席番号 5 番田村秀昭議員の発言を許可いたします。

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）〔質問席〕

おはようございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

通告番号 1 番、議席番号 5 番田村秀昭です。令和 3 年度 9 月議会、大谷翔平のようにさっさとダイヤモンドを回れるように頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の猛威は衰えを知らず、依然として私たちの生活の脅威となっています。三たび緊急事態宣言が出され、経済活動は阻害され、観光、飲食関係のみならず、多くの事業者が困窮しているのは変わりません。8 月 21 日付観光経済新聞によると、日本政策金融公庫の調査結果で、ホテル、旅館業の今年の第 1 四半期の売上はコロナ以前の一昨年に比べると 50%、80% 以上の減少した施設も 20% に達しております。湯郷温泉の宿泊観光施設も同様の状態が続いています。喫緊の課題はコロナであり、コロナ対策を先進的に実施してきた美作市としては継続的に市民への支援を実施していただきたいと思います。感染拡大を止め、感染患者の早期回復への施策を打ち続け、こういうことをお願いを申し上げたいと思います。3 回目接種の準備、場合によっては野戦病院的施設の準備も必要と訴えられる市民もおいでです。

さて、世紀の祭典東京オリンピックが終わり、パラリンピックの熱戦も終盤になっています。コロナ禍のただ中で、開催は懸念がありましたが、選手たちの一生懸命な姿を見ると、画面越しではありますが、身を乗り出して応援する私たちの姿があるんじゃないでしょうか。そのオリンピックのモットーは、F a s t e r、より速く、H i g h e r、より高く、S t r o n g e r、より強く、そして T o g e t h e r、共に、これが今回の東京オリンピックで加わりました。幾多の困難がある中で、一緒になって乗り越えていこうというものです。このモットーは、ここにいる私たちにも適用されるものであり、議員である我々と市長及び執行部の皆さんとの間でも共通認識を持つべきモットーであると考えます。市政の運営を F a s t e r、H i g h e r、S t r o n g e r、そして T o g e t h e r、ベクトルを合わせ、コロナに打ち勝ち、美作市の未来を見据え、市民福祉の向上のために議論を尽くしてまいりたいと思います。

6 月議会に続き、今回も 5 つの質問を用意しました。

1 つ目、美作文化センターは今後どうなるのか。

2つ目、たばこ税と小売商店の現状。

3つ目、美作市の文化行政について。

4つ目、移住・定住策。

5つ目、3県境プロジェクトの現状と今後についてです。

まず、美作文化センターの今後についてです。美作文化センターは、湯郷温泉の中心部に1974年、昭和49年に開館しました。旧美作町の交流文化活動の拠点として活用され、私も成人式でお世話になった思い出があります。しかしながら、47年を経て老朽化し、修復、改善を繰り返す延命措置の状態です。

一方で、新市庁舎・文化施設・防災公園の建設特別委員会も組織され、具体的な動きが見られるようになりました。合併特例債の関係で期限が目前となった新市庁舎とセットで文化施設の新設も検討されており、旧施設である美作文化センターは不要との臆測が出ています。不要であれば、その後を検討する必要があります。6月17日の特別委員会において、私の質問に対し、萩原市長はそのまま湯郷に残す、もしくは合宿誘致や市民の健康づくりのために温水プールを新設する案も要望として聞く、決まってはしないと答弁されました。その後の考え方はございますでしょうか。平成30年の市民アンケート結果によると、新文化センターの望ましい建設位置の項目によると、現在の湯郷の位置を希望されるのは母数1,148名のうち399名で35%、新市庁舎と合築が554名、48%、地区ごとでは英田地区の湯郷支持51%以外は勝田地区を除くと新市庁舎と合築を望む声のほうが大きくなっています。平成29年の文化ホール整備検討報告書によると、美作文化センターの稼働率は25%と低迷しており、老朽化のみならず、ユニバーサルデザインへの対応ができていなかったり、控室や機材搬入路の不備などにより、音楽、芸術など本物を招聘する施設ではないと評価されています。また、湯郷の皆様方のお声を聞くと、そのまま残せあるいは建て直せ、湯郷温泉にふさわしいショッピングができたり、カフェを併設した観光施設を、そして湯郷地域交流センターの使用頻度が高いのでコンベンション機能を持った交流施設をとといった声が聞こえます。大前提として、新市庁舎建設等で経費がかさむ中で、将来にわたる経済的な負担が極力ないことが求められます。しかしながら、美作市の観光を牽引する湯郷温泉にはふさわしい施設が必要です。ぜひ、地元の多様な意見を聞いて進めていただきたいが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

田村議員の1項目め、美作文化センターの今後について御答弁させていただきます。

さきの6月議会で可決されました美作市総合防災施設整備の推進に関する条例に基づきまして、新庁舎、文化施設、また防災公園の建設整備計画を進めているところでございます。まずは、新庁舎建設を最優先として特別委員会でも御審議いただいておりますが、今後文化施設、防災公園等につきましても、検討を進めていかなければなりません。

現在の美作文化センターにつきましては、築後47年が経過し老朽化が著しく、修理、改修を繰り返しております。また、大きなイベントや行事開催の際には駐車場が足りなくなるのも御承知のとおりでございます。

市といたしましても、先ほどありましたが、平成28年度に市内有識者による公立文化施設活性化検討委員会を設置し、特に美作文化センターの新築について、その内容、規模、また

運営方法などを検討、調査していただきました。その結果、先ほどありましたが、平成29年3月に検討報告書を取りまとめていただいております。その後、平成30年度に実施した市民アンケートにおきましては、文化施設の建設位置や、また施設に対する希望を問うなど、市民の声を伺ってまいりました。議員の御質問にありましたように、新庁舎と隣接して施設整備を選択される方が多数となっている状況でございます。このような状況を踏まえたと、文化施設、新文化センターは新庁舎とセットでの新築が望ましいとの考えは必然的であると考えます。

一方、現在の美作文化センターは、繰り返しとなりますが、老朽化が著しく、設備も不十分で耐震化もなされていないため、建設位置に問わず、建て替えが迫られている状況だと考えております。新築されるまでは、現在の施設を安心して市民の皆さんに利用していただけますよう、経費面でも工夫しながら努めてまいりたいと思いますが、それとともに廃止、撤去となった場合には、その跡地につきましては湯郷温泉にふさわしい活用方法を地域の皆様の御意見を聞きながら検討することが重要と考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、現在の文化センターの敷地が跡地となった場合についてのことについて答弁をさせていただきます。

現在、特別委員会で新たな文化施設について御審議をいただいておりますが、その委員会で新たな文化施設を整備するという方針が決定し、今の文化センターが不要となれば、その跡地利用についての議論が当然必要となってまいります。議論の際には、隣接した市営駐車場、こちらを産業政策部のほうが所管しておる関係もございますが、この市営駐車場と一体的に活用方法について考えるべきではないかと思っております。湯郷温泉の観光協会や旅館協同組合、自治会などから御意見を伺い、跡地の利用方法について考えたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

それでは、2 回目の質問です。

太田部長にお伺いしますが、産業政策の立場で市営駐車場との一体的な活用を考慮すべきとの答弁でした。観光地湯郷にとって、地域の実情に合わせた他地区の参考事例などはないでしょうか。例えば、岡山県内であれば、矢掛の新築オープンした道の駅は旧山陽道の町歩きを意識した造りになっています。久世の真庭めぐりガーデンのようなカフェと地元産品の物販を中心とした構成なども見られます。将来構想の一環として、先進的な事例的なものも参考にしていかなくはないかと思いますが、いかが思われますでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

美作文化センターの跡地利用についてですが、新庁舎の建設の議論が進み、以前よりも現実味を帯びてきたという段階で、産業政策部ではまだ深い議論はしておりません。ですが、

現文化センターが建っているところは湯郷温泉の中心部で国道に近く、活用目的としては観光振興はもちろんのこと、それ以外のことに活用できるというふうに考えております。ですが、産業振興部といたしましては、隣接地に今の市営駐車場がございまして、この駐車場を拠点として湯郷を散策する拠点になってほしいなというふうに産業政策部としては考えております。ですが、広大な面積になりますので、単なる駐車場ではなく民間の商業施設があったりして、にぎわいのある場所となることが求められると思います。民間のアイデアを積極的に活用して研究を進めたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

それでは、3 回目です。

萩原市長にぜひ湯郷の皆さんへの示唆としてお考えをお示しいただけるとありがたく存じます。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

文化センターはいろんなオプションがあります。その一つは、例えば現在の文化センターは湯郷に維持しながら、修理を重ね、修繕を重ねながら延命を継続をしていくというオプションがありますけれども、これによって湯郷地域が今よりも盛んになるというのはなかなか想定が難しいわけでありまして。文化センターがあるから湯郷に行こうという観光客がいるかどうかははっきりしませんけれども、その数は決して多くはなかろうかと思えます。

一方で、市としてお約束できることは、これが撤去された場合に、それをそのまま放置するというんじゃなくて、しっかりと地元の方々の御意見を伺った上で、次の湯郷にとってよりよいものになるように新たな投資を行うと、こういうことを総合的に言うと、副市長も産業政策部長も言っているわけでありまして、新たな投資を湯郷にするんだということはこれ暗黙の了解として言われてるということでもあります。それは取りも直さず、今の文化センターがある湯郷よりもいい状況をお互いに知恵を出してつくっていくということであろうかと思えます。温泉にとってもいいし、場合によっては地域の住民の方々のために健康やあるいはショッピングや様々なことを通じていい方向になる、そういう契機が今湯郷に来てるんだというふうに御理解を賜ることで前進の第一歩になろうかと思えますので、御地元にもよろしくお伝えいただきますようお願いをして答弁というふうにいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員、総括です。

5 番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。総括します。

新市庁舎と一体的に文化施設の建設の可能性がある中で、美作文化センターはその機能を遠からず失う可能性が高いということ、そしてその後には湯郷温泉の観光地としての付加価値を創造する、そして市民がコミュニティーとして集える場所としての機能を持たせた、そういう施設の計画を考えていただけるということ、市民の声を多く広く聞きながら進めていくことをぜひお願いしたいと思ひまして総括とさせていただきます。ありがとうございました。

た。

議長（鈴木 悦子君）

続けて２項目めに進んでください。

５番（田村 秀昭君）

それでは、２つ目の質問です。

たばこ税と地域の小売商店の現状についてです。

私の両親は58年前、湯郷温泉で小さな店を営み始めました。温泉地ゆえに、土産物やパンや牛乳、お菓子やプラモデル、雑誌や酒にしょうゆや塩、切手に宇野バスの切符まで売っていました。たばこも早く許可を取り、いわゆる地域の百貨店として湯郷の皆様にご愛顧いただきましたが、32年前に母が倒れてからたばこに絞って専業となり、２年前に父が倒れてからは休業、廃業となりました。

そこで、皆様方はたばこの税率を御存じでしょうか。唐突ではございますが、何と64.4%もあります。国が24.1%、県が3.9%、市町村に23.9%、消費税等が11.1%、500円のたばこを１箱買うと、美作市に120円が落ちます。たばこ税が入ります。もちろん美作市内のたばこ屋で購入するということが前提になります。美作市のたばこ税収は、平成27年には２億円ありました。令和２年度には１億8,496万円に落ちています。東京オリンピックを契機にたばこをやめようというキャンペーンが起こり、もちろん体にもよくないということで禁煙をされている方が大変多くなっています。世界的な潮流からすると、至極当然の流れではありますが、単に愛煙家が減ったからたばこ税収が落ちるのでしょうか。ちなみに、令和２年度の法人市民税は１億6,715万円です。美作市全体の予算に比べれば僅か１%にも満たないたばこ税収ですが、法人市民税より多いという事実を御認識をいただき、その重要度を御理解いただきたいと思います。皆様お住まいの地域を御確認ください。地域のお店がどんどんなくなっていないですか。自動販売機に絞ったたばこ専業の店が多くなっていますが、もともとはその地域の生活を支えるお店ではなかったのでしょうか。子供たちが集まる駄菓子屋であったり、ちょっとした雑貨屋ではなかったのでしょうか。地域のコンビニとして機能を持った貴重な買物の場所が後継者問題でまた一つ消えていくのが実情です。事業承継や経営支援について何か検討できないものか、お考えいただければありがたいと思います。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

私のほうからは、たばこ税について年々減収していることについて答弁させていただきたいと思います。

平成18年からの推移を申し上げますと、たばこの売上げ本数は合併１年目、これは平成18年になりますが、6,742万3,180本をピークに年々減少を続けております。令和２年では3,151万3,386本ということで、半数以下に減少している現状でございます。

税収で申し上げますと、平成18年の２億1,100万円から売上げ本数の減少に伴いまして、平成22年には１億7,700万円まで減少しております。平成22年10月に大幅なたばこ税の引上げがございまして、平成23年度には２億円まで回復しましたが、平成22年までそれが続いております。しかし、平成28年度からは２億円を切り、令和２年度では田村議員が先ほど申し

れましたとおり、1億8,496万円まで減少をしております。

たばこ税の減少の理由でございますが、愛煙家の減少が顕著で、たばこ産業の2018年の全国たばこ喫煙者率調査では成人男性の平均喫煙率は27.8%でございます。これを昭和41年の喫煙率で申しますと、83.7%というかなり高い数字で喫煙をされておりました。比較しますと、55.9ポイント減少したことになります。その中でも急激な減少になるものは60歳以上の方で、喫煙率は21.3%の状況でございます。

また、厚生労働省などの対策では、各計画において受動喫煙防止対策が盛り込まれておりまして、受動喫煙による健康被害の報告や健康志向への意識変化、飲食店や企業、各施設内での禁煙、分煙が進んだことによりまして、喫煙者を取り巻く環境が大きく変化しております。

併せまして、1日10本までの軽度喫煙者は増加傾向にありますが、1日21本以上たばこを吸う重度喫煙者につきましては、平成15年以降減少しておりまして、1人が喫煙するたばこの本数は減少も考えられております。最近では、全喫煙者の25%以上の方が匂いも少ないことから、加熱式のたばこに移行されております。こうした喫煙者の減少、1人当たりの喫煙本数の減少、税率の安いたばこへの移行などたばこ税の減収には複数の要因があると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、たばこの小売店に関することについて答弁をさせていただきます。

たばこ小売店をめぐる環境は、コンビニエンスストアの増加、健康増進法の改正や喫煙規制の社会的な高まりによる喫煙人口の減少により、年々厳しくなっていると感じております。

美作市内のたばこ小売店で構成されております岡山桃花たばこ販売協同組合美作支部では、対面販売による未成年者の喫煙防止活動、それからたばこの市内販売の促進、地域の環境美化活動などに取り組んでいただいております。この活動に対しまして美作市から補助金を交付しております。令和2年度の決算ベースで申し上げますと、46万8,000円でございます。

たばこ税は貴重な一般財源であり、そういった観点からも今後も組合への支援を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。たばこ税について御認識をいただいているということで、もう総括をさせていただきます。

たばこは、あくまで健康を考慮して吸わないほうがよいんだと思います。嗜好品という個人の責任において消費されるものであり、そのマナーや分煙について今後も配慮が必要だと思います。JTのコマーシャルを見ていると、随分とさま変わりしたなあと思うところです。一服の幸せを感じる人は税率64.4%という納税者でもあり、それを支えるたばこ屋さんはいくらも地域の商店であり続けられるように御支援をいただきたいと思います。買物難

民といわれる方々の解消のためにも、このような小さな商店の存続に市民の皆様も御支援をいただきたいと思います。そして、たばこは地元で買ひましょう。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて3項目めに進んでください。

田村議員。

5番（田村 秀昭君）

それでは、3つ目の質問です。

美作市の文化行政についてです。

私は、ホームページで20近くユーチューブの動画を配信しています。そのうちの半分は美作市の文化活動を応援しようじゃないかというものです。出雲街道の土居宿や大原宿、海田の鷹巣城や真木山、武蔵の五輪の書についても語っています。文化財保護、歴史伝承など美作市の有形、無形の財産を後世に残そうと努力されている方々に続こうじゃないか、そういうことを発信しております。歴史文化をないがしろにする国は滅びるといわれます。歴史を学ぶのは未来をつくるためでもあります。美作市には和歌などを刻んだ歌碑が大変多いと聞きます。湯郷の塩垂山や作東支所への小坂路など、地域ごとに大切にしている石碑や記念碑も数多く、美作市域の過去からの文化レベルの高さを示しているものだと思います。

さて、その美作市の文化財保護条例は平成28年に改定されたようですが、その内容は昨今の文化庁の方針に沿った内容となっていますでしょうか。今後の改定予定などはいかがでしょうか。

また、これまでは収集、保管が主目的だった文化財行政ですが、急速に伸びるインバウンド需要に応えるため、その利活用を観光庁の後押しで文化庁が訴えるようになりました。市内においても、観光資源としての文化財活用を働きかける方々がたくさんおいでです。どのように支えていかれますでしょうか。

なお、美作市ゆかりの文化人など顕彰制度はどのような状況でしょうか。合併前には、旧勝田、旧美作以外では元町村長を中心に8名の名誉町村民が顕彰されています。文化人としては、旧作東のレイモン・ペイネ氏のみです。合併後では、平成23年に美作市民栄誉賞条例が施行され、FIFA女子ワールドカップ2011ドイツ大会で優勝した主要メンバーの福元美穂さんと宮間あやさんの2人を表彰されています。やみくもに名誉市民や栄誉賞を贈ればよいものではないでしょうが、美作市はちょっと少ないというふうに感じます。お隣の勝央町は10名いらっしゃるようです。さて、これらの現況を踏まえてどのようにお考えかを頂戴できればありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

美作市の文化財保護条例は、文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、文化財保護法及び岡山県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を除き、美作市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを保存し、かつその活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的として、平成28年12月に全面改正したものでございます。

議員御質問の文化庁の推進する施策等につきましては、文化財をまちづくりに生かしつ

つ、地域社会が総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であり、文化財の計画的な保存活用の促進や地方文化財行政の推進力の強化を図ることを趣旨としております。議員おっしゃられるとおり、以前は修復、保存が基本でありましたが、現在は保存活用にシフトしてきている状況でございます。

美作市では、令和２年３月に美作市文化財保存活用地域計画策定協議会規則を制定し、国の文化財保護法に基づく文化財の保存活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画の令和４年度完成に向け、調査検討を進めているところでございます。

次に、文化財の観光資源としての活用につきましては、美作市文化財保存活用地域計画の中で策定しているところでございます。この計画は、国の認定を受ける必要があります。文化財の保存活用に関する基本方針、文化財の保存活用を図るための市が講じる措置、この２点を記載することが条件となっております。現在、有形、無形を問わず、市内の文化財の保存活用について必要な事業等を美作市文化財保存活用地域計画に盛り込むため、教育委員会だけではなく、産業政策部とも協議を進めているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、文化財を観光資源としてどのように活用するかという点について答弁をさせていただきます。

文化財の観光資源としての活用については、みまさか市観光ボランティアガイドの会が毎年市内の史跡などを巡るバスツアーを実施されております。本年度も神社巡りやトレッキングなど８回計画をされていますが、コロナの関係で中止を余儀なくされている状況でございます。

さきにも教育委員会のほうから答弁がありましたが、美作市の文化財保存活用地域計画を教育委員会のほうで令和４年度に策定されるようにされております。産業政策部もこの会議に参加いたしまして、武蔵の里の再整備検討委員会で進めております武蔵の里の再整備について、この計画に盛り込んでいただけるようお願いをしているところであります。

この武蔵の里整備検討委員会では、その手始めといたしまして、武蔵の生家、これは県の指定の史跡になっておりますし、構というのが市の指定文化財になっております。それから平尾家、これを中心としたエリアの観光地としての魅力を高める作業に関連部署とともに取り組んでおります。宮本武蔵に関連する史跡をつなぎ、訪れた観光客の滞在時間が長くなるような取組を行いたいと考えております。

また、生家、それから平尾家につきましては、現在建物内はもちろんのこと、敷地内への立入りもできませんが、それが可能となれば大きな観光地としての魅力が上がるというふうを考えておりますので、関係者と協議を進めております。

また、教育委員会のほうで林家の改修が現在進められておりまして、改修が終わりましたら、民泊ができるような施設になるというふう聞いております。観光の大きな目玉になるものと、こちらについても期待をしておるところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

春名総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

それでは、美作市の顕彰制度の現状について御答弁をさせていただきます。

本市の顕彰制度としましては、先ほど議員からも御紹介がありましたが、美作市市民栄誉賞条例に基づく市民栄誉賞、それから美作市顕彰条例に基づく功労表彰、善行表彰及び感謝状がございます。市民栄誉賞は、市民に感動を与えるような輝かしい活躍をし、市民に夢と希望を与え、美作市の名を高めた者に贈り、その栄誉をたたえることを目的としております。表彰基準としましては、市内に居住する個人もしくは市内に所在する団体または市に関係の深い個人もしくは団体で、文化、芸術、スポーツなどの各分野において国際的な大会などで顕著な成績を収められた方に贈るものとしております。また、功労表彰、善行表彰及び感謝状は、市勢の振興に寄与し、または市民の模範と認められる行為があった方に贈っております。例年、11月3日の文化の日に開催しております美作市顕彰式典で顕彰を行っております。

従前の表彰規程では、公職の通算年数などで一律に表彰対象者が決まっておりましたが、公職に就かれていない方、人目につかない功労や善行のあった方、地道に地域活動に貢献してこられた方を表彰することができるよう平成26年度に条例を改正し、基準年数をなくし、真に功績のある方に対して表彰の機会を広げているところでございます。

このように、功績と栄誉をたたえることは市民の郷土愛を高め、文化の興隆をはじめ、市勢振興に対する意欲の高揚に寄与し、大変意義のある制度であると考えておるところでございます。

議員の御指摘を踏まえ、芸術文化の一層の活性のために現行の顕彰制度に加え、新たに文化功労者を顕彰する制度の在り方について、教育委員会と研究してまいりたいとも考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。

2回目です。

福田教育長の答弁のように、保存活用を実践するためには、観光政策の中に組み込んでいく共同作業が必要だと思います。場合によっては、学芸員資格保持者をそのような役割にしていく必要もあるかと思います。人材育成を含めて御検討をいただきたいと思います。

また、太田産業政策部長の武蔵の里を中心にした整備はアフターコロナ、インバウンドを意識すると、今やっておくべきことの第一と感じています。世界に向けて発信できる美作市唯一の資源と私は個人的に考えています。吉川英治の宮本武蔵も世界で知られるところですが、それ以上に武蔵があらわした五輪の書は欧米のビジネスマンが愛する指南書として孫子の兵法と並ぶ評価を受けていると聞いています。2年前に修学旅行でやってきた台湾の高校生も五輪の書のライターとしての宮本武蔵は知っていたが、剣術家としての武蔵は知らなかった、ああこんなすごい人だったんだなあというようなことを語っていました。そういう意味では、武蔵のストーリーを再整備の中でやり遂げていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

先ほども答弁しましたように、教育委員会では今後文化財の保護活用、美作市文化財保存活用地域計画を策定し、今まで以上に文化財の有効活用を図ってまいりたいと思います。教育委員会としましては、この計画策定に限らず、本年度から学芸員の資格を持った職員の募集を新たにしているところであります。残念ながら、応募がありませんでした。継続して来年度以降も募集を行い、文化財保護活用に向け、人材的な体制も整えていく予定であります。

また、本年度から新設しました文化財保護活用団体補助金を有効に活用していただくことで、市内の文化財保護団体の活動を支援させていただいております。7月にボランティアの会が立ち上がっておりますので、その活躍を見守っているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

宮元地区の武蔵の生家付近のエリアには、宮本武蔵にまつわる歴史的なものがございます。宮本武蔵の生家、それから太鼓のばちさばきから二刀流を発想したといわれる讃甘神社、武蔵の姉のおぎんの嫁ぎ先である平尾家、それから武蔵、そして父・無二斎の墓などなどございます。これらは、つくられたものではなく普遍的なもので、これからも長きにわたって引き継がれるものと思っております。より宮本武蔵を感じていただけるような取組を行いたいというふうに考えております。

また、御指摘のように宮本武蔵の人気は国境を越えております。現在、市全体の観光振興を目的にグーグルマイマップの整備に取り組んでおりまして、武蔵の里周辺の観光情報についても細かく掲載をする予定です。このグーグルマイマップというのは、グーグルマップ上に施設の写真、それから注釈を表記する機能を有したものでございまして、その内容は多言語に自動翻訳されます。ですから、海外の宮本武蔵ファンへの情報発信の有効なツールとなると考えておりまして、インバウンドが復活した際にはスマホやタブレットを片手にこのグーグルマップを見ながら武蔵の里を散策する外国人の方が増えるのではないかと期待をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員、3回目です。

5 番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。

今後、歴史、文化、風俗などを観光政策へ活用していただくことをぜひお願い申し上げたいと思います。

さて、3回目の質問です。顕彰制度に戻ります。

美作市の有名人をネットで検索すると、あさのあつこさん、宗道臣氏、文学者の阿部知二氏ほか数名が出てきますが、そう多くはありません。最近では、榎原出身の危機管理の専門家福田充日本大学名誉教授などが若い人材も輩出していますけれども、まだまだ美作市からそんな有名人が出てるといような雰囲気もないような感じがします。少し遡って、阿部青鞋氏という俳句歌人もおいででした。阿部知二氏より年代は少し下がりますが、戦後すぐの旧美作町の社会教育に尽力され、俳句や英語教育で特に林野の多くの方々に慕われ、薫陶を受けたと伺っています。市の残した資料が散逸しかかっているということで、湯郷や林野で

支持した方、その縁者の方々が収集保管に苦勞されているようです。

俳句といえば、正岡子規や小林一茶、松尾芭蕉など松山道後温泉は正岡子規の出身地ということで俳句でまちおこしを実践し、集客に知名度アップに一役買っています。俳句甲子園なども開催され、俳句目当てのイベントも数々あります。阿部青鞋氏を冠にした俳句大会や顕彰について、そういった要望も承っています。美作市にゆかりの方々の功績をたどる町歩きや文化セミナーなど市民のみならず、観光客にも提供できるコンテンツとしての創造などは考えられないものでしょうか。ちなみに、赤磐市では同市出身の女性詩人永瀬清子を顕彰し、県内の小・中学生を対象にした詩のコンクール、永瀬清子賞を募集しているようです。お答えいただければありがたいです。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内には、歴史上様々な分野で活躍された方々がおられまして、時には先ほども御紹介ありましたように、顕彰の思いを込めて文学祭を開催したり、あるいは全国的に来ていただけるような剣道大会を開催しているところでございます。それら郷土の偉人を顕彰する団体による活動も活発になってきてはおりますけれども、市内の公立図書館でもそれら団体からの寄贈による郷土の偉人コーナーを設けたり、あるいは関係書籍等を配架し、市民の皆様への紹介を行っております。中央図書館のほうにも、2名ほどそういうコーナーを設けております。今後も顕彰団体からの申し出がありましたら、配架スペースの問題もありますけれども、受入れ相談をしていきながら実現に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員、総括です。

5 番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。総括します。

美作市内の文化財を教育や観光に活用できるように整備を行い、後継者、人材育成に力を入れながら将来につないでいくことをぜひお願い申し上げたいと思います。歴史を知り、美作市のゆかりのある人を知ることにより、シビックプライドへの醸成にもつながると思いますし、ひいては将来の美作市を担う人材育成へとつながる可能性があります。また、観光との融合により観光客の評価を受けることにもつながり、新事業の創造、新領域の働く場所につながると考えるところです。ぜひ、これら文化、歴史、そういったものをしっかりとこの美作市で継承していきながら次代につなぐ、そういった事業にもしていきたいなというふうに思うところです。

以上です。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

田村議員、途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

それでは、これより10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、田村議員、4項目めから始めてください。

5番（田村 秀昭君）〔質問席〕

それでは、4つ目の質問に入ります。

移住・定住促進策についてです。

昨今の移住・定住促進策を見るにつけ、美作市を含めて近隣市町からの人口の争奪戦をやっているようにしか見えません。隣の町より育児対策を厚くする、家賃保障をするなど、どちらの市町村も代わり映えのない未来を見据えたものではないようなものを感じてしまいます。

地方創生の本来の形は、東京や大阪などの都市部からの移住の受入れであることを考えると、施策やプロモーションの仕方など検討し直しをしないといけないのではないのでしょうか。

また、ひとり親家族でシングルマザーをターゲットとした施策は県下でも散見されますし、私自身も複数の自治体で提案をしてまいりました。では、シングルファーザーの場合はどうなのか、専門家の話によると、全国でも例を聞かないということであります。さて、美作市はどこにどのような人を対象にしていくのでしょうか。

また、移住イコール転職でもあります。美作市内に転職先をいかに確保し、それをいかに伝えるか、移住希望者からいうところの求人認知です。ハローワークとの連携、特にネットを活用した民間業者などとの連携はできているのでしょうか。

さらには、いきなり正規採用というような形ではなく、契約社員やパートから始めるお試し移住との連動適用を考慮されてはいかがでしょうか。都市部か美作市かという二者択一の究極の選択を迫るのではなく、少しずつなれ親しんでいただくような施策を考えてみてはいかがでしょうか。その際に考慮すべきは子供の教育です。お試し移住あるいは今後増加するであろうリモートワークやワーケーションの方々へも同様に考えられますが、都市部の学校を本拠としながら美作市内の学校へ転校手続きをすることなく、その期間だけ通学できるシステム、いわゆるデュアルスクールです。徳島県では本格導入され、全国の自治体はそのシステムを参考にしようとしています。市内小・中学校での導入は検討できませんでしょうか。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、4項目めの移住・定住策について答弁をさせていただきます。

中山間地域にあります美作市は、大きく分けて3つの課題があると考えております。1つ目が20歳から39歳までの若年女性人口の減少に伴う、いわゆる消滅可能性都市であること、2つ目が高齢化により高齢者の一人暮らしが増え、今後ますます空き家が増えていくであろうということ、3つ目が若年層を含む生産年齢人口の減少によりまち活動の担い手が不足し、地域コミュニティーの崩壊を招きつつ、あるいは招いているという課題でございます。

そのため、本市では美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、市を挙げて人口減

少と少子・高齢化に対する様々な施策を実施してまいりました。この取組の成果によりまして、人口においては国立社会保障・人口問題研究所が想定する数値を上回る状況が続いておりまして、令和２年度末には市制施行以来初めて社会増を達成することができました。しかしながら、全体人口の年齢構成からは20代、30代のいわゆる子育て世代人口の減少が顕著にあらわれております。これらの課題解決のためには、若年人口の流出と減少に歯止めをかけ、ＵＩＪターンを促進することなど子育て世代の獲得を目指すことが重要となってきました。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略のさらなるブラッシュアップを図りまして、取組の結果、不十分だった課題に対しましては施策の見直しと修正を継続していきたいと考えております。今後も人口減少の克服と地方創生の実現に向けて、総合的に取り組み、自然と笑顔が輝くまち美作市を創造してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

大佛保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

保健福祉部所管でのひとり親の対応についてでございますが、18歳までの児童を監護している父または母などに支給されております児童扶養手当、医療費の自己負担分の一部を助成するひとり親家庭医療費助成制度、生活の安定とその児童の福祉の向上を図るために無利子または低利で行われている母子父子寡婦福祉資金貸付金、就業促進と自立支援を目的として就職に必要なパソコンやホームヘルパーなどの講座を受講する場合に費用の６割が給付される自立支援教育訓練給付金事業、経済的自立に効果的な看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、１年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のために給付される高等職業訓練促進給付事業、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験を受験する場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の一部を給付する高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金、母子父子自立支援員がハローワークと連携してきめ細かな自立、就労支援を行う母子父子自立支援プログラム策定事業といった制度が母子、父子ともにございます。ということで、特にシングルファザー、シングルマザーを区別している対応は行っていないということでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、産業政策部でやっております雇用対策、またハローワークとの連携について答弁をさせていただきます。

美作市では、企業誘致や産業育成をはじめとして各種雇用施策に取り組んでおるところでございます。特に、市内の事業所への就職、また市内の事業所における雇用確保を支援するため、雇用促進奨励金の制度を設けておりまして、新規の雇用を行われた事業者に対して10万円、雇用されました従業員御本人に10万円の合計20万円を交付することとしております。事業を開始した平成28年度から昨年度令和２年度まで、延べ170社、447人の雇用に寄与しております。

次に、御質問のありましたハローワークとの連携でございますが、ハローワークにおいて

求人があった場合、随時商工政策課に情報が届くようになっておりまして、その情報については市役所本庁1階の玄関のところに求人情報速報として誰でも閲覧可能な状態にしております。また、毎週木曜日には1週間分の求人情報をまとめた一覧の情報提供を受けておりまして、こちらの求人情報も同じく庁舎の玄関先に持ち帰っていただけるよう設置をしているところでございます。これらの求人情報につきましては、市役所に相談があった場合に活用させていただいております。また、市役所で就職等に係る相談があった場合でも、ハローワークみまさかを紹介し、相互に連携を図っているところでございます。

さらに、最近では新型コロナウイルスに負けるな給付金制度をハローワークと連携して実施しておりまして、ハローワークのほうで国のほうの交付決定がなされれば即座に市役所のほうに連絡が入るというような連携を密に取っておりまして、今まで以上に連携を深めているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

デュアルスクールにつきまして答弁させていただきます。

デュアルスクールにつきましては、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にして双方で教育を受けることができるような、そういう仕組みをさせておりますが、現行の学校教育の制度では2つの学校に同時に籍を置くことは認められておりませんので、現学校から転出し、新しい学校に転入する手続が必要となっております。

美作市では、就学についての規則で児童・生徒の住所地は児童・生徒の保護者の住所地とするというふうにしておりますので、保護者が住民票を美作市へ移動されれば児童・生徒の住民票が美作市以外にありましても、美作市内の学校に通うことができる、そういう仕組みになっております。

しかし、保護者が美作市に住民票を動かさずに短期間滞在するような場合になりますと、美作市内の学校に転入しようと思いますと、区域外就学という考え方が適用されます。これは、相当する就学先以外に就学できるかどうかということを検討して、許可基準に照らし合わせながら判断を行いますので、これはそんなに困難なことではなく、学習の空白をつくらないようにすることが一番の目的ですので、就学については受け入れやすくなると思います。ただ、短期でありましても、学習内容がそれぞれの学校で微妙にずれてくるというような事態もありますので、双方で学習内容について十分すり合わせていくような取組が先進地ではされておりますので、先進的な取組をしている自治体の動き等を把握しておきながら、今後の対応に用意をしていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5番（田村 秀昭君）

4名の皆さんに御答弁いただきました。ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入りますが、御回答いただきました内容で現状の把握はできました。しかしながら、将来に向かってのアクティブな意思、新しいことをやっていこうというような意思があまり感じられないのは私だけでしょうか。制度はつくった、受け取りに来いという感じで、工場誘致のような政策の延長線上にあるように思ってしまう。このよ

うな外発的な効果より、美作市独自の内発的な事業の創造、創出を急ぐときであり、農林業をキーワードにした起業を補助し、あるいは農業に付加価値を生み出す6次産業化とのミックスを検討しようではありませんか。

また、令和4年度総務省の概算要求には地域資源を生かした地域の雇用創出事業が大幅増額で要求されています。地域の雇用創出に力点を置いています。春名企画振興部長、太田産業政策部長、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁させていただきます。

美作市の総合戦略には、企業や事業主の方からの声を基に事業化したものもございまして、その結果として人口流出を抑制し、美作市の産業構造を維持しようというものが多くございます。

外国人の移住・定住の例を挙げますと、単に人口の増加だけを図っているわけではなく、工場誘致などの外発的な要因によるまちづくりの成果を何とか維持するための労働力の確保という側面が大きいものであると考えております。また、看護、介護専門職の確保につきましても、学校を誘致した結果、一時的に学生が増えたことによる社会増が目的ではなく、看護、介護人材の充実によりまして、市民の皆様が安全で安心して住み続けられる美作市にすることが本来の目的であると考えております。総合戦略の目標値K P Iとして設定している数値にばかりこだわるのではなく、その先にある将来的な視野に立ち、未来を見据えた見直し、修正を図っていききたいと考えております。

また、昨今のSDGsの浸透によりまして、環境やエネルギーを意識した企業活動や投資の報道も目立つようになってきております。こうした社会の変化にも注視しまして、総合戦略会議におきましては事例研究も行いながら、今後の総合戦略の在り方、将来を見据えた目標値の設定について議論をしておりますし、今後ともその議論を発展、継続していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、起業の支援、業を起こすほうの起業ですが、こちらの観点からの人口増ということについての答弁をさせていただきます。

起業への支援ですが、現在産業政策部では業種を特定した支援ではなく、起業全般に対する補助、スタートアップ支援制度を実施しております。地域産業の振興及び育成並びに産業活力の向上を図ることを目的としておりまして、事業所等の新築、改葬等に係る費用、新規事業者に対して対象事業費は200万円、補助率2分の1で100万円を上限の補助制度を設けております。第1期の制度は、平成28年度から平成30年度までに実施いたしまして、交付した件数は11件、産業別に見ますと、第2次産業が4件、第3次産業が7件でございます。令和3年度から第2期の制度を始めておりまして、現在は申請段階ですけども、5件の申請を受けておりまして、産業別に申し上げますと、2次産業が1件、3次産業が4件でございます。

申請された案件の中には、御質問の中にありました6次産業化に係ることですけれども、市内の第1次産業で生み出されたものを原材料として製造業を始められようという方が1件おられます。また、御存じかと思いますが、農園でできた果物をスイーツにして販売までされている事業所もおられまして、こちらは完全に6次産業ではないかと思いますが、イメージされてるのはもっと大規模な工場生産をされるようなものではないかと思いますが、そういった小規模なものですけれども、この制度を利用した実績が上がっております。この制度は、業種を特定しておりません。市外の方が移住されて起業される場合も対象としております制度ですので、積極的に活用していただいて人口増、それから地域活力の増につながる制度になればというふうに考えて実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。

それでは、もう総括します。

移住・定住策というのは本当に難しい事業だと思います。地方創生交付金の使途が本来は移住促進や人材育成、少子化対策などを中心に行わなくてはならないものを観光振興にその多くを使っているというデータがあります。全国の自治体が定住人口問題を交流人口で解決しようとする方向性を鮮明に出している実態です。これは、ともすれば人口減少やむなしとした諦めの境地を表したものであり、仕方のないことかもしれません。美作市がこれからどうしていくのか、今日御回答をいただいた執行部の皆さんたちは暮らしたい美作市をつくる努力をこれからしていかなければいけないと痛切に思ったところです。それぞれお持ちの施策をお聞きすれば、これをきちんとまとめた上できちんとこの町に移ってもいいなと思う人たちに届けること、それができてないような気がいたします。ぜひ、一緒になってこういう施策、こういうものをプラスしながら、そういう家族にぶつけていくということをやっていただければありがたいなと思います。

一方で、交流人口、関係人口の増加という課題を改めて考えていただきたいと思います。経済力をいかにつけていくか、自治体の大命題です。よい意味で稼ぐという意識を共にしながら、多くの方々が受け入れられる体制づくりをしていただければありがたいと感じています。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、次の5項目に進んでください。

5番（田村 秀昭君）

それでは最後、5つ目の質問に移らせていただきます。

最後は三県境プロジェクトです。何となく懐かしいものかもしれませんが、数年前まで岡山、鳥取、兵庫県境の美作市、西粟倉村、智頭町、宍粟市、佐用町の5市町村で防災、医療、教育、観光などの面で協働しようというものだったと記憶しています。当時、広島から美作市の動きを見ていましたが、中山間部の県境を越えた連携は希有で貴重な取組として期待をしていました。地域の特性を生かし、それぞれの得意分野で連携する自治体が相互に助け合う姿は、かつて道州制を議論した頃に耳にしたすてきな自治体同士の関係性だっ

たように思います。その意味でも、ここ数年その動きが止まったのかという様相を残念に思っています。これまでの成果があれば教えてください。

また、観光業界にいた者としては、広域連携のDMO構築の機会として考えていました。美作市がイニシアチブを取って、全国でもまれな県境中山間部の地域連携観光まちづくり組織ができるのではないかと考えていました。DMOを近隣市町村でも組織化あるいは模索されていますが、まだまだ旧来の観光協会のままで、実際に事業化したところはありません。そういう意味では、美作市観光振興協議会はぜひDMOとしての機能を持ち、美作市と近接するエリアの観光資源の発掘、着地型商品の開発や流通を業として観光地ではない農山村への経済効果を生み出すカンパニーに成長してほしいと考えます。具体的なタイムテーブルをつくっていくことはできないでしょうか。ぜひ、お答えいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、5項目めの三県境地域創生会議についてでございますが、この三県境地域創生会議は平成26年12月に美作市長が設立呼びかけ人となりまして、智頭急行とJR姫新線、県境道路等の利用促進及び提言、有害鳥獣対策、産業、観光の振興、教育施設の相互連携、学校の連携及び誘致、地域医療の連携、定住促進、情報基盤整備などの促進を目的に西粟倉村、兵庫県宍粟市、上郡町、佐用町、鳥取県智頭町及び美作市の6市町村間で協力して取り組むこととして発足をいたしております。

平成27年度には、これらの地域課題を取りまとめました要望書を当時の地方創生担当大臣に提出しまして、協働でのインバウンド事業の実現や県境を越えての高校進学など具体的な成果につながっております。また、要望の1項目めには、構成6市町村共通の地域課題でございました医療、看護、介護従事者の不足に対する支援を上げておりまして、こうした県境を越えた取組が平成30年の大阪滋慶学園美作市スポーツ医療看護専門学校の開校という大きな成果をもたらしております。

その後も年2回のペースで会議を開催しておりまして、新過疎法制定に関する要望書の提出や災害時における相互支援の協定など連携の強化を進めているところでございます。昨年は、上郡町にて、新型コロナウイルス対策の取組状況などについて活発な意見交換が行われました。中山間地域におけるこうした自治体間での情報共有、連携は国からも注目されておりまして、今後ますます重要になるものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

太田産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、DMOの構築の関連についての答弁をさせていただきます。

DMOにつきましては、第2期の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、湯郷温泉を核に据えた美作市全体の観光戦略を策定、推進していくべく、DMC、こちらはカンパニーでオーガニゼーションではなくDMCのほうですけども、DMCの視野に入れた観光地域づくりのための組織の在り方を検討するとしております。

美作市内の各地域の観光協会等を統括し、その中心的な役割を持つのが美作市観光振興協議会です。過去にDMOの構築について機運が盛り上がったことがあります。残念ながら

実現には至っておりません。現在も研究は継続しており、引き続き進めてまいりたいと思います。

また、三県境に関連するDMO、DMCにつきましても、先ほど企画振興部長の答弁にありまして、実績のほうは上がっておるんですが、その中でのDMO、DMCといった組織づくりまでは至っていないのが現状でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。上郡入れた6市町村でしたね。失礼しました。

美作市がリードし、発足して7年になるとお伺いしました。この自治体間連携が国も注目しているという大変すばらしいことだと私は思います。

2回目の質問ですが、年2回のペースで継続していると伺いました。年2回ではどうなのでしょう。ある意味、その会議はありがちな報告ありきのものにはなっていないんでしょうか。具体的な提案や協働では国を動かすような形が年2回では見られないように思ってしまう。

また、観光に関しては目の前のコロナ禍の対処で動きが取りづらいとは思いますが、市内各観光協会の統括をし、DMOをにらんだものであればこの機に研究の域から実施の域へと転換を図る時期だと思います。目の前の仕事をこなしながら、やはり10年先を見据えた仕事をやるということも必要ではないかなと思います。重ねて伺いいたします。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、観光面でお話をしますと、三県境のほうは交付金を使って台湾でセールスを行ったことがあります。そのとき及びその後の分析を見ますと、簡単に言うと、ほかの地域においてはほとんど宿泊に結びつかないんですね。宿泊施設もないということでありまして、若干のビジネス向けのお宿は佐用にもありますけれども、そういうところとは観光はなかなか結びつかないというようなこともございまして、どうも美作市の観光協会ないし観光組織が唯一宿泊による収入を得ることができる主体となっているということが浮き彫りになってまいりました。そういう意味では、他の市町村というのは割合通過型の観光なんですね。一方、うちは滞在型の観光を施行している。これは逆に言いますと、私どもにとって結構都合のいい状況になっているということもありまして、我々が今後やることとしては、コロナで大分頓挫してるんですけれども、若干芽は出つつありますけれども、私どもの滞在施設を生かしながら、行き先を湯郷あるいは大原から佐用であるとか智頭であるとかっていうところを今までの姫路とか岡山に加えて、地味ではあるけども、とても色合いのいいデスティネーションをつくっていくというふう完全に我田引水になって申し訳ないんですけども、活用していくということが考えられるというふうに思ってます。だから、これはさきに言いましたように考えてはいるんですが、なかなかコロナ絡みでそこまでの元気が出ないということで今足踏みをしてるということでございます。

それから、そもそも年2回だったんですが、若干私どもが発案をした経緯もございまし

て、私どもとしてやりたいことっていうのは決まっています、それは大分片がついてきたと、ほかのところからなかなか発案が出ないという状況もありまして、このところやや議員もおっしゃるとおり、報告的な状況にもなっているというふうに思っております。

ただ、この間、智頭にちょっとした要件で行ったんですけども、智頭の議会の方々は結構美作を見る感じになっております。町長さんのほうは、どちらかというと鳥取を見てるんですけども、議会の方々の中に美岡道の北部延伸の話も含めて、美作との連携の重要性ということが目に見えてきているというような感じもありまして、議員も本件について御関心をお持ちでございますように、議員の中にもその声がほかにもあるということが次のブースターの一部になるんじゃないかなあというふうに期待を申し上げてるところでございます。

いずれにしても、全国に類例を見ない組織であることは間違いなくて、注目されているんですが、コロナの関係で足踏みをしているという実態もこれあり、反省をしながら前向きに考えてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

ありがとうございました。

市長自らお答えをいただきましたので、多くは納得いたしましたけれども、やはりコロナのこと、これが一番重要な部分の中で足止めを食らってるような部分があるかと思います。でも、私が広島からこの施策を見ているときに、美作市は誰が仕掛けたんだろうと、この中山間部において、しかも県境を越えて6市町と一緒に連携しようじゃないかというようなことは全国でも本当にまれな例だと思っています。そういう意味では、そのまれな例をしっかりと息づかせていくということ、それから地方創生の一番根幹になるような考え方でもあらうと思います。そういう意味では、もっともっとしっかりと議論ができるという場所、そして観光に限らず、いろんなことを美作市がイニシアチブを取っていくということをぜひ実行していただけるようお願いを申し上げたいと思います。

長々と私も質問をさせていただきましたが、これにて令和3年度9月議会の一般質問を終わりますが、喫緊の課題はコロナであるということ、改めてお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号5番田村秀昭議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号9番和田いさお議員の発言を許可いたします。

和田議員。

9 番（和田いさお君）〔質問席〕

皆さんこんにちは。

議席番号9番和田いさおでございます。議長の許可をいただきましたので、令和3年9月定例議会の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お盆前からの長雨により、竹田茅尾地区の床下浸水と住宅火災に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症により罹患された方々及び家族、関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。さらに、各地で懸命に医療

行為など従事されている方々をはじめ、感染拡大に日々御尽力をされている皆様に改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

それでは、さきに通告していました1項目め、ラジコン自走草刈り機の助成について、消防施設について、学校施設について、特別支援学校について、この4項目についてお尋ねいたします。

1項目め、農業機械助成について、ラジコン自走草刈り機助成についてお尋ねをいたします。

農業従事者の高齢化や担い手不足などの背景に、中山間地をはじめ日本各地で大きな問題となっている草刈りです。農家にとって、草刈りにかける時間と労力は毎日頭を悩ませる問題ではないでしょうか。傾斜地での作業は転倒や転落事故の危険が伴い、草刈り機を使った作業は常にけがのリスクと隣り合わせです。地元でも、田畑の維持管理が大変で耕作放棄されています。でも、きちんと草刈りを管理していけば、病虫害の心配だけでなく、熊やイノシシなどの野生動物の被害も減少します。農家に草刈りは付き物ですが、もっと安全かつ効率のよい方法で傾斜地も安全で楽で時間も労力も大幅に減少できれば、高齢化が進む地域に重宝されます。ラジコン自走草刈り機の助成を御提案させていただきます。市のお考えをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

ラジコン自走草刈り機導入のための助成ということでございます。

農作業の中でも、草刈り作業は多大な労力を要します。とりわけ、斜面での作業が多い美作市のような中山間地域では、作業時間も膨大で危険も伴うことから大きな負担となっております。ラジコン自走草刈り機は作業効率が高く、作業車と草刈り機が離れていることから、安全を確保した草刈り作業が可能だと考えられます。岡山県が令和3年度から、今年度からですが、ラジコン自走草刈り機の貸出しを始めておりまして、美作市でも10月上旬に多面的機能支払交付金の活動組織がこの機械を借りることになっております。ですから、その能力を見たいというふうにも考えております。

また、ラジコン自走草刈り機は1台の値段が100万円以上の機種が多く、機種の仕様や特性が異なることから、草を刈る畦畔の環境にその機種が適しているかといったことも問題になると思います。したがって、年間の使用回数や使用場面を考慮すれば、購入するよりレンタル方式のほうが効率的ではないかとも考えられます。

本市では、現在多面的機能支払交付金事業の広域組織設立を進めておりますので、同組織において機械を購入して地域へ貸し出していくという方法も考えられます。要望をお聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

1回目の質問ですが、先ほどの遠藤部長さんの答弁ですと、年間の使用回数や使用頻度を考慮してレンタル方式か多面的機能支払交付金事業の組織の中で貸出しをしていくという御答弁でしたが、この要望があったのはほぼ専業農家です。1アール、2アールの話じゃなく

て、5ヘク以上の状態です。草刈りは毎日です。モグラたたきの状態の農家です。このような圃場を持つて点でいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

先ほどは、中山間地域の農村環境を保全していくための地域ぐるみの活動を支援していくことはとても重要なことであることから、多面的機能支払交付金事業が農用地、水路、農道等の地域資源を保全するための共同活動を支援するものとして取り組んでおりますので、この導入について活用する方法もあるということで考えていると答弁させていただきました。

そして、経営規模が大きい農家へのといったことですが、ラジコン自走草刈り機はスマート農業の分野に入るもので技術開発が進んでいると考えております。それで、現在販売されているものも50万円程度のものから300万円を超えるといったものもございます。購入の補助ということでございますが、スマート農業を進めるという意味からも、地域や農業者の要望をお聞きしながら検討したいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9 番（和田いさお君）

ありがとうございました。

ラジコン自走機の草刈りを提案させていただいたんですが、前向きな答弁をいただきました。10月には地元のほうでデモをやっていただけると、併せて導入に向けての地元の要望を聞きながら前向き、本当にありがとうございます。これでこの質問は終わりにいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

9 番（和田いさお君）

それでは、2項目めをお願いします。

消防施設についてお尋ねいたします。

日頃から、火災をはじめあらゆる災害に対して活動いただいている消防団の皆様には心から敬意と感謝を申し上げます。

近年は、災害の様相が変わり、社会環境にも変化が見られ、新たな災害環境の脅威が高まりを見せております。新たな技術や価値観を戦略的に取り入れ、住んでよかった、住み続けたいと思えるふるさとの美作新時代をしっかりと築いていただきますようお願いいたします。

それでは、①広域消防についてお伺いします。

滋慶学園の学生さん40人が美作学生消防隊として入隊されたと聞きました。すばらしいことです。隊員の消防団離れが起きている昨今において、うれしいニュースです。

消防団活動についてお尋ねします。

消防隊員の高齢化で存続ができない、部隊が10人以下で緊急出動できない状況があるところも聞きました。市では、このような消防活動についてどのようにお考えでしょうか。

②消防施設助成について。消防ポンプ車を更新する場合、地元負担、寄附金が高額で美作市内の分団では支払えない地域もあると聞きます。昨年の自治振興協議会地区懇談会では、

地元負担額の軽減を検討するとお聞きしました。消防ポンプ車の負担金の軽減はできないでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

千原消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

2項目めの①広域消防について、そして②消防施設助成について答弁させていただきます。

それでは、①広域消防についてお答えいたします。

消防団は、それぞれの地域で入団者を募り、入団いただいた団員で構成されております。地域によっては、少子・高齢化により新たに入団いただける方が少なく、結果として団員の高齢化、少人数化を招いていると思われます。しかしながら、経験豊富な団員の知識は火災時の消火活動のみならず、行方不明者の搜索や災害時の危険区域の把握などになくてはならないものであり、それぞれの立場で役割を担っていただいております。

次に、部単位の団員数についてですが、現在10人未満の部が全体の約30%を占め、その中には5人未満の部も含まれ、活動に不安のある部もございます。このことは喫緊の課題として、団幹部が出席する団本部会議の場においても議論されており、統合等広域化を進めていかなければならないと考えております。この統合に関しましては、地元の理解が得られなければ実現が難しく、地元の事情に詳しい議員皆様の御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②消防施設助成についてお答えいたします。

現在、各部に配備しております消防車両等の更新につきましては、各方面隊を通じ、地元から出された要望を受け、団本部会議で緊急度や地域の均衡を勘案し計画しております。毎年多くの要望が出されておりますが、予算の制約もあり、要望後数年お待ちいただいている状況でございます。

計画された事業について、地元の方に大切に使うという意味合いで、1割相当の寄附をお願いして御承認いただいて実施しているところでございます。

この寄附金に対して、負担が大きく軽減を検討できないかとの御質問です。この事業は、毎年継続的に実施しているところでございまして、急な制度変更は難しいと考えております。ただ、事業用発電パネル税条例が可決されれば、その中から消防施設整備に充当することを検討いたしたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

1回目の質問でございしますが、先ほどの答弁の中で、部単位の人数で5人未満の部もあり、活動に不安の部もあり、団本部会議で協議されているとのことですが、具体的にどのような協議をされたのか、お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

千原消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

和田いさお議員さんの2回目の御質問です。消防団の広域化に向けての具体的な取組につ

いてでございます。

消防団では、団本部会議というものを定期的に行っております。出席者といたしましては、団長、副団長、各方面隊長、各方面隊の消防団担当の市役所の職員、そして消防職員で構成されております。二、三か月に1回程度の割合で開催されており、先日も消防本部で開催されております。その中で、現在議論されているのが団員数の減少により、消防団活動を安定的に継続することが困難な部が存在することを鑑み、最低10人を目標にして部の統合を目指しております。これまでも一部の方面隊で部の統合は行われておりますが、まだまだ10人未満の団員数の部も多数ございます。部の統合には、負担金の問題や地元住民の御理解の必要なことから、議員の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9 番（和田いさお君）

2 回目をお願いします。

限界集落の今後の消防活動について、市長の御見解をお願いできたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

住民の方々が暮らしていく以上、その集落が限界であろうがなかろうが、消防というものをきちっとサービスとして提供する、それは市政の責務の一つだろうとまず申し上げておきたいと思います。

したがって、常備消防としては今でも市内全域を様々な形でカバーをしておりますが、一方で地元の消防団による消防業務の提供につきましても、もちろん市内全域をカバーしている建前は取っておりますけれども、なかなか先ほどからの議論にありますように特定の地域をとってみますと、その地域における自発的あるいは地域に存在する力でもって団としての消防活動を実施することができない場合が現にあると思います。その場合には、当然でございますけれども、今でも起きてることなんですけれども、周辺の団、周辺の部がそこへ駆けつけていくということがもうやむを得ないこととして既に行われている実態がございまして、その実態を今後は部の再編、班の再編、分団の再編という中で生かすことによって、切れ目のない消防サービスの提供ができるように努める、それをお願いする、それを先導する役割が市にはあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9 番（和田いさお君）

総括を、ありがとうございました、市長。

隊員10名以下の緊急出動ができない部ですが、私の地元でもあります。既に統合を図ってるところもありますが、少ない、10人以下でなくて5人以下で集まらない部を幾ら集めても出動できません。ですから、地元では隊員の多いところから補完するというような考えで今協議を進めています。

また、限界集落の寄附金ですが、これは高齢化が進んでこの負担がかなり重い状況になっ

ています。少しでも軽減していただけたらという思いでこの質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、途中になりますけれども、ただいまより1時まで休憩したいと思いますので、3項目め以降は午後からにしてください。

それでは、1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

和田議員、項目3から入ってください。

9番（和田いさお君）〔質問席〕

それでは、項目3項目め、学校施設についてお尋ねいたします。

①土居小学校運動場排水工事について。土居小学校運動場は降雨後、運動場の水はけが悪く、使用できない状態になり、児童たちの体育授業や外遊びの機会が確保できない状況です。平成30年に暗渠排水工事は行われましたが、翌年の運動会では前日の雨の影響で運動場の水はけが悪く、水たまりがあちこちに残ったため、地域の方や保護者で泥水を取り除き、開会が2時間遅れと聞きました。その後も排水が悪く、老人クラブの活動、消防操法訓練にも支障を来しています。保護者、老人クラブ、消防団から運動場排水工事の要望があります。

②山の学校（福山）の運動場は排水が非常に悪く、駐車場はぬかるみで人、車が動けない状況です。福山地区から早急に排水工事と駐車場舗装工事の要望があります。

土居小学校、福山、山の学校ともに小規模な暗渠排水でなく、工事施工は基本的な設計の見直しを要望いたします。この2点について、市のお考えをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

土居小学校のグラウンドにつきましては、御指摘のとおり平成30年度に暗渠排水工事を行っております。雨が降った後に現場を確認いたしましたが、運動場全面にあちこちに水たまりができていることを確認しております。市のグラウンド施設でスポーツトラクター等を保有しておりますので、それを使って削り取ることで、凹凸が解消できるのではないかと考えているところでございます。

学校で対応できること、教育委員会で対応できることを検討し、その対策を講じてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

春名総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

山の学校の運動場、それから駐車場整備についての御質問でございます。

山の学校は、旧福山小学校跡に福山地域の活性化を図るため、地域資源を活用し、食農教育及び自然環境教育を行う拠点施設として設置している施設でございます。敷地内には、行

政の出先機関である美作市作東総合支所福山出張所や国民健康保険診療所福山診療所などがあり、これらを含め、福山地域の拠点施設として地域の皆様に御利用いただいております。

御質問の運動場整備につきましては、本年7月15日付で作東地域自治振興協議会福山地区会長名で要望書の提出があったことから、現地確認を行いました。排水の状態が非常に悪く、改良の必要があると感じております。要望の運動場は、出先機関の駐車場も兼ねていることから、今後駐車場や排水路等の整備の在り方について地元の方々の御意見もお伺いしながら、改良の方向で検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9 番（和田いさお君）

先ほど、教育長さんのほうから、土居小学校のグラウンド排水工事について、学校でできること、教育委員会でできることという御答弁がありましたが、具体的にどのようなことでしょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

水たまりができています状態で現地を確認した中で、運動場全体の勾配はきちっとつけられておりましたので、まず教育委員会でできることが施設担当のほうで先ほど申し上げましたような整地をまず実施してみたいと思っております。その上で、学校のほうに依頼しておきたいのは、平たんに整地ができた後に使用のたびにできるだけトンボをかけるなどの整地作業を維持管理として行っていただくようお願いしようと思っております。以上のような対応で、水たまりがでにくくなるのではないかと予想しておりますので、双方で対応してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、3回目です。

9 番（和田いさお君）

土居小学校の運動場整備は、以前より季節変わりに先生が自動車でH溝を引き、整地されています。また、運動会前にも先生方が整地をされています。さらに、スポ少、老人クラブ、消防団は使用後にトンボで整地をしていると聞いています。でも、運動場は御覧のように凸凹で整地のできない状況です。大型機械での整地を要望いたしますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

大型機械での整地ということも提案していただきましたが、まずスポーツトラクターのほうで教育委員会の施設担当のほうが取り組んでみまして、その結果を見て維持ができるようであればそのままお願いしますし、それからやはり大型のグレーダーを使って整地をしていかなければならないというような事態になりましたら、また2段階目として考えていきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

9 番（和田いさお君）

総括、ありがとうございました。

土居小学校運動場、福山、山の学校運動場ともに工事の施工をしていただけると前向きな答弁をいただきました。地元の要望を聞きながら対応をお願いしたいと思います。これで終わります。

次、4 項目めをいきます。

議長（鈴木 悦子君）

4 項目めに進んでください。

9 番（和田いさお君）

特別支援学校誘致についてお尋ねいたします。

作東地域では、平成29年12月に美作市特別支援学校誘致期成会総会で特別支援学校を作東地区に誘致する要望が決議され、市長宛てに要望書が提出されています。さらに、今年7月、特別支援学校の誘致を進める会が設立されたと聞きました。この会の目的は、支援学校を作東地域に誘致と教育委員会への支援です。また、教育委員会から特別支援学校は旧江見商業高校跡地の案が示され、令和7年度完成予定と聞きました。特別支援学校誘致に向けて、具体的にどのような説明をされたのか、また誘致に向けてどのような課題があるのか、みまちゃんを御覧になられている市民の皆様にも分かりやすく説明をしていただけたらと思います。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

特別支援学校につきましては、平成27年に日本体育大学附属の特別支援学校を美作市内に誘致したいとの構想からスタートしております。その後は、岡山県教育庁と事前相談を行ってきております。

作東地域の特別支援学校の誘致活動につきましては、平成29年10月に美作市特別支援学校誘致期成会を結成され、平成29年12月に美作市特別支援学校誘致期成会、平成30年10月にも美作市特別支援学校誘致期成会並びに江見地区活性化委員会の連名で、作東地域へ特別支援学校を設置してほしいとの要望書が提出されております。さらに、令和3年7月からは特別支援学校の誘致を進める会として、特別支援学校を作東地域に設置してほしいとの要望活動が行われております。

次に、作東地域へ特別支援学校を設置してほしいとの要望を受けまして、作東地域の方々へ説明した内容についてですが、令和3年7月12日月曜日、この日に開催されました特別支援学校の誘致を進める会の設立総会で特別支援学校の計画概要についてお話をしたところでございます。

その内容につきましては、学校教育法施行令第22条の3に規定する美作市在住の知的障がい者で、卒業後の就労や進学に向けて重複する発達障がいへの専門的支援により社会への参加、生活自立を目指す普通科社会コースと、卒業後に就労や進学を目指す普通科生活コース

の2コースを1クラス定員8名とする計画であること、それから設置する場所につきましては、岡山県立江見商業高等学校の跡地を候補地に考えていること、そして開設年度につきましては令和7年4月に開校する予定であるということを説明いたしました。

次に、作東地域に誘致する場合の課題についてですが、特別支援学校の整備計画案を岡山県教育庁との事前相談で内諾していただくことが最優先課題となっております。併せて、設置する場所につきましては、岡山県と譲渡の協議を進めることが必要となっております。

以上のような課題を解決するべく、県と相談を進めているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

ありがとうございました。

地元の声ですけども、まず県から認可をいただきたいと、これが一番最初だろうと思います。次について、るるあると思いますけど、まずは県立でという声がありますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

県との相談の過程の中で、県立で設置していただけないかということもまた相談をしてまいりたいと思います。そのあたりが非常に困難であるというような回答であれば、次のステップとして市立で運営していくという2段階で計画が実現するような方向で話をまとめてまいりたいという、そういうふうを考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

まずは県の認可をお願いしたいと思います。

6月にも市長の御意向をお尋ねしたんですけど、この点について市長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いずれにしても、岡山県当局、岡山県教育庁がどう判断するかが最大のポイントになることは間違いないわけでありまして、不幸にして過年度の折衝においては当市の教育委員会の協力が不十分であったことから、必ずしもいい結果になってませんが、今回は教育長が筆頭になって頑張っておりますので、高い期待を持って私も状況を注視してるところであります。

そして、本件が成立すると、いろんなメリットがあるわけですが、一つには当然でありますけれども、私どもの地域、これは支援学校の空白地域であります。新見にもあります。したがって、県の北部で言うと、東側にある私どもが非常に遠い、津山は誕生寺に近いわけですから、そういう意味では県内の支援学校の一番薄い地域がこの地域、通

学にも様々な形で御父兄に御負担をいただいているということではありますが、そういった問題が解消するだけじゃなくて、新たな雇用の創出ということが大きなポイントになってくると思いますし、江見地域の活性化にもその関係でつながっていくものと期待しております。

いずれにしても、県立にせよ、市立にせよ、県立につきましては一度平成23年当時要望して蹴られてるんでなかなか難しいんですけども、運営の主体となる教員は小学校や中学校と同じように国の法律によって県の負担になっていると、校長を含めてね、ということなかなか御理解されない方がおられますけれども、その点につきましては小学校や中学校と同じだと、市立の小学校だけでも、運営の主体である教員の派遣は県がするんだというようになってますが、そういうものと同じ位置づけであることを改めて御説明をしておきたいと存じます。頑張ってまいりますんで、御支援のほうをよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

9 番（和田いさお君）

ありがとうございました。総括をさせていただきます。

私のところに保護者から手紙が届いております。その一部を紹介させていただきます。障がいのある子の親として3歩前進、2歩後退の毎日です。ほかの親より5倍も10倍も悩み、経験し、苦勞している人がほとんどです。でも、それを不幸と思わず頑張っているのも事実です。そういう親子のことを理解していただき、障がいを持つ親子を助けていただけたらありがたいです。ぜひとも、美作市に支援学校を作ってくださいとの保護者からの悲痛な願いです。このような願いを聞いて胸が熱くなりました。一日も早く支援学校を設立していただきますよう要望いたしまして、和田いさお、令和3年9月定例議会一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号9番和田いさお議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番3番、議席番号14番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

14 番（倉地 重夫君）〔質問席〕

14番倉地です。ただいまより2021年9月議会での一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

今回、私は特別委員会も開かれておりますが、市が取り組もうとしている防災公園について、1つ目、市は過去38水害、21水害などの経験を持っている。地震においては、山崎断層、奈義断層、南海トラフなどが想定されるがということと、それから2つ目として、市では今まで大原、作東、美作などで防災訓練を実施してきたが、それらの訓練において、なぜ庁舎の近くに防災公園が必要と判断したのか、この2つに当たってお尋ねさせていただきます。

それでは、まず1番目、ネットで調べますと、防災公園とは地震やそれに伴う火災が発生した際に住民の命や財産を守るために防災機能を発揮し、避難地、避難路、防災拠点の役割を持つ都市公園や緩衝地帯であるとして、その種類について5点例示しています。その1、広域防災拠点、その2、地域防災拠点、その3、広域避難地、その4、一時避難地、その

5、その他の防災公園、また防災公園の役割として、まず避難する場所としての役割、市外等で火災が発生して延焼しているときなどに避難する場所として防災公園は使える。また、災害が発生する前に警報を知らせる場所やいざ災害が発生した際にその被害状況や安否情報、応急物資に関する情報を公開したり、収集するための場所としても防災公園が使われます。そのほかにも、避難生活に必要となる生活用水の提供、非常用トイレの設置、生活物資の提示場所としても防災公園が使われることがありますとされております。どのようなことを想定しているのか、災害時に特段の配慮が必要な人として、高齢者、外国人、妊婦、子供などにも十分配慮し、災害が起こる前から運営上の注意を払わなければならないとされておりますが、どのように取り組もうとしておられるのか。

そして、2つ目の旧行政区単位で行われてきた過去の防災訓練でどのような成果を上げ、どのように判断をしてきたのか、各会場とも旧行政区の住民集落の近くで行われており、それぞれの成果を上げてきておると思います。それぞれ場所も広大で、市民に何があっても対応可能なように判断しているところではありますが、なぜ市役所本庁舎と一体で防災公園を必要と考えるのか、本庁舎から遠く離れた旧行政区で生活している市民にとっては、いざ災害が発生したとき、移動手段、また物資の輸送手段など多くの課題を解決しなければならないところであるが、それらについてはどのように考えているのか。私の住んでいる集落も100軒余りの集落であるが、自主防災会が自治会の中にあり、集落一円に避難経路の掲示がされており、参加者の避難場所への避難訓練も行われ、コミュニティハウスには毛布などの防災グッズなども保管されており、定期的に点検も行われ、防災教室なども実施され、消防署から講師に来ていただき、AEDの使用法、人工呼吸の仕方なども行われています。市民の声として、身近なところにこのような施設があり、遠くのほうに立派な防災公園は必要ないとの声が多いが、これらにどのようにお応えになりますか。まず1回目です。

議長（鈴木 悦子君）

小林危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

防災公園についての御質問でございます。

防災公園そのものの概念ですけれども、これは阪神・淡路大震災で都市公園が当時果たした役割を検証し、その教訓を踏まえて国土交通省が避難地や活動拠点として機能する都市公園を今後整備推進するためにガイドラインを平成11年にまとめてございます。その後、東日本大震災や熊本地震等の大災害で確認された新たな役割を適宜加え、改定されてきた経緯がございます。

都市計画区域内の市街地におきましては、緑とオープンスペースが火災の延焼を防ぎ、閉塞された道路の迂回路であったり、一時避難場所となることとともに、被災者の救援活動の拠点として、または給水所、救援物資の配送、仮設トイレ、情報センター、ボランティア活動、救急医療、現地対策本部であるとかヘリポート等に活用ということがガイドラインに示されております。また、復旧復興段階の拠点といたしましては、自衛隊の駐屯地、災害復旧の資材置場、道路開通に伴う車両や瓦礫の集積場所、また仮設住宅の避難場所、災害ごみの集積と分別等の多岐にわたります。

議員の言われますように、公園の規模ですとか立地条件によりまして役割や機能、こういったことは異なっておりますが、今回の計画は本庁舎と文化施設の近くであるというこ

と、また大規模災害に対しても最も強靱な高速道路に近いと、こういった立地を生かすことが重要と考えております。そのため、地震や豪雨時によります大規模災害時を想定いたしますと、国や県の現地対策本部、自衛隊や赤十字、相互協定を締結しております自治体や団体、こういった市外からの支援が必要な場面、こういったときにおいて多くの人と資機材が結集しやすく、また対策本部である本庁舎と情報共有、また指揮系統、こういったことが直接また円滑に行えるといった利点がございます。

また、総合防災訓練の会場でございます。これは、それぞれの地域と連携した総合的な訓練となるように毎回開催地を変えておりまして、最近では美作保健センター、武蔵武道館前の広場、英田多目的グラウンド、バレンタインパーク作東などで開催しております。こちらは、今後も地域の団体や参加者と協議しながら、それぞれの目的に応じた会場を選定していくという予定でございます。また、防災公園が完成すれば、候補地の一つということは考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

特別委員会でも指摘された委員がおられました。美作市において大都市、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などを参考にすること自体が前提に無理があります。都市計画内の緑やオープンスペースが火災の延焼を防ぐとありますが、現在の候補地でどのような火災に対応を想定されているのか説明に無理があります。

21災のとき、私は関西地域から車で帰ってくる途中でありますが、佐用から通行止めになり帰ることができませんでした。また、西日本豪雨の際も、新見方面の土砂崩れで通行不能になっております。高速道路が災害時有効に活用できる保障はありません。災害ごみの一時置場についても、21災のときは作東の工業団地用地が有効に利用されてきたことは記憶に新しいところです。市内には、各地にこのように遊休地、広場が至るところにあり、市庁舎の近くにいつ必要になるか分からないこのような施設を確保しなければならない必要性は理解できません。ヘリポートも市内に15か所もあります。前回、保健センターで防災訓練をしたとき、そこでヘリを利用した訓練が行われております。国や県を巻き込んだ大規模災害での現地対策本部などの取組は、美作市独自で取り組むのは無理です。情報共有が提案されていますが、近くにある消防署などと連携を取れば平素は通信機能などを充実しておけば十分と思われれます。私の行ったアンケートで、9割以上の回答が二重の投資で不要、再考すべきを選択しておられます。これらの声にどのように応えられますか、お尋ねいたします。私の行ってるアンケートに対して苦言を言われましたが、当局は今回の事業に対して市民に具体的な案を明示されておられません。白紙委任の形で進めようとしているのではないのでしょうか。そのような形で用地だけを先行取得するのを決めるというのは乱暴なやり方ではと思いますが、どのように理解されますでしょうか。

そして、2つ目にお尋ねしているのは、各地域で行われた防災訓練の成果をどのように捉えているのか、各訓練とも大規模な取組であったと思います。行われた訓練では、何か十分でないことがあったのか、そしてその反省の上に次の訓練に取り組む、それが訓練ではないのですか。これらの訓練に参加された市民の皆様はそれぞれ居住の近くで災害時を想定して

行われた訓練を参考にして、身近なところへ避難できる安心を共有してきたのであります。このようなことから、市民は市庁舎の近くに防災公園は必要ないとされているのだと思います。市民は税金の無駄遣いには非常に敏感になっています。コロナ禍後、経済は簡単には回復しない、特に美作市のような小さな市においてはなおです。防災公園については、二重の投資で不要、再考をとというのが市民の声です。どのように取り組まれますでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

我々も、市民の方々の声を聞きながら行政を進めております。そのときに、やはり大切なことは正しい情報を提示をしながら事業を進めることだというふうに思っております。しかし、なかなか理解をいただくことは難しいことはあるんですけども、議員も思い出していただきたい、あるいは想定していただきたいんですが、都市公園を作るときにそんな無駄な投資はとって随分議論がありました。そんな無駄なことをしてどうするんだという様々な議論がありましたけれども、今そういう声はほとんど聞かれない。なぜかといいますと、都市公園の建設費用というのは多少かかりましたけれども、年々入ってくる地方交付税交付金、これによって早い時期に相殺をされ、今やその交付金でもって様々な福祉対策を進めているからであります。この事実を若干敷衍いたしますと、実に防災公園といっても建物を造ったりすることもなく、広場を整備するというごさいます。多少の整備費は当然かかります。一方で、いや土地代が高いだろうというんですが、土地代が高いところに防災公園は作りません、基本的には。いずれにしても、今の美作市の中で土地代の高いところはそうあるわけではないんですけども、さらにその上にあえて申し上げますと、この防災公園も都市公園の一部になりますから、当然でございますけども、年々歳々一定程度の交付税の上増しが入ってくるわけでありまして。そのあたりの事情を御説明の上でアンケートをお取りになったかどうかが多分市民の方々の意見として我々が聞くべきものかどうかを判断する一番のポイントになるかと存じます。ぜひとも、正しい情報をなるべく提供しながら、市民の御意見をお伺いしたいと思っております。私どもにじゃあ具体的に何ぼかかるんだということであれば、それは例えば概算でございますけども、これぐらいのお金がかかるんだということについては、議員に対してもお示しができるかと存じておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

担当部長から答弁はないんですか。

議長（鈴木 悦子君）

市長が先ほど言われたのと同じことだそうですので、どうぞ、倉地議員、質問を続けてください。

14番（倉地 重夫君）

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

いろいろ美しい里山公園の例を挙げられて、防災公園で交付税が下りてくると、それがいろんな形で維持管理費とかそういうものに利用できるんだということで、全く出資ばか

りじゃないんだという意味の説明だったというふうに思います。

市民も美しい里山公園の交付税がいろんな形で市の福祉財源として利用されてることは知っておると思います。今回、私が行ったアンケートに対して、たくさんの市民の方が声を寄せられています。前回の特別委員会でも委員長が市民の声を聞く機会を設けるというふうにおっしゃられましたんで、私のところにアンケートで寄せられてる声を紹介させていただきます。

阪神・淡路大震災などの教訓から、被災地の対応をするとのことであるが、都市の震災を教訓として美作市のような田舎での対応を検討するのは前提が不適切です。仮設住宅の用地なら、廃校などの用地の活用で十分です。美作市には、近くに自衛隊の駐屯地があり、特段の施設は不要と思われます。人口が少なく面積が広域のため、地震等の災害時は現地の状況把握を速やかに行うため、ドローンなどの移動式簡易装置の導入や運用を岡山県並びに近隣の自治体と共同で検討してはいかがでしょうか。管理棟で行う業務は、庁舎内で行うものでは仮設住宅の建設は旧町村毎に適当な用地があるのでは、公園で集約すべきものと地域に分散したほうがよいものを再考すべきだと思います。近くにある消防署と候補地が近いので、二重のような気がします。美作市には、先ほど言いましたが、ヘリポートもたくさんあるし、仮設住宅の建てられる土地はある。わざわざ造成しなくてよい。仮設住宅は被災地に近いところで用意をしてほしい。生活圏から離れた場所では高齢者は生活しにくい。高速道路のインターなら作東にもあります。このままいけば第2の夕張になってしまう。議員の皆様も、税金の使い方など市民の立場から検討してほしい。今日、山陽新聞に先般行われました議員研修の中で、弁護士の先生が一番身近な議員は市民の一番身近なところにおるのだから、市民の立場に立ってしっかり議会で対応してほしいというようなことが書かれておりました。被災時、高齢化から分散方式のほうが現実的である。ある程度の規模は必要だが、ハザードマップチェックなど場所の設定が必要、シンプル、コンパクト、5年10年の人口測定から適正規模を望む。全てにおいて生活範囲が広いので、市人口全てを対象とする必要はない。各地にある設備も流用すべきである。作った後、ふだんは何に使うのか、空の箱を作っただけでは意味がない。

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、今おっしゃられてることは特別委員会できっちり審議されたら、意見として言われたらいいと思いますので、この場では特別委員会で審議している内容だと思いますので、内容を変えてください。質問を変えてください。

14番（倉地 重夫君）

それはちょっとむちゃですよ。この前、この市民の意見を紹介しようとしたら、それはその場ではないということで制限されたじゃないですか。市民の声を聞く、みまちゃんネルを通じて広く市民に伝えるにはこの機会しかないんですよ。発言を制限するようなことはやめてください。

議長（鈴木 悦子君）

それは倉地議員が共産党としてアンケートを取られた内容だと思うんです。それを市民に広く知らせるというより、市民に知ってもらうためにアンケートを取って市民の声を聞かれたと思うんです。それをこの場で披露するというのは、ちょっとこの場ではふさわしくないと思います。

ですから……。

14番（倉地 重夫君）

一般質問というのは市民の声をきっちり議会に届けて……。

議長（鈴木 悦子君）

それは今特別委員会で審議している内容ですので控えてください。質問を変えてください。

14番（倉地 重夫君）

引き続き紹介させていただきます。

生活範囲が広いので……。

議長（鈴木 悦子君）

質問を変えてください。

14番（倉地 重夫君）

市人口を全て対象とする必要はない。

議長（鈴木 悦子君）

暫時休憩します。

午後1時42分 休憩

午後2時30分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議会運営について協議をいたしました。

初日、そして本日の一般質問の冒頭でもお願いをいたしましたが、コロナ禍の中、先ほどの発言の中で重複した御意見があまりにも多かった。重複した発言が多かったために注意をさせていただき、先ほど調整をいたしました。そういうことで暫時休憩をいたしました。

それでは、一般質問を続けます。

倉地議員、どうぞ。

14番（倉地 重夫君）〔質問席〕

発言中に発言を制限されるという非常に不愉快なことなんです。簡潔な質問に協力してほしいという議長からのお願いに基づいて、ある程度重複した市民の声がびっしりアンケートに寄せられてるんです。重複した内容が多いということは、それだけ同じ内容で市民の皆さんが反対の声を上げてるということにもつながります。そういうことで、できるだけまとめて簡単に発言させていただきます。

生活範囲が広いので、市人口全てを対象とする必要はない。各地にある施設を流用すべき。1ヶ所に大きなものを作っても、災害時広い美作市では対応できないと思う。旧町村単位の廃校になった学校、集会所などの利用をして近くにあるほうが便利だと思う。高齢者に移動してもらったときなどに遠くから移動するのも困難で、災害が起こると道路が通行できなくなったりしたら近くにあるほうがメリット、総合支所に水害に強いグラウンドを備えており、活用すべき、今回の内容をみまちゃんネルで市民に伝えることが必要。子や孫が多額の税金で苦しむ市政はもっと考えるべきだと思う。これもちよっと重複しますが、市の場合、面積が広いのに人口は少なく、多額の投資をしても近在の旧美作町の住民の範囲になっ

てしまい、遠方の市民にとっては多額の税金を使って作る必要はない。年寄りには歩くことができません。近場で毎日行くことができるなじみの場所を各地に作ってもらえたら、立派なものでなくていいです。税金を大切に使ってください。被災者、ボラの居住はホテルなどを市で借り上げて対応すべく、準備しておけばよい。新たに箱物を作るたびにお金がかかり、しかも管理経費は永久に必要な。市民の負担が重くなるというお声があります。災害は庁舎近くばかりとは言えない。各町村の施設を再考し検討すべきではないかというような声が主に寄せられております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

以上ですね。

〔14番倉地重夫君「はい」と呼ぶ〕

今はアンケートの報告だったと思うんですが。

〔14番倉地重夫君「答弁は要りません」と呼ぶ〕

答弁はいいんですか。

〔14番倉地重夫君「次に総括をさせていただきます。続けてやらさせていただきます。3回目の質問でやらさせていただきます」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。

執行部のほうは今のアンケートの結果についていいですか。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

厳密に回答がどの質問に対応したものかはっきりしないので、感想論になりますけれども、特別委員会でも委員長からお話があったように、例えば70億円というような数字が勝手に出てるんですね。それはびっくりしますわね、聞いたこともない数字を。そういう数字を出したり、人口5万人規模といたりしてるとか、様々なところで議論をするには根拠がないアンケートとして捉えてる。もう一度アンケートの取り直しをされたらどうかというのが私の感想であります。やはり重要な問題でありますので、うそ隠しなくやったほうがいいし、アンケートを取り直しになられるんだったら、しっかりとした根拠をこちらからお示しますから、それに基づいておやりになったらいい。例えば、夕張になるとか書いてあったりしますが、私どもの財政運営は県内でも今や一番的確に運営をしていることによって、将来に対する負債が消えてます。そういうことも、ちゃんと情報提供しながらアンケートをお取りになるのが議員としての務めじゃないでしょうか。一般市民の方々が自由に発言をされること、それを当局としてどうこうというつもりはございませんけど、議場や委員会において議論に参加をしておられる方がその議論や経緯を無視をしてアンケートをお取りになること自身が私はいかがかと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、倉地議員、3項目めに進んでください。

14番（倉地 重夫君）

総括じゃないんですか。答弁があったんだから総括をさせてください。

議長（鈴木 悦子君）

すいません、総括をどうぞ。

14番（倉地 重夫君）

今回の事業計画について、建議書及び議員決議を基に発案したとなっております。いずれも新庁舎についてであり、防災公園、文化センターなどについては触れられておりません。市民アンケートを参考資料として示されていますが、市民アンケートそのものが今回の事業を想定し、市の政策に同意を求めるような形式的なものであり、市民の希望とは言えないものと私は思っております。そのことが私の行ったアンケートに示されております。市が取り組まなければならないのは、少子・高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない中、どのようにこれらに取り組まなければならないかであり、借金を増やして大きな事業に取り組むことを求めているわけではありません。市長は事あるごとに、先ほども言われましたが、財政指標は非常によくなっている、投資環境が整っている、起債を発行して事業に取り組む余力が出てきているとしております。借金が増えていく美作市に若者は移住してくるでしょうかと記入されておられる方もおられます。借金を増やすのであれば、子育て支援や教育環境の充実、そして高齢者が安心して老後を送ることができる政策にこそお金を使うべきであります。今回の事業で、美作市はすばらしい市であり、ぜひとも美作市に移住して市民になりたいとメッセージにつながるでしょうか。私の行ったアンケートで9割以上の回答が二重の投資で不要、再考すべきと選択されております。これらの声にしっかり応えていていただきたいと思えます。

また、繰り返しになりますが、私の行ってるアンケートに対して苦言を言われましたが、私のほうからお尋ねするのが先だったのかも分かりませんが、今回の私のアンケートに対していろいろ先ほども言われました。市民は具体的な案を明示されておりません。白紙委任の形で進めようとしているのではないですか。そのような形で、用地だけを先行取得することを決めるというのは乱暴なやり方であると思います。今回の事業に関して、長文の意見を述べられておられる市民がたくさんおられます。そして、それらの方は自分の発言に責任を持つという意味でしょう。住所、氏名を記入されてる方が多いです。文章までは読めませんが、一例ですけど、きっちりこういう形でパソコンで、ただ今回の新庁舎と文化センター、防災公園のことだけじゃなしに、市政全般についてびっしり意見を寄せられてる方もおられます。そういうことで、私のアンケートのそもそもの始まりがおかしいということでしょう。もう一度アンケートを取り直すか、あるいは今回のアンケートの声を市民にしっかり私どものほうで知らせていくか、そういうことに引き続き取り組んでいきたいと思えます。

以上で1項目めの質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに進んでください。

14番（倉地 重夫君）

2項目め、市民の身近な災害といえば、過去の水害で必ず浸水地域になる地域に住んでおられる市民の対応であります。以前にも取り上げましたが、これらの地域の内水排水で被害を最小限に抑えること、これが大きな願いです。英田地域にも、今回国道を横断して内水をポンプで排出するための放水管が布設されました。38水害、21水害などのように吉野川などが氾濫するような水害にはこれらの装置では対応できないことは明らかであります。一昨年の倉敷、真備の災害には懸案になっていた小田川の付け替え工事が放置されてきたことに起

因する大災害と言われております。これらの事業は、市独自で行うことはできません。美作市においては、これらの懸案事項はないのか、一たびこのような大災害が起こり、仮設住宅などに移住生活をすれば、美作市のような高齢社会では生活を再建して元の場所に家を建てて住む経済力のある市民は非常に少ないと思われます。何よりも、これらの災害に強いまちづくりが求められるところですが、どのように取り組まれますか。

議長（鈴木 悦子君）

千原消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

上水浸水区域への取組についての御質問です。

美作市では、豪雨時の内水氾濫を防ぐ目的で令和元年度に排水ポンプを購入しております。現在、英田地域に4台、美作地域に6台、勝田地域に2台、作東地域に2台、大原地域に2台の計16台を配備して内水氾濫に備えております。議員御発言のとおり、昭和38年災、平成21年災程度の災害が起こりますと、現在の排水ポンプの性能では内水氾濫を完全に防ぐのは難しいと考えております。その際には、地域住民の方の避難にかかる時間を少しでも長く取れるよう、また浸水後の排水作業に排水ポンプを運用していただきたいと考えております。

消防本部といたしましては、ハード面でできることは限られております。主にソフト面で各地区の自主防災会での消火器の取扱訓練、また心肺蘇生法やAEDの取扱い等、応急手当ての講習を行って、市民の防火、防災意識の高揚などソフト面から災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私からは、内水対策の取組について答弁させていただきます。

質問の中にありました英田地域の浸水要因の分析でございますが、平成30年7月に発生した西日本豪雨時には吉野川の水位が上昇し、砂防河川や普通河川の末端のゲートを閉塞され排水ができなくなり、内水排除不良が発生したためと考えられます。

このような状況を踏まえ、整備手法につきましては排水ポンプによる強制的な排水が有効と考えており、ポンプ場方式、ポンプつきゲート方式、可搬式ポンプなどの整備の可能性を検証するとともに過去の浸水箇所を精査した上で優先地区を決定し、他部局とも調整を図りながら地域の実情に合わせ、経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する取組を検討したいと考えております。〔降壇〕

〔14番倉地重夫君「議長、答弁漏れというか、小田川の付け替えのような危険箇所みたいなものは美作市にあるのかないのかお尋ねしとるはずなんです」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

真備のような形で河川交錯し、その結果、逆流、その他の状況が生じ、決壊に結びつくといった類いの場所は市内にはないと。ただし、それに近い問題としては吉井川が吉野川と合

流する英田地域ですね、あのあたりの流下断面が不足をしているということで、今県において対策工事が進められております。細かいとこで言いますと、吉野川流域ではこれに加えて、大原あたりの吉野川中流域から林野にかけては、ところどころにおいておとしにも越流があったりしました。そのことは御案内のとおりでございます、この点につきましては県に総合的な堤防の再整備をお願いしているところでございますけども、なかなかそれこそ優先順位がまだまだ来ないというようなこともあって手がついていない。そこで、私どもとしては今河川のしゅんせつ工事を急いで行うことによって、その場をしのがせていただいているということでもあります。

加えて申し上げますと、私どもの山に太陽光発電パネルがたくさん設置されていて、一応ため池というか、調整池の工事は進んでおりますけれども、雨量が想定されてるものより多くなる傾向がございます、そうなりますと、下流域にも負担が生ずるということで太陽光発電パネルに税金を課さしていただいて、ある種抜本的な対策をその資金でもって随所に行うというふうに考えておりますが、その中にも内水対策が含まれておりまして、例えば英田地域にもそういった場所もあるかというふうに考えて対応したいと思っております。小田川みたいなところはないけれども、河川の脆弱性は全国共通の問題であると。さらに、太陽光発電パネルの影響もある。そこで、税を課して抜本的改革をしようとしているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

市民の目に見える形で各河川のしゅんせつ工事が進んでおります。それらは県の事業でしょうけれども、例えばそこの入田の地域もかなり立木の伐採とかしゅんせつが進んで、前から英田地域でも福本、井口地域ですか、この辺がしゅんせつして市民が喜んでおられます。引き続き、そういった特に川の中央地域に英田で言えば河会川と吉野川の合流の地域にもかなり堆積しております。こういったとこをしっかりと断面積を広げていただいて、市民が大降りをしてでも安心しておられるような形に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上で2項目めを終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、3項目めに進んでください。

14番（倉地 重夫君）

3項目め、農業政策についてお尋ねいたします。

販売米価が下がり続け、生産コストは上がり続けています。その上、今回は環境問題として肥料として散布したマイクロプラスチック問題が発生しています。農家は、高齢化で省力化が求められ、農薬、肥料などにかかる経費が高騰化し、生産コストは下がらないのにコロナ禍でお米の消費量は減り、米価は下がり、戸別所得補償制度から水田利活用に名称が変わりましたが、大型農家や法人はいわゆる転作交付金で何とか次期作の経費を補って、苦しい中、農業を続けているのが現状です。

国の農業政策の下に、このような状態で米作りに取り組んでいるところですが、美作市の基幹産業の農業がこのような状態でいつまで続けられるのか、非常に心配されているところです。今、65歳以上の農家が7割以上を占めています。このまま10年後には美作から米作り

をしようという農家が消滅してしまうと思います。国の対策に対しての要望、今回も請願が出ておりますが、これらの問題を美作市で米作りをされている農家にどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

米作りをされている農家にどのような対応をされるのかということですが、農業従事者の高齢化や中山間地域の人口減少が進み、農業経営をする者が減少する傾向にあります。農地を守り継続していくために、農地中間管理事業を軸として農地の集約化に取り組んでおります。地域の担い手となる農業者に農地の集積を進めることで、農業者の経営規模が拡大し、安定した農業経営になると考えております。美作市の農地集積率は、令和2年度末時点で20.5%ですので、集積率が上がるように今後も支援してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

農業センサスの数字なんですが、これ農業センサスが10年前の数字なんで、今現在の数字がどうなのかということは当然この数字からもっと悪くなってるんじゃないかと思いますが、本市の農業は2010年の農家数が3,953戸、うち販売農家は2,422戸となっております。販売農家のうち、第2種兼業農家は1,553戸で64.1%を占めています。販売農家の農業就業人口は2010年、3,132人で女性が49.8%、平均年齢が71.9歳となっており、就業者の高齢化が進行し、担い手確保などでその対応が喫緊の課題となっております。経営耕地面積は2010年、2,038ヘクタールで、2005年に比べると141ヘクタール減っております。経営耕地面積、そのうち水田が84.8%を占めていますが、耕作放棄地も443ヘクタールと増加傾向にあります。水田は、多面的機能を持ち、特に治水、利水面から、災害防止や環境保護など重要な役割を担っております。圃場整備の状況は、2014年度現在整備率は82.3%です。美作市の主要農産物は米、黒大豆、茶、ブドウ、桃、肉用牛、生乳などです。国内外での生産地間競争の激化、就業者の高齢化、担い手の減少などに伴い、本市の農業を取り巻く環境は厳しくなっています。今後は、農業関係機関、団体等と連携し、農産品のブランド化づくりと流通システムの確立、若者が就業できる夢のある農業を目指した政策の展開を図ることが必要になってまいります。

コロナ禍の状況により、米の需給環境はさらに悪化しており、今年度の生産者米価は1俵9,000円台と言われております。2019年の米作りに必要な経費は1俵当たり1万5,155円、そのうち機械や肥料、燃料費などの物材費だけでも9,180円、9,000円米価では米の再生産はできず、大きな農家も小さな農家も米生産は続けられないと言っています。市の販売農家の皆さんの実態をどのように把握されておられますでしょうか。

集積率が20.5%ということですが、耕地を考えると、1反未満の効率の悪い田んぼは受け手がなく、耕作放棄が二、三年も続けば原野に返ってしまう農地も多いのではないかと。米は国民の命の糧である。これを守るということは日本の国を守ることです。食料自給率も下がり続け、37%を切るところまで来ています。美作市独自で、これらの農家を支援する

政策は考えられないのか、お尋ねいたします。

私どもが提案しておりますが、その対策として関係機関と連携してU I J ターン者の就農を地域ぐるみで支援するとともに、経営改善指導を強化し、担い手の確保、育成に努める。経営規模の拡大と合理化を図るため、農作業の受委託、農地の流動化を促進し、担い手へ農地の集約を図る。地域の農地を保全し、効率的な営農を展開するために多面的機能支払制度、耕作放棄地再利用緊急対策事業などの積極的な取組や集落営農への推進を図るとともに、農地中間管理機構への支援、協力など生産者と農業関係機関、団体との連携、農道や用水路、圃場整備及びため池などの産業基盤の整備、農業集落排水などの生活基盤の整備を進める。また、6次産業化、地産地消、インターネットなどを利用した販路開拓を進め、また減農薬栽培や栄養価の高い農産物の生産によって付加価値を与えるとともに、市を代表する特産品づくりを進める。市内の農産物の分析を行い、農産物の魅力を栄養面からアピールする。このようなことで需要を喚起し、農業者の所得向上及び農業経営安定を図り、新規就農者を促進する。これらの提案にどのように取り組まれますか、お答えをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今おっしゃったことは大体今まで私どもやってきたことでありまして、今までやってきたことじゃ足りなかったというのが問題だと思います。ですから、今の話は普通の話なんです、全部。それでは、なかなか今の農業については救えないというところがもっと大きな問題で、御高説は賜りましたけども、今までの私どもがやってきたことをそのまま聞いているような感じで大変心強いというか、残念というか、そんな気がいたします。

例えば、連携とおっしゃいますけれども、連携すると何かいいことがあるかということ、必ずしもそうじゃないんですよ。農協と連携して最近いいことがあるかということ、そうは必ずしも言えないと思います。ですから、私どもとしては逆に独自の政策を取り入れたほうがよかろうということで、栄養評価も独自に入れましたし、様々なことでいろいろ考えた末、多面的機能についても、これはせっかく国が地域に資金を提供するわけですから、それが取れないということは地域にとって大変な損でありますし、あるいは農地を守る上でも不得策であるから、市が事務局をして全市一本でこれを処理をし、資金の流入を増やし仕事を共同化する、あるいはラジコンで草刈りができるような機械も買うみたいなことを提案を申し上げてあるわけでありまして、その提案についてもぜひ御理解を賜りたいと思います。独自の施策をしないと確かにいけない。しかし、市独自でできることについては限界もありますけれども、その限界の中で我々としては一生懸命に農家の方々のために働いているんだということをぜひ議員も御認識を賜ればと存じます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

美作市で農業をやるということが未来に希望が持てる、結局地域によってはそこに移転、移職して農業に取り組むということを政策として取り組んでる行政もあるわけです。だから、例えばお米の値段がどんどん下がってる中で、美作市でお米を作る方に1俵幾らかの支援をするとか、こういう具体的な美作市で農業を続けられる、美作市で農業をすることが魅

力であるというようなメッセージを農家の方に、あるいは美作市に移転して農業に取り組む、そういう人を募集する、そういう形のメッセージがそういうところに伝わるような施策が必要じゃないかと思います。ただ漫然と、先ほど萩原市長が言われたように、取り組んでるんだという姿勢ではなかなか美作市の農業は今後若者が参加して市民、農業人口が増えると、とにかく農業センサスの中でも美作市の販売農家の人が人数が減って、農家の販売額も減り続けてるというのが現状ですんで、やっぱりそういったことをどこからきっちり対策してカバーしていくかという政策が必要だと思います。何よりも、美作市で農業をやるのが市民として農業に従事することが魅力を感じられるような、そういう政策は必要じゃないかということをお伝えします。

そして、余談になりますけれども、今回市が15ヘクタールの農地を潰して事業に取りかかろうとしてる。もうあそこは美作市でも超一等の農地で、今まさにお米が頭を下げて稲が実とる、そういう田んぼであります。そのようにこういった優秀な農地を潰そうというのが農民にどのようなメッセージになるのか、その辺も併せて訴えていきます。

以上で私の9月議会での一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

答弁要りますか。

〔14番倉地重夫君「よろしいです」と呼ぶ〕

じゃあ自席へ。

以上をもちまして通告順番3番、議席番号14番倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番4番、議席番号1番中谷祐輔議員の発言を許可いたします。

中谷議員。

1番（中谷 祐輔君）〔質問席〕

議長により発言の許可をいただきましたので、令和3年9月美作市議会定例会一般質問をさせていただきます。議席番号1番中谷祐輔、初めての質問ですが、よろしくお願いいたします。

本日、2項目させていただきます。

まず1項目め、NODAレーシングアカデミードライバー養成学校についてです。

1、現在の活動状況について、どのようになっているのか、お答えください。

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員、1項目めというのがNODAレーシングアカデミーでしょ。その質問の要旨で1番、2番、3番を全部一括して質問してください。

1番（中谷 祐輔君）

1、現在の活動状況について、2、財政支援と投資効果について、3、今後の方針について

てお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、1項目めのNODAレーシングアカデミーにつきましての御質問に答弁させていただきます。

まず、現在の活動状況ということでございますが、NODAレーシングアカデミーは岡山国際サーキットや湯郷温泉などの地域資源を生かし、モータースポーツ人材の育成とスポーツ文化の醸成による地域経済の循環を目的に平成27年5月に市が誘致しまして開校に至っております。

開校時には、6名の生徒が在籍をしておりましたが、平成30年度以降は通年コースでの生徒の確保はできてないということから、現在は岡山国際サーキットを利用されて短期間で集中的にレーステクニックを習得する短期・中期型のトレーニングメニューを導入され、事業を継続されております。

次に、財政支援につきましては、平成26年度に国の地方創生交付金を活用した新設奨励金として500万円、平成27年度に同交付金を活用し、施設移転・新設補助金として1,189万円、同じく国の地域経済循環創造事業交付金を活用しまして、校舎の改修・整備等に2,494万円を補助しております。平成27年度から29年度までの3年間には2,700万円を美作市教育施設等誘致促進補助金として交付しておりまして、総額で6,883万円を補助しております。

近年は生徒数の減少等によりまして、当初期待していたような効果は得られておりませんが、開校当初は通年生徒が6名、従業員10名でスタートしておりまして、生徒や雇用の創出による地域経済の循環やアカデミー出身のレーサーの活躍によります美作市のPRに効果があったものと認識しております。

今後の方針につきましては、活動状況のところでもお答えしましたとおり、現在NODAレーシングアカデミーでは短期集中型の個別プログラムによる指導に力を入れられております。市としましては、そうした企業努力とアカデミー出身選手の活躍などにより、アカデミー自体が再び脚光を浴び、通年生徒の獲得や経営改善につながることを期待しているところでございます。

現在、コロナ禍でF1日本グランプリが2年続けて中止になるなど苦境の続くモータースポーツ業界であります。岡山国際サーキットなどの市内の有力な資源を活用して、地域経済の循環を進めていく必要があると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員。

1番（中谷 祐輔君）

まず、現在の活動状況についてなんですけど、当初の目的と方向性に相違があるのではないかと。現在の人数、生徒と講師は何名いるのか、建物が現在も使用されているのか、短期集中型のトレーニング実施期間はどれぐらいの利用者がいるのか、よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

現在の活動といいますか、経営の状況でございますが、正規の職員さんが1名とパートの方が1名いらっしゃるということで、主に岡山国際サーキットを中心に短期・中期型のレースをされております。この中で、年1回の事業報告がこちらにもあるんですけども、収入のほうはその授業料と、それからスポンサー収入ということで報告が参っております。

校舎自体につきましては、あらかじめ基本的な部分は学校で行われまして、実地を岡山サーキットで行うというふうに報告をいただいております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員、3回目です。

1 番（中谷 祐輔君）

2回目なんですけど……。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

1 番（中谷 祐輔君）

PRの具体的な内容は、あとなぜ生徒の人口が減ったのか、具体的な効果とは地域経済が循環したと認識されているが、どう経済が循環したのか、お答えください。

議長（鈴木 悦子君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の御質問で、3項目あるかと存じますが、PRにつきましてはNODAレーシングアカデミー自体でホームページ上で生徒を募集されております。また、市のほうでも機会を捉えてその情報も発信しておるところでございます。

それから、効果あるいは経済の循環という点でございますが、生徒の方が当初6名、それから職員が10名いらっしゃいました。その方々は市のほうに転入、住所を移されてこられまして、その中で美作市のほうで生活をされて、その方々がいろいろと消費をされると、そういうことで一つの経済循環が生まれておりますし、岡山国際サーキットを利用することでモータースポーツの業界の中で経済の循環が発生しておるということで御理解いただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員、総括です。

1 番（中谷 祐輔君）

総括です。

この美作市という場所に岡山国際サーキットというものがありますので、やっぱりこれを利用してもっと盛り上げていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて2項目に進んでください。

1 番（中谷 祐輔君）

2 項目め、下町圃場整備事業進捗状況について。

①現在の進捗状況について。

②下町圃場整備事業について、話合いがいつ誰とどのように行われたのか。

③いつ完了するのか、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

下町圃場整備事業ということで、まず現在の進捗状況でございますが、下町圃場整備事業は全体工事が平成21年度に完了し、一時利用地の指定を行いました。確定測量についての合意が得られず、進展していない状況でございます。

それから、話合いがいつどのように行われたかといったことでございますが、事業の完了に向けては利害関係者である地権者皆さんの思いが一つになれば実現が難しいと考え、合意形成に向けた話合いができるよう関係者と協議をしているところです。

令和3年度4月以降でございますが、元役員の方や地区の役員の方など、先日も1名お話をしまして5名の方とお会いして、今後に向けてのお考えをお聞きしましたが、残念ながら前進が見られない状況でございます。

それから、いつ完了するかというお尋ねでございますが、合意形成が図られ、具体的に進展が見られれば次の段階として確定測量を行いまして換地処分に向けた手続となりますので、引き続き合意形成に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員。

1 番（中谷 祐輔君）

2 回目の質問です。

なぜ合意ができていないのか、合意が得られず進展していない状況ということなので、なぜ合意ができないのか。元役員の方や元地域の役員など5名の方とお会いしてお話をされたということなのですが、私がその地域に視察に行ったところ、十数名おられると思われるんです。その皆さんの十数名の方とお話はされていないのでしょうかということです。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

合意がなかなか得られないということにつきましては、一時利用地の指定ということをしておりますが、これについて納得いただけてないというような状況があるというふうに推測をしております。

それから、関係者はたくさんいらっしゃいますが、私は4月から担当するようになりまして、今まで5名の方とお話したということで、順次私もいろいろと解決に向けての勉強といたしますか、いろいろと理解を進めながら、これからも関係者の方とお話を進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員。

1 番（中谷 祐輔君）

3 回目の質問です。

いつまでに合意形成を行う予定なのか。めどは一応立っているのか。対策として、今後どのような方法で合意形成を行っていかれるのでしょうか。具体的な回答でよろしく願います。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

もちろんお話に行って、直ちに換地処分をみんなで進めようというようなことになればいいんですけど、なかなかそうはいかないようで、担当部としては今耕作をされてないところがあるので、何とか耕作をしていただきたいということを考えております。

それから、期間が長くなりまして、関係者で亡くなられている方もございますので、相続関係の手続きをきっちりとしていきたいというふうに考えております。

それから、確定測量ということをして、それからいろいろと換地処分に向けては2年半以上の時間がかかるというふうに言われてます。そして、最終的な換地処分に向けては確定測量とか一時利用地への合意だけでなく、それぞれの得た農地について現金で精算をするような取扱いも必要ですので、それについて合意いただくのに時間がかかればまだまだ時間がかかっていくというようなこともございますので、まずは耕作をお願いしたいというようなことをお話ししながら、関係者のところにはお伺いしておりますが、解決に向けて努力していきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中谷議員、総括です。

1 番（中谷 祐輔君）

僕が大原のあそこの地域に視察に行ったとき、大原で一番いい農地だなと思ひまして早期解決、市民の皆様が困っているのを早期解決を心から望んでおりますので、今後ともよろしゅうお願いいたします。

以上で私の9月定例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号1番中谷祐輔議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後3時32分 延会

令和3年9月3日

(第 3 号)

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月3日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農 林 政 策 部 長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都 市 整 備 部 長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

午前10時00分 開議

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にしてくださいようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号16番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本雅彦議員。

16番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さん、改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、令和3年9月議会の一般質問をただいまからさせていただきます。

実りの秋を迎えようとしております。秋雨前線がやってきて、長雨の影響や日照不足があり、今年は豊作があるのかなのか分かりませんが、私は今年も豊作を願っておる者の一人でございます。

今東京ではパラリンピックが開かれておりまして、連日この熱戦をニュースとか、あるいはテレビのダイジェスト版とかで見えておりますけども、選手の皆さんが一生懸命競技をしているその姿にいつも胸を打たれます。心の底でしっかりと私も応援をさせてもらっているということでございます。そして、その選手の皆さんが、前回のオリンピックもそうでありましたけども、このパラリンピックでも一様に日本に対して、開催していただいてありがとうございましたと、このような感謝の言葉を言っておられます。開催国は、このコロナ禍の中で大変な状況なんですけども、それでも何とか開催をすることができて、そして選手の皆さんも喜んでくださっていると、一つの責任を国としては果たしたのかなと、あるいは果たしつつあるのかなというふうに今思っております。

ところで、先日あるテレビ番組を見ておりましたら、思い出したんですね。たしか、今から七、八年前だったと思うんですけども、南米のウルグアイという国がありますけども、その大統領が2016年に日本に来たことがありました。もちろん、そのときは大統領を退任しておったわけでありまして、ホセ・ムヒカさんですね。その方は、第60代の大統領としてウルグアイの国を治めたわけでありまして、なぜそのことが報道されたかという、彼は2012年6月20日から22日の間で、ブラジルのリオデジャネイロで国連の持続可能な開発

会議、リオ・プラス20で南米の国ウルグアイを代表してスピーチをしました。約8分間のスピーチだったんですけども、このスピーチが世界に大きな反響を与えました。そして、一躍時の人となったわけであります。

日本にも、2016年やってまいりまして、東京外国語大学で講演をしたり、学生たちと対話をしておられましたけども、この大統領のことを改めて本も読んでみましたけども、彼は1935年に首都のモンテビデオで生まれたんですけども、なんとその前半生は革命家として闘っておりまして、3度も牢獄に入って、最後は軍事政権のときには13年間も収監されておりました。軍事政権が倒れて、出所してきたわけでありますけども、その中で下院議員となり、上院議員となり、大統領となったということでありますけども、彼がこのリオ・プラス20で講演をした中に、こういう言葉がございました。一つは、「私たちは発展するためにこの世にやってきたわけではない。この惑星に幸せになろうとしてやってきたのだ」と。また、「今の地球の危機の原因は、環境の危機ではなく政治の危機なのだ」と。その他いろんなことをおっしゃいましたけども、そういった発言が瞬く間に全世界に広がって行って、一躍時の人となったということであります。会議に集まった各国の代表者を前に、それぞれの各国の代表者は自国の利益しか考えない、そういった態度を痛烈に批判したわけであります。我々の生き方が問題なのだと、そう訴えたのであります。

大統領の報酬をほとんど寄附して、月額10ドル余りで質素に暮らす世界一貧しい大統領と、このように言われておりました。大統領就任期間中に寄附した金額は約50万ドル。ほとんど寄附したということであります。これは、貧困層に対して住宅を建設するための資金に充てたということであります。最後に彼の言葉を紹介するんですけども、「私たちはお金を物を買っているわけではない。そのお金を得るために働いた時間で物を得ているんだ」と、このようにおっしゃっておりました。そういったことは、私たちもしっかりと一つの、自分自身の糧として学んでいきたいというふうに思うわけであります。

このことばかりしゃべっておりますと時間がなくなりますので、いよいよ本題に入りますけども、9月議会、私は5項目の通告をしております。1つ目が新型コロナウイルス感染症について。2つ目がふるさと納税について。3つ目は森林認証について。4つ目が通学路の安全性の確保について。5つ目は野外焼却について。以上5項目の通告をしております。

それでは、1項目めから質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症についてでありますけども、このことについては昨日もある議員のほうからございましたけども、美作市内においても医療従事者あるいは介護関係の方々にとって本当に毎日大変な日々が続いているわけでありますけども、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

希望される市民の方々全てに2回目の接種が完了する予定時期はいつ頃を想定しているのか。月別の接種者数のデータなどもあれば教えていただきたい。また、現時点で希望されていない方々の割合はどの程度なのか。国からのワクチン供給のタイムラグがあったと思いますけども、これはいつからいつ頃までそういう状態にあったのかということ、また現在はどうなのかということですね。

また、2点目が、接種された方々の副反応等の事例を集約されていると思いますけども、その状況及び結果についてお尋ねをしたいと思います。

3つ目は、今後の接種への取組と、明年度へ向けて施策の取組についてであります。より

一人でも多くの市民の方に接種を行っていただきたい、また行っていただくために、私たちも声かけをすることはあるんですけども、声かけなどはもちろんですが、このワクチンの有効期間についても個人差があるように報道されております。そこで、2回接種後も抗体の状況などを確認する検査なども必要に応じてできるようになればなというふうにも思うわけがありますけども、既に明年度は、つまり年明けには3回目のワクチン接種、これを検討するというふうに報道もされております。また、そうなれば国からの補助制度などもあると思いますけども、もし自己負担が必要になるようであれば、市としても検討する必要があるというふうに思いますけども、そのあたりのお考えをお聞きしておきたいと思います。

あわせて、長期間となっておりますウイルス対策と併せて経済対策、これは美作市としては他の市町村に先駆けて、雇用調整助成金等でしっかりと支えていただいているわけがありますけども、そのことについて今後さらにこれも必要になってくるし、またその経済対策そのものも改めて検討が必要になってくるというふうに思うわけがあります。このあたりについて、ワクチンの3回目接種については、多分国が国費で出してくれるんだろうというふうに今は思っていますけども、問題は毎年接種をしなきゃいけないというふうになるんじゃないかなと、あるいは錠剤のような飲み薬ができれば、それはそれで結構なことなんですけども、そういったことがきちんとかうできてから、それまでは当然このワクチン接種に頼らないといけないわけがありますので、そこらあたりのお考えをお聞きしておきたいと思いますので、1回目の質問とします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

失礼いたします。それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてということで、まず2回目接種の終了予定時期はということですが、美作市は現在12歳以上の市民を対象に新型コロナワクチン接種を実施しています。年度当初の計画では、9月中旬に対象者の7割の市民が2回目接種を終了する予定でした。実際、8月中旬現在の接種状況について、対象者の7割が1回目接種を終了し、3週間後の9月中旬には計画どおり2回目接種が終了するものと考えております。

また、接種率は今後も上昇すると思われ、政府が示しているように10月から11月にかけて希望する全ての対象者の接種を終えることができるのではないかと考えております。

ワクチンの供給についても、対象者の9割の方が2回接種できる量の確保ができており、ワクチン接種を希望される方が確実に接種できる体制を整えております。

次に、現在までの副反応等の状況についてですが、美作市で現在接種を進めているファイザー社の新型コロナワクチンは非常に高い効果があることが証明されていますが、接種後体内でウイルスに対する免疫ができる過程で様々な症状が現れることがあります。具体的には、注射した部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、悪寒、下痢などの症状です。こうした症状の大部分は、接種の翌日をピークに出現することが多いですが、ほとんどが数日以内に回復をしていきます。しかしながら、まれに症状が重かったり、長引くなどして医療機関への受診が必要になったケースもあり、実際に現在までに報告を受けている件数としては6件となっております。

続いて、明年度へ向けての感染対策ですが、美作市で接種をしているファイザー社ワクチ

ンは、2回の接種で発症や重症化予防に十分な効果が得られるとされています。一方で、デルタ株が急増する中、感染予防効果は時間の経過で減少するとの調査結果が確認されています。政府は、ワクチンの感染予防効果の持続を目的に、来年初めには医療従事者らを対象に3回目接種を本格化させたい考えを明らかにしております。接種から時間が経過して効果が落ちた場合でも、体に抗体が残っている間に追加接種すると効果が再び高まるブースター効果が期待されているからです。ただし、現時点での新型コロナワクチン接種は来年度2月末までの2回接種を想定しており、3回目以降については公費負担はどうなるのか、毎年のように接種するのかなどの詳細はまだ決まっていない状況です。美作市では、今後新たに示される指針に従いまして、感染の収束へ向けてしかるべき対策を整えていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうから経済対策について答弁をさせていただきます。

現在、経済対策といたしまして、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対しまして、その助成金の20%を加算交付する新型コロナウイルスに負けるな給付金を交付しております。昨年度は約1億2,000万円の給付を行っております。国の緊急対応期間の延長が続いておりまして、美作市としてもその期間の延長に伴って増額の補正をこの議会に、一般会計の第4号補正予算として3,000万円をお願いしておりまして、補正後の予算額は8,000万円となります。この制度につきましては、雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的として給付しておりまして、市内事業者からは継続の要望が多くございまして、引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、追加で産業政策部のほうで実施いたしましたワクチン接種について御報告をさせていただきます。

国のほうで職域接種と呼ばれるワクチン接種を産業政策部でも予定をしておりましたが、御存じのとおり、モデルナ製のワクチンの供給の見通しが立たないことから、保健福祉部のほうで実施されております滋慶学園、スポーツ医療看護専門学校のほうで実施された集団接種と、作東診療所の休診時間、こちらを利用した集団接種を実施をいたしました。実施人数は700名で、市内の事業所にお勤めの方、住所地等の要件を緩和して700名の接種を行うことができます。接種については、2回目を先週の8月28日土曜日に完了しております。特に、こういった職域接種を実施してほしいという強い要望の中には、外国人の技能実習生の方の接種を早くしてほしいんだという声が多うございまして、これは御存じのとおり、集団での生活をされておりますので、クラスターの発生につながるということを企業の方は大変懸念されておりました。ですから、このことがありますので何としてもやらなくてはならないということで、保健福祉部の協力を得て実施をいたしましたが、180名の方の技能実習生の接種を先週終えておりますので、今のところ技能実習生の方のクラスターは発生していないというふうに聞いております。もし発生いたしますと、工場の操業の停止等々、様々な影響が出ますので、感染予防対策はもちろんですけども、経済活動にも寄与したものというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

1回目の答弁をいただきました。非常に長期にわたってこの状況が続いております。また、ウイルスもどんどん進化をしているようでございますので、今は大変厳しい状況にはまだあると。そんな中で、先ほどの答弁がございましたけども、2回目の接種の終了時期は11月中ということでございました。あくまで、これは希望者の方全てに対してということでありまして、私はぜひとも特別な事情がない限りは一人でも多くの方が接種していただきたいというふうに思うわけであります。

ワクチンの供給については、対象者の9割の方が2回接種できる量が確保されているということでありましたが、これは今現在確保されている量のことなのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

先ほど、部長に申し上げましたけど、来年度2月末という、来年度じゃなくて来年2月末じゃということですよ。そうよね。分かりました。

その次ですけれども、先ほど申し上げましたように、現在はデルタ株あるいは南米ペルーから来たというラムダ株、それから新しく今度はミュー株か何かっていうのができていますね、新しくね。そういうのがどんどん変わってきて、新しい変異したウイルスが発生してくるんですけども、だんだんとワクチンの効果がどうなるのかなというふうに心配はしているわけでありまして、今の現時点では現在のワクチンでも対応できるということだったようであります。現在、先ほど申し上げましたラムダ株は、人口10万人当たりの死傷者が世界で最も多いというふうに言われておりまして、現在は約30か国地域にまで広がっているということで、日本でも確認をされたわけでありまして。来年早々3回目の接種を国としても進めていくという報道がありました。美作市も十分な対策を取っていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

また、先ほど部長からも答弁がございましたが、雇用調整助成金については私は市長が先進的にしっかりやっていただいたというふうに思っております。引き続き、これはよろしくお願いしたいというふうに思うわけでありまして、この現在8月27日から9月12日まで、3回目の緊急事態宣言となっておりまして、一部報道ではこの9月12日の緊急事態宣言の終了をさらに延ばさなきゃいけないと、そういうふうに言われている報道もありまして、まだまだ今後不透明な状況にあるわけございまして、そういった中で、これは今市内のいろんな業種においても実は大変な状況になっているところも幾つかございます。私もよく耳にするわけでありまして、雇用調整助成金とか、あるいは持続化給付金もありますけども、そういったところになかなか網のかからない小さな事業所もあるわけでありまして、そういったところにどういう手当ができるのかということも、ひとつこれは検討していく必要があるのではないかというふうに思うんですね。

昨年行った、法人に対して20万円、個人事業主に対して10万円のような支援、こういったものが、あるいは一律1万円の商品券のような支援ということで、一つの例ですけども、こういった支援を今後検討されるお考えはないのかどうか。そのあたりを2回目の質問としたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

経済対策に対しての御提案でございます。

御提案の、昨年度実施いたしました事業継続応援給付金、使って応援！がんばろうみまさか地域応援商品券につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した事業で、総額約7億円でございました。今年度の地方創生臨時交付金の動きですけれども、現在事業者支援分というものが交付される予定となっております、ただし額につきましては昨年度の臨時交付金の総額は約9億円だったと思うんですけれども、全然桁が一つは確実に違うような額というふうに聞いております。ですが、市長会のほうからはさらに追加の経済対策を要望されておまして、そういった財源を活用しての制度設計について、ただいま検討を行っているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

まず、確保されているワクチンの現在の量はどうかということ、現在美作市が供給を受けているワクチンの量は、対象者の9割の方が2回接種できる量であり、美作市内の医療機関においてディープフリーザーに保管されている量でございます。

それから、現在までの副反応の状況ですが、美作市においてワクチン接種後の副反応について直接報告を受けている件数は6件で、具体的な内容についてですが、入院治療が必要になったケースが4件、日帰りの受診または数回の受診をしたケースが2件となっております。いずれの方も、現在の状態は落ち着いており、治療は終了していると報告を受けております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

16番（山本 雅彦君）

このコロナとの闘いというのは、まだまだ続くわけであります。美作市も、今市内での状況はどうかかなというふうに思いながら、大変心配しているところでございますけれども、しっかりと手当てをしていきながら、ワクチン接種もさらに進めていただきたいと。また、先ほど答弁がございましたが、経済対策、これについてもそういった、なかなか手の届かないところにも大変な思いをされている方もいらっしゃる。そこらあたりも、幾らかでも支援の手が届くような政策をぜひとも検討していただいて、そしてこのコロナ禍を乗り切っていけるように頑張っていただきたいというふうに思います。答弁があればお聞きしますが、なければ次に行きます。

ありませんか。それじゃあ、次に行きます。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに進んでください。

16番（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに行きます。

2項目めは、ふるさと納税についてであります。これは、先月号、8月号広報みまさかに

も掲載されておりまして、ふるさと納税をこのように使いましたよというようなことがございました。そのふるさと納税について、これは年々納税額が上昇してきておりまして、私は少しびっくりしているんですけども、これについてこれまでの実績や納税項目、また今後の見通しをどのように思っているのか。また、こういうふうにな税額が伸びてきたことについてはどういった工夫をされてきたのか。また、この財源をどういう政策に活用していったのか。先ほど申し上げたように、広報みまさか8月号に掲載されておりましたけども、そのあたりのことも併せてお聞きしたいと思います。

そして次に、企業版ふるさと納税でございますけども、これは税額の控除措置は令和6年度までと、今のところ国のほうでは言っているわけでありまして、この制度を活用して美作市から市外に出ていらっしゃる学生さん、専門学校の生徒さんも含めて、そういった方々に支援が何かできないんだろうかなと。例えば、お米を送ってあげるとか、何かそういった支援ですね。そういったことができないだろうかなということを思っておるんですね。そういったことが卒業後にいつか美作市に帰ってきたいというようなことにもつながっていくような気もするんですね。そういったことで、この2つをお尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、ふるさと納税についてのお尋ねに答弁させていただきます。

ふるさと納税の寄附金額につきましては、平成26年度以降の実績を年度別に申し上げますと、平成26年度242万円、平成27年度696万2,000円、平成28年度2,303万7,000円、平成29年度が2,824万3,000円、平成30年度が4,453万6,500円、令和元年度が7,199万9,000円、令和2年度には1億1,582万6,000円となっております。

平成28年度からふるさと納税専門のポータルサイトを導入しまして、現在では4つのサイトに登録をしております。寄附件数、寄附額の増加につきましては、寄附受付窓口を増やしたことによりまして、また申込手続が簡単になったことや、昨年度384品から本年度539品に増えた市内の特産品が希望者の目に留まる機会が増えたこと、そして昨年発生した新型コロナウイルス感染症での巣籠もり需要の影響が大きく、出かけなくても全国各地の特産品が手に入るということなどが上げられると思っております。

財源をどのような施策に充てるかにつきましては、ふるさと美作応援基金及び寄附に関する条例第4条におきまして、「寄附者は、自らの寄附金を次条に定めるいずれかの事業の財源として処分することをあらかじめ指定することができる。」と規定されておりまして、次条である第5条で定めた各種事業の財源としまして寄附金を活用しております。

昨年度5,853件の寄附のうち、寄附者からの使途の要望について、件数の多いものから上位3事業を申し上げますと、市政一般への活用が約3,100件、地域産業の振興及び観光の振興に関する事業が約1,100件、子育て支援及び高齢者の生活支援に関する事業が約900件となっております。

市政一般への活用につきましては、障がい児教育推進事業等の実施のため、基金への積立てを中心に行っておりまして、地域産業の振興及び観光の振興に関する事業につきましては、彩菜みまさか箕面彩都店を拠点とした特産品販売事業や観光振興事業に充てておりまして、子育て支援及び高齢者の生活支援に関する事業につきましては、妊産婦支援事業や乳幼

児健診事業、敬老会補助事業などに充てております。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、これは市外に本社を構える企業が自治体に寄附した場合に税負担が軽減される制度となっております。平成28年度の税制改正によりまして地方創生応援税制として創設されまして、令和2年度の税制改正で税額控除割合を引き上げたことや手続が簡素化されたこと、また地域、社会貢献活動を積極的に行う企業が増加したこともあり、現在注目されている寄附金となっております。

手続の流れとしましては、各自自治体で策定しております総合戦略を基に地域再生計画を作成しまして、国の内閣府から認定を受けることが必須の寄附金となっております。認定された後に、企業からの寄附の受入れが可能となるという制度になっております。

本市では、現在、美作市ニート・ひきこもり等就労継続支援事業としまして国の認定を受けており、昨年度事業分に対しましても市外企業様から御寄附をいただいているというところでございます。

この制度を活用し、市出身大学生、専門学校生などへ支援を考えてみてはどうかとの御提案ですが、新たな事業につきましては総合戦略に基づいた地域再生計画の作成と認定が必要となってきますので、適宜計画を見直す中で、学生支援事業につきましても研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

ふるさと納税について答弁いただきました。

この寄附金については、私も津山市とか真庭市なんかに聞いてみたんですけども、大体津山市がちょっと前までは3億円近くあったんですけど、今は1億七、八千万円ぐらいですかね。真庭市も同じぐらいだったと思います。したがって、美作市も今の水準で行くともう少しあるのかなというふうな期待を持てるわけでもありますけども、この7年間で大きくこの寄附金は上昇しています。これは、現在では都市公園の交付税に迫っているわけでありまして、誠にありがたいなというふうに思っています。県内の市町村の状況と比較してどうかということも改めてお聞きしたいんですけども、昨年度の件数は5,853件ということでございました。まだ推移を見ていかないと分かりませんけれども、一定の寄附金額は毎年見込めるのかなというふうに今のところは思っております。安定財源とは言えませんが、市の政策の中に反映されているものを具体的に幾つかお聞きしたいと思います。また、今後反映されたい政策があるのかどうかということ、これを活用している、そういったこともお尋ねしておきたいと思います。

そして、企業版ふるさと納税については、これは確かに市の総合戦略の中に今はありませんけども、その中ではあえて言えば、市の総合戦略の中でも人材還流、地方定着に対する事業とか、それからもう一つありましたね。移住・定住の促進というところも、こういったところにも該当するのかなと。U I J ターンという、そういう記述もございますので、こういったところに当てはめていくこともできるのじゃないかなというふうに思うんですけども、そういったことをぜひとも早くやっていただいて、そしてこの制度を活用して、将来美作市にぜひとも帰ってきていただきたい。Uターン、Iターン、またはJターン、そして最新で

は孫ターンという言葉があるようでございます。美作市出身の方のお孫さんが、祖父のいたところに帰ってきて住みたいというような流れもできてきているというふうに聞いております。こういったことも含めて早期に、今使える時間が令和6年度までが今のところ期間になっていますので、これについてはこの先どうなるか分かりませんが、早速総合戦略の中に組み込んでいただいて、ぜひとも活用していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいということで、2回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、2回目の質問に御答弁させていただきます。

本年度のふるさと納税の寄附金額の目標としましては1億5,000万円を目標としておりまして、現在それに向けて取組を進めているところでございます。

それから、ふるさと納税を活用した事業のうちで、市民の皆様に関連深い事業について主なものを申し上げさせていただきます。保健福祉分野では、妊産婦や乳幼児向けの健診事業として、赤ちゃんとお母さんの健康管理のための健康診査を実施しているほか、100歳のお祝いや老人クラブの活動支援なども実施しております。環境衛生の分野では、環境衛生に関わる啓発活動や、環境衛生協議会活動、学校や地域などの資源回収の支援、空き家の解体補助などを実施しております。移住・定住推進やまちづくり事業としましては、住宅の取得などの定住促進に係る補助のほか、防犯灯の設置補助や防犯カメラの設置支援を実施しているところでございます。議員おっしゃるとおり、市の総合戦略との整合性を図りながら、事業実施担当部署及び財政課とも協議を行いまして、今後の新たな政策へ反映させてまいりたいと考えております。

それから、企業版ふるさと納税につきましては、議員の御指摘のとおり、市総合戦略の地域産業の活性化と観光振興の充実のうち、人材還流、地方定着に対する事業としまして、キャリア支援、インターンシップ事業を掲げております。また、自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりとしまして、移住・定住の促進を掲げておるところでございます。

企業版ふるさと納税の税額控除措置の適用期間は令和6年度ということで、議員おっしゃるとおりでございます。現在、企業版ふるさと納税の活用につきまして、市総合戦略との整合性を図りながら、検討を始めているところでありまして、学生支援事業につきましてもその検討の中で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

ふるさと納税について、あるいは企業版ふるさと納税についてお聞きしました。

使い勝手がいい、例えば7番目の市政一般という、そういうところにもこの使い道がしっかりあるわけございまして、寄附をされた方が大変喜んでいらっしゃるというような、そういったメッセージもいただいたようでございますので、この令和3年度もさらにこれが拡大できることを強く期待をするものであります。

あわせて、御支援いただいた寄附について、しっかりと市のほうで美作市のために使って

いただくためとして、定住促進とか、あるいは教育環境の整備とか、いろいろありますから、そのあたりをしっかりと引き続き予算を充てて整備していただきたい、あるいは政策を重々していただきたいというふうに思うものでございます。

また、企業版ふるさと納税については、あまり時間がないんですね。ですから、総合戦略ってというのは年に何回かされているんですかね。その中で、できるだけ早く盛り込んでいただけたら、そういった手続きも進んでいくのではないかというふうに思いますので、そのあたりを最後にもう一回だけお聞きしておきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、3回目の御質問に答弁をさせていただきます。

市の総合戦略推進会議は年1回から2回、あるいは必要に応じて臨時で開催しております。今年度につきましては、現在第2期の第1年度の見直し、検証をかける年となっております。その検証作業を進めるところでございます。これを早く検証作業を進めまして、第1回、コロナ禍でもありますので、本年度第1回の会議に向けて準備を進めてまいりたいと思いますし、先ほどの御提案の点も含めて議論を皆さんにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

よろしくお願いします。この企業版ふるさと納税は、これを受けることができない企業というのは全国で76自治体あるわけでありまして、美作市は交付税を受けておりますので該当するわけですから、ぜひとも早めにこれを進めていただきたいというふうに思います。

さて、続けてやりますか。

議長（鈴木 悦子君）

途中になりますけれども、ここで10分間休憩したいと思います。

それでは、ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、山本議員、3項目めから始めてください。

山本議員。

16番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、3項目めの森林認証についてお尋ねをしておきます。

これは、森林認証ということで、これは今世界的にこれが徐々に広がりつつありまして、この森林認証について美作市でもしっかりと取り組めないのかなというふうに思いながら質問を出しているわけでありまして、今最も世界でこれが普及しているのがF S C、またP E F Cというふうに言われているわけでありまして、このFM認証、いわゆるフォレ

ストマネジメント、これがある特定の森林区域でF S C原則と基準を満たす管理がされているか確認するものであると。F M認証を受けた森林から算出された木材、紙製品を適切に管理、加工していくことを認証するC o C認証、これは流通部門でありますけども、そういったことについての現状をお聞きしたいと思います。

また、美作市として、この森林認証システムへのお考えをお尋ねしておきたい。そして、この認証によって、美作市産材の価格がこれは上がるわけではありませんけども、S D G sのように、これはもう世界の流れということで今進んでいるわけであります。美作市として、市産材の価値を高めることを目指して、市内の事業体にとっても有益であると思いますが、どのように取り組んでいかれますでしょうか。まず、1回目の質問です。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、森林認証の現状についてでございますが、森林認証制度には、森林管理を認証するF M認証と、認証森林から産出された林産物の適切な加工、流通を認証するC o C認証がございます。

F M認証の現状でございますが、県内では岡山県をはじめ20団体で構成する岡山県森林認証・認証材普及促進協議会が認証を受けておりまして、認証面積は9万9,712ヘクタールで、県内民有林面積のうち22.2%となっております。

美作市内からは、美作市、美作東備森林組合、林業事業体1社がこの協議会に加わっておりまして、認証面積は3,765ヘクタールで、市内民有林面積のうち11.8%となっております。

C o C認証について、県内では素材生産業者等で構成するグループが認証を受けておりまして、市内からは林業事業体1社が加わっていらっしゃいます。森林認証制度は、その森林について、持続的で環境に配慮した管理を行っているか、第三者機関が審査して認証するものでございますが、取得や更新に経費がかかります。しかし、国内では認証を受けても木材価格が上がらない、売上げも伸びないという問題がございます。

次に、森林認証についての考え方でございますが、海外ではこの森林認証制度が進んでおりまして、オリンピック施設の整備には認証材の使用が義務づけられております。東京オリンピック選手村の施設整備には、美作市からもF M認証を受けた森林から産出した木材を提供いたしました。

林業の現場には、環境への配慮が求められております。森林認証を取得することで、過剰な伐採ではなく、再造林までをカバーした、持続可能な状態で管理された森林から木材を産出するという、環境に配慮した森林管理を進めることになるというふうに考えます。

今後の取組についてでございますが、森林認証は大切な森を守りながら利用し続けるもので、持続可能な開発目標、S D G sの達成に貢献する制度でございます。国際的に持続可能性に配慮した調達ということが言われておりまして、認証材や認証材から製造された製品を取り扱う企業が増えていくと考えられます。ただ、国内では、まだ認証を取得しても木材価格が上がらないという問題がございます。森林認証制度では、森林経営計画の認定を受けて適正に森林を管理していることが、将来F M認証を受ける際有利となってまいります。したがって、当面は森林経営計画の認定面積が増えるように、引き続き取り組んでまいりたいと

いうふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

美作市でも取り組んでいらっしゃるんですけども、この美作市、美作東備森林組合、また林業体1社ということでございました。これは、多分SGECのことだと思いますけども、これは国内のFM認証で、FSC認証というのは、これは国際基準でございますので、今後さらにFSC認証、つまり現在のSGECの国内認証から一歩進んで、今後さらにFSC認証へと進んでいかなければと思います。

ただ、FSC認証は、更新時、これはたしか3年か5年かだったと思うんですけども、結構お金がかかるんですね。更新時に100万円ちょっとかかるとるんですね。ですから、林業事業体だけだとなかなか難しいんですけども、市の取組としてはできるんじゃないかなというふうに思っております。

この認証については、近隣では西粟倉村さんが随分以前からこれをやっておられます。また、鳥取県の日南町、そこもやっておりますよね。それから、今NHKの朝ドラを私もちょうくちよく見るんですけど、宮城県の登米市、あそこの森林協議会、そこもやっておられましたね。また、民間企業でもこれに大きく取り組んでおりまして、だんだんとそういった認証林を保有していく、そういう企業も増えてきたということでございます。

世界の流れからして、このFSC、FM認証からCOC認証へと進んでいきまして、管理された森林から搬出された木材がCOC流通へと進んでいくことは、これはもう時代の流れであるというふうに思うわけであります。市内の林業の振興のためにも、また市内の林業の品質を高めるためにも、このことが大切であると思います。このことについて、今後さらに積極的に取り組んでいかれることを期待をいたしますけども、いかがでございましょうか。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

美作市が取得いたしましたFM認証は、議員御紹介のとおり、SGEC、緑の循環認証会議という団体の認証を受けたものでございます。国際的にはFSCとPEFCの2つの基準があると言われておりまして、FSCのほうはどこの国のものでも一つの基準で審査しますが、PEFCは加盟各国、47か国程度が加盟されておると聞いておりますが、その加盟各国の認証を相互承認するものということで、SGECはPEFCの相互承認を受けておりますが、日本の実情に応じた独自の基準とも言われております。現在は、森林認証を受けても木材価格が上がったり売上げが増えたりしないという問題がありますが、国際的な流れでFSC認証のほうにより有利な取引になっていくということが考えられます。まずは、市有林、美作市の所有する森林につきまして、FSC認証を受けることを検討したいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

部長は前向きなお考えだというふうにお聞きしました。所轄の農林政策部においてもしっかりとこれを進めていただきたい。F S C、つまりこの認証が美作市もしっかりと受けられるようになれば、国の事業としての建築物、あるいは岡山県の事業としての建築物、こういったところにもその認証材を積極的に使っていくことになるということになります。したがって、そのことが市内の林業事業体や、あるいは森林組合等も含めまして、振興につながっていくというふうに思うものでございます。こういった制度を、徐々にしか進んでいかないんですけども、しかしながらいち早くそういった認証を取得しておくことが、今後市内の林業の育成にも大きく影響してくるだろうというふうに思います。市内の林業体が1社これを取得していращやるそうでございますけども、私はすばらしいことだと思っています。できれば、第二、第三のそういう事業体が、まずはS G E Cのほうから入っていただいて、そしてその認証材をしっかりとこれを流通できるように取り組んでいただけたらというふうに思います。

実は、3回目の質問はあまり用意しておりません。用意していないというのは、先ほど部長がおっしゃった答弁で十分かなというふうに思うんですね。現段階ではこれ以上のことは多分難しいだろうと思うんです。したがって、今はその答弁で了とするわけでありすけども、これは先ほど申し上げましたように、世界の流れということでございますので、しっかりと美作市としても、また美作東備森林組合のほうも含めて、指導していただいて進めていただけたらというふうに思いますので、この件についてはよろしく願いをしたいと思います。

以上、これで3項目めの質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続いて4項目めに入ってください。

16番（山本 雅彦君）

通学路について質問をしております。

この通学路の点検と安全確保についてということを出しておりますけども、このことについてお尋ねをしておきたいと思いますが、これは先般千葉県のある自治体のほうでそういった事故もあったりしながら、毎年どっかでそういった事故が、非常に痛ましい事故が起きるわけなんですね。車社会でございますから、どういうところでどういう事故が起きるかわかりませんが、そのたびにそういった報道がなされて、心を痛める、そういうことになるわけであります。この前に、多分これも二、三年前だったと思いますけども、大阪府内でブロック塀が倒壊して、小学生の生徒が亡くなってしまったという、本当にかわいそうな事件、貴い人命が失われたという事件もあって、そのときは緊急的に通学路の安全点検というのが行われて、美作市内でもそういったところをきちんと整備したということがありますが、今回は通学路ということでございます。飲酒運転でそういう事故が起きたわけですが、今回この事故を受けて全国的にも通学路の安全点検、あるいは安全性の確保ということが改めて進んでいくんだろうなというふうに思います。当市の対策としてはどのようにお考えなのか。

そして、2点目が、市内各学区ではP T Aより毎年通学路についての要望等が出されていると思います。その対応というのはどのようなになっているのかをお尋ねしたい。

また、3点目として、美作市としてその要望についての計画、ロードマップでもいいんで

すけど、そういった計画がきちんとなされていて、その計画に沿って進んでいっているのかどうかということ、このあたりをお聞きしておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

先般、千葉県で下校中の児童の列にトラックが突入し、死傷者が発生するといった痛ましい事故が起きております。近年、登下校中の児童・生徒が巻き込まれる事故は相次いで発生しておるような状況がございます。このような状況を受け、美作市では、美作市通学路等交通安全プログラムを策定し、毎年度学校及びＰＴＡからの通学路の危険箇所の改修要望の提出を求めています。それを受けまして、関係部署、岡山県、美作警察署等の関係機関と連携して危険箇所の点検を行い、岡山県等への改善要望、市道等への対応は関係部署と協議しながら対応しているところでございます。今後も学校及びＰＴＡの皆様と連携しながら、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう通学路の安全性の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、ＰＴＡからの要望件数につきましてですが、過去３年間の数字を申し上げます。平成30年度には49件の要望があり、16件が対応済みとなっております。令和元年度には、47件の要望があり、19件が対応済みです。昨年度、令和２年度には50件の要望があり、11件が対応済みとなっております。

令和３年度につきましては、各学校に通学路の危険箇所の改善要望の取りまとめを依頼していたところですが、千葉県での事故を受けまして、各学校に危険箇所の再点検を指示し、要望をまとめるように周知しているところでございます。

ロードマップのことになりますが、各学校から寄せられました通学路の危険箇所の改善要望箇所につきましては、毎年度内容が違ったり、あるいは継続的に要望が上がっているものもございますし、危険度をそれぞれ点検する中で優先度が違っているようなところもございます。なかなか具体的なロードマップを整理して作成できるような状況でないというのが実情でございます。毎年度関係機関と合同点検を行い、危険箇所の改善に取り組んでいるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

通学路の安全性確保について、市の対策とこれらの要望事項についての計画についてですが、先ほど計画につきましては教育長の答弁にもありましたように、美作市通学路安全推進会議で合同点検の実施や必要な対策を検討し、その内容を美作市通学路交通安全プログラムに反映させて、会議のメンバーである教育委員会、岡山県、市道管理者、警察署などの関係機関で情報の共有を図っているところでございます。

都市整備部関連でございますが、令和２年末時点で、国県道への歩道の設置等25案件のうち9案件について対策済みとなっており、残りの案件につきましても引き続き早期の対策実施をお願いしているところでございます。

また、市道に関しましては、ガードパイプの設置等15案件のうち9案件について対策済みとなっております、残りの案件につきましても早期の対策実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

なかなか通学路の安全性の確保というのは、要望はたくさん上がってくるんですけども、現実にはその要望に全てお答えしていくというのはなかなか難しいだろうなというふうに思います。しかしながら、児童の安心・安全を確保するためには、できるだけことはやっていかなければならないというふうに思います。先ほど、都市整備部長の答弁にもございましたが、国県道についての歩道の設置等の要望は25案件のうち9案件が対策済みという答弁でございました。なかなか厳しいなというふうに思いながら今聞いておったわけでありまして、このことについては、例えば用地が取得できないとか、あるいはその他いろんな公共物等の影響でやりにくいところもあるというふうに思うんですけども、そういったところも含めて県としっかり協議をしていただきながら、できるだけ多くの整備をお願いしたいなというふうに思うわけでありまして。早期に対応できるもの、または一定の時間がかかるもの、これは仕方がないわけでありまして、特に危険箇所については、これは鋭意取り組んでいただきたいと、これは教育委員会と都市整備部も含めてしっかりと連携を取ってやっていただきたい。何かあってからでは遅いですね。ですから、各学校から出されるそういった要望についても、先ほど教育長はなかなかロードマップは難しいんだという御答弁がございました。確かにそうだろうと思います。毎年要望が出るわけです。また変わった要望も出るわけですから、それをまとめていくというのは難しいかもしれません。しかし、その中でも一定の計画をしっかりと持って、そして対応していくことが大切ではないかなというふうに思うんですね。

今日2番目に聞きましたふるさと納税、この中にも多分使えるようなものがあるんじゃないかというふうに思うんですね。このあたりもしっかりとまた協議していただいて、使えるものがあれば使っていただきながら、その整備も進めていただきたいというふうに思います。

このことについて、それぞれに何か御答弁がございましたら。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

危険度の点検につきまして、国のほうがこの事故を受けまして通達を出してきている中に、3点ほど観点を示されています。見通しがよい場所で抜け道となっていて、速度が上がりやすく、大型車が通行するような道路はないか。それから、これまでの通学途上の中で、ヒヤリ・ハットの地点ではないか。それから、3つ目が、学校や地域のほうから改善要請のあったところはないか。こういったところに該当するものについて、早急に点検をしないかということで、それに基づいた調査をかけているところです。危険の度合いというのは、年々児童の集団も変わってきますし、交通事情も変わりますので、そのあたりで地域からの

要望、あるいはP T Aからの要望、それらがより危険度をどういうふうに捉えるかというあたりで、年々そのあたりが、故意に強調するというわけにはいかないですけども、実態として非常に危険なんだということを上げていただくことで、また優先度を上げる働きかけの材料にもなりますので、そのあたりをそれぞれのところで連携、協力しながら進めていけたらと思っております。子供の命に関わることでありますので、しっかりやっていきたいと思っております。

スクールバスにつきましては、これは見直しをしていく中にも児童の登下校の安全ということが一番に考えた上での弾力的な扱いということで実施してまいりました。補正予算をつけていただいた中で実施して完了しているもの、まだ調整中のものもあります。さらに見直しをかけ、特にバスの台数等で問題があるようなところは、時間をかけながら対応を検討してまいりたいと思っております。運行につきましては、委託会社に安全面の日々の点検等をお願いしているところですので、何かありましたらすぐに学校のほうから教育委員会へ報告がありますので、随時対応しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほど、対策について件数を述べましたけども、国県道につきましては残り2件が用地交渉中であります。それ以外はもう既に着手しているところでございます。また、市道につきましても工法検討、それから着手済みのところもありまして、公安委員会の案件を除きまして全て着工しているという状況でございます。1件につきましては、まだ経過観察中というところもございますが、先ほど議員のほうも提案がありましたように、有利な予算がありましたらそちらのほうを活用して、危険なところは特に早期に完成させてもらいたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

教育長それから都市整備部長も、もうきちんと安全確保を目指していくんだという強い決意の下に、今御答弁をいただいたように思います。今後、さらにこの安全対策が進んでいく、このように今確信をしているわけでございます。予算につきましても幾らかでも、先ほど言いました、多分企画振興部長が考えるかもしれませんが、そういうものがもしあればうまく活用していただいて、一つでも危険箇所を減らしていくということに取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これは、最後は要望して終わりたいと思います。

続けて、5番目に入ります。

5項目めは、野外焼却についてでございます。野外焼却という、要するに野外で焼却行為をするわけでありまして、いろんな焼却はあるんですけども、私が申し上げたいこと、これは今はこの野外焼却の現状と、その対策というのはどのようになっているか。そして、その現状をどのように認識をされているのかなというのが気になるんです。

2点目としては、焼却場へ持込みできる範囲について、改めて確認をしておきたいなと思います。

その中で、3つ目ですが、この野外焼却等で、市民の方からいろんな情報あるいは苦情、そういったものがちょくちょく来るんだろうと思うんですね。その対応というのはどのようになっているのかなということ。そして、それを幾らかまとめて、ちゃんと、いらっしゃるのかなと。そのあたりをお聞きしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、野外焼却の現状とその対策について、答弁させていただきます。

野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律がございまして、その中に第16条の2において、一部の例外を除き禁止されております。これにつきましては、ホームページや告知放送での啓発を行っているところでございます。法律では、廃棄物の野外焼却は禁じられておりますが、農林業を営むためやむを得ない、田んぼのあぜ焼きであったり、もみ殻燐炭、宗教上、風俗、習慣上の行事、これにつきましては正月のしめ飾りや門松などを焼くなどをする行為でございます。それから、たき火やキャンプファイアみたいな小規模なものについては例外規定がございまして、しかしながら、野外焼却の通報があった場合につきましては、現地に行きまして現地の現状を確認し、近隣の方に迷惑がかからないよう配慮するよう求めるなどの注意喚起を行っております。

次に、美作クリーンセンターへ持ち込める範囲でございまして、美作クリーンセンターへ持ち込む場合につきましては、家庭ごみとして持ち込む際につきましてはふだんからごみステーションに出される場合と同様の分別をいただきまして持込みをいただいている状況でございます。また、刈り払いや草刈りなどを持ち込む際には、飛散しないよう注意し、品目ごとに荷下ろしをできるように持ち込んでいただいております。持ち込まれたものにつきましては種類がございまして、可燃ごみと粗大ごみとして処理をしております。一般的な雑草など、可燃ごみで処理をいたしますが、アシやササ、剪定された枝など、大きさや長さによって粗大ごみとして処理する場合がございます。また、木材や丸太など、焼却炉内で焼け残るようなものにつきましては、4.5センチ以内にして持ち込んでいただくようお願いをしている状況でございます。

次に、野焼き等で市民からの苦情や情報についての対応とまとめについてでございますが、野外焼却につきましては農業行為やその一部のものは例外規定として法律で定められたものはございますが、あくまでも周辺住民などに迷惑をかけないことが前提になるものでございます。したがって、市民から野外焼却の情報が寄せられた場合につきましては、繰り返しになりますが、その都度現場に出向きまして野外焼却の状況を確認し、家庭ごみなどを焼いている場合については禁止事項などの説明を行いまして厳重に注意をしております。また、農業等の行為であれば、他人に迷惑がかからないよう時間帯や風向きも注意していただきまして、焼却をするよう求めているよう対応しております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

市民部長に答弁をいただいたわけでありますけども、非常に分かりやすい答弁をしていただきましたけど、この野外焼却というのは、一般可燃ごみ等を今野外で焼却する方はほとんどないだろうなと思っているんですけども、そのあたりのことはよく分かりませんが、多分そうだろうと思っております。ただ、農林業などから発生するあぜ草とか、あるいは草木、これらが枯れてから焼却をされているのが通常だろうというふうに思っているんですね。このことで、時々消防の出動なんかがあるんですよね。一步間違うと大やけどをしたりして、そういう方もいらっしゃるって、十分注意は必要なんだろうと思いますけども、先ほどありました材木や丸太を太さ4.5センチにカットしてという、そういうカットをして焼却場へ持っていくという非常に難しいなと思うんですね。それは、例えばまきストーブに使うとか、何か方法を考えたほうがいいだろうなと思うんですけども、そうやって搬入してくる方があるのかどうか分かりませんが、そういったこともなかなか基準としてはあっても難しいだろうなというふうに思って、思わずそうすると自分の土地の中にそれを置いて、それが腐るまで置いてくとか、あるいは乾いてから焼却するとかというふうになってしまうだろうなと思いますね。そういうことは確かにそうだろうというふうに思います。

これは、どこからどこまでという、ちよくちよく野外焼却については通報があるようですね。これは消防本部にもあるだろうと思うんですけどね。その通報が、要するにその範囲ですね。どっからどこまでがその範囲なのかという。他人に迷惑がかからないように工夫をしなきゃいけない、しかしその工夫も大変難しい。朝に夜にその煙が上がってくるわけですから、そこあたりが非常に難しいなと思うんですけども、先ほど部長の答弁から察すると、基準はある、あるいは決まりはあるんだと、あるんだけど、なかなか農業用については難しいんだと、これが実情だろうと思うんですね。ただ、その中でできるだけ近隣に配慮しながら、それを行っていくということが、これはどなたにも求められることだろうなというふうに思いますので、そういったことも含めて、さらなる広報活動を通してしっかりと市民の皆さんにお伝えしていただきたいということも要望したいなというふうに思っております。そのあたりについて、御答弁ございますか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、野外焼却についてでございますが、議員のおっしゃるとおり煙が出ていけば火事であるというように勘違いされて通報されることがあると思います。野外焼却をされる方につきましては、勘違いされないように消防本部に事前に焼却をする旨の報告をしていただければ、通報に対する対応についても可能だと考えております。また、先ほどの答弁と重複いたしますが、野外焼却につきましては例外規定はございますが、いつでもどこでも焼却できるわけではございません。あくまでも、周辺住民の方に御迷惑をかけないことが前提になっておりますので、家の中に大量の煙が入って困るであるとか、いつも焼却されて洗濯物に臭いに移るであるとか、道路が濃い煙に覆われて交通事故の危険があるなどの場合は中止をさせていただくことがございます。これから稲刈りが始まります。稲わらなどの焼却をされる場合などがあると思われますが、早朝や洗濯物を干している近隣の場所など、時間帯、風向きなどを十分考慮していただきまして対応をお願いしたいと思いますし、広報につきましても一層の啓発をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、まきストーブに利用できないかということでございますが、そういうものについては御利用いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

16番（山本 雅彦君）

3回目かな。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

16番（山本 雅彦君）

私ごとなんですけど、1か月ほど前に津山市内にある土地がありまして、私の土地じゃありませんけど、その草刈りをして、1週間後に草を集めてどっかへ置いこうと思ったから、あまりによく枯れるもんですから、ちょっと火をつけたんです。そしたら、早速通報されまして、津山警察署がやってきて、何しているんですかと言うから、何しとるって焼いもんじゃ言うたら、それはちゃんと通報してくださいと、消防署にちゃんと言うてくださいと言われたもんで、改めて反省したんですけども、そういったことで市民の方というはすごい敏感になっていらっしゃって、洗濯物を干しているとか、さっきありましたけど、そういうことになるとうとう御迷惑になるということもあります。ただ、田舎の地域ではこういったことは一つの習慣的なことになっておりますので、なかなかその感覚で、住宅地のほうでそれをやるということは厳に控えたほうがいいのかなと。仕方がないので、トラックに積んで持って帰って処分したという、そういうことがありましたけども、私の近所でもあぜ草を刈ったらしばらくしてから焼却するという方、それはどこでも一緒なんですけど、やっているんですけど、ただ怖いのは強風にあおられて火事になってしまうことが一番怖いので、このあたりをしっかりと水を用意しておくとかしながら、安全対策をしっかりとやっていかないといけないなというふうに思います。その中で、私も今暑いさなかのときにも草刈りをするんですけども、それをよっぽど燃やしたいなと思うことが何回かあるんですけど、じっと我慢をしながら集めて、それを腐らせて堆肥にしているという状況なんですね。ですから、なかなか大変なんですけども、そういう野外焼却というのは、そこまで今は気をつけないといけないのかなというふうに思っております。したがって、今後もそういったふうに啓発活動をしっかりとさせていただいて、できるだけ皆さんの御迷惑かからないようにしたいなというふうに思います。

今日冒頭に紹介いたしました南米ウルグアイの第40代の大統領、名前が間違ったかもしれませんが、ホセ・ムヒカ氏。この方のことを最後にもう一度御紹介をして終わりたいなというふうに思いますけども、革命家としての彼の半生というのは先ほど申し上げました。ゲリラ活動等を通して、実は6発の銃弾を受けて、それでも死ななかったという方なんですけども、彼の住まいはこのモンテビデオ、首都でありますけども、その近郊に部屋が3つしかない、そういう平家建ての家に住んでおりますけども、奥さんと2人で生活しています。奥さんも上院議員だったと思いますけども、その中で歳費のほとんどを寄附しているんですけども、この方もこの新型コロナウイルスの感染が広がっていく中で、自らの持病等もありますので、議員を辞職しました。2020年、昨年10月20日に上院議員を辞職して、現在はそういうことで奥さんと2人で暮らしていると。なぜ辞めたのかというと、議員というのは人に会う

のが仕事なんだということでございましたので、そういうことで私の健康上の安全確保が望めないかもしれないから辞めるということだったようであります。なるほど、そういうこともあるんだろうなというふうに思ったわけであります。

先ほど、この元ムヒカ大統領の言葉を紹介しましたが、その中で最後にもう一つだけ紹介しておきたいと思います。この方がおっしゃっている中で、貧乏という、貧しいという、貧乏とは少ししかものを持っていない、少ししか持っていないということではない。無限に多くのものを必要とし、もっともっと欲しがることを貧乏というんだというふうに彼はおっしゃっておられました。質素な生活をしていくということがこの方の信条だったんだろーと思いますけども、我々の今の現代文明の中で参考になる言葉が幾つかあったなと、その本を読んでみながら思ったわけであります。私たちの日常生活も、今この先進国で消費する食料のうち、多くのものが廃棄されていますけども、それが例えば貧困地域、アフリカとかそういったところの大変厳しいところに送ってあげたら、随分世界はよくなるんだろうなというふうにも思ったものでございます。政治の責任というのは大きなものがございすけども、私もその地方議会の一員でございすけども、しっかりとそのあたりを胸に刻みながら、これからも議員活動をしていく決意でございす。

長時間でありましたけども、あと10秒ほどになりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号16番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号17番安藤功議員の発言を許可します。

安藤議員。

17番（安藤 功君）

よろしいですか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

17番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、発言の許可をいただきましたので、17番安藤の9月定例議会の一般質問をさせていただきます。

このたびの定例会もコロナ禍ではありますし、そして緊急事態宣言も出ているということで、簡単明瞭、簡潔に質問を続けさせていただきたいというふうに思っておるんですけども、前段でコロナの関連もございすんで、少しだけお話を御披露したいなと思います。

今年の5月末頃だったと思うんですが、昼食を取ろうということで、市内じゃないです、

近隣の市外のとある飲食店に入りました。そこはたまに行くところなので、ある程度店の様子も分かっていたので、それなりに感染予防対策もしてあるお店だったんですけど、若干お昼は過ぎていましたんで、そんなにたくさんのお客さんじゃなかったんですが、それでも何人かいらして、普通に注文して待っておりましたら、先に入店された方がカウンターに一人、お客さんでいらっやって、特に変わったふうはなかったんですけど、お待ち遠さまでしたということでその方の頼まれたものが、注文したものが来ました。当然、食べるためにマスクを取りますよね。それからその方が豹変されてね。コロナ談義が始まったんですね。店長さんらしき方が出されたんですけど、とてもじゃない大きな声で、マスクを取って、いやあ店長、どう思いますか、コロナ大変ですね。50代前後の方だったんですけど、僕たちワクチンいつ打てるんでしょうねとか、なぜ特効薬を作らないんでしょうねとか、もうすごい声なんです。いや、すごいなと思って聞いてたんです。その中で、各自治体の、当然美作市の話も出ました。各自治体の今後のコロナに関する補助であるとか対策の事業を、どこで入手されたのか分からないんですけど、ある町では10万円の個人給付の2回目をやるらしいですよとか、ええ、そんなこと聞いたことないと思いながら。それから、ある町では商品券というようなものを、一家庭5万円とか10万円のを配るらしいですよとか、いろんな聞いたことのないことをずっと言われよんですね。本当に、どの世界にもデマ、根拠のない情報を流布される方はいらっしゃるんだなということをつくづく感じました。ですから、一般の方であっても、根拠のないことをそういうふうに広めていくということはいかなるものかなというふうに感じました。

それと同時に、もう一点がどうしてワクチンが打てないんだというような話とか、どうして特効薬を作らないんでしょうね、製薬会社は何やってんでしょうねという、どうして特効薬ができない。いや、そりゃできないですよ、まだまだなかなかそれはそういうのは手順があって。私が思ったのは、取りあえずこのお店の中で、特効薬ってあんたが今しゃべらないことが特効薬でしょと思ったんですが、これ以上しゃべられたら注意したほうがいいかなと思って、程なくしてその方が、ごちそうさまでしたって出られたんですわ。いつ食べたのと。すごい能力をお持ちの方だなというて、私の中で七不思議の一つになってしまったんですが、でもそういった公衆道徳、ルールを守らないといけないなということを身をもって体験したお話でございましたので、ここにいらっしゃる皆様方はそんなことは決してないと思うんですが、気をつけたいなというお話でございました。

それでは、今回は5項目にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目目が市内の小・中学校の運営等についてということで、学校問題第三者委員会について。2、学校評議員会について。3、学校運営協議会——俗にコミュニティ・スクールとも言われておりますけど——について。

また、2項目目として交通安全と通学路の安全確保について。1として、市内の交通事故の現状について。2、通学路の安全点検。3、交通事故や飲酒運転を防ぐ取組について。

3項目、インクルーシブ教育等の課題について。1として、特別支援学級の運営状況について。学校現場のLD、ADHD、広汎性発達障がいについて。3、書字障がいなど学習障がいへの対応について。

そして、4項目目、豪雨時の土砂災害について。1、盛土調査について。2、盛土規制について。3、ソーラーパネル、施設に対する規制について。4、しゅんせつ土砂処分場につ

いて。

そして、最後の5項目めとして、危険空き家について。この項は何度も質問させていただいておりますけれども、日々ますます増えているというような状況でございますので、1として危険、放置、所有者不明空き家についての質問を順次させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、順番に質問させていただきます。

まず、冒頭にも申し上げましたが、市内の小・中学校の運営等についてということで、3つについて順次お尋ねをさせていただきます。

まず、先ほども申しました学校問題第三者委員会について、学校評議員会について、学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてなんですが、まず今申し上げた1、2については、従来より運営されていると思っておりますが、現在の活動状況はどういう状況かお尋ねをしたいと思っております。

それから、3番目のコミュニティ・スクールについては、法改正がございまして設置を努力義務ということになっておりますけれども、その点につきまして、美作内の小・中学校に学校運営協議会、コミュニティ・スクールがあるのか、ないのか。それから、学校運営協議会がもしないとすれば、未設置の理由は。それから、学校運営協議会設置を増やす計画があるかどうか。そして、学校運営協議会の設置がある学校において、討議対象に教職員の任用に関することが含まれているかどうか。それから、含まれる場合は、教育委員会の規則、規制にどのように記述してあるか。含めない場合は、その理由と今後見直しをするのかどうか。そして、期限はどうなっているかをお尋ねしたいと思います。それから、実際の学校運営協議会において、もしあるとすれば、設置されているとすれば、教職員の任用について今まで意見が出たことがあるかどうかを御答弁をお願いしたい。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

学校問題第三者委員会につきましては、体罰やいじめ、暴力行為、不登校などの問題解決について協議し、意見を述べることを目的に、平成25年に設置されました。本市の学校問題第三者委員会は、通称として「よりよい学校づくり推進委員会」としております。一般的に言われている不正行為やいじめ、暴力行為等の問題が発生した場合などに設置される第三者委員会とは性質が少し異なっており、未然に防ぐという視点で開催しております。

委員の構成ですけれども、大学教員、弁護士、医師、保護司、元校長等で、現在は7名の委員で組織され、年間4回から5回の委員会を開催し、学校訪問を実施しながら、学校や児童・生徒の様子も把握し、協議し提言を行っております。昨年度は、市内中学校における不登校の状況について、不登校対策を実際に行っている学校を訪問しております。

学校評議員につきましては、英田小、英田中を除く市内の12の小・中学校に設置しております。美作市立小・中学校評議員設置規程により、学校に置く評議員の定数は8人以内となっており、各校において推薦された評議員が年間3回から4回の会議を行い、教育活動や学校と地域社会の連携の促進などについて意見を述べ、また広めるなどの学校運営の支援を行っております。

3点目の学校運営協議会につきましては、学校運営に関して協議する機関として、平成

29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正された際に、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないとされております。

美作市では、平成29年度に英田幼稚園、英田小学校、英田中学校が英田中学校区学校運営協議会として設置をしております。市内の他校におきましては、英田中学校区を参考にしながら、学校運営協議会を設置するかどうかについて現在研究を行っているところでございます。

学校運営協議会は、学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見、学校と地域住民等の連携、推進の促進等、学校運営に関しての協議を行います。教職員の任用に関することにつきましては、美作市学校運営協議会設置等に関する規則第5条2項に、協議会は当該指定学校の職員の採用その他任用に関する事項について、市費職員については教育委員会に、県費職員につきましては教育委員会を経由し岡山県教育委員会に対して意見を述べることができると規定されております。しかしながら、現在まで行われてきた学校運営協議会の中では、そのことについて意見が出されたということはありません。

以上のような経過でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、教育長のほうから御答弁いただいたわけですが、学校問題第三者委員会で昨年度は市内中学校における不登校の状況について、その対策を行っている学校を訪問したとのことですが、単に訪問しただけではないと思われますので、その訪問をしたことによって、事が解決に至ったのか、または現在も続いているのか、そのあたりがもしお答えいただければと思います。

また、その第三者委員会なんですけど、設置後8年ほど経過していると思いますけれども、これまでに主立った事例等があれば教えていただきたいと思います。

それから、学校評議員会について、その会の在り方について学校または評議員会側から教育委員会に対しての様々な意見等が出ているかどうか。私も近所、近隣の小学校と中学校の学校評議員をさせていただいていますけれども、いろんな角度から学校に対して意見なんかも話させていただくことがあるんですけども、その評議員会の在り方、そういったことで教育委員会のほうに評議員会さんからこんなことを言われたんだけどどうでしょうというようなことがあった場合は教えていただきたいと思います。

それから、学校運営協議会、コミュニティ・スクールなんですけれども、英田中学校区に設置してあり、その運営協議会を参考に市内に設置するか否かについて現在研究中ということでございますけれども、約4年が経過をしていると思うんですけども、現時点で今後どのように考えておられるのか。そして、その学校評議員会、学校運営協議会の決定的な最大の違いは何なのか。最大の違いは何なの。ぱっと聞くと、さほどは差がないような感じがするんですよね。特に、教職員の任用に関してということがあるのでしょけれども、ここなん

だ、ここが違うからこういうふうに努力義務が課せられているんだというところがあれば、御答弁いただきたい。そして、その学校運営協議会の委員さんはどのような方がなられているのかお答えをいただきたいと思います。英田中学校区のその方々に、教職員の任用について意見を述べるができるんですよということを詳しく告知をされているのかどうか。そのあたりもお聞かせをいただければと思います。2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

学校問題第三者委員会におきまして、昨年度は市内中学校における不登校の状況につきまして、不登校対策、これは別室指導の実践研究を行っている学校を訪問しました。この対策で、今まで学校への登校が難しかった生徒が少しずつ登校できるようになった事例もあります。ただ、全ての長期欠席、不登校が解決できていったかという、なかなかそういう状況には至っておりませんので、進展が見られるケースもありましたということは言えると思います。そうしたいい状況になった場合は、その辺のどういう取組をしたからかっていうあたりを分析しながら、そのことについて市内の他の学校にも情報を共有して、継続して取り組んでいけるような一つの手だてを広めていっているような状態でございます。

学校問題第三者委員会におきまして、過去にあった事例ということでございますが、学校が落ち着かない状況で、落ち着いて授業を受けるような状況にないような学校、そこに入り込んで様子を見ながら、どういう手だてを打っていけば落ち着いていられるのかっていう基本的なその部分を学校側と協議しながら、一つの指針を示すような形で取り組んでいただいて、だんだん落ち着いていったというような状況もございますし、それからいじめの事案が起こった場合も協議をした経緯がございます。これは、いじめをどう捉えて、どういう形で解消していくのかっていうあたり、そのあたりが第三者の立場で、学校外から見た目で解決の方策を協議する中で、一つの道筋をつけることができたのではないかと考えております。

それから、学校評議員会につきましては、その会の在り方について学校や評議員会側から直接教育委員会に対して意見が出されたということは今のところありません。

それから、学校運営協議会につきましては、評議員会との大きな違いというのは、学校の運営にどこまで責任を持って意見を提言することができるかどうかっていう、その辺の違いだろうと思いますので、評議員会のほうが協議する、こうした学校の実情を聞きながら意見を述べ合うというような段階で終わっていると思いますが、運営協議会のほうはより踏み込んで、どういう対策を取っていけばいいか、地域がどんな協力したら学校がよくなるか、そういうあたりの具体的な提言まで踏み込んで話し合いができる場になると思います。それがコミュニティ・スクールという英語で申し上げたときに、地域と一体となった学校運営ができるってことを意味していると思います。

英田中学校区は、複数の学校園で一つの学校運営協議会の設置をしております。その効果等につきまして、他の学校にも示しておりますし、他の学校におきましても現時点で設置について教育委員会としましても投げかけてはおりますので、設置の形態や効果等も考えながら、より設置が進みますようにまた協議していけたらと思っているようなところでございます。

英田中学校区の学校運営協議会の構成ですけれども、18名の委員で組織されております。

地域住民や保護者の代表、それから民生、児童委員、学校支援地域コーディネーター等で組織をしております。各年度の1回目の会議の際には、委員の皆様に規則を示し、委員の身分や責務、役割、仕事の内容等を事務局から各委員に説明しております。そういう形で、単に集まって話し合いをするというのではなくて、何をしなければならないかというあたりをお伝えしながら協議会を開いておるといふ、そういう状況でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

3回目、総括になるかなと思うんですが、私の経験上ですけど、今教育長が言われた、具体的な意見をコミュニティ・スクールのほうは言えるんだというようなことでしたけど、評議員会でも結構そういう意見は出ているんですよね、実はね。比較的、私が住んでいる地域の小学校も中学校も落ち着いていますので、さほど突っ込んだああしろ、こうしろというようなことはないんですけど、でもやっぱりかなりの、校長先生側からも御意見下さいというふうに言われますし、例えばこういうことはどうなの、こういうことをしたほうがいいんじゃないですかっというふうなことは言うんですが、決定的に評議員会と運営協議会の違いは、やはり教職員の任用に意見が言えるっていうところじゃないかと思うんですよね。先生の任用に当たって、ああだこうだ、けちをつけるとか、いちゃもんをつけるとかという意味じゃなくて、今この学校にはこういう先生がいらしたら、こんなことが直されるんじゃないですかとか、こういった問題が解消されるんじゃないですかみたいな、恐らくそういった意味合いの意見じゃないかというように感じるんですね。好き嫌いじゃなくて、そういうふうな、この学校の今の問題の解決のためにはこういったタイプの先生がぜひ来てほしいですねというふうなことを、恐らくされるんじゃないかというふうに思いますので、市内の幼稚園も含んで、小学校、中学校がよりよい学校園になるように、私たちも協力して、もちろんいいかないといけませんし、そうした外部の御意見を頂戴しながら、学校教育のよりよい方向への導きを、教育長が先頭になって頑張ってください。私たちも応援します。

この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

次、2項目めに進んでください。

17番（安藤 功君）

それでは、2項目めに入らせていただきます。

交通安全と通学路の安全確保についてということなんですけれど、今日午前中に山本雅彦議員さんのほうからも質問が出ておりましたので、一部重複するところがございます。けれども、重複するっていうことは、それだけ市民の方も関心があり、そういうことを議会の場で問うてほしいというような意見が多くあるということでございますので、せっかくの機会でございますので、重複しますが、した部分でもお答えいただければと思います。

それでは、冒頭の滑り出しもほとんど同じなんですけど、すいません。千葉県の通学路で飲酒運転のトラックが小学生をはね、通学路の安全点検が急務となりましたが、美作市の以下の状況についてお尋ねをさせていただきます。

まず、美作市内、そして岡山県内の交通事故や死亡事故はどのように推移しているか、お

尋ねをいたします。また、子供が死傷する事故や、飲酒運転の摘発件数はどのようになっているか、お答えをいただければと思います。そして、保護者も交えて、定期的に通学路の安全点検を行う仕組みがあるかどうか。それから、危険箇所の改善と結果測定、そしてその公表は行われているかどうかをお尋ねします。

それから、ブロック塀、今朝の質問でもございましたブロック塀の倒壊対策は進んでいるかどうか、お尋ねします。それから、車道を狭めたり、盛り上げて、車のスピードを落とすハード整備は検討されているか、もしくは既に検討し、実施に動いておられるとか。国県道は県にそういったことを要請されているかどうかをお尋ねをしたいと思います。

そして、交通安全の面からではなく、いろんな不審者のお話もあったりするんですが、子供の安心・安全のために、和歌山市では2021年、本年6月にスマートシティ実現に向けた新たな取組として、IoT、ICTを活用した子供の見守り事業を開始をされております。それは、簡単に申し上げますと、希望する市内の全小学生に、ランドセルにつけて位置情報を発信する見守り端末を無料で配布をしております。これは、通学路の見守りを行っていたいているボランティア団体も高齢化していることや、美作市でもたくさんの方がこういったボランティアで子供たちの見守りをしてくださっていることは本当に感謝を申し上げたいと思います。高齢化していることや、コロナによる人と人との接触を控えることで見守り者の減少と、犯罪等も多様化している側面もあり、この実施に至ったというようなことを和歌山市の当局は申されております。美作市でも、近い将来こういったものの導入が考えられるかどうか、お答えをいただければと思います。

また、福岡県議会では、全国初の罰則つき飲酒運転撲滅条例を2012年に議員提案で制定をされています。これは県議会の話でございますので、少し話が大きくなるかと思うんですが、美作市として飲酒運転撲滅に向け、啓発、広報活動を含めて、もう一歩踏み込んだ対策が考えられないかどうかということを、2項目めの1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、市内の交通事故の現状、それから交通事故や飲酒運転を防ぐ取組について御答弁をさせていただきます。

まず、市内の交通事故の現状でございます。市内及び県内における高速道路を除く一般道路での交通事故及び死者数の状況でございますが、県内の交通事故は平成30年に5,848件、令和元年に4,639件、令和2年に4,266件発生し、死者数は平成30年が63人、令和元年が71人、令和2年が58人となっております。

続いて、市内の交通事故の状況でございます。平成30年に66件、令和元年に35件、令和2年に33件発生し、死者数は平成30年が2人、令和元年が1人、令和2年はゼロ人となっております。県内、市内ともに交通事故件数、死者数とも減少傾向にはあると思われれます。

次に、中学生以下の子供さんが関係する交通事故につきましては、県内では平成30年に198件、令和元年に175件、令和2年に207件発生し、死傷者数、死者と負傷者の数でございますが、平成30年が335人、令和元年が259人、令和2年が271人となっております。市内では、死者はなく、負傷者を出す事故が過去3年間で1件発生しているという状況でございます。

す。

また、飲酒運転の摘発状況でございますが、県内居住者では平成30年に203人、令和元年に181人、令和2年に168人、市内居住者では平成30年に3人、令和元年に8人、令和2年に3人が摘発されているという状況でございます。

次に、交通事故や飲酒運転を防ぐ取組についてでございます。交通事故等を防止するため、美作市では毎月10日、25日に交通安全協会と連携し、市内をいわゆる青パトで巡回し、交通事故防止のための注意喚起を行っております。また、県が実施する春と秋の交通安全県民運動の際には、県をはじめ関係団体と連携した交通事故防止の広報啓発活動に取り組んでいるところでございます。

平成18年に福岡市内の橋の上で乗用車が飲酒運転の車に追突され、海に転落し、幼児3名が死亡した事件などを契機に、道路交通法の改正による厳罰化や取締りの努力が続けられ、岡山県でも、岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例を制定し、県、市町村、関係団体が連携して、飲酒運転の根絶に向けた取組を進めておりますが、飲酒運転が後を絶たない状況にはあろうかと思えます。飲酒運転の根絶には、何より運転者の自己啓発と意識の改革が重要と考えております。今後も市内巡回による注意喚起をはじめ、告知放送、みまちゃんネル、広報紙やホームページなどの情報媒体を活用した広報啓発活動を中心とする取組を継続し、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の高揚につなげてまいりたいと思えます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

教育委員会からは、繰り返しになりますけれども、通学路の安全点検ということで再度お答えをしたいと思います。

美作市では、美作市通学路等交通安全プログラムを策定しまして、毎年度学校及びPTAからの通学路の危険箇所、改修要望の提出を受け、関係部署、岡山県、美作警察署等の関係機関と連携して危険箇所の点検を行い、岡山県等への改善要望、市道等への対応は関係部署と協議しながら対応をしているところでございます。

児童の見守りシステム等、あちこちで先行事例がございますので、そのあたりも研究してまいりたいとは思いますが、それから交通安全施設としまして近隣では見かけないような取組も調べてはみました。先ほど御紹介のありましたようなハンプと呼ばれる盛り上がりをつけてスピードを抑制するような、そういう設備とか、それからスクールゾーンはずっと以前から設定されて、広く知られてはおるんですけれども、それとは別にゾーン30という取組も近年では行われておりまして、地域の中の安全を確保するために、速度30未満で通行を促すような形で、地元から要望を上げることでそこをゾーン30として指定していただいて、安全を確保するという取組も聞いております。そういったいろんな安全を確保するための方策を調べながら、地元と関係のところと話、橋渡しができればなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

通学路の安全点検について、ブロック塀の倒壊対策は進んでいるかということでございますが、地震等でブロック塀等が倒壊することにより、通学路等で死傷者が出るおそれがあるだけでなく、道路を塞ぐことにより避難や救護、消火活動にも支障が出るおそれがあります。

通学路における被害の軽減と避難路等の安全を確保するため、令和2年度より老朽が激しい危険なブロック塀について、美作市耐震改修促進計画に基づき、撤去費用の一部を補助する事業を実施しており、昨年度は5件の申請があり、全て撤去が完了しております。今後も、広報紙等により市民に対しPRを行い、安心・安全なまちづくりの一環として、ブロック塀の撤去事業を推進してまいりたいと思います。

また、車道を狭めたり盛り上げて車のスピードを落とすハード整備は検討しているかということで、先ほど教育長のほうから答弁もありましたので割愛させていただきますが、先ほど教育長も言われましたハンプなどの設置につきましては、今後の道路整備に合わせて県に対しても要望してまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

御答弁いただきました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、御答弁にいろいろとございまして、交通事故等についてなんですけれども、昨今の自動車の安全性能の向上など、また美作市ではストップペダル、そういった補助もしながら、安全性能の向上ということで、若干減少傾向にあるのは理解できます。今後も、そういう進歩とともに、乗る側の道徳心というのも当然必要なんです、そういった方向で進めていけたらなというように思います。

しかしながら、飲酒運転は運転する方の規範意識の向上を図る以外に方法はないのかもしれませんが、美作市としても一丸となって飲酒運転の撲滅に向けてあらゆる手段をもって取り組んでいくよう啓発活動を今後も強化していただければというふうに思います。

また、別の問題として、車の運転中によく見かける光景なんですけど、特に対向車は運転席が見やすいんですけど、飲酒運転と同様、それ以上に危ないのかも分かんないんですけど、対向車のドライバーがスマホらしきもの、ゲーム機かも分かんないです、ものを両手に持って、その手でハンドルを操作しているという、見かけたことあるでしょう。ハンドルがあつて、ここに置いてこうやっているんですよ。恐らく、見かけたことがあるんじゃないかと思うんですが、もちろんハンドル操作をしていて、ドライバーの視線はスマホらしきものに注いでいるんですね、そこ。そんな場面をちょくちょく見かけます。一般のドライバーもそうですし、職業ドライバーの方のそういった場面も見ることがあります。非常に危険極まりない行為だというふうに感じております。このような行為の撲滅に行政としてできることには限界があるというのはよく分かっておるんですけれども、子供たちの登下校や、そして保護者の安全確保のために危険運転撲滅に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

それからまた、通学路の安全点検について、関係機関と連携して取り組んでいるとのことでございますけれども、要望の出ている当該箇所の横断歩道や信号機の設置、また歩道の整

備等も遅々として進んでいない場所があるとの御意見を頂戴することもありますし、私自身も確認をいたしております。事故が起きてからでは遅いんですよね。貴い命が失われたり、大変なけがをしてしまったりとか、いろんなことがあります。教育委員会としてそういったことを把握されているかどうか、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

それから、ブロック塀に関して、危険と判断されているにもかかわらず放置されているところがいまだにまだあるのかどうか、そういったところも把握されているようでしたら御答弁いただけたらと思います。そして、そのブロック塀に関してですけど、その場合その当事者の方に撤去等の進言をされているのかどうかも併せてお答えをさせていただきたいと思います。

交通安全における道路整備に関しましても、市ではできないことは今後も県に促して、そして強力に要請を続けていただきたいというふうに考えております。2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

危険通学路の改修要望に対しまして、実施が行われていない場所があるということで、教育委員会としてもそういう箇所を把握しておるところでございます。対応といたしましては、繰り返し岡山市、警察署等の関係機関と連携して、再度要望の未実施箇所の現場確認を行い、対応を協議してまいりたいと思っております。なかなか信号機等で要望を出してもつかないような場所が、先ほど例として挙げたような別の対策が打てないかというようなことも検討材料として考えてはみたいと思います。

通学路におけるブロック塀につきましては、危険箇所の確認を行い、倒壊のおそれがある場所は2か所がございましたので、そこにつきましては撤去あるいは補強等の対応を行っているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

取組につきまして、今後とも飲酒運転のみならず、危険運転の防止について、取締りについては美作警察署、それから啓発活動につきましては交通安全協会など関係機関、団体と連携した取組を継続して行ってまいりたいと思います。議員の御協力につきましてもよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

ブロック塀に関してでございますけども、耐震診断義務づけ道路に指定されております区間の沿道にありますブロック塀につきまして、平成30年に発生した大阪北部震災後、地震による影響がないか調査を実施しているところでございます。また、学校施設、通学路につきましては、教育委員会や都市住宅課の建築士が点検を実施しているところでございまして、現在のところ問題のあるブロックは確認をされていないということでございます。通学路、避難路沿道には民間所有がほとんどでありまして、御相談は都市住宅課で対応しております

ので、先ほども申し上げましたブロック塀等撤去事業費補助金の活用を検討していただけたらと思います。

また、交通安全におきます道路整備につきましては、県や市の道路パトロールの情報なども聴取し、危険を伴う国県道、市道について改善をしていきたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

いろいろと御答弁ありがとうございました。

飲酒運転にしましても、そしてスマホのながら運転にしましても、規範意識、道徳心、ルールを守っていくんだという当事者の心の在り方というのが本当に非常に重要なんだなという気がします。ちょくちょく見かけるごみの不法投棄もそうなんですけど、もうちょっとモラルを持って。一部の方だと思うんですよ。一部の方なんですけど、モラルっていうものを大事にしていけないといけないなと。そういったところも、幼い頃からそういった道徳心、決まりを守るといようなそういう気持ちを育てるのは、教育委員会、学校というのも重要なポジションにあると思いますので、ぜひともそういったことも踏まえて教育を続けていただきたいと思いますし、決して美作市民の方にそういった飲酒運転にしましても、危険運転をされている方がいないとは思いたいのですが、それは分からないところもありますけど、それは絶対はないというふうに思いますので、ぜひとも今後もそういったように市民の皆さんが道徳心を持って、すばらしい町を築いていけるように私どもも協力、努力してまいりたいと思う次第でございますので、この項を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

途中になりますけど、ここで10分間休憩したいと思います。

それでは、これより10分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、安藤議員、3項目めから入ってください。

17番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、3項目めの質問をさせていただきます。

それでは、3項目め、インクルーシブ教育の課題についてということで、1つ目として特別支援学級の運営状況について。学校現場のLD、ADHD、広汎性発達障がいについて。そして、3番目として、書字障がいなど学習障がいへの対応についてを中心にお伺いしたいというふうに思います。

まず、特別支援学級の数、学校での配置状況をお尋ねをしたいと思います。また、同じく普通教室での配置状況はどうなっているかお尋ねをさせていただきます。

そして、2つ目として、LD、ADHD、広汎性発達障がいの児童・生徒の人数はどれぐらいいらっしゃるか。そして、その方たちの児童・生徒への対応マニュアルはどのような

っているかお尋ねをしたいと思います。

そして、3つ目の、教員に書字障がいなど学習障がいへの研修は実施されているかどうか。また、障がいを持たない児童・生徒へのインクルーシブ教育の理解促進対策はどのようにされているか、以上お尋ねをさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内の学校には、知的障がい特別支援学級に小・中合わせまして14学級70名、自閉症、情緒障がいの特別支援学級に小・中合わせて17学級88名が入級しております。障がいの種別によって、一人一人実態が違うため、各校で個別の教育支援計画や指導計画を作成し、担任と支援員が連携しながら児童・生徒の理解を進め、指導に生かしております。担任以外の支援員が、小・中合わせまして25名、現在配置しております。

また、岡山県教育庁特別支援教育課の専門指導員派遣事業、あるいは岡山県総合教育センターのコンサルテーション事業を定期的に活用しております。専門家による児童・生徒の見取りやアドバイスを受け、児童・生徒への対応を進めているところでございます。

学習障がいにつきましては、学習障がいに特化した研修というのは行っておりませんけれども、特別支援教育の視点を持った授業づくり研究事業や美作市ユニバーサルデザイン教育推進拠点校事業等で講師を招いて、研修会等を企画、実施しておるところでございます。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員を対象とした研修会も行っております。

インクルーシブ教育の理解、促進につきましては、児童・生徒の実態に合わせて、授業や学校行事、様々な学校生活での関わりの中で、障がいのある、なしにかかわらず、互いが発達段階に応じた関わりを持ち、触れ合い、共に活動する機会を設けることで、相互理解の促進を図るとともに、道徳科や学校行事等、全教育活動を通じて、障がいの特性の理解を深めて、特別支援教育がさらに充実するように取組を進めてまいっているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

御答弁いただきましたうちに、コンサルテーション事業という言葉が出たんですけれども、私はあまり聞き慣れていないものですから、それは具体的にどういうことを事業とされているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

また、支援学級数と児童・生徒数は分かりましたけれども、近隣及び同規模自治体と比較して、その数の比較対象はされているかどうか。どうなっているのかなというように感じたものですから、御答弁いただければと思います。

また、そういったことも含めて、保護者等からの、特に多い御意見は何か出ているかどうか。そして、あればどういった御意見があるのか、お尋ねをしたいと思います。そして、そのことに対する対処は、教育委員会または学校としてどのような対処をされているのか、対応をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、書字障がいのある児童・生徒の、まずいच्छやるか、いच्छやらないかと、もしいच्छやればそういった人数の把握はできているかどうかお尋ねをさせていただきます。

そして最後に、美作市のインクルーシブ教育について、今までの精査や検証はどのあたりまでできているか、今後どのように取組をしていくか、お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

学校コンサルテーション事業ということですが、コンサルタントの派生した言葉になってきますので、生徒指導、特別支援教育等に関して、学校課題の解決に向けた学校の体制整備や取組の充実、または個別ケースへの効果的な対応のために岡山県総合教育センターの指導主事が必要な助言や支援策の検討等を行うことにより、学校を支援する事業でございます。令和３年度中には、市内小学校３校、中学校が１校でこの事業を活用する予定にしております。

それから、市内小・中学校の特別支援学級在籍率は、令和２年度の調査に基づきまして８．８％となっておりますが、国の在籍率を見ますと３．２％、それから岡山県の在籍率が５％と、それと比べて当美作市はかなり高いほうになっていると思います。順番的には、小・中学校とも県内の市町村の中では２番目に多いというような状況になっております。

保護者の方からは、各校園に対しまして特別支援学級入級や継続、出級についての相談が多くあります。また、家庭での様子から、集団生活や学習に対しての不安や、将来の進路に対しての不安、子供への接し方の不安を抱えられている方もおります。学校のほうで担任や養護教諭による教育相談を行ったり、またスクールカウンセラーによる教育相談も行うような場合もございます。

それから、書字障がいに該当する子供の人数ということですが、これは数的にはつかんでおりませんので、ややプライバシーにも関わるようなあたりですので。各校で、書字障がいというように特化しないで、字を書くのに抵抗があるような子供というのは実際にこれはあります。その程度が障がいと診断すべきかどうかというあたりも、やや難しい部分もあるので、そういう意味でのプライバシーということでございます。各校で支援が必要な児童・生徒につきましては、個別に一人一人どういう指導をすれば効果が上がるのかという、その計画書が作成されております。ですから、担任が交代する、担当が交代しても、その指導の内容が継続されていくような仕組みをつくっておりますので、児童・生徒の実態とか、必要な支援について情報の共有ができております。

次年度の就学に向けて開催されております市の特別支援教育支援委員会というのがございますが、その中でも個別の教育支援計画を資料として提出しており、市教委も情報を把握しながら、就学指導にも生かしております。

それから、インクルーシブ教育におきましては、同じ場でともに学ぶことを追求するという、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えまして、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる。あるいは、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっております。美作市では、一人一人の教育的ニーズに

応じ、障がいによる学習上または生活上の困難の改善、克服を図りながら、個性や能力を最大限に伸ばすことができるよう、例えば学校におきましては特別な支援が必要な児童に対して、特別支援学級や通常学級での配慮の必要な児童への個別支援を行う特別支援教育支援員の配置を行っております。

また、美作北小学校内に配置しております通級指導教室というのがあります。これは、ことばの教室で、普通学級でやや言葉を使うときに訓練が必要な子供が、一定の時間通級指導教室に通いまして、発音の訓練をしたりするような、そういう教室でございます。

障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ機会の創出にも努めているところで、GIGAスクール構想で導入しましたタブレット端末を用いて、児童・生徒の個別の特性やニーズに応じた学習支援を行うことも容易になっております。

個別最適化された効果的な学びの実現が図られて、インクルーシブ教育の一助になると期待しているところです。インクルーシブ教育の理念を推進していくためにも、多様な学びの整備と併せ、児童・生徒の状況を把握しながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。人の配置と、それから考え方を併せながらシステムを動かしていくような取組を継続してまいりたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、3回目です。

17番（安藤 功君）

分かりました。

いろいろと御答弁ありがとうございました。その答弁の中で、私が問うたわけですけど、支援学級の在籍率というのが美作市では国、県よりは高く、県内市町村の中で2番目に高い値と。これは、別に僕はびっくりもしませんし、高いから、低いからということでいろいろ言うつもりももちろんございません。というのが、恐らく美作市のそういった子供たちに対するきめ細かい調査、検査、対応がきめ細かくされているから、そういった数字になっているのかなというふうに解釈をしたんですけれども、それで合っていますか、教育長。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

幼児段階から、療育と申しまして特別支援が必要であるかないかというようなあたりをスクリーニングしながら対応しているところで、見逃しのないような形で個別の特別支援教育がなされていく、そういう条件をきっちりやっているおかげで、見逃さないからこそやや多くなるということは、その辺は間違いないことだろうと思います。

ただ、支援学級に入れるかどうかというのは、一つの機関、支援教育を検討する中で総合的に判断されておりますので、やや幅のあるものではあるので、本当に必要なところを支援学級のほうに入って効果を上げる、あるいは支援学校のほうに行ったほうが良いというあたりは振り分けをしながら対応しておりますので、その辺が漏れのない形で行っているから、数もやや増えているということは言えると思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、総括させていただきます。

今私が考えているところも当たっているということでございますので、先ほど来より出ているインクルーシブ教育の理念にのっとり、美作市内の全ての子供たちが最良、最大に子供たちに適したすばらしい環境の下で学校生活が送れるように、今後ともたゆまぬ努力の下によりしくお願いを申し上げまして、総括とさせていただきます。よろしくお願いします。

次へ参ります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、4項目めにお進みください。

17番（安藤 功君）

4項目め、豪雨時の土砂災害についてということで質問をさせていただきます。

まず、1つ目として盛土調査について。そして、盛土規制について。3番目として、ソーラー施設に対する規制について。4番目として、しゅんせつ土砂処分場についてお尋ねをさせていただきます。

熱海での土石流による大きな被害があり、盛土やソーラー、要するに太陽光発電所についてクローズアップされておりますけれども、市内において盛土による造成地があるかどうか。そして、造成地以外の盛土についての調査をされたことがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。上記案件の安全確認はどのようにされているかも併せてお答えをいただければと思います。

そして、美作市に盛土を規制する条例があるかどうか。そして、ソーラー施設の設置について、土砂災害を防ぐ仕組みが講じられているかどうか。それから、ソーラー施設を規制する条例が美作市にあったと思うんですけれども、概略をいま一度お尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、市内のしゅんせつ処分場はどのような場所に何か所ぐらい設置をされているかをお尋ねをさせていただきます。処分場が集落や公道に近く、豪雨時には危険な場所はないかどうか。そして、過去に処分場として利用され、現在は使用されていなくても、土砂がそのまま放置されているところを含んで、そういった危険を生じるような場所があるのかないのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

4項目めの、豪雨時の土砂災害についてということで、まず盛土調査についてでございますが、地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある一定規模以上の盛土が行われている宅地造成地について、平成28年度から国土交通省のガイドラインに基づきまして、岡山県主体で平成30年度に調査を実施しております。大規模盛土造成地の位置と範囲を示した大規模盛土造成マップを美作市のホームページでも公表しているところでございます。

この多くは、昭和40年代から50年代に造成された公共用地でありまして、大規模盛土造成地がどこに存在するのかを表示し、市民の皆様に防災意識の向上に役立てていただくためのもので、マップに表示された大規模盛土造成地が、必ずしも危険な箇所ということではあり

ません。これらの大規模盛土の造成地のうち、公共用施設につきましては、担当部署において安全確認や管理を実施しているところでございます。

なお、造成地以外の盛土についての調査は現在のところは実施しておりませんが、静岡県熱海市で発生した盛土崩壊による土石流災害を受け、岡山県主体で2000年以降に県や市町村に造成の届出があったものについて、土石流の危険性がある土砂災害危険区域などを優先的に11月をめどに調査する予定となっております。この調査方法についてですが、まず総点検の対象箇所につきましては、土砂災害をもたらすおそれのある地域内で2000年以降に形成された盛土ということで、この盛土の把握方法ですが、市が開発等に関わる許可や届出資料から確認した盛土、そのた住民等からの通報によるもの、また国土交通省が提供する盛土可能性箇所データも参照することとされております。それから、重点点検対象エリア及び重点点検箇所につきましては、主に土砂災害警戒区域とその上流域、また山地災害危険地区とその集水区域、大規模盛土造成地となっております。

次に、盛土の規制についてでございますが、宅地造成に伴い災害が発生するおそれが大きい市街地、または市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制が必要であるものを、県知事が宅地造成工事規制区域として指定しており、美作地域の一部にも指定がされております。この規制区域内において行われる切土、盛土などの一定の行為は宅地造成等規制法に基づく県知事の許可が必要であり、宅地所有者等には崖崩れ等の災害が生じないように常に安全な状態を維持する責務があります。

また、宅地造成に伴う災害防止のための必要があると認められる場合、県知事が宅地の所有者に対し、崩落防止措置を講じるよう必要な勧告及び命令を行います。

また、宅地造成工事規制区域外の地域での盛土造成工事や宅地以外の盛土造成工事につきましては、関係する法令上での規制がかかるものと思われます。

続きまして、しゅんせつ土砂の処理場についてでございますが、河川のしゅんせつ工事や道路の改良工事等において発生した残土のストックヤードは、作東地域の山城地内の山城産業団地、大原地域の赤田、田井地内にある赤田ストックヤード、勝田地域真殿地内の塩谷ストックヤードと久賀地内の久賀ストックヤード、東栗倉地域の後山地内の後山残土処分場がありまして、現在市で管理している場所が5か所となっております。

また、既に埋立てが完了している箇所として、勝田地域東谷上地内の埋立場所が1か所となっております。

なお、美作地域と英田地域につきましてはストックヤード等がないため、民間の碎石場2か所に搬入をしている状況でございます。

市が管理しているいずれの場所につきましても、安定勾配による埋立てと必要に応じて排水対策を行っていることから、土砂の崩壊による民家への倒壊や道路の通行不能などにつながるような危険な箇所はありませんが、今後も定期的な監視は引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。4項目めの2点目と3点目につきましてお答えさせていただきます。

まず、盛土規制の関係でございますが、開発協議等の土地利用に関する面からお答えしますと、開発に伴う造成につきましては、市との開発協議が必要な場合は、2,000平方メートル以上1万平方メートル未満で、それ以上の場合は岡山県との協議になります。

近年、市内各所で設置が進んでおります太陽光発電事業につきましても、盛土を行っている発電施設がございますが、通常の造成と同様に関係法令や条例の規定に従いまして、土地開発の設計、施工を行うよう、国の資源エネルギー庁が定める太陽光発電の事業計画策定ガイドラインにも記載されてございます。開発協議の届出がありますと、土地利用調整会議に諮りまして適否を審査するとともに、必要に応じて勧告または助言を行っているところでございます。

3点目のソーラー施設の規制についてでございますが、美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の概略を御説明申し上げますと、この条例は1メガワットを超える大規模太陽光発電事業を対象に、住環境に与える影響や将来における廃棄物処理など様々な課題があることから制定したもので、現在では国や県におきましても設置のためのガイドラインや条例が定められているところでございます。本条例制定当時は、明確な法的基準が示されていない時期でもありました。この条例は、大規模太陽光発電事業の進出を規制するものではなく、地域住民の皆様の理解の下、悪影響を未然に防止するとともに、適切に発電施設を設置するために制定したものでございます。届出内容のパブリックコメントのほか、美作市総合戦略推進会議への評価内容の意見聴取、事業者に対する助言及び勧告、勧告に従わない場合の関係機関への通報などを盛り込んでおりまして、安心・安全な大規模太陽光発電事業の進出を求める規定となっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの盛土調査、盛土規制についてはおおむね了解をさせていただきました。しかしながら、内容はよく分かったんですけども、一番気になるのが人災と言われるような災害を未然に防ぐということが最重要課題だというふうに考えます。今後、いろいろな角度から調査、そして不具合等が見受けられた場合には速やかに対策を取っていきたいというふうに思っています。先ほどの答弁の中でも若干触れられておりましたけれども、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

それから、ソーラーに関して、先ほど市の条例の説明をいただいたわけですが、今年小泉環境相と赤羽国交相がソーラー規制に関して発言をされています。それを受けて、国からの通達があるのか、まだの場合はその場合市としてはどのように考えるか。その小泉環境相の発言は、熱海市で起きた土石流災害を受けて、災害リスクが指摘される地域などで太陽光発電など再生可能エネルギー関連施設の設置を規制する方針を明らかにしたんだということで、土石流等の発生が懸念される山間傾斜地などを念頭に今後具体的な規制地域の選定を進めるということであります。

あわせて、日にちは若干それより戻りますが、経済産業省が今年4月1日、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令を制定しました。省令は第5条で施設による土

砂の流出または地盤の崩壊を防止する措置を講じなければならない。これは簡単に言いますと、省令に格上げされて規制が強化されたということであると識者は語っておられます。赤羽国交相も、これは7月6日に熱海のを受けて、全国の盛土の総点検を行う考えを示した、先ほど答弁がありましたね。そういったことからされているんだろうというふうに感じます。この識者が、また言われているんですけど、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーを活用した設備の建設をめぐり、地域住民との間で相当トラブルが増えているということも申されておりまして、不適切な立地を避けるゾーニングを行う自治体もある。こうした自治体によるゾーニングを支える法制度がないことが原因であり、ゾーニングの法制度化を考える時期ではないかという指摘が相次いでいるということでございます。この背景には、脱炭素化を急ぐあまりにバランスを欠いているように思える。熱海の土石流災害は、土砂災害回避のために何ができるか、あらゆる方向からの見直しを突きつけているんじゃないかというふうな発言もでございます。そういったことも加味しまして、今回この9月定例会に上程されております第55号議案とのことも絡めて、安全基準を市として今後どのように考えていくか、2回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

傍聴者の方にお知らせします。感染防止のために、マスクをきちっとしていただきますようよろしくお願いいたします。

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほどの盛土調査について、不具合があれば速やかな対策をとということでございます。先ほども申し上げましたが、国土交通省により盛土による災害防止に向けた総点検の依頼があり、岡山県を主体に調査する予定でございます。総点検に当たりまして、人家等に影響のある盛土について実態を把握するとともに、危険箇所への対応や安全性を確保するために必要な対応策について取り組むことが求められております。土地利用規制等を所管する各機関と連携して実施していきたいと思っております。また、調査の結果、危険箇所が見受けられた場合には、関係機関と連携し、対策を取ってまいりたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

関係者その他も大分現実の危険性に着目した議論を展開していただけるようになりました。そういう意味では、まず第1点目として、私どもがもうこれは3年になりますかね、いろんな議論をしておりますけども、そういう議論の本質がようやく国政レベルでも理解をされ始めていると。それが熱海の件をきっかけにというのはあまりにも寂しいんですけども、理解され始めているということはありがたいことでありますし。なお、ゾーニングにつきましての今回の条例改正案の中で、危険地域におけるものとそうじゃないものは分けるということで、減免の規定を変えてございますけれども、これは私ども日々頭が進歩している中で、当市の税務担当課長さんたちがこういうゾーニングの考え方でやったらどうだということで提案をしてくれたものでございますけれども、まさに大きな流れに沿ったアイデアだというふうに思っております。

一方で、ゾーニングプラスアルファの考えが必要なのは、想定外の降雨があることを想定しなきゃいけないという、そういうことなんですね。想定外を想定しようと。その場合に何が起るかというのを考えなければしょうがなかろうということを、あえて付け加えれば、私どもとしては中山間に位置する傾斜地でありますから、何ぼ雨をためようとしてもある程度の限界があって、今度は流れ出た後の対策を取るための資金が必要ということで、パネル税というふうにつながっているということを念のため申し上げさせていただいて、答弁といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

市長からも御答弁いただきまして、よく分かりました。第55号議案に関しても、規制をしようというわけではあるんですが、そういった災害に対してどう向き合っていくのかというところでは合致するところがあって、市民生活を守っていくという最終的な、市民生活を守るということにあると思いますので、そういったことにも注力、注視をしていきたいと思っております。

先ほど、一つ質問を落としておりまして、3回目ですね。しゅんせつを、土砂処分場について、私のほうにも非常に今ストックヤード等の、いや、大丈夫なんだろうかというような不安の声も聞かれる地域もあるんですけれども、市当局のほうにはそういった不安の声、御意見が来ているということはございませんか。お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

しゅんせつ土砂の処分場についてでございますが、市民の不安の声も聞いております。ストックヤード周辺の自治会からは、現在集積されている以上の土砂の搬入については行わないように求められている場所もございます。そうした場所につきましては、土砂の搬出または短期間の一時的な仮置き後には土砂を搬出するなどの場合にストックヤードを使用するというような方針でまいりたいと思います。

今後も自治会等に情報提供を行いながら、定期的な監視を継続してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、総括です。

17番（安藤 功君）

では、総括させていただきます。

るる御答弁ありがとうございました。今朝の新聞にも、太陽光パネル設置不同意区域ということで、真庭市さんが取組を、素案なんですけれども、やはり災害とは若干ニュアンスは違うのかもしれませんが、何かしらの形で、反対するものではないんですけど、脱炭素社会に反する行為をするのではなくて、ある程度の規制を設けて、調和の取れたまちづくり、日本の国土づくりというものに、皆さんも各自治体、いろんな方向から目覚めてこられた、こういったことに行動を移されてきたというのも事実ではあるわけでありまして、ある意味美作市は先駆的な行動を起こしていたのかなというふうな気もしておりますので、調和の取

れたまちづくりを目指していけたらと思っております。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて5項目めですね。入ってください。

17番（安藤 功君）

それでは、5項目めの質問をさせていただきたいと思います。

まず、危険空き家について。これも度々質問をさせていただいておるわけですが、私の近隣にもそういった空き家が見受けられますし、市内様々な地域でそうではないのかなという、見受けられる空き家がありますので、あえて質問をさせていただきました。

まず、現在美作市において、危険空き家、また放置空き家、所有者不明空き家が何軒くらいあるか、数字を把握されておられたら御答弁いただければと思います。

また、それらの空き家に対する指導並びに調査、処分等はどのようにされているか。そして、それらのことに関しまして、市民から多くの苦情が寄せられていないか、お尋ねをさせていただきます。1回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

5項目めの、危険、放置、所有者不明空き家についてということで、まず1つ目の、市内に危険空き家、放置空き家、所有者不明空き家は何軒くらいあるかということでございますが、平成30年住宅・土地統計調査によると、総住宅数に占める空き家の割合は13.6%となっており、その数は過去20年間で約1.9倍にまで増加しているところでございます。

当市におきましては、令和3年8月末までに市民の方から寄せられた空き家の情報は639件ございます。そのうち、約6割は整然と管理をされておりますが、約3割が管理されず、雑木が雑然と繁茂しておる状況にあり、また約1割が倒壊のおそれがある状況でございます。

それらの空き家に対する指導並びに調査、処分等はどのようになっているかということでございますが、空き家の情報が入りましたら、職員が現地の状況を確認し、所有者に対し現況写真とともに現状をお知らせするとともに、適切な管理を行うよう通知を行っているところでございます。多くの方は、草刈り等を行い、適正な管理をさせていただいており、空き家バンクを活用し、売却や賃貸を検討、または解体、除去を検討していただき、利用可能な補助金制度について御案内をしているところでございます。

しかしながら、注意喚起によっても改善されず、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または衛生上有害となるおそれのある状態にある特定空家につきましては、空家等特別措置法に基づき、まず助言、指導、2番目に勧告、3番目に命令、最終的に行政代執行と措置を講じていくことになり、令和元年度には1件行政代執行を行っており、現在特定空家はございませんが、今後管理ができなくなった空き家が増えることが想定されます。

また、市民から多くの苦情が寄せられていないかということですが、登記簿等で所有者、管理者の調査をいたしますが、中には相続登記が未登記や、相続人不存在、所在不明の場合があり、また通知をしても経済的な事情等から管理を十分行うことができず、責務を全うし

ないケースもあります。調査に相当の時間を要することもあり、連絡をいただいた方から進展状況についてお問合せをお受けすることもございます。全国的に、どの自治体も所有者不明の空き家対策に苦慮しており、国による空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が令和3年6月30日に改正され、地方公共団体からの要望を受け、調査手法について明確化いたしました。これによって、困難事例の対応が進展できないかと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁でありましたように、最終的には行政代執行と措置を講じていくことになりますということでございますが、強制執行という言い方がいいのかよく分からないんですけど、そういう声をすごく望む声が届くんですよね。私も見たら、確かにかなり危険な状態になっていて、どういう採点をされているのか分かんないんですけど、多分森元部長も御存じだと思うんですけど、そういったその声がほかにも多数あるんじゃないかというような気がするんですが、そういった状況がどうなのか、教えていただければと思います。

また、特措法によりますと、市町村が行う空き家対策の円滑な実施のために、それに要する費用に対する補助、交付税制度の拡充を行うとあるが、これは行政代執行には当てはまらないのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

また、今後も税制上の措置等を行うとありますけれども、どのような措置を言われているのか、御答弁をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

失礼します。先ほどの答弁の内容に間違いがありましたので、訂正させていただきます。

市民の方から寄せられた空き家の情報ですが、「639件」と読み上げたかもしれませんが、「693件」の誤りでございます。失礼しました。

それでは、2回目の質問に答弁させていただきます。

まず、空き家等に対しまして強制執行を望む声が多いのではないかとということでございますが、空き家等の所有者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理をする責務がございますが、帰る当てのない危険空き家について、地域の方々から連絡先を探してほしいというような相談がございます。

今回の指針の改正によりまして、将来著しく保安上危険または著しく衛生上有害な状態になることが予見される空き家についても、勧告を行うことが可能となりました。また、特定空家等の判断の参考となる基準が示されまして、特定空家の認定が進み、特措法に定められた措置を順次講じてまいりたいと思います。

また、強制執行に要する費用の補助とか交付税の措置ということでございますが、社会資本整備交付金については略式代執行に関わります経費は交付金の対象となりますが、行政代執行については対象外となります。令和2年度より、所有者の自主的対応が困難である場合

に限り、行政代執行に関わる除却費用について補助金対象となりましたので、今後案件が見込まれた場合には活用をできればと思っております。

また、税制上の措置でございますが、所有者等に勧告がされた特定空家の敷地の用に供されている土地については固定資産税の住宅用地特例適用除外ですが、改正により予見される家屋も勧告対象となったことから、住宅用地特例も適用除外となるということでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

2回目。

議長（鈴木 悦子君）

3回目。

17番（安藤 功君）

3回目ですね。分かりました。

それでは、特措法のそういった交付税措置が行政代執行は対象外だということで、今後は法改正もあり得る話かも分かりません。これだけ日本中に空き家がどんどん増えていくと、国のほうとしても動かざるを得ない状況になるかもしれませんので、そういったときにまた国のほうとのやり取りもしっかりとしていただきたいと思います。

先ほど、もう一つ前の1回目の答弁で言われていた、国による空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が令和3年6月30日、今年の6月30日に改正されて、地方公共団体からの要望を受け、調査手法等について明確化したというような御答弁をいただいたと思うんですが、明確化したというこの意味が私にとって明確でないんですが、それを御答弁いただけたらと思います。3回目でございます。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

今回の指針等の改正の内容についてでございますが、今回の改正によりまして将来的に周辺への悪影響が予見される空き家と判断する参考基準が示されました。これによりまして、将来の危険、有害な状態にあると予見される空き家も幅広く特定空家に該当することとなりました。また、所有者等の探索方法、国外に居住する所有者への対応方法が示され、これまで曖昧でありました過失なく措置を命じられるべき者を覚知できない場合の考え方、また国外居住者等の調査方法が明確化されました。これによりまして、所有者を特定できない場合において、市町村による財産管理制度の活用についても明確化され、市町村により請求が認められた事例集が作成されております。

所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題として国も解消に向けた民事基本法制の見直しを検討されており、今後空き家対策が推進されるものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員、総括です。

17番（安藤 功君）

総括させていただきます。

先ほどの御答弁で、素直に全てがはい、分かりましたというわけではないんですけど、国のこういった指針とか条例等、結構難しい言葉を使ったり、言い回しが分かりづらかったりするんで、私のほうもしっかりと勉強してみたいなというふうに考えます。ますます空き家が、本当は増えてほしくないんですけど、増えているのも事実でございますので、しっかり勉強していきたいなというふうに思いました。

昨日から雨もたくさん降っておりまして、ススキ梅雨って言うらしいですね、何か。ススキが生い茂る頃の雨をススキ梅雨ということ、この年になって初めて、今朝聞いたんですけど、いろんな言い方、菜種梅雨とかというのがありますけど、いろんな言い方があるんだと、日本の国って何かすごい人間の情、感受性が豊かな国民がいる国なのだなというように感じました。

それと、冒頭に申し上げればよかったんですけど、コロナ禍であり、緊急事態宣言中にもかかわりませず、医療関係者をはじめそういったコロナ対策という方の最前線で働かれています方、職種の方、様々な方がいらっしゃるからこそ、私たちの安心・安全な暮らしができていんだなということを感じ、そして敬意を申し上げたいというふうに思います。皆様方が御安全で、この9月、秋が恵みの秋、実りある秋になりますように心から御祈念を申し上げます。9月定例会の一般質問を終了させていただきますが、後ほど、いや安藤議員、6分残っていましたがその辺から言われそうな気もするんですが、コロナ禍でございます。この辺で打ち切りとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号17番安藤功議員の一般質問を終了いたします。
これより10分間休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時58分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは続きまして、通告順番7番、議席番号13番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員。

13番（中山 忠明君）〔質問席〕

議長より発言の許可をいただいたので、議席番号13番、通告番号7番、私中山忠明が令和3年9月定例議会の一般質問をいたします。

今、世界が、そして日本国家が、かつて経験したことのないコロナウイルスで、国民が累計150万人以上感染しており、死者もどんどん増えてきており、1万6,000人以上、いまだ収束の兆しどころか出口さえ見えない現状であります。美作市としても、国、県とは別に、救済の手を差し伸べていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いしまして、9月定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回は、7項目お尋ねします。1項目めは、上水道の異臭について。2項目めは、林野高

校、美作中学校通学路拡張未完成工事はいつできるのかという質問でございます。3項目めは、新火葬場建設について。4項目めは、新林野公民館はいつできる予定か。5項目め、美作第一小学校地区防災道路の開通時期について。6項目め、みまちゃんネルの視聴料金を障がい者の方に免除することはできないのか。7項目め、市内水害地区で使用する排水ポンプの活用はできているのか。

以上、7項目を順次お尋ねいたします。

まずは、1項目め、上水道の異臭について。

今年5月の終わりから6月にかけてまして、異臭がひどく、市民が生活に困っております。この異臭の原因は何か。今後の対策としてどうすればよいのか。3、上水道の給水口を変更する計画はあるのか。

以上3つでございますが、本当はいろいろと聞きたいんですけども、このあたりで1回目の答弁をしていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

答弁の前に、6月末から7月中旬にかけてまして水道水に異臭が発生しまして、関係地域の皆様には不快感と御心配をおかけしましたことにつきまして深くおわび申し上げますとともに、このような状況の中、御理解いただきましたことに深く感謝申し上げます。

まず、異臭の原因についてでございますが、全国的に浄水場の水源として利用する河川等で繁殖する植物プランクトンの中には、カビ臭い臭いや墨汁のような臭い、いわゆるカビ臭の原因となる物質を作り出すものがあります。そのため、水源の水温上昇などによって、植物プランクトンが大量に繁殖した場合に、カビ臭の原因物質がたくさん作り出され、水道水を作るための通常の行程で浄水処理を行っても完全に取り切れず、水道水に臭いが残ってしまうことがあるとされております。

今回の異臭の原因につきましても、晴天が長く続き、水温の上昇に伴う水源水温の上昇、その後の降雨により急激なダム湖への流入等、様々な自然現象の条件が重なり、植物プランクトンの大量繁殖により異臭の原因物質が発生したことが原因であると考えております。

また、現在の河川について問題はあるのかということでございますが、浄水場の水源となります河川につきましては、季節によって流量の変動があること、また砂防堰堤や井堰、ダム等が設置されており、河川により条件は異なりますが、植物プランクトンは存在していることから、気象条件等によりどの河川においても起こり得る現象であり、問題はないものと考えております。

それから、美作町民が飲んでいる水について、上流にある施設が問題でないかということでございますが、今回の異臭発生時に河川の各地において発生状況の確認のため、浄水場取水口、久賀ダム下流、久賀ダム内、久賀ダム上流河川等、異臭の原因物質について水質検査を行っております。その結果によりませば、久賀ダム上流については原因物質は検出されておきませんので、議員の心配されることが直接の原因ではないと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

今の答弁を聞いておりまして、役所らしい考えであるなど、こう思いました。それでは、なぜこの梶並川の水だけが温度によって異臭が発生するのか。吉野川水系から取っておるとこは一切そういう問題はありませんでした。大して離れておりませんがね。そりゃあ、200キロも300キロも離れた地形にあるんならですけど、この美作は広い広いといえども、大した距離はないじゃないですか。それが、なぜ同じ美作にあって、梶並川から給水をして、それを上水に使った場合に臭いが発生する。吉野川水系で取った水はなぜ発生しないのか。先ほども、プランクトンがおるとかなんとかというて言われておりましたが、どこの水にもおりますよ、それは。恐らく、日本同じようなとこだと思うんですが、そういう今の部長の御返答では、じゃあ確かに迷惑がかかったんを謝ったら済むとか、そういう問題じゃなしに、その水を飲んでおられる人、またそれを商売しておられる方、本当にこのたびは大変な迷惑がかかっとなです。どうして給水口を変えとか、変えることを検討しとるとかというようなことがなぜ発想できないか。また同じようになりますよ。

それから、今の、私も水の分は物すごく詳しいわけじゃないんですけども、今の設備、いろんな新しい浄水場の設備なんかというたら、ちょっとプランクトンが増えてきたら、もう既に探知して、すぐ自動で知らせる、すぐ処理するというような能力のある浄水場になっとるらしいですけども、ここの美作市にある、今我々が飲んでおるとこの設備がよくないんじゃないかと、遅れているんじゃないかとは思いますが、このままで、じゃあほんならここでまた辛抱してください、また起きたときにまた同じような答弁になりますよ。今後の、私が3番目に上水道の給水口を変更する計画はあるのかという質問に対して、もっと真剣に納得いく答弁をしてくださいよ。できるだけ私も穏やかに言うつもりだったんですけども、この梶並川のプランクトンが多い要因の中にも、上流に美作町時代に焼却灰をトラック500台分ぐらいを埋めとりますが。それは、産業廃棄物法に乗って適正に処理しとるというもの、じゃあほんならそれが大雨のときには流れないのか。年に一遍検査しとるのも知っておりますが、それで果たしてそういうもんでいいんでしょうか。

それから、梶並の奥の東谷の山の上に、牛ふんを、肥料にするのにかなりの量を運んでおりましたし、現在も今残っております。大雨のたんびにそれが流れてきておったのも目の当たりにしておりますが、それはもう全く関係のない、そういうものは一切関係ないんです、温度の関係でミズゴケか水あかか知りませんが、プランクトンが増えて、異臭がしたんだと。じゃあ、吉野川から取っておる水については、どういうふうな説明をするんですか。そこら辺のどこを言うてみてください。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたが、ダムの上流の施設に関係するものが原因ではないかということで、水質検査をいたしました。今回の場合は水質検査の結果は異常がないということが出ております。

また、議員もおっしゃられましたとおり、河川の中にはプランクトンというものが生息しておりまして、気象状況とか水温によって突然カビ臭のようなものが現れてまいります。今回、梶並川で発生したということで、じゃあ吉野川では発生しないかということは私は断言

はできませんし、吉野川のほうがいいということも考えられます。

現在の浄水場の施設につきましては、こういったカビ臭等の物質を除去するのに効果的な粉末活性炭の投入設備を追加しておりまして、水質検査を行いながらその投入量を調整し、対応していきたいと考えております。

また、先ほどの水源を変えることはできないのかということでございますけども、今後の改修につきましては耐用年数に伴う更新を絡めまして、使用水量、地域人口等により、旧町村を超えた給水エリアの再編、施設の規模等を検討しまして更新することが不可欠であると考えておりまして、さらなる異臭対策を含め考えてまいりたいと思いますので、御理解のほどをいただきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

総括。

議長（鈴木 悦子君）

3回目ですけど、総括されますか。

13番（中山 忠明君）

3回目、もう言っても要らん時間をこのコロナ禍の中で、無駄な議論になりますので、総括させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、総括してください。

13番（中山 忠明君）

再度の森元部長のその答弁は、全く回答になっていない。これは初めてじゃないんですよ、あそこの上水道の臭いというのは。だから、今回は特にひどかったという思いがあるもんで、何とかしないと、もう水道料金なんか払えないよというような状態が起きてくる可能性もあるわけ。山を三つも四つも超えて、20キロも30キロも先から水を取るんじゃないから、その僅か10分ほど歩いたら吉野川の水が流れとるわけですよ。そこから取るような、もうちょっと英断を考えて、せっかくそこにおられて、市の幹部でおられるんじゃないから、執行部の上層部にこういうような意見がある、こういうようにしたい、こういうような計画がある、そういう思いを持っておりますんで、ぜひ勇気を出して進言してください。辛抱せえ、辛抱せえ、水が臭うて悪かったなっていう、それで済む話じゃないんですよ。ちょっとでもおいしい水を、ちょっとでも、こういうコロナ禍の中で家にじっとおって、本当に何か水を飲んでまで心配せなあかんような。これをいつまでも言ってもしょうがないんで、ぜひ市長さん、また考えといてくださいよ。大変なことだと思うんですけどね。

それでは、次の項目に。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

13番（中山 忠明君）

2項目め。本年5月に、先ほども同じような一般質問がありましたが、千葉県内で起きた小学生5人が帰宅中、歩道のない通学路を歩いて帰宅していたところ、飲酒運転は、これがあったからというようなことではなくして、その下敷きにより貴い命が奪われ、4人が亡く

なったそうでございます。しかし、このことを教訓に、少しでも安心して通学ができる、安心・安全な通学路を一日も早く造っていただきたい。この道路のことは既に市長のお耳に入っていることと思います。一日も早い歩道拡張工事をお願いしたいと思います。

美作中学校からもう既に1年半ぐらい前から要望書も出ております。この分について、もう質問をするということなんで、2点だけします。

この工事を早急にしていただけるんか、いただけないんかがまず1点。私からも申しましたが、現場を見たときの状況をここに、見られた人が言っていただきたい。

それから、教育長、もうまとめて行きましょうや。ついでに、教育長の私見を言っていただければありがたいと思います。

森元部長、それでよろしいか。

議長（鈴木 悦子君）

すいません、ちょっと待ってください。

今の中山議員の質問は、内容が皆さんには分かりにくかったと思うんです。それで、通告をしてある分の中の、美作市になってからまだ歩道拡張工事の未完成をどう考えているのか。それから、美作中学校PTAからも要望書が教育委員会に出ていると聞くが、受け取っているか。それから、朝の学校へ行くときの現状を見たことがあるかと、これだけ3点の答弁でいいということですね。

13番（中山 忠明君）

はい。

議長（鈴木 悦子君）

分かりました。

じゃあ、教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

美作中学校へ向かう市道長大寺線の道路拡張工事につきましては、工事担当部署がこれまで何度も所有者、あるいは小作を現在されておりますので、その方ともお話し、同意が得られるように取り組んでまいったという経緯がございます。そういう経緯の中、まだ前向きな返事がいただけてないという状況がございますので、教育委員会といたしましても、生徒が安全で安心して通学できるよう、都市整備部と連携しながら、早期に改良できるように取り組んでまいりたいと思います。そのためには、小作をしている方、地権者の方、そのあたりを都市整備部と併せて話をして、前に進むように持っていけたらと思っております。

それから、中学校からの要望書でございますけれども、これは学校及びPTAからの要望書につきましては教育委員会のほうへ提出されておりますので、その時点で関係部署とのやり取りも進めている中での話は聞いておりますから、要望書につきましてはきちっと受け取っております。

それから、現状につきましてはですけども、現場を教育委員会の担当、総務課のほうの課長が8月27日の、ちょうど始業式の日朝、登校時の様子を確認して報告を受けております。道路が狭まる場所を生徒が通行している、その中をドライバーが、車のほうが通行する。これは、生徒のほうも慎重に通学していますし、それからドライバーのほうもスピードを落としながら安全運転に努めておるという状態を見ております。逆に、長大寺住宅のほうから中学校の校門へ下りてくるほうがやや坂道になっているので、そちらからの生徒の通学

のほうがちょっと心配かなという、逆の上っていくほうはそう危険な状況にはない中、安全に注意されているなという状況を確認しております。

以上３点につきましてお答えしました。以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

１３番（中山 忠明君）

この問題を、当市の市長である萩原市長しか頼めないようなことなんですが、市長、これを早急に造っていただけるようお願いができますか。市長が答弁してください。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今の状況については質問及び教育長からお答えしたとおりであります。私としましてのこの間の様々な交通事故、千葉県の例なども考えたときに、必要性は十分にあるものと思っております。担当、教育委員会よりむしろ建設課ですけども、早急にいろんな工夫をして進めるようお願いをする、指揮をしようというふうに思っておりますので、しばらくお待ちいただけますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

１３番（中山 忠明君）

総括。

議長（鈴木 悦子君）

総括で。

１３番（中山 忠明君）

本当に安心・安全、市民の生命を守る、財産を守る、これが我々の任務の全てだろうと思います。先ほども市長が前向きにやっていただける返事をいただいたんで、この件につきましていろんな方々にいろんな御苦勞をしていただき、いろんなお話をしていただき、時間を割いていただいております。この場をお借りしまして、土地所有者の方、小作の方、そして東浜町内会の皆様並びに関係者に大変お世話になっております。ぜひそういう方々が一緒になって、学生が安心して通学ができるようにやりたいと思います。これでこの。何番目かな、こりゃ。

議長（鈴木 悦子君）

２項目め。

１３番（中山 忠明君）

２項目めを終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それじゃ、続けて３項目めに入ってください。

１３番（中山 忠明君）

久しぶりにすっきりしたところで、次の項目に移りたいと思います。３項目めはもっとすっきりするのではないかと思います。

新火葬場、火葬場建設はいつか。幕谷火葬場の修理について。３番目、新火葬場建設の場

所は今のところよいのか。もっと見晴らしのよいところがいいのではないかという考えがあるのか。その3つをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。火葬場の建設についてでございますが、過去におきましても中山議員さんから火葬場についてという御質問をいただいております。この建設スケジュールでございますが、新火葬場をいつ造るのかという御質問ですが、3月定例議会の開催中に、議員皆様にも配付させていただきましたが、美作市火葬場等基本構想（案）の中に、事業化のスケジュール予定を記載させていただいております。基本構想では、令和3年から5年において、基本計画、基本設計、仕様書の作成、令和6年度に実施設計、令和7年度に入札を実施し、令和8年度に竣工を予定させていただくというスケジュールをお示しさせていただいております。現在は、火葬場建設に係る基本計画策定に向けた準備にかかっているところでございまして、7月には火葬場建設庁内の検討委員会を開催いたしまして、美作火葬場建設計画の策定に向けた協議を開始いたしました。

また、同じ7月、これは20日でございますが、美作地域自治振興協議会において、美作市の火葬場等の基本構想について御説明をさせていただきました。

次に、新火葬場の建設予定地でございますが、どこに建設するかということでございますが、これにつきましても美作市火葬場等基本構想の内容に従って説明させていただきたいと思いますが、基本構想では将来の必要火葬炉の数を算出しております。将来人口予想や死亡者数の予想を基に、予備炉を含めて4炉としております。基本構想の方針では、作東レインボーホールの2炉につきましては設備が比較的新しいために、そのまま継続して運用するとしてしまして、美作火葬場につきましては、施設までの道路の幅員が狭く、建物が老朽化しているにもかかわらず、市内の火葬場の中で最も利用数の多い火葬場になっております。現在火葬場がある場所が、利便性の面などで利用者の皆様から評価されていると判断しておりまして、現在の場所付近に同規模の2炉で建て替えることが妥当であるというようにしております。

次に、令和2年度の火葬場の煙突修理の件で。これは言われていなかった。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

なかなかどこに建てるかということも大変難しい問題なんですよ。この旧美作地区は、高校の裏の幕谷というところがあるんですが、そこに今現在あります。既に老朽化しておりまして、2年ほど前も電気設備をやり替えたことがあります。そのときに、たまたま気の毒に途中炉の火が消えたりして、大変なことになったこともあります。そういうことのないようにというようなことですが、中に働いておられる方がもっと大変なということを私も話に聞いております。何が大変なんか、もうドアもがたがた、それを何とか仕事の合間に修理したり、いろんなコンクリも剥げてくるのを手当てをしたり、本当に大変な状態なんで、実際に今景山部長が言われたように、幕谷のところでしていいんかという部分もあるんですけ

ど、検討委員会にしっかり話をさせていただいて、本当にここがいいんだというような部分を選んでいただいて、きちっとした。今頃は煙も出ませんしね。先ほど言いかけたんですけども、私もその質問はしなかったんですけど、煙突のことにしても、今頃はなかなか煙が出るというのは珍しいようなことでね。都会とか、結構人口の多いところへ行ったら、煙突もない、子供が公園のようなところで遊んどるうちに、1時間半ほどしたらもう家族の人がとかと言って、だびに付したものを持って帰られる。何かそういうような、私は火葬場のイメージを持っておるんですけども、できれば検討委員会がというても、検討するだけで、いろんな考えの人を参入させて、いろんな角度からしていただきたいなと、このように思うわけでございます。

次の項目に行きたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、4項目めに進んでください。

13番（中山 忠明君）

4項目め、林野公民館の新築等計画状況はということですが、できる方向で行っておると思っておりました。なかなか美作の林野地区の自治振興協議会のほうが、何か判こを押してなかったじゃとか、そういうようなこともちらちら聞いておりますが、しかし造っていくのは自治振興協議会が造るんじゃなしに、この美作市の工事ですから、もしそういうようなことが、判こが突いてなかったというようなことがあったら、判こを突くまで待つんじゃなしに、まだ押していないんですけどどうですかぐらいな、優しい言葉をかけていただきたいと。全然判こも押してこれからほったらかしにしとんじゃとか、何にも言うてこれから押さんのんじゃとかというような、訳の分からんような話が出ておりますんで、そうじゃなしに、このいろんな公民館というものにこだわって、どうしてもそこで立ち止まって話が進まんようでしたら、またいろんな角度で考えて、どういうものをこしらえていけばいいんかというような思いを持っております。

ここで、質問に代えさせていただきますけども、簡単に、現状林野公民館の新築の計画状況はということで、1点お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

林野公民館に関する御質問でございます。新築はということでございますが、まず先ほど議員のほうからも若干紹介があったんですが、これまでの経過について改めて御説明をさせていただきます。

平成30年1月に、林野地区自治振興協議会から林野公民館建設についての請願書が提出されました。これを受けて、3月議会定例会での採択を受け、教育委員会の社会教育課が窓口となりまして、林野地区自治振興協議会と建て替えについての協議に入らせていただきました。

その後、令和元年10月21日付で林野地域交流センター建設に関する要望書として、改めて林野地区自治振興協議会から市長宛てに要望書が提出をされました。その内容が、現在の公民館としてではなく、より多目的に使用できる施設であり、安全な場所で、駐車場等の機能を備えた施設の建設を要望するという、集会施設の位置づけが濃かったということもありま

して、窓口を総務部の管財課として対応を引き継ぐことになりまして、早急に施設整備を進めるために、令和2年度当初予算に基本計画策定費用として70万円を計上いたしました。

一方で、先ほど議員のほうからお話がありましたが、提出された要望書に署名、押印をされていない地区長がおられたことから、意向を確認するために林野地区の役員さんとの協議を令和2年7月に行いました。地区全体での要望で間違いないとお話でしたので、改めて書類を整えていただくことをこちらのほうから依頼をさせていただきましたところ、8月下旬には林野地区自治振興協議会の会議があるので、その後に改めて書類を提出するというところでございました。しかしながら、現在まで御提出をいただいておりますことから、令和2年度に計上の関係予算も執行しておらず、現時点では何らの進展を見ていないという状況でございます。

行政のほうからもという、積極的なというお話もあろうかと思いますが、要望内容が公民館から集会施設的なものへと変遷をしております。何よりも地元の意向が極めて重要だと考えております。行政としては予算措置も2年度にしておりますので、改めて意見集約をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

今、丁寧な御説明をいただきました。そういう行き違い、思い違いもあったんだろうと、聞きながら私の思いと照らし合わせながら考えたんですが、いずれにしても早急にまた自治振興協議会のほうと話をしまして、何かのアクション、お話の中で再度また書類を提出させていただきますので、この件については終わって、次に行きたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、途中になりますけれども、10分間休憩したいと思います。

午後3時46分 休憩

午後3時56分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、中山議員、項目5から始めてください。

どうぞ。

13番（中山 忠明君）〔質問席〕

5項目め、美作第一小学校地区防災道路の開通時期について。

一つ、防災道路はいつ完成するのか。防災道路が来年度にずれ込むとの話であるが、建設業者がその話を地区の人たちに話をするのか、それとも市として業者に話を頼んだんですかということです。2点、お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

美作第一小学校地区防災道路の開通時期についてということでございますが、市道湯の街上線改良事業につきましては、令和2年10月に工事発注しましたが、文化財の発掘調査との

関連もあり、繰越工事となりましたが、令和3年7月には現在の工事の竣工検査を受けておりまして、引き続き今年度分の改良工事を発注する予定でございます。

今後の予定としましては、本年度は改良工事と道路内に布設する上下水道工事を実施し、令和4年度には舗装工事を発注し、年内の工事完成を見込んでいるところでございます。これまで説明不足でありましたことを反省しまして、今後は地域の皆様や学校関係者に対しまして適宜進捗状況等情報提供してまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

これで5項目めは終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、6項目めに進んでください。

13番（中山 忠明君）

6項目め、みまちゃんネルの視聴料金を障がい者の方に免除することはできないのか。

①、障がい者へのケーブルテレビ利用者の利用料金免除について、この1点でございます。担当部長はどこになるのかな。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部です。

13番（中山 忠明君）

企画振興部。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、みまちゃんネルの障がい者の方に対する免除についての御質問に答弁させていただきます。

現在、みまちゃんネルの使用料につきましては、基本コースが月額1,040円、基本コースプラスBS、CSコースが月額1,460円を納めていただき、視聴をしていただいております。この使用料の設定につきましては、普及推進の期間を除きまして、消費税との兼ね合いやコースの追加もございましたが、基本コースの月額料金の額はケーブルテレビの放送開始時より大きく変動をしておりません。

また、令和3年度の予算と比較しますと、市民の皆様にご負担いただくケーブルテレビ使用料の現年度分歳入予算額が1億2,818万2,000円、ケーブルテレビ事業に係る歳出予算額が1億6,125万5,000円となっております。使用料でケーブルテレビ事業経費の全てを補填できるものにはなっていないという状況でございます。

議員お尋ねの、障がいを持たれている方に対する使用料の免除につきましては、検討することも必要であろうかとは思っておりますが、そもそも使用料が安価なこと、それからケーブルテレビの使用料収入だけではケーブルテレビ事業に係る経費の総額を賄うことができていないことから、現行どおりの取扱いのままでお願いしたいと考えております。

なお、現行の使用料の減免の対象者は、生活保護世帯または市長が特に認めたものに該当

する者のうち、市長において必要があると認める者に対して使用料を減免することができる規定となっております。御相談があれば、その取扱いに準じて対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

この質問はせんとうと思うとったんですが、2番目はね。だけど、市長のところにどういうふうにして、どこの窓口へ行って、どういうふうにしたらええんか、そこら辺を説明してくれる。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問に答弁させていただきます。

どこに訪ねていけばいいのかというお尋ねですが、みまちゃんネル、ケーブルテレビにしましては企画振興部の企画情報課が窓口となっております。そちらの担当のほうに御相談、お尋ねいただければ対応させていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

3回目、これを総括とします。

視聴料金が安価なから、そういう対象にならんとかというようなことではなしに、もう少しわざわざ市長のところまで行って相談せんでも、そこへ行ってすりゃあええんじゃないかな。何か、市長がオーケー出したら料金が安うなるとか、そういうふうなことを考えるというふうには私は受け取ったんじゃないけども。それで間違いないようなことなら、これは総括じゃから、質問せんでもええけど、もうちょっとうソフトに。あそこへ行ったらそういうような話でも聞いたりできるというような感じで言うてもらうたらよかったんじゃないけども。何か鉢巻きをして、たすきでもかけたような物の言い方になつとるような、私が受け取るのはひがんどんかも分かんなんですけど。もう少しそこら辺を、安価なからというて言われて、それでもどうしてもみまちゃんのこういうようなもんでも安くしていただきたいと思っておられる人はおると思います。ですから、今回はこのくらいにしときますけど、もう少し考え方を変えていただければね。天下のNHKでも安うするんじゃないから。安くするより免除するんですよ。じゃけど、みまちゃんは経営が大変じゃからできんのんじゃないというような、もうそのちょっとう何か大上段にかぶって言われるとね、ええ、何、とこうなるんで。12月ぐらいにまたこの問題はさせてもらおうと思うとります。

次に。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、ちょっと待ってください。

総括なんですけど、質問と答弁が、答弁したけども、中山議員が答弁した気持ちが通じてないんで、ちょっとう言ったことと受け取ったことがかみ合っていないと思うんです。で

すから、そのまま受け取られたら執行部も困ると思うんで、もう一度企画振興部長、同じことでもいいですから、もう少し分かりやすく丁寧に説明してあげてください。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、使用料金の免除の件でございますが、先ほども申し上げましたが、条例の中には現行の使用料金の減免の対象者につきましては生活保護世帯または市長が特に認めたものとなっております。これは条例上にそういうふうに規定、明記されておるものでございまして、手続につきましては担当課である企画振興部企画情報課のほうで、御相談に来ていただければ御相談させていただく、それからお問合せも企画情報課のほうにお問合せいただいて、その内容につきましては取扱いに準じて対応させていただくということをしていただいておりますし、させていただくということになっております。全て市長が一つ一つ判断を、相談していかなくてはいけないということではなくて、担当課のほうで判断をして、市長に決裁をいただくという流れになっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、中山議員、次の7項目めに進んでください。

13番（中山 忠明君）

今の答弁じゃないんですけども、それに準じて私も総括の延長というような形で、一言だけ言わせてもらおうと、何か視聴料金を安うしてもらおうとか、そういうふうなんじゃなしに、障がい者の方が美作市はそういうものを免除なんですよということがわしは大事だと思うんで。安うしてくれにゃいけんぞと言うてからわざわざ来る人はおらんと思う。だから、そういう言い方がちょっとあまり気に入らんので、私はあえて言わせてもらいたんですけど、よく12月の議会ぐらいまでによう話をしてえてな。しっかり議場で議論をして、やりましようや。

この項目についてはこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

7項目めに進んでください。

13番（中山 忠明君）

7項目め、10分ほど残っておりますけど、早う終わろうとは思いますが。

7項目め、市内水害地区で使用する排水ポンプの活用はできているのかというのが質問なんですけども、林野地区あるいは英田、大原にしても、浸水するところがあります。そこに約15台ほど、もともと私はそういうポンプは必要のないんじゃないしに、そのくらいの能力のあるものじゃあ間に合わんのではないんかという思いから反対しとったんですけども、この8月の長雨で実はまた大川が増水しました。消防長に私が電話しまして、この排水ポンプはどこにあって、どういうふうに誰が扱うんやというようなことを電話しましたところ、消防長が来られて、市が今所有しております旧郵便局の跡地の中に置いとるということで、じゃあその現場へ行っただけど、そのチェーンがかかって、鍵がかかって、全然いざというときに使える状態じゃなかった。消防長も来られて、鍵を開けましたんでということ言われたんで、すぐまた飛んでいって見ました。何もぐずぐず言うつもりもないんですけども、排水、水を取るホース、一番肝心要の、それもまだナイロンの荷物をくくったりするような、そういうもんがついておりました。ガソリンはというたら、携行缶が2つありましたが、中は

空。本体の中に15分か20分ほどエンジンが回ったらなくなるだけのガソリンしかありませんでした。既に林野の町内はもう水が入ってこんように、扉も閉まっております。そういう状況の中で、これをいつ誰がどういうふうに使うんですか。どの時点でこれを設置していくんですかというようなことを、消防長と話をしたんですよ。早急に策定をしてくれという話をした前段を言いましたけど、そこで質問です。

市内水害地で使用する排水ポンプは何台どこに置いているのか、まず1つ目。

2つ目、消防団の皆様にお世話になるとのことですが、警報が出て、どの段階でポンプを設置するのか。

それから、3つ目が、あんまりお金のことは言いたくないんですけど、幾らお金がかかったのか。排水ポンプ購入その他の備品ですね。ということをお尋ねします。

そして、この排水ポンプの購入に当たり、執行部と決算特別委員会をしたときに、消防団の方に手当を出すという話を聞いておったんですが、私の間違いかも分かりませんが、手当を出すのですか。

5番目、全て準備はできていると思っているのか。不足していると考えるのは何と何か。

6番目、真剣に防災を考えているのか。

この6点、お答えください。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

失礼いたします。7項目めの排水ポンプの配置と活用状況について答弁させていただきます。

まず、排水ポンプはどこに何台配置しているのかという御質問です。現在、英田総合支所に4台、湯郷の美作浄化センターに2台、旧美作郵便局に2台、作東総合支所、勝田総合支所、大原総合支所に各2台ずつ、そして消防本部に2台の計16台配備しております。

続きまして、どの段階で設置するかという御質問ですが、設置のタイミングといたしましては、基本的には警戒レベル3の高齢者等避難の発表を目安にしたいと考えておりますが、そのときの状況に応じて若干柔軟には対応したいと考えております。

続きまして、費用についてでございます。排水ポンプは令和元年度の事業で購入いたしております。ポンプ本体、給水ホース、排水ホース3本、排水ホースの収納箱1箱、呼び用タンク1個、燃料携行缶1缶がセットになります。1セット当たり約44万円になります。

また、令和2年度事業で、ポンプを操作する方の安全確保のため、救命胴衣を計210着、90万900円で購入いたしまして、ポンプ1台当たり5着の割合で配備しております。

続きまして、手当に関する御質問です。手当に関しましては、近隣の消防団の状況を考えまして、現在のところ火災、水災、警戒も含め、各種災害対応は全て無償で行っていただいております。

続きまして、全て準備できているのか、足りないものはあるのかという御質問です。ソフト面で申しますと、現在排水ポンプ使用管理に関する運用要綱はございますが、運用に関する詳細、内規でございますが、これがございませんので、運用に関する詳細を定めることが必要と考えて、現在策定中でございます。

また、排水ポンプを市民に周知し、消防団員の方が不在の場合でも一般の方に安全に使用

していただけるよう、さらに取扱いに関する説明会も行う必要があるのではないかと考えております。

ハード面で申しますと、まだ実災害の使用実績がございませんが、ポンプがもし不足するようであれば追加で配備を行うことも検討したいと思います。

最後になりますが、真剣に防災を考えているかとの御質問ですが、現在の排水ポンプに決定いたしましたのは、移動ができるメリットを考慮して購入いたしました。大水害の際で言えば、現在のポンプでは十分な能力を有しているとは言えませんが、排水ポンプを稼働することによって少しでも住民の方が避難にかかる時間を長く取れることや、そして豪雨の後、浸水した際の排水操作に使用していただきたいと考えています。

毎年、梅雨時期前と台風時期前には、消防本部の防火水槽を使用して各ポンプの運用訓練を行っております。そして、予備燃料については、毎年梅雨前に新しい燃料を入れて、台風時期が終わった後には、その燃料を公用車で使用することによって、長期保存による燃料の劣化を防ぎたいと考えております。

今後、より一層緊張感を持って災害予防、災害対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

2回目。

今、消防長が言われたことの中で、じゃあ購入してからいつ、何か訓練した言ようけど、どこでしたんな。全然、この間見たポンプなんかは使った形跡も何にもないし、梱包したまんまだったじゃないですか。あなたの言うとなのは、消防本部に置いとるやつを訓練しようる言うただけのことで、じゃあほんなら誰がいつどこで訓練したんならということと、それから消防団以外の町内の人に使うてもろうてと言ようけど、あんなものは2人ででも持てりゃあせんので。もう町内の人は腰がいんだような人ばっかしで、どないして持ってからどないしてそないなことをするような。あんまりきれいごとと言わんようにしてくださいよ。常識で考えても、まだ何にもしてない、携行缶の中にガソリンも入ってないようなのに、訓練も何もないでしょう。それから、じゃあ今のそういう設置をしてから何回ここに置きますよということをされたんですか。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

質問にお答えします。

排水ポンプの訓練ですが、各地区にありますポンプを消防本部のほうに持っていきまして、ポンプだけです。吸管のほうはそのまま置いた状態です。ポンプ本体だけを消防本部のほうに持ってきていただいて、毎年梅雨前と台風のの前には訓練のほうを行っております。

地区の住民の方、消防団員の方につきましては、ポンプを導入する際に各地区に行って説明会のほうを実施しております。実際、地域住民の方は運用が難しいかも分かりませんが、その際には市役所職員が持って行ってするようになるかとは思いますが。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

3回目。

議長（鈴木 悦子君）

そうです。

13番（中山 忠明君）

消防長、あんた、じゃあ場所を特定します。林野のあそこの旧郵便局のところで、いつどのようにしてその訓練したんや、あそこで。どこに排水を入れて、どないにしたんかだけ、説明してくださいよ。誰も知らんで、そのことは。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

失礼します。御質問の件ですが、ポンプを導入する際に当時の建設課、それと下水道課、それと消防本部、あと危機管理室の職員で……

〔「買ったときじゃねんよ。買うて、今この避難勧告が出たときのことを言よんじゃ」と呼ぶ者あり〕

浸水が常連で起こるような地域を確認してまいりました。この地域だったらここに置こうというふうに、大体の目安なんですけど、確認して回っております。実際に現場ではポンプを置いて訓練はしておりません。訓練は消防本部に持ってきて、実際に水を吸って水を出す、そういう訓練を行っております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、総括です。

13番（中山 忠明君）

総括じゃな。

もうよう分かりました。もうええ加減なというんが本当に、あきれて物が言えんぐらいですわ。もう時間も1分30秒ないんですけど、もっと真剣になってくださいよ。ここに置こう言うたとか、言わんとか、そういうことじゃなしに、そこのとこのもうちょっとこう、そうか、しっかりやってくれとんじゃなというようなことでないと、通じんでないですか、心に。何かその場その場で言うて、ほんならあそこの近所の人にでも出てきてください、ここに置いとるからとかというような、説明をせにやあ。あんた、何かあったら近所の人にも持ってもらわにやいけん、手伝ってもらわにやいけんて、見たことのないものをどなんして手伝うん。でしょう。消防長、別にわしゃあ、あんた、言いたいことはねえ、ようしてくれよんの分かるけど、それでも立場上消防のトップにおられるんじゃから、きちっとして、そういうことを。消防団も知らん言よったよ。ほんまの話が。もうこれ以上言うたらぐじゃぐじゃになって、話が、泥仕合になるんでやめます。しっかりやってください。お願いします。

令和3年9月の定例議会をこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号13番中山忠明議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は6日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後4時27分 延会

令和3年9月6日

(第 4 号)

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月6日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農林政策部長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都市整備部長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

3日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番8番、議席番号3番山本真樹議員の発言を許可いたします。

山本議員。

3番（山本 真樹君）〔質問席〕

それでは、始めさせていただきます。

改めまして、おはようございます。議席番号3番山本真樹です。議長の許可をいただきましたので、令和3年9月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、6月議会におきまして私が質問させていただきました家庭系粗大ごみ等ふれあい収集に関してでございますが、みまちゃんネル、あと9月の広報紙等に告知していただきましてお礼申し上げます。このように議会における発言は反映していくことを痛感いたしましたとともに、一言一句に責任があることを自覚した次第でございます。今後も市民の皆様の声が届けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

今回は、私は4項目、質問のほうをさせていただきます。

1項目め、自然災害の防止対策及び安全確保について、2項目めが通学路及び隘路の安全確保について、3項目めが美作市所有の観光施設について、4項目めが農産物等の生産普及についてでございます。

それでは、1項目めの自然災害の防止対策及び安全確保についてでございます。質問させていただきます。

大雨等の自然災害に対しての道路、家屋、河川の安全対策、整備はどのように対応、また計画されているのかということでございます。近年の大雨等の災害レベルが過去とはかなり変わってきております。報道等でも全国各地において大規模な災害が発生してきており、美作市においても他人事ではないと感じております。市民の方々の安全・安心を最優先する美作市としての道路における冠水、土砂災害警戒区域の整備、住宅等における冠水、急傾斜の対策、整備、また河川支流における砂防堰堤等に関する対策、整備、また岡山県との連携

等をお聞かせください。お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

山本議員、1項目めの自然災害の防止対策及び安全確保について。

大雨時の自然災害に対しての道路、家屋、河川の安全対策、整備はどのように対応また計画されているのかという質問ですが、県土木部所管の土石流、地滑り、急傾斜については、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生し住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域としており、この警戒区域のうち著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定されています。このような危険箇所の土砂災害対策として、現在急傾斜崩壊対策については、市内2か所で実施されています。また、砂防堰堤については、市内7か所で実施されており、既設の砂防関係施設につきましては、岡山県砂防関係施設長寿命化計画に基づき定期点検を実施しており、砂防堰堤の緊急性に応じて必要な対策が実施されているところでございます。

また、県が管理する河川については、令和2年度に策定しました岡山県河道内整備実施計画に基づき、現地において土砂堆積等による流水阻害の状況を確認の上、優先度の高い箇所から河道掘削等による対策が実施されています。

市が管理する河川につきましては、緊急自然防止対策事業を活用し、護岸修繕、樋門、パラペット工事を進めており、今年度からは緊急浚渫推進事業により河川内の支障木の伐採、しゅんせつ工事を計画しております。

いずれの案件にしましても、地元要望等を受け、家屋への影響や道路などの施設への影響など緊急度を考慮しながら、近年の予想を超える大雨等を踏まえ、防災の観点からの対応も含め、取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3番（山本 真樹君）

じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど計画的にされていると、また実施されるということを聞きましたが、その中で抜粋させていただきます。

山間部に位置します美作市は、やはり土砂災害等の心配をされる市民の方々が多くいらっしゃると思います。身近な問題として急傾斜対策について家屋等の住居地における整備の基準をお聞かせください。

また、道路に関してですが、先般の大雨の際、お盆頃でしたね、先般の大雨の際にいつも冠水、または土砂崩れの危険等により通行止めになる箇所があります。このような箇所は今後も同じような際に通行止めになると思われます。抜本的な対策、整備はこの中に含まれているのでしょうか。また、考えられているのでしょうか。

また、通行止めの際に、迂回路の案内はどのような基準を設けられているのか、お聞かせください。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

まず、急傾斜の対策についてということですが、急傾斜対策について、家屋等の居住地における整備の基準につきましては、急傾斜地崩壊対策事業は、規模が大きな国庫補助事業では12種類の事業メニューがありまして採択基準と負担割合は多岐にわたりますが、市内で実施されている事業は被害を受けるおそれのある区域内の人家が10戸以上、崖の高さ10メートル以上のもので、事業費負担は国と県、合わせて95.275%、市と受益者がそれぞれ2.3625%の負担割合となっております。また、小規模な単県事業もありまして、人家が5戸以上、崖の高さが5メートル以上の条件で、費用負担は県が67%、市と受益者がそれぞれ16.5%の負担割合となっております。

次に、冠水や土砂崩れの危険等により通行止めとなる県道の抜本的な対策整備について、また通行止めの際の迂回路の案内の基準についてということですが、岡山県が管理する国県道においては、大雨の影響により土砂災害の発生が予測される区間におきまして、落石や崩土等による事故を未然に防ぐため、区域ごとに時間雨量や連続雨量などの規制基準により、事前に通行規制を行う異常気象時通行規制区間が設定されており、対象となる市内の国道、県道は11路線となっております。この路線のうち、国道374号及び県道智頭勝田線の一部区間におきましては、道路防災工事を実施中である、その他の路線につきましては緊急性及び実施中の他事業の状況や優先度等を踏まえ、整備を進めてまいりたいという県のお言葉を聞いております。

また、迂回路の案内基準につきまして、岡山県からは、事前通行規制や災害発生などにより通行止めの措置をした場合の迂回路の案内について、基準は設けていないということです。通行止め等の情報については、岡山県道路規制情報や道路情報提供装置、また規制箇所を設置する標識等により道路利用者に対し情報提供を行っているという聞いております。

先月の8月14日から15日にかけての事前通行規制の対応につきましては、市にも幾らか問合せや苦情の連絡がありました。市民の方への周知方法について、現在県と協議をしながら検討しているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

3番（山本 真樹君）

じゃあ、3回目の質問に入らせていただきます。

今、お聞きしましたことに関しましてなんですけど、通行規制の苦情は、規制箇所から迂回路にUターンする距離が、この間のお盆のときはかなり距離があったので、もっと事前に告知してくれというような声をお聞きしております。私も現場のほうに行きまして、そこを見に行っただけじゃないんですけど、たまたま用事があって出ておりましたら、Uターンするようなことになりましたんで、できることからそういうふうな方法論をいま一度一生懸命考えていただきたいと思います。岡山県と協議をしていただきまして、円滑な誘導をぜひともお願いしたいと思います。

また、先ほども質問でもさせていただいたように、やはり同じ箇所、同じ場所での規制でございまして、ぜひとも抜本的な整備と対策のほうを協議していただきたいと思います。

さて、あと急傾斜の対策についてですが、先ほども御答弁いただきました小規模の単県事業もある中で、市民の方より、過去に裏山が倒壊した実例がある箇所がございますが、4戸しか人家がなく、行政のほうへ相談されたそうですが、対策事業に該当しないというお答えをいただいたとお聞きしております。そのように実際に倒壊事例があるような箇所への対策はないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほどの迂回路につきましては、改めまして岡山區と十分協議をして、通行者のほうによく分かるように案内標識なり設置をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、急傾斜の対策事業の対象にならない事業についてということでございますが、県の土木部が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業につきましては、それぞれの事業メニューにより採択基準及び負担割合が定められております。他方で、人家の裏山が山林である場合には、県の農林水産部所管の治山事業において林地の対策を講じる事業もございます。

また、治山事業におきましても採択基準はありますが、個別の案件につきましては、現地の状況を確認し、その場所ごとに対象となる事業について県とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

また、市におきましては、美作市局地的大雨災害による被災建物土砂等処理費及び未然防止対策費補助金交付要綱を定め、災害の未然防止の観点から生活環境の整備を図る事業がありますので、個別に相談をしていただけたらと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括です。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、総括です。

先ほど言われましたように、個別の御相談ということで、一般的には小規模の場合でも5軒ないと駄目なんじゃと、だからうちはしてもらえんのじゃというような声を多く聞きますんで、こういう機会ですういうふうなのを知らしめていただけたら、大変助かると思っております。

住居は命の次に大切な財産の一つでありますんで、不安を抱えられている方々や諦められている方々のためにも本当に気軽に相談できる体制をいま一度お願いしたいと思っております。

そして、避難の際ではございますが、避難の際、空振りだったではなく、素振りのつもりで早めの避難をとという標語があります。災害防止対策も素振りによいと思っております。ぜひとも安全・安心を優先する美作市として市民を守っていただきたいと思っております。

これで1項目めの質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、2項目めに進んでください。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、2項目めに入らせていただきます。

2項目めは、通学路及び隘路の安全確保についてでございます。市内における交通の危険性が高い区域、道路の把握状況と対策はどのようにされているのか。

この質問は、金曜日の3日目の質問の際にも先輩議員が3名様ともお聞きになった案件でございますが、3名様ともお聞きになるということは重要な案件でございます。土日を挟んでおりますので、重複する点があるかとは思いますが、再度質問させていただきます。

先般の千葉県の児童5人死傷事故のように、通学路においては特に安全確保が必要と思われております。また、通勤時間帯に住宅地での隘路を抜け道として通行するドライバーを見受けませんが、極めて危険であると思います。通学路及び隘路の危険箇所の把握と対策を再度お尋ねいたします。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

2項目めの通学路及び隘路の安全確保についてということですが、通学路に関する地区や学校関係者からの要望につきましては、教育委員会が主宰する美作市通学路安全推進会議で合同点検の実施や必要な対策を検討し、その内容を美作市通学路交通安全プログラムに反映させて、会議のメンバーである教育委員会、県及び市道の管理者、警察署などの関係機関で情報の共有を図っております。

また、住宅地の隘路を抜け道として通行する通り抜けの危険箇所の把握と対策についてですが、通学路以外の路線につきましては、地元自治会からの要望等を受けた後、現地確認を行った上で地元自治会とも協議しながら、注意喚起の看板設置や路面標示の施工を行い、通行車両への注意喚起を行うなどの対策により、地域内の安全確保に取り組んでおります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

教育委員会からは、繰り返しになりますので、簡潔にお答えしたいと思います。

毎年度、学校及びPTAからの通学路の危険箇所の改修要望の提出を受けております。それを基にしまして、関係部署と協議しながら対応しているところでございます。今後とも学校及びPTAの皆様と連携しながら、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう通学路の安全性の向上に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3番（山本 真樹君）

じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

先週もお聞きしたとおりであります。通学路に関しては、美作市通学路交通安全プログラムにて協議対応されていると御答弁いただきました。ぜひとも細やかな対応をお願いしたいと思いますが、ここで具体的な例についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、大原地内の、これは中学校、小学校ではございませんが、滋慶学園の学生アパートからの通学路においてですが、今年、中町地内で通行車両と学生の接触事故がありました。夕刻の見えにくい時間帯での事故とお聞きしております。また、発生箇所は縁石がある歩道

箇所ではございません。中町地内には国道を迂回して川沿いを通れる道がありますので、そのルートを通学路と指定し、通学時における安全確保をしてみたいかでしょうか。

それと、別件ですが、県道5号線でございます。大原中学校に通学するルート上ですが、歩道の設置位置が左右に入り交じっておりまして、学校に行くまでが、度々生徒は横断歩道を横断するようになります。横断歩道が信号等の目立つ施設がない箇所が数か所あり、通学路として安全確保のためにさらなる注意喚起を、また対策をお願いいたしたいと思います。

あと、隘路に関してですが、県道5号線、立石地内、私の居住している地区でございます。旧道を赤信号回避のためやスローペースの通行車両の追い抜きのために猛スピードで通り抜ける車両を子供の頃よりよく見ております。そういった危険箇所、また国道429号線の滝地内におきましても、住宅内を通り抜け、かなりの車が通行をしております。大変危険な箇所でございます、こちらも。また、お聞きした話なんですけど、豊国公民館の前の隘路も交差点の抜け道として通行されているとお聞きしております。まだまだ市内を探せば、こういう危険箇所があると思うんですが、明らかに多くの市民の方々が把握されている箇所であると思われます。隘路の抜け道等の対策には、地元の要望を受けた後と御答弁いただきましたが、行政サイドのほうから地元への協議及び注意喚起のほうは対策はないのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

2回目の質問についてでございますが、まず議員御指摘の中町地内の国道373号線につきましては、道路の両脇に家屋が建ち並んでいることなどから、路側帯をカラー舗装化するなどの対応が取られておりますが、一部の区間については路側帯が狭小な箇所もございます。また、滋慶学園の学生アパートからの通学も大変多くなり、通勤、通学時間帯につきましては、歩行者の安全確保が十分であるとは言い難い状況が見受けられます。

議員から御提案をいただきました路線につきましては市道認定されている路線でありまして、都市整備部としましては、この路線の通学路としての安全性について確認し、学園に対しても通学路として検討していただくようアクションしてまいりたいと考えております。

また、大原中学校区内の県道5号線の歩道につきましては、おおむね全線整備ができており、立石地内の一部区間については、旧道を通行している状況でございます。横断歩道については、比較的に見通しのよい位置に設置してあるものと認識しておりますが、現地の状況を再確認し、今後の対応等につきまして岡山市と協議しながら安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、隘路の通り抜け危険箇所につきましても、議員御指摘の路線を含め、地域ごとに把握している箇所につきまして地元とも協議し、現地の状況を再確認し、個別の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

すいません、先ほどの議員がおっしゃっていただきました道路の滋慶学園の通学路の変更についてですが、一応建設課のほうも確認をいたしておりますので、十分安全に通行できるような体制をできるようにしたら整えていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ、3回目です、山本議員。

3 番（山本 真樹君）

ありがとうございました。

じゃあ、3回目の質問に入らせていただきます。

できる限り安全対策をいろんな方向性から考えていただきたいと思います。

先ほど御答弁いただきました見通しのよい横断歩道設置箇所といいますのは、同時に車にしてみてもスピードが出やすい箇所であると思いますので、結局危険な箇所だというふうに認識しております。危険箇所に関しまして、いま一度確認をしていただけるようよろしくお願いいたします。

ここで御提案なのですが、御提案といいますか提案なんですけども、金曜日の安藤議員さんの質問の中でも上がった案件でございますが、隘路の危険箇所等を例えば時間帯規制であったり、スピードハンプですか、いわゆるスーパー、大型商店の駐車場に入るときのココンとするギャップ、そういったものを具体的な対策を市のほうより積極的に行っていただき、協議を行っていただければよろしいのではないのでしょうか。また、このような対策を市内全域に向けた事業としては考えられませんか、お聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

3回目の質問でございますが、時間帯の規制、スピードハンプ設置等の具体的な対策についてということですが、隘路の通り抜けなどによります危険箇所につきましては、減速を促す注意喚起の路面標示の施工や看板の設置などの対策を行っているところですが、議員御提案の減速帯の設置などの対策につきましても、他の自治体の実施事例を参考するなどして、地元自治会や警察、教育委員会等とも連携しながら積極的に対策を講じてまいりたいと思います。

また、市内全域の危険箇所の対策整備に向けた事業は考えられないかということでございますが、現在都市整備部におきましては、交通安全施設整備事業におきまして路面標示や看板設置などの対策を行っているところでございます。市内各地域の危険箇所の現地状況を再確認し、計画的に実施していきたいと考えております。また必要に応じて予算措置のほうも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、総括でございますね。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、総括させていただきます。

交通安全は、まずドライバーの心がけが大切だとは思いますが、事故を誘発しにくい整備規制も大切だと思っております。もちろん車両側だけではなくて、歩行者や自転車等のマナーも大切であります。やはり危険が危惧される箇所はできるだけ高い対策を講じていただ

きたいと思っております。事故が起きれば、どちら側も不幸でございますので、ぜひともよろしく願いいたしたいと思えます。交通安全におきまして、やはり先ほど申し上げましたように、空振りと思わず、素振りで用意をお願いいたしたいと思えます。市民の安全・安心をお願いいたしたいと思えます。

2項目めはこれで終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、3項目めに進んでください。

3番（山本 真樹君）

それでは、3項目めに入らせていただきます。

3項目めは、美作市所有の観光施設についてでございます。指定管理施設及び直営施設の現状と今後についてお尋ねいたします。

まず、合併前の旧町村時代より各地域に設置されております公共の観光施設があると思えます。各施設において様々な役割、また課題が蓄積されているかと思えます。

まず、1回目の質問といたしましては、1番目として各施設の経営状況をお聞かせください。指定管理施設は、個々の企業、団体があると思えますので、分かる範囲で結構でございます。

そして、2番目として、コロナ禍における業績悪化、また施設の老朽化に対する課題、今後の施設の存続への考え方をお聞かせください。お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

観光施設の状況につきまして御答弁させていただきます。

まず、指定管理施設、直営施設の経営状況、利用状況でございますが、産業政策部が所管する市有の施設は14の施設がございまして、指定管理者制度によって運営しているものが8施設、施設名を申し上げますと、愛の村、大芦高原のキャンプ場、それから湯郷の市営駐車場、トム・ソーヤー冒険村、津谷キャンプ場、ベルピール自然公園、能登香の里小房、作東バレンタインホテル、以上の8つでございまして、市の直営施設が5施設、大芦高原温泉の雲海、市営の露天風呂、現代玩具博物館、滝宮にあります都市と農村の交流施設、通称アゼリア館と呼ばれるものでございます。それから木地師の館。それから、休館しているものが1施設、武蔵の里でございます。

休館中の1施設を除いた13施設で、市費の負担なしで運営できている施設は、指定管理の施設では4施設、大芦高原のキャンプ場、湯郷の駐車場、トム・ソーヤー冒険村、津谷のキャンプ場、以上の4施設で、他の9施設は市費を負担し、運営をしている状況です。

利用状況について大まかな傾向を申し上げますと、市費の負担のある施設については、作東バレンタインホテルが宿泊、婚礼、コロナの影響ですけれども、これにより利用が大幅に減っておりまして、そのほかの施設については、少しずつ下がっているというような状況でございます。市費の負担のないキャンプ場、それからトム・ソーヤー冒険村については、増加の傾向にございます。

今後の課題、施設存続への考え方についてですが、近年、大規模な設備投資を行った施設が幾つかございまして、それらについてはその効果について検証する必要があるため、しば

らく様子を見る必要があるかと思いますが、基本的には、指定管理によって経営改善の可能性を探り、それでもなお多額の一般財源が必要な施設については、縮小、廃止などの抜本的な見直しが必要と考えています。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、2 回目の質問をさせていただきます。

御答弁いただきました 1 番目の質問に対してですが、市費が発生している 9 施設の負担額をお聞かせください。

2 番目の質問に対しては、御答弁いただいたように抜本的な見直しが必要と思われる施設があるかとは思いますが。具体的にはどのような見直しを想定されているのでしょうか。また、指定管理の基本的な目的、また契約期間はどのように設定されているのか。

最後に、市直営施設において、今後の運営形態の考え方をお聞かせください。お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

まず、市が負担している額でございます。9 施設を指定管理と直営の施設に分けて答弁いたします。

令和 3 年度の当初予算ベースの額でまず申し上げますが、指定管理によって運営している 4 施設の指定管理料の合計が約 5,300 万円でございます。大きいものでは、愛の村パークが約 3,000 万円、作東バレンタインホテルが 2,000 万円でございます。次に、直営の施設の一般財源ベースでの負担額でございます。5 施設の合計で 7,200 万円、大きいものでは、大芦高原温泉雲海が 5,100 万円、現代玩具博物館が 1,100 万円となっております。これらを合計いたしますと、1 億 2,500 万円になりまして、さらには指定管理施設の市が負担すべき大規模修繕の額を含めると、1 億 3,800 万円という額になってまいります。

次に、指定管理についての考え方の質問ですが、まず基本的な目的ですが、地方自治法では公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるとされておりまして、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図ることが目的と考えております。

契約の期間、指定管理の期間についてでございますが、美作市では 5 年を基本としておりますが、若干施設の個別事情を加味したものがございます。先般の出資法人等の報告等でもありましたが、観光施設の中には指定管理に移行して短期間で破綻した施設がございまして、指定管理移行の初期段階は慎重な対応をしたいということで、観光施設については 3 年というのを初期の指定管理の期間に定めてございます。

それから、市の直営施設の今後の運営形態ですが、令和元年度の決算審査におきまして、直営の赤字が発生している観光施設については、赤字の減少につながる取組に着手するなど、閉鎖も含めた将来ビジョンについて検討されたいと、厳しい指摘を受けております。この指摘を受けまして、市営の施設の入浴料を 100 円上げたり、入館料についても 100 円上げ

た施設がございます。また、令和4年度には、大芦高原温泉雲海と現代玩具博物館の2施設を指定管理に移行するよう準備を進めております。公募により指定管理者を募集し、サービスの向上や効率的な運営を目指してまいります。

市営露天風呂については、土地の使用契約の更新時期が近づいておりまして、利用状況や今後かかる修繕費等を勘案しまして、近いうちに対応を決める必要があると考えております。

また、指定管理を行っております作東バレンタインホテルにつきましては、コロナによる多大な影響を受けていることもありますが、事業形態を見直す時期に来ていると考えておりまして、現在その作業に取りかかっております。指定替えの時期を今年度末に迎えておりまして、見直された経営計画で慎重に審査を行わなければならないというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3番（山本 真樹君）

じゃあ、3回目の質問をさせていただきます。

指定管理施設の作東バレンタイン、先ほどお聞きしました件のように厳しい状況下にある契約施設があります。やはり指定管理制度も完璧ではありません。また、他の指定管理施設ですが、草刈り等の管理がなかなかできていないと市民の方からお聞きをよくします。そういった対応も含めて今後、現在も含めまして指定管理施設におきまして市のほうとしてはどのように管理経営が問題視された場合に対応されているのでしょうか、お聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

御指摘の草刈りができてないという施設は、愛の村パークのことだと思います。植栽の管理につきまして、定期的の確認は行っておりますが、9月1日に現地でモニタリングと実地検査を行いましたところ、御指摘のとおり草刈り業務ができていなかったということで、こちらにつきましては文書で、当該施設宛てでは駄目なので、会社宛てに業務改善の指示書、これを出しております。

ということで、指定管理に移行しますと、ともすれば行政の手から離れて安堵をしがちなんですけども、逆にこちらの目が行き届きにくくなるということで、モニタリング、これを綿密に行わなければ運営がうまくいってないというようなところが出てまいります。指定管理の目的は先ほども申し上げましたが、効率的ということと住民サービスの向上ということがございますが、この愛の村につきましては、市が負担している経費的に言えば改善はなされておりますけども、そういった草刈り業務ができていないということになりますと、住民サービスの向上が図られていないということで、指定管理に移行した目的が達成されていないということになりますので、厳しく対応していきたいと思っております。

そのほかの施設につきましても、今申し上げましたようにモニタリングをしっかりと、各施設がこちらが指示した業務仕様書のとおり運営ができているかどうか、小まめにチェックをしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、総括です。

3 番（山本 真樹君）

じゃあ、総括させていただきます。

観光商業施設は、基本的には収支が求められると思います。観光商業施設への市費負担は、イコール赤字と一般的に解釈されます。しかしながら、施設ごとの規模感であったり、営業形態、目的等様々でございます。地域性や雇用の観点からも深く関わってきますので、相当難しい判断ではあると思われませんが、いつまでもこのままといったことにはならないように、執行部におかれましては検討されるべきではないでしょうかと思っております。存続すべき施設と存続を考えるべき施設の判断がここに来てそろそろ必要ではないのでしょうかと思います。

令和4年に、先ほどお聞きしました雲海と現代玩具博物館を指定管理に移行されるようでございますが、特に雲海の数字をお聞きしますと、愛の村とバレンタインの指定管理料を足した額ぐらい、今費用がかかっているのが現状だと思われまして。かなりの改善計画を持って指定管理の設定が必要ではないかと思われまして、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

基本的な指定管理の施設におきましても、契約内容をさらに遵守していただくことを強くお願ひいたします。

指定管理は、先ほど部長も言われたように民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減を図ることが目的であるということでございますので、指定管理者の選定と、先ほど部長が言っていた契約後の行政との連携も含めた十分な審査、決定を行っていただきたいと思ひます。

以上で3項目めの質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、途中になりますけども、ここで休憩をしたいと思います。

10分間、これより休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（鈴木 悦子君）

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

山本議員、4項目めから始めてください。

はい、どうぞ。

3 番（山本 真樹君）〔質問席〕

それでは、4項目めの質問に入らせていただきます。

4項目めは、農産物等の生産普及についてでございます。

美作市における農産物等の生産普及へどのような取組をされているのかということで、まず初めに箕面市の彩菜みまさか、また道の駅彩菜茶屋におかれましては、かなりの農産物の売上げがあると、本会議初日の令和2年度決算報告をお聞きいたしました。美作市の出資法人でもあります株式会社特産館みまさかは、市内における農産物等の生産者にとって有効なマーケットであるかと思ひます。同社の農産物等の生産普及に向けられた取組等をお聞かせ

ください。お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農産物等の生産普及への取組ということでございます。

美作市が出資をしている株式会社特産館みまさかに出荷者登録をしていただきますと、自らが生産した農林産物や、自らが製造した加工品等を道の駅彩菜茶屋、または大阪府箕面市の彩菜みまさか箕面彩都店で販売をすることができます。

同社の資料によりますと、両方の店舗を合わせた令和２年度の総売上高は12億2,900万円で、前年度に比べ7,900万円、6.8%の増となっております。このうち、出荷登録者から出荷された青果の売上高は6億8,900万円で、前年度に比べ4,400万円、6.8%の増に、加工品の売上高は1億8,500万円で、前年度に比べ1,500万円、9.0%の増となっております。令和２年度末の同社の稼働出荷者数が886組ですので、単純に計算しますと、出荷者１組当たりの売上高は98万6,000円となっております。同社は、出荷者が高齢化していくことから、常に新規出荷者の開拓に取り組んでおりまして、令和２年度末における出荷者登録数は、前年度同期比17組増の1,058組となっております。

同社では、新型コロナウイルス感染症の影響で、栽培技術講習会などの開催を見合わせておりますが、感染対策に注意しながら営業を続けておりまして、より売上げを増やしたいと取り組んでおります。そのためには、箕面彩都店の販売状況などを出荷者に対して情報提供することで、売れる農産物の生産や、より無駄のない生産につなげていくことが課題の一つであると考えております。

市内には、農産物の直売施設が幾つかございますが、農家の方にとって、彩菜みまさか箕面彩都店のように大消費地である直売所に出荷できることは生産意欲の向上になり、農産物の生産増につながっております。直売所には、大量生産しなくても少量から出荷が可能です。新規就農者に対しては、有望な出荷先として紹介をしております。

また、株式会社特産館みまさかには、市内の農業者のための施設であるということを忘れずに経営を続けていただきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

３番（山本 真樹君）

では、２回目の質問をさせていただきます。

先ほど部長からお聞きしたように、有望な出荷先であると思われます株式会社特産館みまさかにおかれましては、市内の生産者の方々への安定的な出荷マーケットとして、ますますの発展を期待しております。中でも、先ほど登録者数の売上げが平均で98万6,000円、これが少量の方だったり、通常出される方、いろいろあると思います。通常で出されている方なんかは、特にこれでもう生計が立つぐらいの方々もいらっしゃるのではなからうかと思ひます。ますますの期待をしたいと思ひます。

次に、今後の美作市としてのさらなる農産物の生産普及に対しての取組としてどのような対策を考えられているのでしょうか。例えばスマート農業の取組として、省力化、労力軽減、農業技術の継承、食料自給率の向上など、多々あると思いますが、その辺はどのように

お考えなのか。

また、比較的耕作しやすいと思われる耕作放棄地に対する取組、先ほども御答弁いただきましたように、新規就農者に対してどのような支援策があるのかお聞かせください。お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

さらなる生産普及ということでございますが、生産普及につきまして、もち麦に取り組んでいるところでございますが、これに続く新たな農作物としまして、大型農業者向けにキノア、これはキノアとも言われる南米原産の雑穀でございます。それから、直売所販売農業者向けに食用ホオズキ、観賞用のものとは違ひまして、甘酸っぱいフルーツのような味がするものでございますが、これの試験栽培に取り組んでおります。どちらも健康食品として注目をされているものですが、栽培適性を現在確認しているという段階で、栽培技術の確立などに向けてはまだまだこれからだと考えております。

また、市では、地域の担い手となる農業者に農地の集積を勧めておりますが、スマート農業は作業の省力化や自動化で規模拡大を可能にするものです。また、人間が判断をしていたものを機械が担っていくように各分野で技術開発が進んでいます。市内でもセンシング技術を活用したドローンによる自動可変施肥、肥料の量を調節するものですが、実演が8月に行われております。スマート農業は、農業技術の継承につながり、生産性を向上することで食料自給率の向上にもつながると言われています。しかし、導入コストがかかるもので、国庫補助事業の活用など、支援が課題になっていると考えております。

それから、耕作放棄地に対する取組ということでございますが、就農者を増やすためには、農地や住まいを含め、御本人の目指す農業のイメージに合わせたサポートが大切で、農地中間管理機構や勝英農業普及指導センターと連携して支援をしております。また、空いた水田を活用して、小面積でも様々な品種の野菜を組み合わせることで効率よく生産し直売所で販売すれば、所得アップにもなり、農地保全にもつながりますので、意欲のある方を支援してまいりたいというふうに思います。いずれにしても、就農支援の窓口であります農業政策課に御相談をいただきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、3回目です。

3番（山本 真樹君）

3回目なのですが、総括ということでさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、美作市には農産物販売の大きなマーケットがございます。そのマーケットの維持発展、またスマート農業化への取組が今後の美作市においての想定される後継者不足、耕作放棄地等の解決の一策になると思います。ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思います。

いずれにせよ、そういった問題は全て投資のかかる事案でございますけれども、農地保全、環境保全、また市内自給率向上、新規就農者、また規模拡大等、いろいろな方向に関連すると思われますので、ぜひとも先進的な取組をお願いいたしたいと思います。

以上で私の4項目めの質問は終わらせていただきますが、最後にコロナ禍における不況の

波が飲食、観光業のみならず、農業であったり、小売業であったり、生産業など、各分野にわたり影響がじわじわ出てきております。特に8月31日のJAの発表によりますと、今年の米の買取り価格、仮渡しの価格ですが、大幅に下落しております。この土日だけでもお米を作られている方々とお会いしたりする機会がございましたが、もうかなり嘆いておられます。先ほど生産の話を一生懸命させていただいたんですけど、生産したのにこんなことではというような声もお米に対しては出てきておりますので、市のほうとして各種国のほうや地方団体、県のほう、また市独自の支援策等を早急に打ち出していただき、これはお米にかかわらずです、コロナ対策としての一環として、美作市民を守っていただきたいと思います。

以上で令和3年9月定例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号3番山本真樹議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番9番、議席番号4番森元末信議員の発言を許可いたします。

森元議員。

4番（森元 末信君）〔質問席〕

おはようございますというか、こんにちはといいますか。令和3年9月3日、議長により発言の許可をもらいましたので、議席番号4番森元末信、一般質問に入らせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

私のこの一般質問の項目でございますが、今回の項目は、デマンドバス、デマンドタクシーについて、2番目が可燃ごみと資源ごみの分別について、3番目が地域おこし協力隊について、4番目が美作市の防災についてでございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

1項目めの質問でございますが、土居小学校デマンドバスは、地域住民が生活に必要な移動手段を守るために行政へと働きかけ、デマンドバスを地域と行政が一体で運行を行っているという聞きしました。そのすばらしい運行状況をどのような感じで運行状況と運行実績をされているんですか、ちょっと聞かせてもらいたい、それが①です。

②が前回の6月議会で私はデマンドタクシーの件をやらせてもらったんですが、その中でデマンドタクシーの予約状況なんですけど、当日予約、これがちょっとできないものかという要望の声がありまして、それを担当部長のほうにちょっと聞いてもらったということがありますが、それを部長が運行業者のほうにどのように働きかけてもらったのかという内容を聞かせてください。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、デマンドバスとデマンドタクシーについての御質問でございます。

まず最初に、土居・福山地区のデマンドバスの運行状況についてでございますが、デマンドバス事業の概要について説明させていただきたいと思います。

土居・福山地区のデマンドバスにつきましては、地域住民と行政との協働により運行している予約型のバスでございます。この事業につきましては、美作市の直営事業となっておりますが、実務の面につきましては、土居地区と福山地区の2つの自治振興協議会から成る土

居小学校区デマンドバス運営協議会に担当していただいております。具体的な役割といたしましては、車両の購入や運行に係る経費は市で負担しておりますが、バスの運転、配車、電話予約の受付などの実務につきましては地域住民の皆様に御担当していただいている状況でございます。

御質問のデマンドバスの運行状況についてでございますが、土居小学校区デマンドバスは、毎週月曜日、水曜日、木曜日の朝、昼、夕方１日３往復、土居地区と福山地区でそれぞれ予約の状況に応じまして10人乗りのワンボックスカーを運行いたしております。

予約方法につきましては、利用予定日の前日の日曜日、火曜日、木曜日の午後３時から午後５時までの間に土居公民館に電話をかけていただきまして予約をしていただきます。予約時には、利用希望の便、乗車の場所、降車の場所、帰りの便の利用等について予約をしていただいております。利用料金につきましては、中学生以上が300円、小学生以下が150円、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っておられる方につきましては150円となっております。

また、令和２年度の運行実績でございますが、年間の利用者数が2,039人でございます。運行便数が740便。住民の高齢化等によりまして利用者数が年々減少している状況でございますが、配車や運行便数の調整などによりまして、１便当たり利用者数が３人を割り込まないよう御努力をいただいている状況でございます。

また、利用促進の面では、各地区の区長さん方に地元の寄り合いなどの場でデマンドバスの周知をしていただくなど、土居小学校区のデマンドバスが持続可能な交通機関となるべく、官民一体となって運行、運営しております。

次に、デマンドタクシー、６月に質問いただいた当日の予約の対応についてのことでございますが、美作市内でデマンドタクシーを運行するタクシー事業者４社ございました。そのところに確認いたしますと、全ての事業者が、一般のタクシー事業と兼業で運行しているということでございました。デマンドタクシーの予約が入った場合には、通常は一般タクシーとして運行している人員や車両をデマンドタクシーとして配置し直すことでございました。デマンドタクシーの当日予約に対応した場合、デマンドタクシーと一般タクシーの予約が重なるという状況がございますが、デマンドタクシーを優先する必要があるために一般のタクシーのお客様をお断りするというような必要が生じることから、そのような状況はなるべく避けたいということで、デマンドタクシーについては前日までに予約していただく必要があるとの回答をいただいております。運転手不足の中、各社とも限られた人員と車両数で運行しておられる状況がございます。利用者の皆様におかれましても、デマンドタクシーの予約方法につきましては、前日までの事前予約が必要であることを御理解いただき、御協力を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

４番（森元 末信君）

２回目の質問に入らせていただきます。

持続可能な交通機関にするために行政はどのように取り組み、運営協議会をどのようにサポートをこれからしていくのですか。官民一体の取組についてお聞かせください。

また、ほかの地域で土居地区のようなデマンドに取り組みたいというような要望があった

場合、行政のほうはどのような対応をしていただけるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、官民一体の取組等々についてでございます。

美作市のデマンド事業につきましては、地域住民と行政の協働により官民一体となって運行しておりますが、この事業を持続可能とするためには、非常に重要な役割を持っていただくのが運行を実務面で担当する地域住民の方だと思っております。土居小学校区のデマンドバス運営協議会の皆様におかれましては、デマンドバスの運行に当たって、自分たちの生活の足は自分たちで守るという強い思いに基づきまして公共交通を地域で考える組織を立ち上げ、どのようなバスを運行させるかといった議論を積み重ねられまして、平成20年10月の導入以来、10年以上にわたり運行を続けておられます。

また、各地区の区長や運転担当、受付担当などで構成されます土居小学校区デマンドバス運営協議会の会議が年に数回開催されており、市の職員も毎回出席いたしまして、デマンドバスの利用状況や運行状況の確認、利用促進の方策について継続して協議を続けております。

しかしながら、近年、地域全体の高齢化の影響もございまして、運転手の成り手がない等、人材不足の問題も生じております。土居・福山地区が相互にフォローし合い運行しております。引き続き運行を継続していくためには、市といたしましても予算面のみならず、運転手の確保の支援など、様々なサポートをしていく必要があると思っております。

市内の他の地域におかれましても、交通空白地においてデマンドバスの取組を始めたいという御要望がございましたら、市民部くらし安全課まで御相談いただきたいと思います。将来にわたって地域として継続して取り組めるかについて検討を含め、導入に当たってアドバイス等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4 番（森元 末信君）

総括でお願いいたします。

地域のことを認識された住民の方がデマンドバスの運行事業を行うことにより、地域住民が利用しやすく、便利で安心なデマンドバスが運行されていると思いました。運営協議会に私がちょっと問い合わせたんですが、運営と運行を予約管理、この3つをボランティアの精神でやっていると、そのことを利用者、そして地域の人も分かっているの、無理な要望がありません。地域に密着した本当にすばらしいデマンドバスを実行されているんだと、運行されているんだと私は思いました。高齢者のために、地域のためにと強い思いを持ちながら10年以上運行を続けている、これに私も感動しました。

私の地元、勝田地域でもこのような取組ができればいいなと、このような取組をやってくれる人が出てきたらいいなと。そうすれば、地域の高齢者の方、そして皆さんがドア・ツー・ドア、本当に必要なときに要望をかなえてくれるタクシー、そういうふうなバスが勝田にも走ってほしいなと私は思いました。

デマンドタクシーでもう一つなんですけど、勝田地域の当日予約、今担当部長に答えていただいたんですが、これ私も本当に勝田のほうも頑張って、はなこさんですかね、それが直行便というものを勝田の梶並から美作のイズミとかナンバとか、そういうところに買物に行こうという、すばらしい工夫されたことをやられとんですが、こういった企業努力、いろんなことをやられとんですが、やはり利用者が便利がいいというのは、やっぱりそこなんで、予約、これはもうちょっと頑張ってやってください。よろしくお願いします。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、2項目めに進んでください。

4番（森元 末信君）

2項目めの可燃ごみと資源ごみの分別についてです。

1、ごみの問題は身近にあるものなんですけど、ごみの分別を理解して、可燃ごみと資源ごみの分別ができていますのか。そして、年間処理したごみの量、可燃ごみと資源ごみの量、また処理場を開場してから現在の数値はどのようになっているか。

2番目が、資源ごみをリサイクルすることで、ごみの削減等、焼却場のコストの削減につながると思うんです。市民の方や子供たちにごみ問題、そして環境問題について学習してもらうことで、美作市のごみの分別というものがよくなっていくんじゃないかと、理解してもらえないんじゃないか。理解してもらえるように学習してもらいたいと、そのリサイクルに向けて学習してもらうんですが、そういうことについて行政のほうはどのように動いているんですか、お聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、可燃ごみ、資源ごみの分別等についてでございますが、まず美作クリーンセンターの処理状況について御説明をさせていただきたいと思います。

令和2年度に処理したごみは約8,000トン进行处理をいたしました。うち、可燃ごみが約6,500トン、資源ごみが約900トンの状況でございます。ごみ全体に占める割合につきましては、可燃ごみが約83%、資源ごみは約12%、そのほかは不燃ごみと粗大ごみでございます。処理量の推移は、美作クリーンセンターが開場された平成27年度の数値と比較しても、数値はほぼ横ばいの状況になっております。

次に、資源ごみのリサイクルに向けた行政の取組についてでございますが、市民に向けた啓発につきましては、毎年発行しております、ごみカレンダーに詳しく分別の方法の記載をしております。また、今年度は、ごみの分け方・出し方ガイドブックを新たに刷り直し、全戸に配布いたしました。市内に転入された方につきましては、窓口でカレンダーとガイドブックをお渡しし、御協力をいただいております。

市内で回収された資源ごみにつきましては、美作クリーンセンター内でさらに分別を行っておりまして、資源ごみの中には分別のルールを守られていないものが含まれており、例えばプラスチック製の容器包装類の中に中身の入ったままの弁当ガラが入っていたり、紙製容器包装類の中に使用済みの鼻紙、チラシや雑誌が入っていたりしております。これらは全て職員の手で取り除かれ、リサイクル製品の原料として出荷しております。美作クリーンセン

ターが開設された平成27年度以降、今まで全てのリサイクル品は最高品質であると評価を受けております。

森元議員の言われる、子供のときから環境に関する学習は必要なものと考えております。啓発や学習につきましては、美作クリーンセンターで老人会のサロン、小学校の環境学習として施設見学を受け入れております。実際にごみの分別の状況を見学していただき、家庭での資源ごみの分別について家族で話し合っていていただき、リサイクルできるものは分別し、資源として活用できるよう学習していただいております。

残念ながら昨年は新型コロナウイルス感染予防のため、施設見学はお断りしております。ケーブルテレビ、みまちゃんネルでごみの分別について番組を作成していただき放送するなど取組を行っており、今後ごみの分別について周知してまいりたいと思っております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4 番（森元 末信君）

2 回目の質問をさせていただきます。

今、担当部長が答えられとったんですが、僕、8,000トン、ちょっとこれどれぐらいなんかなというのが分かる方とか、ちょっと分かりにくい。分かる方は建設業とかされとる人は、8,000トンかと分かるんかもしれんですけど、ちょっと分かりにくい。それもっと分かりやすいように数字か数量を教えてくださいたいのと、現在の処理場の処理能力に対してどうであるか、もう少し詳しくお答えください。

それと、数量は横ばいということですが、美作市の人口は減っておりますよね。その中で人口が減っているのに数量は変わらない、横ばいというのはどうして横ばいなんですか。それをちょっとお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

ごみの処理量を分かりやすくということでございます。美作クリーンセンターで令和2年度に処理したごみは8,000トン、うち可燃ごみは6,500トン、資源ごみは約900トンと回答しておりますが、例えばこれを小学校の25メートルプールに換算しますと、深さ1.3メートル、幅が16.5メートルのプールで換算いたしますと約536トン入るようになります。ただ、ごみについては水の重さと量はかなり違いますが、それで1トンとして計算させていただきますと、これを可燃ごみの6,500トンとすると約12杯分、資源ごみについては約2杯分というような状況でございます。

それから、美作クリーンセンターの処理能力でございますが、これについては1炉17トン、1日当たりの処理量ですが、これが2炉ありますので、34トン処理できますが、平均的に1日30トンぐらいの処理を行っております。

それから、ごみの処理量でございますが、人口減少があるにもかかわらず減少しない理由でございます。はっきりとした理由はなかなか分かりかねますが、以前は生ごみなど、畑の肥料として利用されていたと思います。近年では生ごみを畑に置くと、イノシシであったり、狸であったり、ハクビシンなどが食い荒らして作物に被害があるなどの影響によりまし

て、生ごみを可燃ごみとして排出されるようになっていていると思います。

また、プラごみなどを野外で焼却した現状があったと思いますが、ダイオキシン等の状況によりまして、これが禁止されておるということで、その部分につきましても可燃ごみとして搬出されているというような状況がございます。

また、美作クリーンセンターが開設されて以降、粗大ごみの持込みが利便性が上がったことによりまして、持込み量が開設時より100トン以上増えております。このようなことによりまして総体的に処理量が減っていないという原因となっております。

これは余談になりますが、2017年の一般廃棄物の処理実態調査結果、全国のものでございまして、1日当たりごみの排出量は全国平均で920グラム、岡山県が993グラムで、これを美作クリーンセンターの処理量800トンを美作市と西栗倉村の人口2万8,200人で割戻しますと、美作市1人当たり1日に777グラム排出していることとなりまして、美作市の市民の方が日頃より減量化に取り組んでいただいていることがうかがえると思います。市民の皆様におかれましては、一層のごみの分別、減量化に取り組んでいただきたいと思いますので、御理解、御協力よろしくをお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4番（森元 末信君）

それでは、総括でお願いします。

便利な時代の中、使い捨て商品が増加、そして食品ロス、いろんなごみの問題は多分永遠になくならないと思います。ですが、美作市のごみの処理場状態を聞きまして、現状は問題なく焼却が稼働しておりますし、他の隣の市になりますが、そこはちょっと間に合っていない状態というようなことが美作市のほうはないということでございます。

しかしながら、ちょっと資源ごみの分別、それとリサイクルに対してもう少し意識が上がっていかないといけないなと私も思っております。その中で、市民の一人一人が資源ごみを理解し、分別する、そしてマナーを守ること、分別作業を行っている職員の方が一つ一つこのコロナ禍の中、大変な作業をやっていると思います。その分別することによって、その作業が少しでも軽減されるというつながりが出て、また高品質なリサイクル品が増えてくると私は思っております。そして、ごみの削減にもつながると思いますので、行政のほうもいろいろ工夫を凝らしてごみ問題に対してやっていると思うんです。しかし、もう少し頑張ってもらって、このリサイクルということに力を入れていただいて頑張ってもらってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに進んでください。

4番（森元 末信君）

続けて、3項目めに行かせてもらいます。

地域おこし協力隊について、協力隊の活動人数、2、活動状況、3、協力隊のその後、卒業してからのその後、そういったどういうふうな感じになっとんか教えてください。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、地域おこし協力隊につきまして御答弁させていただきます。

まず、活動人数等についてでございますが、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化の進行が著しい地域におきまして、地域外の人材を積極的に活用し、地域ブランドの開発、販売や農林業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を3年間行いながら、その地域への定住、定着を図ることで、地域力の維持強化を図っていくことを目的としております。

美作市では、平成22年度から受入れを始めておりまして、本年度までに合計44名の隊員の皆さんに活動していただいております。本年8月末での受入れは、現在、勝田地域に3名、東栗倉地域に3名、作東地域に2名、英田地域に3名、市役所に3名の計14名を配置しているところでございます。

次に、活動状況につきましては、現在の隊員の皆様は、勝田地域では、勝田観光振興会や梶並地区活性化委員会、右手養魚センターに所属し、活動を行っております。東栗倉地域では、東栗倉総合支所や愛の村元気プロジェクト実行委員会に、作東地域では、福山地区自治振興協議会に所属し活動を行っております。英田地域では、上山集楽に所属し活動を行われ、市役所では、森林政策課、観光政策課、都市住宅課に所属し活動を行っておりますが、全ての協力隊員自らが描いている理想と、全ての受入団体が協力隊員に求めている支援の内容が必ずしもマッチするものではないという状況もございますので、協力隊員と受入団体とのミスマッチができるだけ起こらないよう、行政としてサポートしていく必要があると考えております。

次に、協力隊のその後についてでございますが、成果としましては、昨年度までに合計40名の方々が協力隊員として活動に従事され、任期終了後も現在17名の方、17世帯40人となりますが、市内に定住をされていることが挙げられるほか、各協力隊員からの様々な刺激によりまして地域が活性化され、田舎暮らし体験施設や特産品づくり、農家民宿、住民交流施設の運営、廃校の活用、地域素材を使用した農村体験、キャンプ場の整備、棚田再生活動、伝統行事の復活、地域ブランドの育成、都市住民との交流活動などの取組が新たに始まり、現在もなお続いているところでございます。

今後におきましても、現在取り組んでいる地域活性化の活動を継続するとともに、地域住民の方々との融和をさらに図りつつ、生業を持ち、市内に定住するための起業や事業承継ができる環境整備などの仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4番（森元 末信君）

2回目の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の賃金はどのような支払いになっておりますか。美作市も協力隊に賃金の支払いはあるのですか。

それと、地域協力隊は、美作市が窓口となり、協力隊と企業を結びつけるような取組は美作市にはないんですか、お答えください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目でございます。

まず、協力隊の賃金についてということでございますが、国が認めております地域おこし協力隊の任用形態には2通りございまして、1つは、自治体が会計年度任用職員として任用する雇成型、それからもう一つが地方自治体が任用せず、自治体と隊員とが委託契約を締結する委託型とがございます。美作市の場合は、雇成型を採用しておりまして、毎月隊員に報酬が支払われているというところでございます。いずれの場合におきましても、地域おこし協力隊を導入、配置するための財源につきましては、国の特別交付税により措置をされているというところでございます。

それから、地域おこし協力隊と企業を結びつけるということでございますが、例を申し上げますと、西栗倉村の例でございますが、西栗倉村は村内企業と地域おこし協力隊を結びつけるという取組をされております。これは企業研修型地域おこし協力隊という村独自の種類分けにより行っているものでございますが、この独自の制度は事業者の事業所において協力隊員に研修を行い、二次創業や事業拡大のほか、事業を継ぐための後継者育成に取り組まれているものでございます。

市内における例を申し上げますと、先ほども申し上げましたが、議員も御存じかと思いますが、右手地区の有限会社右手養魚センターは、創業から50年近くたっておりまして、創業者の方全員が70歳前後となられ、後継者もないということから、市と連携され事業を継いでいただける方を全国公募し、昨年より1名の地域おこし協力隊員を受入れ、現在川魚の養殖、遊漁施設の運営、川魚の販売、川魚の加工品の製造販売に取り組んでいるところでございます。

市としましても、第2期の総合戦略に定めておりますとおり、人材還流、地方定着に対する事業といたしまして、店舗等経営後継者育成事業や産学官の連携によるキャリア支援や地域インターンシップ事業を推進し、地域を支える若者の都市部からの人材還流と地方定着を目指しているところでありますので、地域が求めることと市の施策が合致すれば、市が採用した地域おこし協力隊員を市内企業に配置することは可能であると考えているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4番（森元 末信君）

それでは、総括でお願いします。

地域おこし協力隊の受入先は自治振興協議会、自治振興協議会から指定された団体等、市役所各部局と、現状は限られた枠内のみです。まだまだ美作市の方々の認知度が少ない状況だと思われます。また、隊員にも美作市を選択してもらうように、さらなる選択肢の枠が必要だと思われます。今後は、地元企業受入型も検討していただき、民間企業ならではのメリットもありますので、幅広い選択枠を設けていただきたいと思います。

地元企業を通じて産業、林業、そして農業の本質に触れてもらうことが必要であり、企業側としても後継者問題、こういうことの解決になる足がかりになるんじゃないでしょうか。また、地方が抱える問題に現場で直接接してもらうことで、制度上の課題の一つに挙げられ

ている導入地域住民とのミスマッチ等の解決、こういうことがよくなっていくんじゃないかなと思われます。そして、新たな隊員受入先をぜひとも広げていただき、定住率につなげていただきたいと思います。

終わります、これで。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、4項目めに入ってください。

4番（森元 末信君）

続けて、4項目めに入ります。

美作市の防災についてでございます。

近年、異常気象の影響を受けまして全国各地で自然災害があちらこちらで発生しておりますので、そういう状態なんです、美作市は災害の発生を前提としたハード部分とソフト面の重要性をどのように考え、どのように対策を行うようにしますか。

また、コロナ禍の中で防災活動が思うようにできていない状態だと思います。その中で私が質問したいのが、1、防災教育と防災訓練の状況、2、災害時の通学路等の安全対策について、3、非常食、防災備品の現状、この3つをお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

では、4項目めの①美作市の防災について、私のほうからは消防団の活動についてお答えいたします。

大災害が発生した場合には大勢のマンパワーが必要となり、常備消防だけでは対応ができなく、その際には消防団員の皆様の力が不可欠でございます。

そこで、まずハード面の対策といたしまして、消防団員の方の活動服を難燃性と伸縮性のある生地にして安全性の高いものに現在更新中です。また、夜間の活動時に視認性を高めるため、反射ベストを今年度中に購入予定でございます。

そして、ソフト面におきましては、岡山県では平成30年西日本豪雨を受け、平成元年から消防学校で消防団員を対象にした水災害対応講習が年に2回行われております。美作市消防団からも各方面隊の団員の皆様に順番に受講していただいております。今年度2回目の講習も昨日9月5日に実施予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止になっております。

次に、コロナ禍での消防団活動でございますが、議員御質問どおりコロナ禍により消防団活動も制限されてきております。2年連続の操法大会の中止、出初め式、年末夜警の縮小、新入団員、幹部団員が行う規律訓練も昨年度、今年度と中止になっております。その中で、団員の皆様には、各方面隊、各部で機械器具の定期点検、そして秋の火災予防運動中には非常呼集を行っていただき、放水訓練を行っていただいております。そして、地区の消火栓や防火水槽の点検なども行っていただき、コロナ禍においても現在できることで市民の安心・安全に寄与していただいております。

以上でございます。

失礼します。先ほどの答弁で間違いがございました。西日本豪雨を受け、消防学校で水災害対応訓練、平成元年と申しましたが、令和元年度の間違いでした。訂正させていただきます。

す。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、防災教育と防災訓練の状況ということで、危機管理室で取り組んでおります内容につきまして、まず防災意識の普及啓発のために、自主防災会、高齢者サロン、学校などの団体からの依頼によりまして出前講座に伺っております。令和元年度では12回で384名の参加者、令和2年度は8回で198名の参加者、今年度は現在までに3回で99名の参加者となっております。コロナの影響もございまして、若干減少傾向が続いております。

なお、市内の自主防災会は146団体の登録がございまして、危険箇所の点検、また土のう作り、避難経路の点検などが行われております。

また、市の総合防災訓練は隔年で行っており、今年度が開催年となっているところでございましたが、例年では20団体以上、参加者が300名程度となり、準備等の会議も多くなるために、新型コロナの状況を見た上で今年度の会は中止という判断をさせていただいたところでございます。

次に、非常食、防災備品の現状ということで、美作市が備蓄しております、まず非常食につきましては、飲料水1,410リットル、御飯類が5,943食、液体ミルクが7.2リットル、粉ミルクが19.2リットル、そのほかクラッカー、備蓄用パンなどを、本庁と総合支所に分散して備蓄しております。なお、非常食につきましては、消費期限等を確認した上で、定期的な入替えを毎年行っておるところでございます。

次に、防災備蓄品でございますが、毛布が1,075枚、ブルーシート164枚、折り畳み式給水容器667枚のほかに、紙おむつ、マンホールトイレ、段ボールベッド、土のう袋、こういったものを備蓄している状況でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内の各校園では、想定される火災や地震、洪水、土砂災害等の自然災害の発生時に備えまして、それぞれ対応マニュアルを作成し、災害状況に応じた安全確保や避難訓練を行って、防災教育に努めております。

在校時に災害につながるような警報が発令されるような場合は、安全を確保するために引渡し下校を行うこととしております。確実な保護者への引渡しができるように、保護者が参加する訓練も実施しております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員、2回目です。

4番（森元 末信君）

2回目の質問に入ります。

美作市は、市民の方に災害の発生に備えて防災グッズ等を準備するように呼びかけていると思うんですが、防災グッズを一般家庭へ普及させるためには、行政が補助金を支給するような制度があれば、市民の皆様にもちょっとでも普及していくんじゃないかと、それを軽減されるんじゃないかと、負担が、思われるんですが、それはどう思われますか。

また、学校防災教育、訓練の数は、毎年平均、コロナになってなかったら何回ぐらいやられとんか。

それと、保護者も参加するような防災訓練があると聞いたんですが、保護者参加のは何回ぐらいやられとんですか。それもお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、個人向けの非常持ち出し袋等のグッズの補助ということでございますが、こちら個人向けの補助制度というのは現在設けておりません。しかし、自主防災組織などが行います活動に対して支援する補助制度を設けております。非常持ち出し袋は、防災資機材等整備事業といたしまして、補助率は補助対象の4分の3で上限15万円となっております。このほかにも備蓄品の購入経費に対しまして2分の1で上限1万円、また地域の防災マップの作成、4分の3で上限10万円、また防災訓練であるとか、防災リーダーの養成講座、いわゆる防災士の研修の講座でございますが、こういったものもございまして、ぜひ御利用いただけたらというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

各校で行われている防災教育につきましては、避難訓練を大体年3回行っております。学期に1回です。それに合わせまして、防災についての学習も行っておりますので、都合、年3回実施というような形です。

それから、各校園では、在校時に災害につながるような警報等が発令された場合の対応で、先ほどもお話ししましたように、保護者のほうへ引き渡すという帰し方を取ります。それは小・中学校単位で動くような形にしていますので、年1回、連携が取れるように各中学校区のところで1回訓練をしています。

以上のような状態でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4番（森元 末信君）

総括でお願いいたします。

いろいろ防災のことを各部長さん方が教えてくれましたが、やはりこのコロナ禍の中でいろんな行事も中止になり、コミュニケーションの取り方も取りにくくなっております。その中で訓練なんかも全て予定がなくなったり、消防活動も本当に昔の消防団は頑張っただけなんですけど、今コロナの中で何もかにもがもう集まらない状態、そういった状態の中で、学校、消防、そして全体がうまい具合に回っていない。私はそう思うんで、1つだけ言いたいのが、これから台風シーズンに入ってます。その中で市民の皆様は1つ、2つ、これだけは本当に危険なことなんで守ってくださいとか、地域地域で危険箇所、ここは危ないと、美作市も多分周知はしとんだと思うんです。でも、その周知をもう少し強く、もう訓練ができてないんで、そういうことをやってほしいなど。避難ルート、避難場所、この3つ、美作の3原則とか4原則というのをこさえていただきまして、そういうのを徹底的に

みまちゃんネル、広報みまさかななどでどんどんやってほしいと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問、9月定例議会、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号4番森元末信議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

市民部長、どうぞ。

市民部長（景山 二男君）

答弁の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど森元議員に土居小学校区デマンドバスの運行日を答弁させていただきましたが、「毎週月曜日、水曜日、木曜日」と答弁いたしましたが、正しくは「毎週月曜日、水曜日、金曜日」の間違いでございましたので、訂正しておわび申し上げます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、一般質問に入らせていただきます。

通告順番10番、議席番号15番金谷のり子議員の発言を許可します。

なお、パネルの持込みの申し出がありましたので、これを許可しております。

はい、どうぞ。

15番（金谷のり子君）〔質問席〕

15番金谷でございます。許可をいただきましたので、令和3年9月議会、金谷のり子の一般質問に入ります。

今朝、家を出るときに陰っておりましたので、秋の風が吹きまして、ああ涼しいなあと感じたんですが、お昼の休憩には随分と暑くなっておりました。まだまだ気温も上がってまいります。秋の収穫で田んぼに出たり、それからお仕事に専念されている皆様、まだまだ熱中症にお気をつけになってお過ごしください。

8月16日頃だったと思いますが、岡山県内に住む知人から急に電話がありました。もう2年ぐらい話していない方なんです、コロナに感染して入院していたというお電話でした。どうして私に2年も話していないのに電話をしてこられたのかなと思いましたが、議員をしているということを御存じでして、実際に感染した人の話を聞いたことがないかと思って電話したのによって言ってくれて、そのときの話を話してくれました。

市内の方ではないんですが、大原病院に入院されていたようです。そして、中等症で随分酸素濃度も低くなり、大変苦しい時期があったんですが、ずっと不安もなく、本当に毎日先生や看護師さんたちが一生懸命当たってくださって退院できたと。感謝の気持ちも伝えたいと

ということでお電話されたんだと思います。大変だったと思います。年齢的には65前後の方なんです、注射をしていたかどうかまでちょっと聞かなかったように思うんですが、されていたのかもしれないんですが、そういうことがありましたので、大原病院のほうで本当によくしていただいたということです。

少しずつ感染者の減少となっておりますが、まだ岡山市内100人台の感染者が続いておりまして、医療従事者の皆さん、ワクチン接種の準備等で大変お世話になっている職員の皆様、本当にありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

今回は5項目です。1番目に子供の安全・安心について、学校整備と学びについて、美作市の水道水について、美作火葬場について、美作市の財政状況と今後の公共施設等総合管理についての5項目です。

1番目の子供の安心・安全については、6人の議員さんが今回質問されています。ですので、本当に皆さん心配しているということを、このみまちゃんネルを見ておられる方、もうこの議場全員全ての人がそれを認識していると思います。集団下校中の事故に伴い、痛ましい事故ということでした。6月28日のことです。そして、また別なんです、7月29日には、福岡県の保育園で送迎バスの車から園児が見つかり、保育園にバスが到着してから車内で見つかるまでおよそ9時間取り残され、死因は熱中症であったということです。園児や児童の事故が絶ちません。私たちは子供たちの安心・安全のために絶えずできることから素早い対応を考えなければなりません。

1番目の質問ですが、美作地域は特に交通量が多いようですが、北小学区、第一小学区それぞれ登下校の安全対策の要望の内容と対策について尋ねます。どのような要望があり、その対策はどのようになっているのか。

2番目に、スクールバスの乗車範囲変更は地区懇等で保護者との話し合いにより、9月新学期からというようにお話もいただいていたのですが、どのようになっているのでしょうか。

3番目に、美作市でスクールバス運行管理マニュアルは児童の乗車、下車の確認はどのように明記され、対応はどのようになっているのでしょうか。3点、尋ねます。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず、安全対策の要望の内容でございますが、美作第一小学校からは、令和元年度に1件、令和2年度に5件の要望がございました。内容につきましては、速度制限の見守り、ガードレール設置等でありました。美作北小学校からは、令和元年度5件、令和2年度6件の要望があり、防護柵の設置や白線の整備などの要望であります。関係機関、関係部署により防護柵の設置や白線の整備など、既に対応が済んでいる、対応されているところもございますが、道路条件等により未実施の要望もございます。引き続き関係機関、関係部署と調整を図りながら対応してまいりたいと思っております。

次に、スクールバスについてですけれども、運行基準の見直しに伴う要望に対して、現在運行ルートの見直しなど調整作業を進めているところであります。早急な対応を行ってまいりたいとは考えております。

スクールバスの乗降確認につきましては、運転手の業務内容として、乗車人数の確認や降

車時の安全確認をしながら運行するように指示しております。また、欠席のとき、このときにスクールバスを利用しないというような連絡につきましては、原則保護者から運転手のほうに連絡が入るような形を取っております。

以上のような対応をしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

今回、パネルを用意させていただいているんですが、私が聞いている地域からの声は、大変危険な横断歩道があるんで、信号機の設置を求めるものです。その場所は、美作北小学校前の県道馬橋平福線の東に約1キロ弱のところにある横断歩道です。これなんですけどね。下り坂になっています。そして、その手前にカーブがあります。まず、出勤の人がカーブでちょっと緩やかに減速していても、まだ横断歩道の手前で直線になったところで大体の人がスピードを出します。そして、大分行ったところに、この横断歩道があるわけなんです。大変危ないです。そして、ここを約30人ぐらいの児童が毎朝、付近に集まって渡るんです。地域の方がサポートに行ってくださいなんですが、帰りはばらばらに帰りますので、見守りができないんです。子供たちだけで渡るようになります。そこをととても心配されておりました。

そして、これは警察のほうに直に要望を出しておられると聞きましたので、警察までお話を聞きに行きましたところ、地域のほうになかなか設置ができない、信号機は簡単につけることができないというような返事が返ってきているというようなお話でした。私も警察の方に、それでは何をしてくださるんですか、警察はと突っ込みました。そうしましたら、ちょっと困ったように、現地へ行って指導とか、時には見に行つてというようなことも言われましたが、その後、何回行つてくださっているのかなあということも思いました。

そして、私が、教育長のほうからも今まで質問なさった議員の方々にこういったゾーン30とか、路面にいろいろな注意ができるようなことを書くことをしたいというようなことを言われまして、これはインターネットで取ったんですが、横断歩道が浮いたような感じになってまして、ちょっと面白いなと思ったんですが、なかなかこんなのは見たことはございません。こういったことは、信号機はすぐにはつかなくても、すぐできることではないかと思うんです。そういうことを早くしていただきたい。子供たちのために早くしていただきたい。それだけです。そして、こういったこともいつできるのかということを本当に思います。

次に、スクールバスの運行ルートの見直しは、人数が増えれば台数も乗車時間などの調整もありますので、大変だと思います。時間がかかるかもしれませんが、子供の登下校のときの安全対策のために早急な対応をお願いしたいです。

そして、スクールバスの乗り降りの確認は運転手の業務になっているとの答弁でした。いま一度安全への徹底をお願いしたいのと、マニュアルとかで書いてあるのかなというところもお伺いしたいです。

そして、福岡県の先ほど申しました保育園で送迎バスに取り残された園児の死亡は、乗降確認を怠った運転手、園長だそうですが、第一の原因なんですけれども、その上、クラス担任の保育士がお休みかと思い込んで、出欠確認を怠った。保護者に、園長に、いないのに連絡を怠った。それが第2の原因でもあります。ですので、出欠確認というのは、本当にこの

お子さんが来ていないということ、いないっていうことに気づいていれば、このような事故にはなっていなかったわけです。

そういったこともありますので、美作市内の園とか学校の出欠確認はどのように行われているのか。近年はスマートフォンによるやり取りなどで出欠確認などもしている学校もあると聞きますが、保護者に連絡をしたり、そういったことはどのようになっているのか、お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

信号機の設置につきましては、議員御指摘のとおり非常に厳しいものがありまして、要望して長らく待っておられる地域はたくさんございます。そういう中で、子供たちが安全で安心して通学ができるよう、議員紹介のような方法もあるということで、横断歩道の手前に減速用のハンプと呼ばれる盛り上がりをつけたり、あるいは減速を促すような標示を路面に加工できないか、こういったあたりを都市整備部と連携しながら、実際に引き続き地元の方々の要望ということも取りまとめていかなきゃいけないので、そのあたりを前へ進めていけたらと思っております。

特にゾーン30につきましては、これまでに地元での合意がしっかり得られてないと、反対する方と賛成される方と両方いるということで、子供の安全、地域住民の安全を守るためにというあたりで地域内で合意ができるのが一番ありがたいかなと思っております。

それから、スクールバスの運行の中で、運転手の確認の仕方ですけれども、当然乗降口が前寄りになってきますので、そのあたりで実際に乗ってくる人数、大体停留所で誰が何人乗ってくるかということは確認できますので、あとは降車時にまとめて降車しますので、いつも乗っている人員どおり降りたかどうか、それから最後に車内を後ろまで点検するというようなことも含めて指示はいたしております。

教育委員会としましては、現在スクールバスの運行ルートを変更して対応が間に合っているところもありますし、それから第一小、北小につきましては、人数が多いし、それからバスがそれぞれ3台運行されております。そういう関係で乗車人員と、それから運行台数の中でやりくりができるかどうかという検討をした上で、さらにその台数が要るというようなことになると、少し1年ぐらいの期間を得ながら整備していかないといけないような事態にもなるかもしれませんので、そのあたりは随時調査研究を行って、実現するように進めてまいりたいと思っております。

それから、学校園を休んだ場合の連絡確認でございますが、これは不登校の中での取組でも早急にそのあたりが休んだということ、休みが続いているとかというあたりも子供たちの様子を知る上で慎重にやっているところです。体調不良等で園児、児童・生徒が休む場合は、必ず保護者から園、学校のほうに連絡をいただくように、そういう約束にしております。

連絡のあった園、学校では、欠席の理由、これを確認して、場合によっては今の状況ですと、コロナの関係で出席停止というような場合もあります。そういった確認をしながら、教育委員会にもそうした出席停止があれば報告が上がってきておりますので、状況は確認しているところです。

もし万一、受入れ時間までに登園や登校がない、いわゆる無断で欠席しているような状態

が見つかりますと、園、学校のほうから保護者のほうへ連絡を入れまして、事情を聞いて確認をしておる、そういう状態です。欠席がはっきりすれば、職員室から担任のほうへも連絡が行くような流れは取っておりますので、二重に確認していけたらということで取組を継続しております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

津山市のある方から聞いた話なんです、警報が出ていた日に、園がお休みかということでした。この間の台風のときだったと思います。そうしましたら、夕方6時ぐらいに、その幼稚園から電話があったということをちょっと耳にしまして、ああ、遅いんだなあ。保護者はもう思い込んで、休みかと思って休んだところが、夕方まで連絡がなかったというようなことも聞きましたので、時間をいつまでにされるのか。その出欠確認の時間は何時までにするように決められているのか、もう夕方なのか。保護者の方もお仕事されてる方も多いでしょうから。ただ、この福岡ですかね、そのバスの中で亡くなられた方は9時間、親御さんに連絡するのが遅かったから、そういうことになったわけで、その辺をきちっと決めておいたほうがいいんじゃないかと。何かの事故に巻き込まれていたのに、学校としたらお休みかと思っていた。保護者は行っていると思っていた。そういったこともありますので、午前中には確認するようなことができるのかどうかということです。

それから、子供たちの安全対策なんです、これは備前市の香登地区の方から、私たちの香登地区では、地域の方、子供たち、それから行政、警察と一緒に、危ないところで確認し合うんだというような取組をしているというようなことをお話を聞きました。そして、この間、この檜原の、ここで見守りをされている地域の方からも、ぜひ一度子供たちのいるときに来てもらって見てほしい。それから、警察にも一緒に来てもらって安全指導をしてもらいたい。いろいろな安全対策がありますが、現地に来て、子供に警察からも教えてほしいとかというようなこともお話しされたので、そういったこともぜひともよろしくお願いいたします。3回目です。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

登校園の確認の時刻ですけれども、園の場合は8時半という一つの目安がありますので、そのあたりまでに連絡があるかないかというあたりで、実際にまだ入ってこない場合は折り返すということができると思います。折り返してもすぐに連絡がつかないという場合は、極力午前中に状態を把握するということに努めております。

小学校、中学校につきましては、1校時が始まる時間までに分かっているものと、それから1校時が始まって教室に行ってつかめるような場合もございますので、いろんな形で欠席連絡を仲介するようなことがありますので、取りあえず1校時の時間で連絡のあったものはよしとして、ない人がもしいた場合は、即休憩時間のときに確認を入れるというような形で対応ができますので、午前中までには遅くとも全てが把握できるような対応にはなっております。

それから、地域の安全については、交通安全以外に登下校中の安全マップという取組を長

年続けております。これは県下、あるいは全国的なレベルで取り組まれていることですが、子供たちとそれから保護者や先生が実際に歩いて、どのあたりが危険なんかなというようなあたりを調べながら、マップとしてまとめて学校の中に掲示しているというような、そういう取組でございます。

特に現地で交通安全指導ができればいいんですけども、なかなかそれが難しいのは、現地で交通安全指導をしているがために、さらに危険な状態を回避しないといけないというので、通常は学校の運動場で交通安全教室というのは行っております。そのあたりで実現可能である部分というのは、従来からやっている見守り、下校指導等で警察の方にも見守っていただくことがありますので、そういう形で対応を続けております。どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

15番（金谷のり子君）

総括させていただきます。

危険箇所の要望は出ていても、用地の同意をいただけなくて進まないところもあると思いますが、予算化するためには優先順位もあります。そして、すぐにできないことが行われていない場合もあります。今回、6名の議員が安全対策の質問を行います。私も含めてしっかりと対応に当たっていただきたいということであります。

それから、欠席の確認についてなんですが、最近は保護者との連絡は文部科学省の推進するデジタル化に應える機能性がある出欠、遅刻の確認をオンライン化するようなものも文部科学省が進めているということです。保護者とのスマホでの対応になるんですが、教師の働き方改革とか、そういった利便性もありますので、研究していただいて、ICT教育をしているわけですから、使いこなせるようになっていけばいいんじゃないかなと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに進んでください。

15番（金谷のり子君）

美作市内の小学校、中学校の整備と学びについて尋ねます。

1番目に、特別教室のエアコンの設置状況について。

それから2番目に、美作第一小学校の老朽化の状況はどのように対応しているのか。

3番目に、美作北小学校の児童数が増となってきておりますが、教室不足の問題についてどのように考えていますか。

4番目に、GIGAスクールのネットワーク環境の円滑化、スクールサポーター配置支援事業についてどのようになっているのかお尋ねします。人数の多い学校での同時一斉使用で通信ダウンがあったと聞きました。どのような対応だったんでしょうか。スクールサポーターの配置はあったのでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内の小・中学校の特別教室のエアコンにつきましては、普通教室で全て完了しておりますけれども、特別教室のエアコンにつきましては、毎時間必ず使用している状況がないという、そういう実態もございます。それから、建築時にもう既に設置されていたというような場合もございます。そういったあたりを鑑みながら、年間指導計画の見直し等で対応の検討ができればという部分も考えております。そういう状態で、一律に整備していくということができないというよりも、しなくていいような状態ですので、各校の実情に合わせて考えていけたらと思っております。

それから、美作第一小学校の老朽化につきましては、市内の園、学校において、特に勝田、美作、英田地域では、経過年数による老朽化が発生しております。各園、学校の修繕などが多数出てきているような状況もございます。このたび、市内園、学校の長寿命化計画を作成し、大規模改修の必要性を定め、優先順位を決め、改修内容等について検討しているところであります。美作第一小学校につきましては、建築年数が55年となり、令和4年度に向けましてはトイレの大規模改修を計画しているところでございます。

次に、美作北小学校の教室不足の問題についてですけれども、令和5年度に児童数の増加により教室が不足するという事態になりました。現在、パソコン教室として使用している教室を特別支援教室に改装し、普通教室の確保をするような計画で進めております。パソコンにつきましては1人1台端末が入った、その影響もありまして、各教室で対応できるような形になってまいりましたので、そういう変更で対応することにいたしました。

それから次に、GIGAスクール構想におけるネットワークの安定した運用、これは全体的にはきちっと運営を行えておるんですけれども、人数が多い学校で同時一斉使用という取組をされたときに不都合が生じたということで、これは接続先を確認しましたら、利用しているところの会社のクラウドコンピューターに全国からアクセスが集中したために、ちょっとアクセスに対応し切れないような状態がしばらく発生したということで、その会社のほうはシステムを全部入れ替えて、現在やり直して正常に運用できているという、そういう発表をしております。

それから、導入初期のスクールサポーター配置支援事業というのがありましたけれども、美作市の場合は、担当の教職員を対象として研修を行い、スキルアップを図りながら円滑な導入作業を済ませております。現在は、活用の情報交換をしながらレベルアップを図っていくということで、あわせて林野高校とも連携しながら、林野高校の先生や生徒と一緒にICT活用のためのサポートを受けているというのが現状でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

答弁いただきました。

特別教室のエアコンの設置率は、美作市は40.7%、全国平均は55.5%、岡山県は45.6%、全国より10%、岡山県より5%、設置率が低いということでありますが、先ほどの言われたようなことが原因かと思えますけれども、そこについてもう一度お願いします。

それから、美作第一小学校のトイレの大規模改修を計画とのことですが、家庭科教室の流し台等はどのようになっているのか。それから、耐震時、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況等の調査は、古いですから、55年以上たっておりますので、どのように行われている

んでしょうか。

それから3番目に、GIGAスクール構想の実現標準仕様書というのがあるようです。それには、標準仕様を示し、ICT環境整備全体を整えるようにということで、特に通信速度、それから接続ポート、ドア数、ちょっとよく私も詳しいことは理解ができませんが、重要と書いてありました。そういったことで、パソコンを使いこなすというのは、得意な先生もいらっしゃると思いますが、全ての先生が得意ではないということもありますので、不具合が起こったときに、本当にその学校は一斉にみんなが使っていて、全員がもう固まって使えなくなって止まってしまって何時間も使えないということが起こるわけですから、今後、いろんな対策が必要かと思います。

それで、先日の新聞には、文科省の来年度方針に、デジタル教科書を全ての学校を対象に拡大するという方針が書いてありました。活用に力を入れる小学校は重点校として指定し、全学年に提供するということであります。既に美作市内の学校も使用しているかもしれませんが、いよいよ本格的になってまいります。

そこで質問ですが、人の多い、人数の多い学校での不具合の容量不足はクラウドコンピューターの不具合ということで、こちらの容量不足とかではなかったようですが、そういったことを見極めていくのに、すぐに対応できる専門家がいるのか、校内に。それはどのようにして、業者に言って調べて分かったのか。私もパソコンを使うときに困るんですよね。固まったり、いろんな不具合が起こったときに。小学校で不具合が起こると本当に大変じゃないかと、授業が進まない、そういったこともありますので、どのようにされていくのかなというふうに思いました。

それから、スクールサポーターの配置のことでございますが、配置をしなくて済んだということなんですけれども、それは担当職員というのはICT支援員として美作市に雇用した方が対応されているのかということを質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

特別教室のエアコン設置率が低い原因という中で、一例を挙げますと、例えば小学校の理科、これは週に3回、大体28時間のうちの3こまでですね、3時間ぐらいが理科になります。それが毎週毎週あるわけですが、全ての週において理科室を使うというわけではありません。特に実験をしないといけないようなときに理科室に出向いて学習をしている。資料を見ながら座学をするという場合は、普通教室で行っているというのが現状です。ということで、時間数的には非常に少なくなるという事情があります。

音楽室でも高学年は意外とよく利用しているんですけども、低学年はほぼ教室で音楽を済ませているというような実態もございます。そのあたりで利用頻度の違いというのがどうしても生じてまいりますので、そのあたりを夏場に近いところでの利用の仕方を考えるという、そういう提案を考えていっているところでございます。

それから、家庭科室の改修につきましては、流し台のほう、不具合がありましたので、改修が令和2年度で完了しております。今後、さらに改修の要望があるようなところが出ますと、それにそれぞれ順次対応はしてまいりたいと思っております。

それから、コンクリートの状況調査につきましては、長寿命化計画を策定するに当たり、

市内の全小学校、中学校の校舎の状況を目視や打診調査により点検を進めているところでございます。

それから、G I G Aスクールのネットワークの環境の中で、今家庭用に入っている光回線と、それから各学校に入っている光回線というのは帯域幅というのが同じものが入っております。その中で、最大の通信速度を確保できるような形で、計算上は同時に使っても問題ないだろうというところまで見通しは立っております。その中で障害が出たというあたりで、これはネットワークの原因じゃないぞということで、1つずつI C Tの場合は問題を切り分けないと、どこにその原因があるかということとはつかめません。おかしいから、もうネットワークがおかしいという直結にはなりませんので。その中で取りあえず接続先のところに問題が1つあったと。その後に、まだ全校で使用するという実証はされておられませんので、そのあたりをやってみて、さらにやはりおかしいぞということになりますと、帯域幅を確保するために光回線を、まあ2回線を使い分ける、そういった対応の仕方もございますので、いざというときには次の手を考えているところでございます。

それから、サポーターのほうが入らなくてもよかったというのは、教育委員会の中の事務局職員の中でパソコンに対してI C Tの整備についてたけている職員がおりましたので、その方が学校とのサポートをしながら、それで導入段階の準備がスムーズに行えたという実情がございます。

もう一つ、支援員というのは、指導に絡むこと、あるいはその運用に絡むこと、そういったあたりである程度たけた人の配置をしていくための補助事業がございますので、これは順次、人を探しながら手が打てるかどうか検討してまいりたいとは思っております。

それから最後に、デジタル教科書についてでございますが、市内学校に指導者用のデジタル教科書は小学校が算数、中学校は数学と英語を導入しております。学習用のデジタル教科書としましては、国の学びの保障充実のための学習者用デジタル教科書実証事業というのが本年度実施されておりますので、小学校が4校、それから中学校が2校、それぞれ応募しまして、それぞれの学校で1教科ずつ導入して、各校で活用を図っているところでございます。

今後、デジタル教科書の導入につきましては、国の動向を注視しながら態度を検討してまいりたいと思います。またさらなるデジタル教科書の活用については、各小・中学校に指示して、どの学校も足並みがそろそろというところに近づくように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

3回目の質問ですが、第一小学校の老朽化は、私が議員になりました7年前から言っておりました。何年ぐらいまで長寿命化できるものなんでしょうか。小学校、55年ですが、70年ぐらいいけるのか、そういうようなことはどう考えていくのかなということを思いました。

それから、音楽教室は、笛を吹いたりしますので、歌を歌ったりしますので、できればエアコンがあるといいなというような声も聞きました。

それから3番目に、今言われましたように、デジタル教科書の導入も来年度からということで、文部科学省のほうでは、I C T支援員を各学校に配置する予算づけもできているとい

うことですので、探すときにはなかなか各学校で取り合いになるのではないかなあというのが心配するんです。いないんじゃないかなと、たくさん人がいない。それで、直接教育委員会から雇用もできるし、専門の企業に派遣を頼んでということもできるようで、4校に1人の配置ができるようなことが書いてありました。質のいい教育をするためにということと教員の負担軽減、働き方改革、それで教員に児童に向き合う時間をしっかり取ってもらうためにもICT支援員を4校に1人配置するというようなことが文部科学省のほうで考えているようですので、ぜひとも早く研究して検討していただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

長寿命化の取組につきましては、築年数が55年ということで対応して、それだけの将来的な保障が取れるかどうかというあたり、そのあたりも含めましてどうしても改築が必要であれば、そちらの方向転換も考えていかないとはいけませんし、やはり環境のいいところで子供たちには学習させたいと思いますので、そのあたりで、より適切な施設になるように検討してまいりたいと思います。

それから、音楽室につきましては、広々としたところで、普通の特別教室よりもやや広めに大体取ってあるところが多いですので、その中で学習するというのも考えて、これもまた実情に沿って現場の声を聞きながら対応してまいりたいと思います。

それから、支援員につきましては、これはお金は出すけども、人までは配っていただけませんので、こちらでどういう形が一番取り込みやすいかというあたり、これは民間の活用も想定しております。これまでにベネッセコーポレーションなんかはそういう形で取り組んだ実績もありますので、いろんなところに手が挙がってくる可能性もあるかなとは思っていますので、極力サポートの支援員が配置できるような方向を考えてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員、総括です。

15番（金谷のり子君）

総括です。

すぐに解決できることばかりではないんですが……。

議長（鈴木 悦子君）

もう少し声を大きくしてください。

15番（金谷のり子君）

はい。子供たちのためにしっかりと進めていただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

次の項目に入られる前に、途中ですが、10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時56分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、3項目めから進んでください。もう少し声を大きくしてください、聞こえにくいので。

15番（金谷のり子君）〔質問席〕

それでは、3項目めの質問に入ります。

今回の水道水の異臭についてでございます。市民の多くの方からお電話が入りました。病院関係の方、それからホテル業をなさっている方、いろんな方からのクレームがございました。直接水道の担当のほうにもいっぱい入っていると思うんですが、今回9月議会で4人の議員がこのことについてまた質問しております。この異臭の原因と対策について、それから今後の安全・安心な水道水の確保に浄水施設場の改修などの方針について、よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

3項目めの美作市の水道水についてということで、まず水道水の異臭の原因と今回の対応策ということでございますが、全国的に浄水場の水源として利用する河川等で繁殖する植物プランクトンの中には、カビ臭いにおいや墨汁のようなにおい、いわゆるカビ臭の原因となる物質を作り出すものがございます。そのため、水源の水温上昇などによって植物プランクトンが大量に繁殖した場合にカビ臭の原因物質が作り出され、水道水を作るための通常の浄水処理を行っても完全に取り切れず、水道水ににおいが残ってしまうことがあるとされております。

今回の異臭の原因につきましても、晴天が長く続き、気温の上昇に伴う水源水温の上昇、その後の降雨により急激なダム湖への流入等、様々な自然現象の条件が重なり、植物プランクトンの大量繁殖により異臭の原因物質が発生したことが原因と考えております。今回の対応としましては、異臭の原因となる物質が検出されたため、通常の浄水処理に加え、物質除去に効果的な粉末活性炭の投入を追加し、水質検査を行いながら物質量を確認し、臭気物質の抑制対策を行ってまいりました。また、関係地域には告知放送、市のホームページなどを活用し、状況を説明しおわびし、御理解いただけるようお願いいたしました。

通年の対策としましては、異臭の原因物質は、季節的に発生しやすいと言われており、5月中旬から10月中旬の期間には隔週で検査を実施して、即座に対応できるように備えております。

また、安全・安心な水道水の確保に浄水施設の改修等の方針についてということでございますが、水源については、季節的なダム湖の水質が注視されたことから、ダムの下層域と表層域の水質、水温等の違いによる影響も懸念され、ダム湖へ堆積土砂を巻き上げない程度での攪拌装置を3台設置しております。

また、浄水場の施設には、異臭発生時の対応策として有効な粉末活性炭投入装置を設置し、水質検査等の結果を踏まえ、予測的な投入を行っております。この装置につきましては、既存の施設に追加設置可能な最善な装置であり、最良の効果を上げるものと考えております。

今後の改修につきましては、耐用年数も考慮しながら、使用水量、地域人口等により、旧町村を超えた給水エリアの再編、施設の規模等を調査検討し更新することが不可欠であり、

異臭対策も含めた更新を考えてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

原因については理解いたしました。

ダム湖の水質が悪化したことが原因ということです。ダム湖を水源とする浄水施設では、全国的にこれは問題になっているということも書いてありました。そして、今の浄水場の設備では取れない、完全に取れないということも書いてありました。新しい浄水施設がオゾンとかを使ったり、それから逆浸透膜といいますか、いろいろな物質を取り除くようなものを配置した浄水場が今東京都や大阪、そういった大都市でもされておりまして、逆に東京や大阪のほうがおいしいお水を飲んでおられるという現実ですね、これが。田舎にいながら水のおいしいものが飲めないというのは本当に浄水場の老朽化というのが課題であるかと思いますが、今回の異臭で関係世帯は何件あったのか、そして関係企業は何件あったのか。関係地域は、美作地域と英田地域のほうなんか下っていきますので、お水が。そこなのかというところ。今後、市民が本当に安心して安全でおいしい水を飲む、飲み続けるために、先ほど耐用年数に伴う更新とか、旧町村を超えた給水エリアの再編とか、施設規模等調査検討し、更新する可能性が不可欠との答弁がありましたが、耐用年数とか町村エリアを超えてというようなところの答弁についてもう少し詳しく説明を求めます。

そして、今現在の施設は何年使っていて、当時の事業費はどれぐらいで造られたものであるか。

それから、近隣であれば瀬戸内市が新しい浄水場を新設しました。これは瀬戸内市は邑久町と牛窓町で1万590世帯に対して、総事業費が36億7,000万円の事業だそうです。ただ、年間の維持費は7,700万円かかるというような大きな事業をされて、おいしい水を市民に供給しているということですが、それについてどうぞお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

2回目の質問でございますが、まず初めに今回の異臭について、関係戸数が幾らだったか、企業はどれくらいあったのかというところですが、今回は美作浄水場から出されております水について異臭が発生したということで、その関係戸数は5,971戸数でございます。そのうちで飲食業とか会社、病院等を含めまして全体で466戸が業務用の戸数となっております。

そして、今回の異臭の範囲ですが、美作浄水場から出ております水は、旧美作地域とそれから作東の一部が対象となっております。

それから、水道の再編についてもう少し詳しくということでございますが、市内の浄水施設全体の給水人口は4万4,283人で計画された施設でございまして、実際の現在の給水人口は令和2年末で2万6,695人まで減少しております。

また、現在の浄水施設は、旧町村単位で区切られており、現状に合わせますと過大な施設となっております。このため、各給水区域ごとの人口を見直し、現在の給水人口に合った施

設規模、また市内各地に存在する配水タンク等の統廃合を行うことで、更新の事業費、その後の運営費用などを削減できると考え、調査を現在進めているところでございます。

また、現在の浄水施設について最も古い施設としては美作浄水場で、今年で44年が経過しております。16年後には耐用年数を迎えることとなります。建設当時の事業費については分かりかねますが、現在の規模と同等の施設規模となりますと、浄水施設だけで約7億円程度の建設費用が必要だと考えております。

それから、瀬戸内市の話がありましたけども、瀬戸内市につきましては、新しい膜処理という施設でございまして、これについては建設費も高くつきますし、またその後の維持管理費もかなりつくように聞いております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

3回目なんですが、まずはダム湖のしゅんせつができないのでしょうか。災害面から考えても、ダム湖はたまったまま、いろんなものが、でありますので、県のほうにそういう要望も出していただきたい。ダム湖のしゅんせつ、底を少しきれいにしていただきたいということも考えられます。

そして、瀬戸内市の答弁いただきましたが、36億円という予算をつけて、年間7,700万円の維持管理費を使いながら、市民においしい水を提供している、すばらしいなと思いました。大変だろうなと思います。ただ、先ほど7億円と言われましたかね。また違う施設についての、これは答弁ですね。オゾンだけのものでしょうかね。ちょっと36億円に比べたら随分と価格が下がるので、ぜひすぐにでもしていただきたいと思いました。美作浄水場、44年ということで、同僚議員も何度かこのことについては今まで質問してきたというようなことも聞きましたし、市民の健康を守るために、そしておいしい水を供給するというのは、もう一番大事なことだと思いますので、赤ちゃんからお年寄りまで飲む水にもう少しこのことを考えていただきたい。今日はこれで終わりますけれども、ほかの同僚議員も質問されますので、ぜひとも市長、答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いずれにしても、山奥の地域で水がまずいというのは、あまり体裁のいいことでもないし、子どもも同じ地域に住んでますけれども、風呂水が臭かったんですね、これね。たまらないということであります。最善の手法、なかなか我々も専門的な話がありますので難しいんですが、中山議員のときにもありましたように、吉野川水系、吉野川の水というものも、多少、考えているんでしょう。水系を分けていくというようなことを含めて、対処方針の中に、やや抜本的な解決方法も含めて議論するように指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

15番（金谷のり子君）

今回、私は浄水施設については初めてさせていただいたんですが、続けてこのことについ

ては質問させていただき続けたいいけないと思っております。よろしくお願いします。

次に参ります。

議長（鈴木 悦子君）

はい、どうぞ。

15番（金谷のり子君）

美作火葬場の新築移転等、これからの進捗状況について尋ねます。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、美作火葬場の建設の進捗状況について答弁させていただきます。

令和3年2月に美作市火葬場等基本構想を策定いたしまして、3月の定例議会におきまして議員の皆様の基本構想を配付させていただいております。基本構想の中で、現在の美作火葬場は老朽化しているために、現在の場所またはその周辺に建て替え、または新築をすることとしております。

現在は、基本構想を基に美作火葬場建設計画の策定に取りかかっているところでございまして、現在の場所またはその周辺に建て替えをすることを前提に計画策定を行っております。今年度以降、基本計画を策定し、順次、設計業務、建設工事の発注に向け準備を進めているところでございます。

また、地元への説明につきましては、まず今年7月20日でございますが、美作地域自治振興協議会の場で基本構想について説明をさせていただきまして、会議の中では、特に美作火葬場のごきま林野地区の方には、今後基本設計の進捗状況について丁寧な説明をするよう、美作地域自治振興協議会から御意見をいただいている状況でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

火葬場につきましては、同僚議員からも質問がありましたので、これで終わらせていただこうと思うんですが、いろいろな調査や地域の方に当たっていくということも必要であります。タイムリミットというか、早く進めていただきたい。もう地域の願いでございますので、早く進めていただきたいということを申しまして、この項は終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて次の項に進んでください。

15番（金谷のり子君）

最後の項になります。美作市の財政状況と今後の公共施設等総合管理についてでございます。

平成29年3月に、美作市公共施設等総合管理計画の策定がされています。しかし、総務省より、令和3年度中の総合管理計画の見直しが求められています。その中で、29年の策定後の維持管理状況、廃止などどのような成果があったのか。

合併以降の努力によって現在の状況は安定していると聞いておりますし、報告もございました。安定の要因についてお話しください。

それから3番目に、今後、大きな事業が次々とあります。新庁舎建築、それから道路、水

道、文化施設、防災公園、先ほど私が質問いたしました上水道施設等、それから学校施設の老朽化、火葬場の建築等、今はとてもいい状況であります、今後いろいろな改築、いろいろなことがありますので、それを踏まえた建築とか維持管理費を踏まえた財政シミュレーション、そういったことについてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

それでは、平成29年3月に策定の美作市公共施設等総合管理計画のこれまでの成果についてでございますが、まず計画の策定、見直しについて御説明をさせていただきます。現行の美作市公共施設等総合管理計画は、平成26年、総務省の要請を受け、公共施設等の全体を把握し、更新、統廃合、長寿命化などを検討することで、公共施設等の最適化と財政負担の軽減、平準化による持続可能な財政運営の両立を目的に平成29年3月に策定をし、令和2年度には公共施設個別施設計画も策定をしております。

現在、総務省が発出した平成30年2月の総合管理計画策定の指針の改訂及び令和3年1月の見直しに当たっての留意事項を基に、過去に行った対策の実績や個別施設計画を踏まえた計画の改訂作業を進めておるところでございます。改訂に当たっては、パブリックコメントを実施するなど、市民皆様の御意見を反映してまいりたいと考えております。

次に、これまでの成果でございますが、一例とはなりますが、申し上げますと、観光施設では、クアガーデン武蔵の里の廃止、撤去により総量と更新費用の削減を行い、その跡に大原保育園、大吉保育園を統合したむさしこども園を建設したことで、大原保育園につきましては取壊しし、また大吉保育園につきましてはシルバー人材センターなどへ貸し付けることで、更新費用や管理費用の削減につながっているものと考えております。

また、集会施設等につきましては、3月議会において制定いたしました美作市公民館及び集会施設等整理に関する条例により、現在の18公民館と23の集会施設の再編に向け、現在検討を進めておるところでございます。

また、子育て支援施設につきましては、今議会で新英田保育園の土地購入費を計上しておりますが、英田幼稚園、保育園の複合化が図れば、これも総量と更新費用の削減につながってまいると考えております。

ただし公共施設につきましては、その効用や施設への愛着心、施設を設置している場所の地域性など、数字で表すことのできない特性がございます。地域の方々との協議や思いの調整など、十分な合意形成が必要となりますので、それに要する時間によって計画実施のスピード感も決まってくることも御理解賜れればと思っております。

次に、財政状況の安定要因についてでございますが、今議会の冒頭での市長の行政報告、また初日に報告させていただいた決算に基づく財政の健全化判断比率のとおり、財政指標は年々改善し、合併以降最高の水準に達しております。暮らしやすく、住んでみたいまちづくりの基盤としては、財政の健全性と柔軟性の維持が重要であり、2014年度から財政の総点検を行い、一貫して財政の健全化に取り組んだ成果が数値として表れているものと考えております。

財政状況を安定させるため、端的に申し上げれば、歳入を増やし、歳出の質をよくすることに努めております。

歳入を増やす施策の一例としましては、都市公園面積の拡大、それから市道の認定を積極的に行うことにより、普通交付税の獲得を行っております。特に、都市公園面積の拡充に伴う交付税算入額の上乗せ分は、令和3年度には、約1億3,500万円程度になる見込みとなっております。また、基金の運用方法を見直すことにより、その運用益の増加を図っており、令和2年度決算においては、約1億2,000万円の果実を得ることができております。

歳出の質をよくする取組といたしましては、各担当部局が最少の経費で最大の効果を上げることが基本として各種の施策に取り組んでいることはもとより、財政的な面で言えば、事業を行う際に、交付税算入率の高い地方債、合併特例債とか過疎債などが該当になってまいります。これらの活用を基本とすることにより、実質的な市の負担を抑えることに努めております。

また、合併しても行政区域の広域化など、町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、財政需要について適正な算定へ反映がされるよう、2014年度から国への要望活動を行った結果、基準財政需要額における合併算定替えとの差について、一本算定の算定方法が見直されたことなどによって最大で28億2,000万円の差が2019年度には11億円まで圧縮されたことも財政の安定の要因となっているものと考えております。

次に、大規模事業を実施した場合の財政シミュレーションについてでございますが、本年度の財政の総点検第8版は現在作成中でございますが、令和2年度の決算状況を基にした、令和3年度及び向こう5年間の大型事業や公共施設の維持管理費を踏まえた財政推計について、その財源については国庫補助金、先ほども言いました合併特例債、過疎対策事業債を見込んでおり、起債対象外の経費につきましては、公共施設整備基金等の活用も想定し、効果的な財源活用による将来の財政負担に配慮したシミュレーションとしております。

ただし、合併特例債の発行期限となる令和6年度までに大型事業が集中することを踏まえれば、将来的な公債費の増加は避けることができないと考えております。特に、これらの償還がピークを迎える令和10年度頃から十数年間は、償還額から交付税算入額を引いた実質的な市の負担が大幅に増加することは予想されるところでございます。

現在のコロナ禍における税収の減や緊急の財政出動など、不安定な要素も否めない状況にあります。大型事業に係る公債費の償還が本格的に始まるまでの期間に、決算剰余金を活用した繰上償還による、既に発行の地方債の残高の縮減や、将来の公債費償還に充当するための基金の積み増しを、財政全体のバランスを考慮しながら計画的に行っていく必要があると考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

答弁いただきました。

合併以降、一本算定の見直しにより最大で28億2,000万円の差が2019年には11億円まで圧縮されるという財政の安定の要因となっている、大きい、本当に大きいことだと思います。そのことについても市長が国のほうへ要望を強くなさっていただいたということもよく分かっております。すごいことだと思っております。そのままいけば本当に17億円ぐらいの市税が少なくなっていたということでもあります。

しかし、先ほどから私もいっぱい質問してきましたんですが、学校の第一小学校とか、それから浄水施設とか、大きな課題も抱えております。その辺もありますので、市民の皆さんはよく分かりませんので、すごく昔のイメージを持っておられるんじゃないでしょうか。職員の方もその17億円の差が出てきたことも知らない方も、まあ知ってらっしゃるでしょうけども、そういうこともありますので、心配される声がちらほらあるわけですね。

そういうことを踏まえてちょっと今回質問も考えたんですけども、5年間ぐらいはシミュレーションできると。ただ10年間は難しいというのはよく分かりますけれども、美作市がこれから施設、学校や浄水施設、いろんな美作地区だけのことだけですけど、ほかにもいっぱいあると思うんですね、財源が必要なことは。そういったことを踏まえてしっかりと美作市の財政を10年以上先も安定できるようなことで進まないといけないと思っております。償還ピークを迎える10年以降の概算、どのような事業があるのかということを明確にしたいところですのでお願いします。

じゃあ、ちょっと一応考えた質問から飛んだんですが、合併直後には財政を心配する多くの声を聞きました。市長をはじめ職員の皆さんの努力により安定した財政状況となっております。しかし、これからの庁舎新築を含む5年間の大型事業、公共施設の維持管理費などを踏まえた財政推計を将来の財政負担に配慮したシミュレーションとするとあります。これはどのような事業を含み、どのような概算であるのかということです。

特に、これから償還がピークを迎える令和10年頃から十数年は実質的な市の負担が大幅に増加する。現在のコロナ禍における税収減、緊急的財政出動等、不安定要素もあるが、大型事業に係る公債費の償還が始まるまでの期間に繰上償還や基金の積み増しで財政バランスを考慮し、計画的に行う必要があるとの答弁でした。現在の財政の安定はうれしいことですが、しかし現時点での安定は、令和10年前後から厳しい状況になる可能性の答弁でありますから、今後は市内の安全対策、学校の老朽、火葬場、水道浄水施設、水道管老朽化、公民館等、多額の費用を必要とする事業を明確にして、優先順位をつける必要があると思います。そして、長寿命化、長寿命化と先に先に延ばし続けられるものかということも小学校についても思っておりますので、今後安全な水道水の確保や子供たちが通う小学校等の安全対策は早急に行うべきではないでしょうか。

そして、先ほど言いましたが、償還ピークを迎える令和10年を含む10年間の大型事業を視野に入れて、それを含む全ての内容も必要です。どのような事業があるか、明確にして概算を示してください。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。財政シミュレーションにはどのような事業が含まれているのか、また10年間の事業計画の概要を示していただきたいというような御質問だったかと思っております。

財政シミュレーションを行う上で、今後予定されている事業について計画的に進めております道路、橋梁、河川の改修などのほか、完了までに複数年を要する大型の投資事業につきましては、最新の事業計画の見込額を基に算定をしております。昨年度のシミュレーションに盛り込んでおります主な事業といたしましては、新庁舎建設事業、文化センター整備事

業、防災公園整備事業、火葬場整備事業、作東公民館整備事業、特別支援学校整備事業、英田保育園整備事業等がございます。これらの年度ごとの合計額につきましては、既に公表しております財政の総点検第7版に普通建設事業費として公表しております。合併特例債の発行期限を控え、令和5年度、6年度に事業が集中する計画となっており、令和5年度が47億9,000万円、令和6年度が43億1,000万円と、多額の事業費を要すると見込んでおります。先ほども言いましたように、第8版については現在策定中でございます。

現時点では、投資的事業に係る10年先までを見越した長期的な施設整備計画等がないため歳出面に関する試算ができないことから、今後10年間を視野に入れた全般的なシミュレートを行うのは困難でございますが、合併特例債の期限となる令和6年度までに借入れを行った地方債に対する公債が増えた分につきましては、概算として予測することはできます。仮に合併特例債を令和4年度から令和6年度の3か年度で合計、これはもう本当に仮の話なんです、この数字が確定という話ではございませんので、仮に3か年度で合計70億円程度を全て15年償還、据置期間2年、元金均等払いにより借入れを行った場合、令和6年度から20年度までが償還期間となり、令和8年度からピークを迎えて、18年度まで毎年5億円を超える公債費が増額することとなります。

ただし合併特例債につきましては70%の交付税算入がございますので、実質的な市の負担分につきましては、その30%ということになります。実質的な市の負担分を全て恒常的な歳入で賄うことはできませんので、必要に応じて減債基金の繰入れを行う必要があると考えており、1回目の答弁でもお答えさせていただいたとおり、償還が本格的に始まるまでに可能な限り地方債残高の縮減、それから減債基金の積み増しを行い、将来にわたる財政への圧迫を抑えてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

10年間の見通しというのは大変しにくいということではありますが、あつという間に10年はたちます。

ちょっと話は飛ぶんですが、昨夜、東京オリ・パラリンピックの閉会式があり、そのコンセプト、ビジョンとコンセプトも公開されておりました。全く関係ないようですが、ちょっと聞いてください。

「スポーツは世界と未来を変える力がある」の下、3つのコンセプトで、全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継続、継承とされ、3つのコンセプトに心を一つにして、アスリートと関係者の努力により、このコロナ禍、すばらしい大会が行われました。

このコンセプトの話をなぜするかといいますと、今美作市が行っております庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会、大規模事業の審議を行っております。そこで大きな予算を使うようになります。ここで私、委員会のほうで何度もコンセプトについてお尋ねしました。この次には恐らく言うてくださると思うんですが、結局財政を心配しているわけなんです。その中にぜひともこの10年間、10年以上先のことは分からないですが、市長は恐らく安心しておられるんかもしれないんですけども、ぜひとも安心して暮らせる、安心に暮らせる、安全に暮らせる、そして安価な施設を建てる、この安をぜひとも実現していただいて、市民に安心を与えてあげていただきたい。そのためにこの財政の私は質問を考えております。1

番目から全部もう結局関連性があります。全てお金が要るんです。市民には分かりません。私も本当に言われたことが全て分かるわけではございませんが、ぜひともコンセプトの中にそういうことを盛り込んでいただいて、日本一安価な安心・安全な庁舎にさせていただくと、どこの自治体も今財政で楽勝というようなところはないはずなんです。ですから、見学に来たりとか、そういったことにもつながっていきますので、その辺も踏まえてぜひともこの財政のことについてはしっかりと説明していただいて、心配している市民の人のためにもよろしくお願ひしたいということです。お願ひします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。萩原市長、コンセプトについては、市の検討委員会でやってますので、そこはあまり触れないように。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、市民の方々から御心配いただいているっていうことは、これは実にありがたいことだと思っております。市の財政が今のところは破綻することは全くありませんけれども、各種の事業を行う際には転ばぬ先のつえということで、ちゃんと見通しを持ってやってくれと、こういう趣旨と解することについては、誠にありがたい御指摘だと思っております。それがありますから、先ほど総務部長の答弁にもありましたように、いろんな事情もあって、必ずしも完全に大丈夫というわけではないんですよと、多少歯を食いしばるところもあるんですよというような答弁をさせていただいているということをまず重ねて申し上げておきますが、一方であまり過大な心配をしてもらう必要はありません。

例えば文化施設、文化センターは70億円かかるというようなことは、当然どこにも書いてないし、何も入っていない。先ほど部長から全部ひくくめて合併特例債でという、起債でという話があったときに、その金額は70とかと言ってましたけども、つまり庁舎、文化センター、防災公園全部合わせてようやく70、多めに見積もっていくという話をしているわけですから、文化センターだけで70というのは途方もない数字なわけです。途方もない数字を身の丈を顧みずやっていたら、それは当然妙な財政負担になってくるわけですから、その点については、ぜひ心配しつつも、むやみやたらな心配、それも間違ったデータに基づく心配はしていただく必要はないと思います。

それから、2点目でありますけれども、文化センターなら文化センター、庁舎なら庁舎、あるいは後々起こってくるであろう、例えば第一小学校の建て替え、これはそれぞれ必要性があるものなんです。誰かがどこかでやらなくては、将来町が成り行かないと。じゃあ、どうやってやったらいいんだっていったら、一番安価な方法でやるしかないわけですね。

例えば、庁舎が40億円かかるいたします。その40億円を今ある私どもの貯金から出すと40億円でできるんですけども、それを合併特例債を使ってやると、95%の7割が返ってきますので相当安くなるんです。40億円のやつが十何億円で済む。それで一番安価な方法によってやることができる。これが合併した町の一つの一大特徴、一大特権であると。その特権を生かすことによって、恐らく今後、今の金利で言うとも100年間で、100年間を見通して誰かがこの庁舎の建築をせざるを得ないんだとしたら、今年から令和6年度までにやるやつが一番安くつく。これはどう計算しても安くなる。金利が年利2%ぐらいあると、そうは言えなくなってくる。それはもう送ったほうがいいんですけれども、そういう状況ではないんで、一番安い時期にやるということが一つのポイント。

それから、もう一つは、我々として無駄な庁舎を造るつもりはない。人口5万人なんて、それは想定してません。人口5万以下の都市における算定係数を用いて人口2万五、六千という当てはめで計算をしていますんで、そこにおいて何らの無駄も生じていないということです。加えて申し上げますと、文化施設、防災施設と庁舎を近接させることによって、相互利用ができることになるんで、公共施設の管理としては非常に楽になってまいります。その辺のことを含めて言うと、要するに我々としては議員の言葉を使えば、安心・安全のために安価にこうと、逆か、安全のために安価にいつて安心してくれということかもしれませんけど、そういうことは当然腹の中でしっかり考えながらこの事業、あの事業、全て対応させていただきたいというふうに思っております。

それから、10年問題でありますけれども、10年でも20年でもいいんですが、実は総務部長からの答弁にありましたように、今やっている制度におけるシミュレーションは、需要面、支出面における大規模事業以外の支出についての見通しがないとできないんです。であります。債務の返還についてのシミュレーションは実に簡単にできるんです。それは15年のベースでもできなくありません。でありますので、1項目を設けて、今年でも結構ですし、来年の総点検でもいいんですが、今年の総点検において、債務の支払いについての10年見通しというのはつくれと言え、これはすぐに公表できます。かつ、その債務の返還についての今後の見通しについて、それを仮定計算でありますけれども、令和5年度において例えば35億円の合併特例債を出しましたということにした計算も、これはできるということなんです。

そういうことはちゃんとしますし、それによって将来例えば実質公債費比率が何ポイント上下するかという仮定計算もやろうと思えばやれます。その仮定計算を見たときに、ああ、それは何だ、平成26年度レベルよりも低いじゃないかということも示すことはできます。つまり私が着任した平成26年度における財政状況よりもきつくない状況で、この十数年間が乗り越えることができるだろうというような見通しも立てることは多分できるんじゃないかなと思っております。

ですから、御心配いただくことは大変重要なことなんで心配してくださいと、しかしあまり過度な心配をしても無意味でございますと。将来、子供たちのためにいい町を残す。あるいは、どうせやらなきゃいけないことは一番安いときにやるということで理解をしていただければというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

15番（金谷のり子君）

よく分かりました。過度な心配は私はしておりませんが、そういう声も聞きますので、ぜひともここで市長にと思ったら言ってくださったので、聞かれた方は安心されていかれると思いますし、今後10年後ぐらいに厳しいときもあるが、しっかり乗り越えられるような財政であるように努力をしないといけないと思っております。

これで今回の9月、金谷のり子の一般質問を終わらせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号15番金谷のり子議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 46 分 休憩

午後 2 時 56 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは続きまして、通告順番 11 番、議席番号 7 番角南良雄議員の発言を許可いたします。

角南議員。

7 番（角南 良雄君）〔質問席〕

議長から発言の許可を得ましたので、令和 3 年 9 月定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回、4 項目を通告しています。1 項目めの新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種状況についてでございます。図らずも新型コロナウイルスに感染された方のいつときも早い回復をお祈りするとともに、最前線で頑張っておられる医療従事者、福祉施設などで関わっておられる方に心より感謝を申し上げます。

1 項目めの新型コロナウイルス感染症の感染状況及びワクチン接種状況についてお尋ねいたします。

全国で新型コロナウイルス感染者が、9 月 4 日現在ですが、156 万人を超え、日付は同じですが、死者が 1 万 6,000 人を超えている状況となっています。デルタ株による感染拡大が原因と言われています。また、ワクチン接種率は、全国で 1 回目の接種率が 9 月 2 日現在で約 58%、2 回目接種率が約 47%と報道されています。

美作市では、新型コロナウイルス感染者が 9 月 4 日現在で 64 人の感染者となっているようですが、回復された方などは何人ぐらいで、どのような現状でしょうか。また、ワクチン接種率はどのくらいでしょうか。答えれる範囲内でよろしいので、教えてください。

次に、市内でも新型コロナウイルス感染が発生していますが、消防署の救急車で搬送はなかったのでしょうか。また、搬送後に新型コロナウイルス感染者だったということはなかったのでしょうか。そのような場合の感染防止対策などの対応はどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、新型コロナウイルス感染症の状況及びワクチンの接種についてということでお答えをさせていただきます。

美作市の現在までの新型コロナウイルス感染者は 64 人であり、この 8 月以降、増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、医師の届出受理、疫学調査、検体の採取等は保健所の所管となっています。したがって、感染した方の現状について、病状がどの程度回復しているのかなど、感染者個人の情報が公表されることはなく、現在のところ把握することができないという状況でございます。

ワクチンの接種状況ですが、これにつきましても対象者は全体になりますが、12 歳以上の

ワクチンの接種状況については、6日、本日の時点ですが、1回目の接種率が対象者の80.1%、2回目が69.6%でございます。そのうち、65歳以上で1回目の接種を終えた方は94.5%、65歳未満の対象者で1回目接種を終えた方は68.7%であり、高齢者に比べまして65歳未満の方の接種率が低い状況です。そのため告知放送などによりワクチン接種推奨を呼びかけており、今後も一日も早いコロナ感染の収束に向け、ワクチンの接種を推進していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

私のほうからは、新型コロナ患者さんの搬送事案、また搬送後に感染者と分かった事案及び感染防止対策について御説明いたします。

当本部の救急車で新型コロナウイルス感染症の方を搬送した件数は、令和2年度は8名、今年度は8月末日現在で2名、計10名の方を搬送しております。

内訳といたしましては、県保健所からの依頼を受けて搬送した方が8名、また議員御質問の体調不良で救急車を要請され、病院搬送後に判明した方が2名ございました。救急隊の感染防止対策といたしましては、119番の入電時に発熱等の感染が疑われる場合は、新型コロナウイルス感染対応マニュアルに基づきまして、標準の予防策、これには具体的には手袋、マスク、防護衣等に加え、それから高機能マスク、さらにせきなどの症状がある場合はゴーグルを装着して対応しております。そして、救急車の車内には傷病者との間に仕切りを設けて搬送しております。搬送後は、救急車内をアルコールやオゾンガスなどで消毒し、感染防止の徹底を図っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

2回目の質問に入ります。

感染した方の現状については、保健所の所管であり、感染者個人の情報が公表されていないため把握できないとのことですが、市民の安心・安全を守る上では、公表しなくても感染後の状況を把握しておく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

テレビ、新聞などで自宅療養中に亡くなったり、本来なら入院を要する方が入院できず、自宅療養を余儀なくされたりと耳にします。美作市ではどうなのでしょう、お尋ねいたします。

ワクチン接種状況は、先日の山本雅彦議員の答弁で十分足りており、希望者全員の2回接種が完了する時期についても、今年の11月ということで、答弁はよろしいです。

救急車で新型コロナウイルス感染者を搬送されたのが10名ということで、そこからの感染はなく、感染防止対策を十分されているということで安心いたしました。今後も感染者の搬送があると思いますが、よろしくお願いをいたします。

消防署の職員が万が一感染して、消防署でクラスターが発生し、動ける職員が少なくなった場合は、どのように対応されるのでしょうか。2回目といたします。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

2回目の御質問です。

消防本部内でクラスターが発生した場合の対応について答弁させていただきます。

あってはならないことですが、仮に消防本部内でクラスターが発生しますと、勤務人員が減少することにより、火災、救急など緊急度が高い業務の現場活動に支障を来すおそれがあります。そこで、消防本部では、BCP業務継続計画に基づき、総務課、予防課といった通常業務の一部を縮小あるいは中断し、緊急度、優先度の高い業務に職員を集約することによって人員の確保を図り、継続して業務を行うよう計画しております。

また、さらに状況が悪化し、当本部の職員だけで対応ができなくなった場合は、消防団と連携を密にした活動の実施、また消防相互応援協定に基づき、他消防本部への応援依頼を行うことにより、市民の安心・安全を継続して守っていけるよう、関係機関との連絡強化に取り組んでおります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、現在の感染状況、ワクチン接種状況の2回目になります。

感染後の状況についてですが、岡山県においては、県全体の状況として入院者数、宿泊療養者数、自宅療養者数、退院者数、死亡者数など人数を1週間に1度更新し、公表しております。市町村ごとには公表されていないため、市町村ごとの感染後の状況は把握しかねる状況です。しかしながら、議員の御指摘のとおり、市としては感染後の状況を把握しておくことは必要なことと考え、今後、感染者の個人情報保護を念頭に、可能な限り情報収集に努めてまいりたいと考えております。

自宅療養についてですが、県の公表している感染者の発生状況の中で、美作市の方を拾い出してみますと、8月中の状況になりますが、23人中の6割に当たる13の方が自宅療養となっています。岡山県市長会として岡山県に対し、新規陽性者の発生が続く中、医療現場への負荷の軽減が急務であるが、自宅療養には容体が急変した場合の懸念等があるため、感染者の分布状況や県内の地域バランス等を踏まえ、宿泊療養施設を増設することという要望を行っています。今後とも、必要十分な医療が受けられる体制づくりの実現を働きかけていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

3回目の質問に入ります。

美作市で8月中の感染者は23人で、そのうち6割に当たる13の方が自宅療養になっているとのことですが、本来入院の必要な方がやむを得ず自宅療養となっているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

県の公表している情報では、感染者の詳しい病状までは読み取れませんので、やむを得ず

自宅療養となっているか否かについては分からない状況です。ただ、岡山県全体での新型コロナウイルス感染症による現在の医療の逼迫状況については、9月1日時点ですが、入院医療の確保病床の使用率48.1%、重症者用の確保病床の使用率30.1%となっており、このまま感染者が増加していくと、本来入院の必要な方が医療の逼迫により、やむを得ず自宅療養になってしまう状況になる可能性も否定できないと思われます。

御存じのとおり、岡山県は8月27日に緊急事態宣言を発出しており、爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階に入っている深刻な状況にあるのは事実でございます。今後、入院治療が不可欠な方への医療提供確保が維持できるよう、ワクチン接種の促進を図り、感染防止策を徹底していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員、総括です。

7番（角南 良雄君）

総括させていただきます。

市民の安心・安全を守る上では、公表しなくてもよいのですが、感染後の状況を把握しておく必要があると思いますので、可能な限り情報収集に努めていただきたいと思います。

ワクチン接種の希望者には、遅くとも11月までには可能ということですが、できるだけ早くできるようにワクチンの確保に遺漏のないようにお願いいたします。

万が一消防署でクラスターが発生した場合でも対応がしてあるということで、安心いたしました。

最初にも申しましたが、新型コロナウイルスへ感染された方のいつときも早い回復をお祈りするとともに、最前線で頑張っておられる医療従事者、福祉施設などで関わっておられる方に心より感謝を申し上げて、この項を終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

7番（角南 良雄君）

2項目めの公民館の数及び活動内容について質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の影響で公民館活動が縮小されていますが、多くの市民の方が以前のような状況になることを待っておられると思います。市内の公民館はどのくらいあるのでしょうか。市の職員を配置している施設、地元管理の施設などがあるかと思いますが、今後の予定を含めて教えてください。

次に、自分の地域以外の公民館ではどのような活動をされているのか参考にしたいと思う市民の方がおられます。私の知る範囲のことはお伝えしたのですが、今後の公民館活動が活発化する参考にもなると思いますので、新型コロナウイルス感染症前後を含め、公民館の活動状況を教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

美作市では、美作市公民館設置条例によりまして、18の公民館を設置しております。このうち、職員として公民館長を配置している館が5館、勝田、大原、作東、中央、英田、非常

勤の事務員を配置している館が2館、林野、土居、近隣の方へ管理をお願いしている館が6館、豊国原、田殿、檜原、豊田、巨勢、林野、以上が設置されている館の状況でございます。

勝田地域につきましては、本年度から公民館長を勝田市民センター内に配置し、公民館活動を行っておりますが、公民館としての位置づけが不明確であるということで、本定例会で公民館条例に勝田市民センターを勝田公民館として追加する改正案を上程させていただいております。

公民館につきましては、令和3年3月に、美作市公民館及び集会施設等整理の推進に関する条例が策定されております。その中で公民館の整理及び整理基準が示されており、公民館につきましては、原則として各中学校区内に1、かつ市内に5または6であることとなっております。教育委員会といたしましても、今後は本条例及び社会教育委員会議からの答申を基本に、住民組織の代表である自治振興協議会の皆様と協議を加速させ、早急に整理を進めてまいります。

なお、整理後の公民館につきましては、公民館長を配置することにより、公民館活動はより活発になるものと考えております。

次に、公民館の活動状況でございますが、現在既に公民館長を配置している施設におきましては、各館長の指揮の下、様々な公民館活動が実施されております。本年度は、コロナ禍の中ではありますが、感染防止対策を十分に取った上で、写真展、夏休み絵画教室、ドローン操縦体験教室、筆ペン教室など、子供から大人まで参加していただける各種事業を展開しております。また、各館長による公民館の活動を紹介する公民館だよりも発行しておりますので、ぜひ公民館にお立ち寄りの際には御覧いただきたいと思っております。

公民館活動は公民館の施設内でのみ成立するものではございません。地域全体を活動のフィールドとして行うことが重要であり、そのことにより地域を誇りに思う気持ちが育まれ、地域の課題を解決する活動へと結びついていくものと考えております。公民館活動は、生涯学習の根幹をなす活動であります。地域の生涯学習を推進していく拠点となる場所が公民館でありますので、少子・高齢化が進むに従い、公民館活動はますます重要なものとなると考えております。コロナ禍の中ではありますが、公民館活動をさらに充実させてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

2回目の質問に入ります。

公民館の設置状況について説明ありがとうございました。市内の状況がよく分かりました。

前回の6月議会で、巨勢小学校の跡地を公民館にと考えていると答弁があったと思いますが、その後、手続は進んでいるのでしょうか。

次に、活動内容についてですが、コロナ禍の中で活動は限られていると思いますが、公民館活動を強く推進したい気持ちを感じました。市民の方からも以前のようにいろいろな講座や教室を実施していただきたいという意見が多くあります。映画についても好評のようですので、コロナ禍が落ち着いたときには、市民の期待に応えるべくよろしくお願いをいたします。

す。2回目といたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

旧巨勢小学校につきましては、これまで地元要望に沿って公民館に位置づけるよう検討してまいりました。本年3月の公民館及び集会施設等整理に関する条例を制定したことによって、集会施設の対象にもなることから、地元巨勢地区の自治振興協議会の皆様に改めて意向を確認し、再編の議論の中で明確な位置づけを早急に行ってまいりたいと思います。

公民館活動につきましては、先ほども答弁しましたとおり、生涯学習の根幹をなす活動でございますので、コロナ前には映画鑑賞会や高齢者講座、演劇など、多くの市民の皆様が集い、共に学び、生きがいづくりができるような活動が各公民館で実施されておりました。そこに参加された市民の方々からも好評をいただいております。そのことから教育委員会としまして、館長を配置させていただき、さらなる公民館活動の充実を図っていく計画としております。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

総括させていただきます。

旧巨勢小学校については、地元自治振興協議会の意見をよく聞いて、前に進めていただきたいと思います。

公民館活動については、コロナ禍が落ち着いたときには、市民の期待に応えるべく、以前のようにいろいろな講座、教室や映画などを実施していただきますようよろしくお願いいたします。

この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

じゃあ続いて、3項目めに進んでください。

7番（角南 良雄君）

3項目めの市道の維持管理について質問に入ります。

6月議会で側溝の土砂の撤去をお願いした件では、広報みまさか9月号に土砂がたまった危険箇所はありませんかということで把握に努めていただき、ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

山間地域の市道を通行して感じたことですが、恐らく皆さんも感じていると思います。市道の両脇ののり面は、年に1度は草刈りをしていただいておりますが、道路面の上部は木に覆われて太陽の光が遮断されて薄暗く気味が悪いと感じたり、昼間でもライトをつけようかと思ったことや、自動車の屋根に当たらないか気になることがありますか。降雨時とか降雪時は、ふだん以上に木々が下がり、より以上に危険を感じますが、市道の維持管理者としてどのように対応しているのでしょうか。

また、道路面の上部の支障について、法律で規制とか基準はないのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

市道の維持管理についてでございますが、市道ののり面から道路の車道部分に覆いかぶさっている樹木の管理につきましては、簡易なものでありましたら道路パトロールにて伐採をしております。また、道路パトロールでの伐採作業が困難な場合につきましては、業者に伐採処理を依頼して、市道の維持管理に努めているところでございます。

道路面の上部の支障物についての規制についてですが、道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害になるものを置いてはならないとしています。

なお、私有地の樹木は所有者の管理物であり、私有地から道路上に張り出している樹木等は所有者の方に伐採をお願いしていますが、倒木等で事故が発生した場合、所有者に賠償責任を問われることがございます。

昨年一年間の実績でございますが、道路パトロールによる枝切り、また倒木の対応件数は396か所、対応をいたしております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

2回目の質問に入ります。

市道ののり面から道路の車道部分に覆いかぶさっている樹木は、簡易なものであれば道路パトロールにより伐採し、伐採作業が困難な場合には、業者に伐採処理を依頼しているが、私有地から張り出している樹木等は所有者の方に伐採をお願いしているとのことですが、令和2年度及び令和3年度現在で、それぞれ何人の方にお問い合わせされたのか、そのうち何人の方が協力していただけたのかお尋ねいたします。

また、伐採をお願いした方から、自分ではできないから自由に伐採してくださいと言われる方も多いのではないのでしょうか。私も同じだと思います。このような場合はどうされるのですか。

次に、道路パトロールによる枝切り、倒木の対応をされたのが、令和2年度に396か所あるそうですが、市内全域では理解しにくいので、英田地域ではどの路線で、どのあたりを何か所対応されたのかお尋ねいたします。

道路法及び道路構造令で車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルという法律があるのであれば、市道に面した所有者にはもちろんですが、全体へのPRが必要ではないでしょうか。2回目といたします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

市道の管理状況について、2回目の質問でございますが、令和2年度及び3年度において、何人の所有者に伐採を依頼し、そのうち何人の協力が得られたのかということでございますが、令和2年度においては2件、地元関係者に対して伐採を依頼し、対応をいただいております。また、今年度につきましては、現在のところ1件でございます。

て、所有者に伐採を依頼しておるところでございますが、現在のところはまだ実施には至っておりません。

また、所有者が遠方に在住しているなどの理由により、所有者が伐採することがどうしてもできない場合などにおいて、安全確保の観点から、どうしても伐採の必要性があると判断した場合には、所有者の承諾を得て、市において伐採する案件もございます。

令和２年度、英田地域の道路パトロールによる枝切り、倒木の対応状況についてでございますが、英田地域につきましては、市道奥上山線ほか15路線、延べ51か所について対応いたしております。

また、道路法及び道路構造令による規制等のPRにつきましては、土地所有者の皆様には通行車両の安全確保のため、道路への倒木等の危険性がないよう、伐採や道路上に樹木が張り出さないよう剪定するなど、適切な管理をしていただくよう、市のホームページ及び広報紙等により周知してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

3回目の質問に入ります。

私有地から張り出している樹木等は所有者の方に伐採をお願いしている件数が、令和２年度で2件、令和３年度に現在で1件とのことですが、あまりにも少ないように感じますが、対象箇所が少ないのかもしれませんが。所有者が遠方で伐採できない理由で、所有者の承諾を得て市で伐採しているとのことですが、そうであるなら一般的に誰しも市にお願いしたいと思うと思いますので、対象箇所があるのであれば、道路パトロールにより把握するとか、土砂の撤去と同じように広報みまさかで地域からの声などを把握して積極的に対処してはいかがでしょうか。

最後に、市道の側線、センターラインの鮮明化、6月議会でお願ひした側溝の土砂の撤去、今回の道路上空の支障木の伐採など、市道の維持管理について、市長の方針及び考え方についてお聞かせいただけたらと思います。3回目といたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

様々な観点から市道について御質問いただきましたが、この7年余り、いろいろやる中で第一の原則は、原則というか、ほっとかないで、なるべく早いじょうに直すという方向性を取って、白線事業なんかやってみたということでありまして、まだまだ不十分ではございますけれども、市道という財産をなるべく長寿命化するためにも一定の段階で改修を行っていくという段取りをぜひ進めていくことが必要と考えておりますが、この必要性については、市道のみならず、国も言っております、国県道問わず、一定の段階で補修をしていくということによって、よりコストを抑えることができる、より市民の方々の安全を確保ができるということにつながっているというふうに思っております。

2番目に、その具体的な表れといたしまして、道路パトロールの方々にお願いをして、パトロール中に作業をなるべくたくさんやってねということで、その道路作業の日報も月報の形で上がってきておりまして、確実に様々な作業が展開されているというふうに思っており

ます。

その作業の中でも、市道にかぶさっている枝とか取っているんですよね。そのところが本当に所有者に言っているかどうか、必ずしもはっきりしないんですけども、多分言っていないんじゃないかなあというような気もするんですが、そのところ曖昧にはしておきますけども。今後、いろんな議論がある中で、市道隣接の私所有の土地における立木と市道維持管理についてのその手続をどうするかということについては、条例等の制定の可能性及び必要性があるかどうか、これは考えてみる価値があるというふうに思っております。

議員お尋ねのように、ほとんどの方は、まあやっというくれやと、別にその樹木が惜しいわけじゃないからという対応をお取りになっているとすれば、市道に隣接する土地に生えている樹木で、先ほどの4.5とか2.5とか数字がありましたけども、そういう範囲にあるものについては、市は除去することができると。その場合には、所有者に追ってその旨を通知すれば済むんだというようなことを一般則として規定し、どうしても自分でやりたい方は、その旨を市に言ってくれと、そういうようなことを規定するということで、大分物事の処理のスピードが上がっていくと思いますし、またそのことによって今まで若干グレーになっている部分も安心して行えるというようなこともあるのではなかろうかなというふうに思わせていただいているわけであります。

これに加えて、側溝についても私も個々の現場は全部見てませんけども、個々の御要望について、道路のパトロール部隊につながるようにお話をした結果、結構早い便に側溝の処理ができていたといったこともあって、なかなかよくやっていたというふうに思っておりますので、まずは申し上げたパトロールではなくて作業部隊なんだということを腹に置いた上で、その作業が合法的に、よりやりやすくするような体制をどうつくるかということに、先ほど申し上げた条例等の考え方もあるのかなと、ずっと頭の中で思っております。研究してまいりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7 番（角南 良雄君）

じゃあ、総括させていただきます。

市長の前向きな答弁かと思いますが、条例等やっていただきたいなと思います。

令和2年度に道路パトロールによる倒木の対応、枝切り等、件数が396件ということで頑張っておられるなと思いますので、今後ともよろしく願いしたいと思います。市内の全市道が数年後には青空が見える市道になることを期待して、この項を終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

それでは続けて、4項目めに進んでください。

7 番（角南 良雄君）

4項目めの特産館みまさかと農業者支援について質問に入ります。

特産館みまさかへ多くの市内、市外の方が出荷されていると思いますが、市内、市外の登録されている方の年齢層、専業農家と兼業農家の数、出荷種別及び金額、市の関わり方についてお尋ねいたします。

恐らく高齢者の方も多くおられると思いますが、自分で育てた野菜や果樹などを出荷し、

収入を得ることで生きがいとなり、高齢者の健康づくりにもつながっていくのではないのでしょうか。また、医療費の軽減にもつながっていくものではないのでしょうか。担当部署の御意見をお聞かせください。

特産館みまさかへの出荷の数量及び種類が増加することが、特産館みまさかの事業拡大にもつながるのではないのでしょうか。また、健康づくりや生きがいにもなっていくことを踏まえ、特産館みまさかの事業拡大を見据えて、農業者への支援のお考えはないのでしょうか。午前中の山本真樹議員に対する答弁と重なる部分があると思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、高齢化が進む中、農地の維持管理のため、農業用排水路、農道、農地などののり面の草刈り、用排水路の掃除などを地域の共同作業として毎年行っていますが、このことに対して補助する制度があるそうですが、できるだけ詳しく分かりやすく教えてください。また、現状で市内の参加予定地域がどのくらいあるのでしょうか。

次に、農地中間管理機構、農地バンクの制度の概略と現状についてお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、特産館みまさかの内容からでございますが、美作市が出資している株式会社特産館みまさかに出荷者登録をしていただきますと、自らが生産した農林産物などを道の駅彩菜茶屋、または彩菜みまさか箕面彩都店で販売することができます。

同社の資料によりますと、令和２年度に出荷登録者から出荷された青果の売上高は６億８,９００万円で、前年度に比べ４,４００万円、６.８％の増となっております。令和２年度において出荷いただいた出荷登録者は８８６組で、そのうち市内が５５４組、６２.５％、市外３２４組、３７.５％となっております。年齢層についてのデータはありませんが、高齢者の方が多い傾向にあり、専業農家、兼業農家については把握ができておりません。出荷された品目につきましては、ピオーネ、シャインマスカットをはじめとするブドウ、トマト、イチゴ、シイタケ、キュウリ、里芋、アスパラガスなどが売上額で上位となっております。

市の関わり方につきましては、道の駅彩菜茶屋は同社の自主運営でございますが、箕面市の彩菜みまさかについては、市が店舗及び第１駐車場の借地料を負担しておりまして、同社が指定管理者として運営をしております。なお、第２駐車場の借地料は同社が負担をしておりますが、これに加えて令和４年度から、第１駐車場の借地料の一部として年間９６万円を御負担いただくことになりました。株主への出資配当金ではなく、借地料の負担を増やしていただくということになりました。同社には、市内の農業者のための施設であるということを忘れずに経営を続けていただきたいというふうに考えております。

次に、高齢者の健康づくりと生きがい対策としてということでございますが、自分で育てた野菜や果樹などを直売所に出荷し収入を得ることは、議員お考えのとおり生きがいとなり、健康づくりにつながっていると思います。市内には幾つか直売施設がありますが、自分の生産したもので収入を得るためにいろいろと考えて生産に取り組むことは、とても有意義なことだと思います。

特産館みまさかでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、栽培技術講習会などの開催を見合わせておりますが、感染対策に注意しながら営業を続けており、より売上げを増やした

いと取り組んでおります。そのためには、箕面彩都店の販売状況などを出荷者に対して情報提供することで、売れる農産物の生産や、より無駄のない生産につなげていくことが課題の一つであると考えています。

次に、日本型直接支払制度と農地中間管理機構の内容でございますが、本市では、日本型直接支払制度のうち、多面的機能支払交付金事業の広域活動組織設立を進めております。

この事業は、農業や農村の有する多面的機能を維持し、農村環境の保全と向上を図るための地域の共同活動を支援するもので、対象となる農用地面積に応じて交付金額の上限が設定されております。農地維持支払というメニューでは、10アール当たり、田で3,000円、畑で2,000円が上限となっております。対象農地を耕作もしくは維持管理していく上で一体的に管理が必要なため池や農道の草刈り、農業用水路の泥上げといった共同活動に対して、その対価を作業日当と必要経費などとしてお支払いをするものでございます。

また、この事業には、水路、農道の軽微な補修や老朽化した水路、農道の長寿命化のための補修などの経費を負担する資源向上支払というメニューもございます。この事業は、事務の負担が大きいという理由から敬遠されておりましたが、広域活動組織に参加いただくことで事務負担を軽減したいと考えておまして、9月3日までに77の自治会から参加の意向をいただいております。現在、回収率が約75%という状況でございます。

農地中間管理事業は、離農や規模を縮小される農家から、農地を担い手の方に集約し、農地の有効利用と農業経営の効率化を図ろうとするもので、農地中間管理機構が農地の出し手と受け手を結びつける役割をしております。現状としましては、令和2年度末までに貸付申込み481件、151.6ヘクタールに対して、貸付決定が266件、103.9ヘクタールで、面積で見た契約率は68.5%で、前年度末に比べ0.6%の増となっております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

2回目の質問に入ります。

株式会社特産館みまさかに美作市として出資しているということですが、どのくらい出資しているのか、全体のどのくらいの割合でしょうか。

次に、出荷登録者の60%余りで554組が市内の方とのことですが、思ったよりも市内の割合が少ないのかなと思います。その割合を増加させるために、また特産館みまさかの事業拡大のためにも市内の出荷者を対象にした支援策はないでしょうか。答弁にもありましたが、収入を得ることで生きがいとなり、健康づくりにつながっているとお考えのようですので、来年度予算に向けて検討いただきたい。

答弁では、市内に幾つか直売施設があるようですが、お知らせください。

次に、日本型直接支払制度ですが、田で10アール3,000円、畑で10アール当たり2,000円が上限ということですが、農用地であれば対象ということでしょうか。

答弁にもあるように、ため池や農道の草刈り、農業用排水路の泥上げなどは、どの地域でもふだんから実施していることで、そのことに助成していただくのであれば、この制度を全地域で参加していただきたいと考えます。答弁では、事務の負担が大きいという理由から敬遠されているので、事務の負担を軽減したいと考えているとのことですが、広域活動組織に参加することで以前よりどのように軽減されるのか、分かりにくいので丁寧に教えていた

だきたい。

次に、農地中間管理事業では、貸付申込み481件の55%、筆数1,239筆の62%、面積104ヘクタールの69%の契約率になっているとのことですが、契約できない方へはどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

まず、特産館みまさかでございますが、この株式会社の資本金は9,800万円で、そのうち当市が9,300万円、94.9%出資しております。

市内出荷者を対象とした支援策ということでございますが、市内には市関わった直売施設として、大原地域の武蔵の里楽市楽座、現在は休業中で月1回の朝市を開催ということでございます。それから、作東地域には作東吉野きんちやい館、英田地域のふるさと旬味あいだ館がございます。このほかにも農協の店舗やスーパーマーケットに地元産の農産物の販売スペースが設けられております。また、無人の直売所もありまして、生産者がそれぞれ直売所を選択して出荷をされております。

株式会社特産館みまさかには、農林産物を安全な商品として出荷していただく必要があることから、栽培技術講習会などを開催しながら、新規出荷者を勧誘していただきたいというふうに考えております。直売施設へのお荷を増やすことは、農地の保全につながります。また、ECサイトで販売する方法もございます。市としても、生産出荷量が増えるように支援策を検討してまいりたいというふうに思います。

次に、日本型直接支払制度の対象となる農用地でございますが、これは農業振興地域内のものに限られます。

また、多面的機能支払交付金事業について、事務の負担を軽減するというところでございますが、これは国に提出する事業計画書や実施状況報告書などの作成を代行することで、面倒な書類作成という事務負担の軽減を図ろうとするものでございます。農地中間管理事業についてですが、マッチングが成立しなかった場合、農地中間管理機構の貸付希望リストというものがございますが、このリストに2年間登録されておまして、リストはホームページで公開されております。その間、市のほうから借受け希望者に情報提供をするなど、マッチングを行います。それでもマッチングが成立しなかった場合は、農地の出し手の意向を改めて確認しまして、希望されればさらに2年間、貸付希望リストに登録してマッチングを続けていきます。

なお、令和2年度から、岡山県農地中間管理機構の専門員が当市に駐在しておまして、市と連携して貸付希望者と借受け希望者とのきめ細かな調整などに対応をしていただいているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

総括させていただきます。

株式会社特産館みまさかの資本金の95%を出資しているということですので、積極的に支

援していただきたいと思います。また、他の市が関わった直売施設についても同様に支援をしていただきたいと考えます。

次に、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金事業では、事業計画書や実施状況報告書などの作成を代行することで面倒な書類作成の事務の負担の軽減を図るということですが、地域にとってメリットのある事業だと考えます。多くの地域が参加するよう努力していただきたいと思いますが、現在75%ということで、ちょっとびっくりしました。もっと少ないのかなと思っておりました。

次に、農地中間管理事業ですが、うまくマッチングしなかった方についても、答弁のとおり貸付希望者と借受け希望者とのきめ細かな調整をしていただき、耕作放棄地を少なくするためにも100%に近い数字を目指して頑張っていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

最後に、米の価格が大きく下落しているように聞きます。原因はコロナ禍だと思いますが、市としてもコロナ対策支援として検討をお願いして、9月定例議会の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号7番角南良雄議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時02分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、通告順番12番、議席番号2番神原一寿議員の発言を許可いたします。

神原議員。

2番（神原 一寿君）〔質問席〕

議長より発言許可をいただきましたので、令和3年9月美作市定例会一般質問をさせていただきます。通告順番12番、議席番号2番神原一寿です。よろしくお願いいたします。

さて、コロナ禍の影響で1年延期で始まった東京オリンピック・パラリンピックも終わり、また度重なる雨天順延があった全国高校野球甲子園大会も終わりました。東京オリンピック・パラリンピックでは、世界各国の選手との熱戦の中、日本人選手の活躍がたくさんの感動を日本国民全員に与えてくれました。また、全国高校野球甲子園大会では、雨の中の対戦や度重なる雨天順延の中、決勝に勝ち上がったのは兄弟校の智辯和歌山と智辯学園でした。この両校は修学旅行も一緒に行くほど仲よい学校だとお伺いします。試合では、智辯和歌山に軍配が上がりましたが、まれに見る決勝戦での対戦でした。これもまた東京オリンピック・パラリンピックと同じようにたくさんの見どころがあり、記憶に残る決勝戦になりました。この感動を胸に私は地域の方々の声をしっかり市政へ代弁できるよう努めてまいります。

本日は、3項目の質問をさせていただきます。

1 項目、6 月定例会からの継続質問ですが、閉園、休園後の保育園、幼稚園の在り方について、2 項目、有害鳥獣対策について、3 項目、危機管理対策について、以上の項目について質疑させていただきます。

それでは、1 項目めに入ります。

閉園、休園後の保育園、幼稚園の在り方について。6 月定例会からの継続質問です。

閉園した旧大原保育園、旧大吉保育園、また休園中の東栗倉幼稚園ですが、今どのような状態で、これからどう進んでいくのでしょうか。今年から来年にかけての行程になると思いますが、今後の行程がどう進むのか、現段階で分かる限り詳しく教えていただけると地域の皆様が安心されると思います。

また、閉園後の各保育園には、まだまだ使用できる備品など、数多くの物品があると伺いました。これら数多くの備品ですが、むさしこども園でこれからも使用していくのでしょうか。まだ使用できるが、新しく購入し、不要になった備品があるとも伺います。この備品を少しでも資産にするため、市内の企業や地域の皆様が園内で備品を見ていただきながらオークションなどしてみたいかでしょうか。

市内企業、地域で賄い切れない場合は、児童園などへの寄附も考えていただければ、教育に携わっておられる方々が喜ばれると思います。一つ一つの備品は市民の皆様の大切な税金で購入しています。少しでも資産に、次につながる取組にいただけるとよいのではないのでしょうか。

そして、地域の方々が心配しているのが、解体事業のことです。閉園保育園の解体工事を着工するに当たり、近隣には多くの地域の方々が住んでおられます。解体工事の安全性、また騒音対策は十分にいただけるのでしょうか。現在閉園、休園後の保育園、幼稚園はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

イ、ロ、ハとして、閉園、休園後の保育園、幼稚園の今後の行程はどのようなになっているのでしょうか。閉園後の保育園の備品は今後どうなるのでしょうか。閉園保育園の解体工事に当たり、近隣の皆様への安全・安心、また騒音などの問題は大丈夫なのでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

教育委員会からは、東栗倉幼稚園の休園、廃園について答弁いたします。

東栗倉幼稚園につきましては、入園希望者がいないため、平成31年度から休園としております。入園希望者があれば開園できる状態で管理をしておりましたが、東栗倉小学校の統合廃校と併せまして、統合推進協議会の中で東栗倉幼稚園の廃園に向けての協議も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、閉園後の保育園の在り方について答弁させていただきます。

まず、この3月で閉園し、現在、普通財産となっております大原保育園、大吉保育園の今後の行程について説明をさせていただきます。

まず、大吉保育園につきましては、建物をシルバー人材センター及び読み聞かせを行うボランティアサークルに貸し付けており、それぞれ事務所や活動の場として使用していただいております。6月議会の一般質問で、園庭を開放することで、既存の遊具を含め、地域の方々に使っていただく予定と答弁をしておりましたが、その後、大吉地区自治振興協議会から、すぐ近くにある大吉コミュニティーに遊具があることや、管理の面で園庭開放は望まないとの御意見をいただき、開放には至っていない状況でございます。

次に、大原保育園ですが、地元古町自治区や大原地区自治振興協議会からの御要望を踏まえ、解体することとし、現在、設計業務を行っております。設計業務終了後、本年12月議会で解体工事に要する経費を予算計上し、御議決いただければ年明けには発注、今年度内には解体を終える予定となっております。

次に、両保育園の備品等についてでございますが、まずはむさしこども園で使用できるものは、むさしこども園に移しております。その後、教育委員会が市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校に呼びかけ、それぞれ必要なものを持ち帰っていただいております。大型のエアコンにつきましては、公民館等で老朽化したものと入替えを行っている状況でございます。

残った備品についてでございますが、大吉保育園については、シルバー人材センター等に貸付けておりますので、使用を希望されるものについては活用いただいております。

大原保育園につきましては、業務用厨房機器等については公売を行うこととし、現在、インターネットを使った官公庁オークションに出品をしております。オークションに出品以外の物品については、大原地区自治振興協議会や社会福祉協議会等に必要なものがあるかどうか確認をしていただく予定にしております。個人的にはお譲りはできませんけれども、地域で使用されるものがあれば、そのときにお申し出いただき、御活用いただければと考えております。

次に、解体工事に関する質問でございます。

今年度、大原地域では、閉園した大原、大野、讃甘保育園の解体工事を行います。今後、工事発注を随時行いますが、業者決定後につきましては、安全管理を徹底することはもちろん、地域住民に御迷惑をかけないよう、可能な限り時期や時間帯に配慮した工事となるよう、工事監理を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

2回目の質問です。

最終的に残った備品については公売を行うこととし、現在インターネットを使った官公庁オークションに出品していますとありますが、地域で備品を使いたい、インターネットが使えず、実物を見て購入したいという要望があれば、どう対応していただけるのでしょうか。

また、ちょっとこのインターネットを使った官公庁のオークションというものですが、実際、私は開いてやってみたのですが、なかなか難しいものです。高齢者にとってはどうしても欲しいというものがなきにしもあらずだと思いますが、どう対応していただけるのでしょ

うか、答弁よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（春名 竜也君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

まず初めに、物品につきまして、ただいま公売、インターネットでオークションをさせていただいております。このことにつきましては、公売でインターネットを使用するということは、広く購入希望者を募ることができて、先ほどから議員のほうも御指摘のあった市の財産を少しでも高く売却したいということから行っております。

先ほどの繰り返しになるんですが、当然オークションにつきましてはインターネットでさせていただいております。現物を見て、その場で購入とかというのはなかなかできない状態ではございます。

今後のオークションの予定でございますが、インターネット上でございますが、参加申込みは9月3日から9月21日までで、入札期間が10月5日から10月12日となっておりますけれども、その前段としての下見会がございます。これは参加申込みの有無にかかわらず、下見会として実物を見ていただくようにしております。この日にちが9月9日、9月10日、予約制でございます。担当が総務部の管財課が窓口でございます。こちらのほうに予約をしていただければと思います。

それから、先ほども議員のほうからお話がありましたけれども、インターネットでなかなか不慣れな方は難しいということがございます。もし仮にオークション出品の購入について、住民の方から議員に御相談が寄せられましたら、サポートいただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2番（神原 一寿君）

ありがとうございます。私もなるべくサポートできるよう心がけてまいります。

3回目ですが、これはお願いに当たります。

閉園した大原保育園、大野保育園、讃甘保育園の解体工事を行うことになりますが、近隣には多くの方々が住んでおられます。これから事業者は決定されますが、徹底した安全管理をしていただいて、地域の方々が安心・安全に生活できるよう、よろしく願いいたします。これにつきまして答弁は結構です。ありがとうございます。

総括させていただきます。

6月定例会からの継続質問になりましたが、閉園、休園後の保育園、幼稚園を少しでも早く公園、憩いの場として利用できるよう取り組んでいただけるとありがたいと思います。地域の皆様の声、子育て世代の方々の声が届きますよう、よろしく願いいたします。

これで1項目めを終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに進んでください。

2番（神原 一寿君）

続きまして、2項目に入ります。

有害鳥獣対策について。

今まさに実り、収穫の秋、丹精込めて作った作物を収穫する時期になりました。一生懸命育てた作物を収穫し、食べる楽しみ、また良品が育ち、売る楽しみ、たくさんの作物が生活の糧になっています。その生活の糧が有害鳥獣の被害により農林業の方、小作、自作菜園の方々が悲痛な思いをしています。そこで、毎年多くの有害鳥獣を市民の皆様や駆除対策関係者の方々に数多く有害鳥獣の対策をされてきました。この有害鳥獣対策ですが、将来に向けた対策や補助金制度の在り方についてどうお考えでしょうか。

また、他の自治体と比べ、美作市の駆除の成果やこれからの対策、対応、また新たな駆除の方法などあればよいと思います。サギやカワウが多く、イノシシや鹿対策に比べると、まだまだ対策が追いついていないように感じます。一昔前に比べると、サギ、カワウが増え、川に魚の姿が見えなくなりました。漁業組合や養魚場、また釣り愛好家の方々が非常に悲しんでおられます。現在、有害鳥獣対策補助金制度がありますが、物品に対してだけの補助金制度です。山あいでは防護柵を設置するにも困難な場所があり、設置業者に頼まなければならないという声も聞きます。今現在、農地、田畑を所有しているのは高齢者の方々が多く、有害鳥獣の防護柵設置作業が非常に大変だと伺います。大手農業生産者の方々も人手不足で、毎日大変だとしています。これから将来に向け、新たな補助金制度の見直しがあればと願います。

また、捕獲、駆除した有害鳥獣ですが、美作市の特例品として今以上の商品化に向け、これから取り組んでいけないでしょうか。

現在、ジビエの加工品などがありますが、ジビエの精肉、冷凍肉として販売やふるさと納税返礼品に登録して、返礼品として商品化してはいかがでしょうか。

また、小学校、中学校など、学校給食へ使ってみてはいかがでしょう。

それでは、2項目めの質問に入ります。

現在の有害鳥獣対策と、これからの新たな対策や補助金制度に対する考えはどのように思われますか。

イ、ロ、ハとして、現在有害鳥獣対策の成果は、他の自治体と比べ、どのようになっているのでしょうか。また、新たな対策はあるのでしょうか。有害鳥獣対策に補助金制度がありますが、現在物品に対しての補助金制度ですが、この補助金制度の在り方について、今後新たな制度や取組はあるのでしょうか。ジビエの活用方法は、現在どのようになっているのでしょうか、答弁お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

有害鳥獣対策についてでございます。

まず、現在の有害鳥獣対策の成果とか新たな対策ということでございますが、有害鳥獣対策では、有害鳥獣の捕獲と、農作物などを鳥獣から守る防護に取り組んでおります。

まず、捕獲については、年間を通じて美作市猟友会に有害鳥獣駆除許可を出しており、本市の令和2年度の捕獲頭数は、ニホンジカ5,112頭で、前年度に比べまして240頭、4.9%の増、イノシシは1,274頭で、前年度に比べまして385頭、23.2%の減となりました。同じ県北の津山市の令和2年度の状況は、ニホンジカ1,438頭で、前年度に比べ195頭、15.7%の増、

イノシシ1,267頭で、前年度に比べ187頭、12.9%の減。同じく真庭市では、ニホンジカ638頭で、前年度に比べ115頭、22.0%の増、イノシシ3,196頭で、前年度に比べ477頭、17.5%の増とお聞きしております。同じ県北でも生息状況が異なっておりますが、ニホンジカの捕獲頭数は増えている状況でございます。

次に、防護について、農作物鳥獣害防止対策防護柵設置事業で国庫補助対象事業、これは資材費10割補助でございますが、この国庫補助事業のほか、当市では資材費の7割を上限に補助しておりますが、津山市では5割補助で上限10万円、真庭市は5割補助というふうにお聞きしております。

今後も捕獲と防護を進めていきたいと考えておりまして、有害鳥獣の捕獲については、実績に応じた奨励金の支給を基本に考えております。

なお、令和3年度からカラスを対象鳥獣に加えております。カワウ、サギ類については、河川にいることなどから、なかなか駆除ができていない状況にあります。そのため、吉野川漁業協同組合に動物駆逐用火火による追い払いに取り組んでいただくよう勧めております。

次に、物品に対しての補助金の在り方といったことでございますが、防護については資材費を補助対象とし、設置は地元でとしております。ただし、設置の補助の在り方は、今後検討が必要だというふうに考えております。

次に、ジビエの活用方法ということですが、ジビエについては、新型コロナウイルス感染症の影響で外食需要が減少している状況ですが、本市の獣肉処理施設は令和3年7月に、衛生的で安心・安全なジビエを提供する施設として、国の国産ジビエ認証を取得しました。認証を取得したことで、一般社団法人日本ジビエ振興協会が進める国産ジビエセンター事業を通じて、大手ハンバーガーチェーンなどに鹿肉を供給することになりました。

ふるさと納税返礼品としては、獣肉処理施設の肉加工品として、市内の事業者の方がギョーザとカレーを登録されています。精肉としての登録は、国産ジビエ認証を取得したことから、指定管理者に検討いただいております。

また、学校給食での使用についても、認証を取得したことから御検討いただきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

2回目の質問です。

美作市の令和2年度の捕獲頭数は、ニホンジカ5,112頭、前年度に比べ240頭の増、イノシシは1,274頭で、前年度に比べマイナス385頭減とあります。同じ県北の津山市や真庭市も若干数違いはありますが、似たような数になっています。また、カワウ、サギについては、なかなか駆除ができないようですが、有害鳥獣対策に補助金制度の補助金の増額を今後検討していただき、カワウ、サギ類の捕獲数アップにつなげていけないでしょうか、答弁お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

現在、カワウ、サギ類の捕獲奨励金は、1羽当たり、市から1,000円、吉野川漁協から2,000円で、合計3,000円となっております。年間を通じて猟友会に駆除をお願いしておりますが、対象鳥類が河川にいて、民家や道路が近いことから、なかなか駆除ができず、成果が上がらない状況にあります。

また、張り網という猟具がございますが、張りっ放しにして使用するということが禁止されておりまして、常に人が操作していなければならないということになっております。また、張り網の一つで、かすみ網というものが過去にございましたが、現在はその使用だけでなく、所持及び販売も禁止されているという状況でございます。

補助金の増額をとということですが、カワウ、サギ類の駆除について、より成果が上がるように猟友会、それから吉野川漁協と協議を行いながら、方策を探っていきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

3回目の質問をさせていただきます。

防護柵について、資材費を補助対策とし、設置は地元でとありますが、農林業者の方々、小作、自宅菜園とされている方々は高齢者の方が多いと伺います。防護資材を設置するのがとても大変、また山あいでの設置作業は困難極まりないとのこと。防護資材、設置に対する補助金の在り方はどのように検討いただけるのでしょうか、答弁お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

3回目の答弁をさせていただきます。

防護資材の設置補助といったことですが、まず防護柵の国庫補助事業では、現在資材費100%ということで補助をしております。国の補助には、設置費が補助対象となる委託施工という補助メニューもございますが、こちらは補助率が2分の1以内となることから、より地元負担が少ない資材費の補助をしているという状況であります。

また現在、農業政策課のほうで多面的機能支払交付金事業の広域組織設立に取り組んでおります。防護柵の設置を地域の共同作業として行った場合に、この多面的機能支払交付金事業によって作業日当などを支給することができないかというふうに考えておりますが、国庫補助事業では、設置後の管理作業は対象となりますが、設置作業は資材と重複した補助になるということで対象とすることができません。ですが、市の補助事業分、資材費70%補助では設置作業を地域の共同作業として行っていただくことで、作業日当などを支給することができるというふうに考えております。

また、獣害対策につきましては、地域ぐるみの対策が重要でございます。設置補助については、防護柵の設置によりまして、地域の中心となる担い手に農地の集約が進んでいくとか、耕作放棄地が減少するなどの事業効果も検討しながら補助制度を検討していく必要があるというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2 番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

それでは、総括させていただきます。

今までも有害鳥獣対策で県や自治体、また関係者の方々が毎年毎年一生懸命取り組んでいただいていると思います。これから将来に向け、自治体、関係者の方々、また地域の皆様に将来に向けた対策や補助金制度の給付に関して将来につながる方向で取り組んでいただけると、市民の皆様の安心・安全な生活や農業関係者の皆様が安心して四季折々の作物を作っていただけるとと思います。一日も早い新たな対策、取組をよろしくお願いいたします。

これで2項目めを終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、3項目めに進んでください。

2 番（神原 一寿君）

それでは最後、3項目めの質問に入ります。

危機管理対策について。

現在の危機管理の情報の確認の在り方ですが、河川カメラや水位メーターが見にくく、確認しにくいのではないのでしょうか。各地域の水位メーターが小さ過ぎ全く見えない、どこまで水位が上がっているのか分からないなど、不安視する地域の方々の声が上がっています。

例えば赤、黄、青、全国共通、誰が見ても分かる信号機と同じ色で危険度水位を堤防や橋桁に色づけしてみてはいかがでしょうか。本当に誰が見ても分かるはずです。大きく見やすく確認できる河川カメラや水位メーターになると、地域の方々も安心・安全で生活が送れることでしょう。

また、土砂災害対策ですが、山あいなど危険な場所が多くあるように伺います。いま一度、市内各地域から情報を集め、対策、対応をお願いいたします。

7月の長雨で熱海市が大きな土砂災害に遭いました。また、全国でも長雨による災害が起きています。このような災害が起こる前にしっかりとした対策、対応、また新たな対策に取り組んでいただけるとありがたいと思います。

美作市においても、7月、8月の長雨、またゲリラ豪雨により河川の水位が上がり、氾濫の危険や土砂災害の危険がありました。地域の方々が避難し、眠れぬ夜になりました。これからの危機管理対策についてどのようにお考えでしょうか。

イ、ロとして、河川カメラの位置や方向、また水位メーターが小さく、画像や水位メーターが見にくいのではないのでしょうか。土砂災害の起こりそうな場所を、自治体、地域の皆様に協力し早急に危険場所を見つけ出し、早め早めの対応が必要だと思います。今度、どのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

まず、河川の監視カメラでございます。美作市が設置しております河川の監視カメラは19か所ございまして、美作市のホームページ、公式アプリ、みまちゃんネルのデータ放送で

確認することができます。また、岡山県の設置につきましても市内に4か所ございまして、岡山県の防災ポータルや国土交通省の川の防災情報などのホームページで、市の映像と併せて見るすることができます。

河川カメラは平成21年の豪雨災害を機に設置した後に、去年は赤外線カメラに交換したことで、以前よりは夜間の見やすさが向上したところでございます。しかし、クモの巣の影響でございまして、カメラの方向、水位板が見えない等の御意見も頂戴しておるところでございます。

御指摘のように、細かな水位を測るといったことが目的ではございませんので、護岸ブロック程度の大まかな目安があるほうが確認しやすいという状況もございます。設置場所に応じて今後検討していきたいというふうに思っております。河川カメラによる上流、下流の水位変化のほか、雨量データ、雨雲の動き、気象台の助言等を総合的に評価いたしまして、的確なタイミングで避難指示等の判断につなげてまいりたいと考えております。

次に、土砂災害の危険箇所でございます。こちらは土砂災害防止法によりまして岡山県が調査をし、警戒区域及び特別警戒区域の指定が進められており、美作市では去年の調査で一巡の指定が完了したところでございます。この指定が一巡したことから、新たな防災マップの作成ということで今年度取り組んでいるところでございます。

なお、新たな危険箇所や指定の見直しにつきましては、継続して行われるという予定でありまして、地域からの情報もいただき、調査、指定箇所の見直しにつなげていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2番（神原 一寿君）

2回目の質問です。

美作市が設置する河川監視カメラは19か所あり、美作市のホームページ、公式アプリ、みまちゃんネルで確認できます。また去年、赤外線カメラに交換したとありますが、カメラを交換していただいて見やすくなり、ありがたく思うところです。しかしながら、夜になるとなかなか見えにくいのが現実です。豪雨のときに、このカメラを見て安全・安心を確認される市民の方々が多くおられます。どのカメラを見ても水位がどこまで上がっているのか分かりかねる河川カメラばかりです。今以上に見やすく水位がはっきり分かるような対策はないのでしょうか。答弁お願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

従前のカメラにつきましては、ドーム型のカバーがついてございまして、それにつく水滴でありますとか、夜間の照明が雨に反射してなかなか見えにくいといった場面がございました。そういった部分については、赤外線カメラになりまして大分改善されたと思っておりますが、一方で非常にクモの巣がつくことが多くございます。度々これの掃除ということで出向しているところでございますが、なかなかちょっと追いついていないような状況もございます。

それから、カメラの撮影範囲でございますが、こちらについては周辺の家屋のプライバシー

一にも配慮する必要があるがございます。こういったこともございますので、状況をよく理解されており、また地域の自主防災会や近隣の家屋の方々の御意見もいただきながら、撮影範囲であるとか、先ほど御指摘いただいた水盤を大きくといったようなことの調整を進めていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2 番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

では、3 回目の質問です。

土砂災害の危険箇所は、岡山県が調査し、警戒区域、特別警戒区域の指定が進められ、美作市では昨年の調査で1 次の指定が完了とのことですが、美作市各地域では、砂防ダムなど、土砂災害を防ぐ対策をいち早くしていただきたいという声が多くありますが、この対策、対応はどれくらいの期間で完了するのでしょうかかなんですが、多分ちょっと完了するというのは難しいんですが、大体どれくらい、パーセンテージでも構いません、御答弁いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

土砂災害の危険箇所に対する対策でございますが、国土交通省の急傾斜地崩壊対策事業、また砂防事業、ほかに農林水産省の関係では、治山事業などが条件により様々な事業で展開されております。ただ、市内には1,565か所が現在指定されておりまして、警戒区域の全てを実施するというのは膨大な時間と費用が予想されております。そういったことから、緊急性に応じて必要な対策が順次進められているというところでございますが、本日、さきの答弁でもありましたように、現在、急傾斜地については市内で2 か所、それから砂防事業については5 か所、こういったものも大体5 年単位ぐらいのスパンで行っていくということで、非常に長期的な対策ということが見込まれます。そのために、まずは住民の生命を守るというために危険箇所を周知し、警戒避難体制であるとか、建築をする場合に対策を求める規制、こういったことで、いわゆるソフト対策を推進するといった目的で警戒区域、特別警戒区域が指定されたものでございます。今後、防災マップ等でそういった部分を啓発していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

神原議員。

2 番（神原 一寿君）

ありがとうございます。

それでは、総括させていただきます。

長雨、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害、その他の災害は地域の皆様の生活に支障を来します。安心・安全な生活ができるよう、今、雨が降らないこの時期からいち早い対策、対応に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、最後に1 項目、2 項目、3 項目のまとめです。

これから自治体、地域での有害鳥獣対策、危機管理対策の取組は美作市にとって必要不可欠

欠です。何が欠けてもいけません。地域の皆様の安心・安全な生活ができる地域でなければなりません。閉園保育園の問題や有害鳥獣対策、危機管理対策において、地域の皆様のためによりよい対策、対応をしていただけることを願います。よろしくお願いいたします。

以上、3項目の質疑を終わらせていただきます。議席番号2番神原一寿、令和3年9月美作市定例会一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号2番神原一寿議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時52分 延会

令和3年9月7日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程（5日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月7日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（認定第4号～認定第16号、議案第54号～議案第66号）

日程第3 請願・陳情について

請願第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

請願第4号 特別支援学校を作東地域に設置する請願

請願第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農林政策部長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都市整備部長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にしてくださいようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言の許可をいたします。

通告順番13番、議席番号6番新免仁憲議員の発言を許可いたします。

新免議員。

6番（新免 仁憲君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから通告順番13番、議席番号6番新免仁憲の令和3年9月定例議会の一般質問を始めさせていただきます。

一昨日、パラリンピック閉会を迎え、長かった大イベントが全て終了いたしました。たくさんの感動をありがとうという声をかき消すかのように、菅総理の退陣意向表明には、なぜこのタイミングと疑問に思いました。開催することにこだわり、あれほど苦労して開催したオリンピック・パラリンピックだったのに、そのときの強い思いはどこへ行ったのかと疑ってしまうのは私だけでしょうか。せめて、四、五日延ばすべきだったと思いました。

ところで、世の中コロナ感染がまだまだ収束の気配どころではないのですが、最近いろいろなエビデンスも出てきました。高齢者の重症化率が高いのと、若者の重症化率が低いその差は免疫力にあるのではないかと言われています。もともと人間には、自然界にある数十万とも数百万とも言われる細菌やウイルスを体内に取り込んでも発症しないように防御能力が備わっていて、分かりやすい例でいくと、赤ちゃんは何でもなめたり口にしたりしますが、毒ではない限り体に影響がないようにつくられて生まれてきます。成長するに従って、食べ物や生活環境に左右され、基礎免疫力に差が出てくると言われています。特に、食が大きく左右するのではないかと、日々口にしている食べ物の差が免疫力の差と言われています。保存の利く出来上がった料理、例えばレトルト食品やインスタント食品、全ての食品ではないですが、たくさんの化学調味料や保存料が使われ、便利な代わりに健康被害へのリスクも高くなっていると随分前から報告されています。

コロナで、またワクチン接種で副反応に苦しんでいる方や亡くなられた方には大変お気の毒ですが、その比ではないぐらい、今の日本でがんで亡くなる方が多いのには驚かされま

す。なんと1年間で39万人です。これはがんを患う人ではありません。がんで亡くなられる方が39万人です。この数は日本の都市ランキング51番目の大阪府吹田市の人口とほぼ同じです。毎年がんによって、吹田市の人口と同じ39万人が消えていくわけです。大変恐ろしいことです。もちろん、コロナも異常事態ではありますが、実はがんこそ異常事態と言えます。日本人にとって最大の健康課題だと断言できます。

日本では右肩上がりに増えているがん発症者、がんでの死亡者数は、諸外国では早くから対策し、大きく減少しています。それは、食品添加物の見直しが大きな要因と言われています。悪い意味で世界一と言われている食品添加物の使用率、使用量を改善しないことには、がんで亡くなる方は減少するどころか、これからも増えていくと予測されています。

話は変わりますが、私ほうでは家庭菜園がないので、随分前から野菜は彩菜茶屋をはじめ、近くの八百屋さんや無人販売所をよく利用しています。地元産の新鮮な季節の野菜がたくさんあり、よく利用し、おいしくいただいております。美作で育った新鮮な野菜や食材、シンプルで体によい食品が格安で購入できるのは大変魅力です。昔から地産地消が体には一番いいと言っていますが、我が家では特に、野菜に関してはほぼ地元産をいただいております。おかげさまで家族は大病もなく健康体を維持しています。スーパーに並んでいる野菜や食品とは違う、美作産特有のおいしさがありますし、生産者さんの顔が見える安心感と、何より地元の収益にもつながります。今では海外の野菜も店頭に並ぶ時代ですが、日本の四季に取れるそれぞれの野菜には意味があり、昔から言われている季節野菜を口にするによって体調管理ができるようになっていいると、そういうことをいま一度見直し、ぜひ市民の皆さんも季節野菜を食す地産地消で、コロナやがんに負けないさらなる基礎免疫力アップを目指し、少々のウイルスには負けない強い体をつくっていきましょう。ということで、ちょっと前段が多くなりましたけれども、それでは本題に入らせていただきます。

今回の質問は4項目です。子育て支援について、県道作東大原線について、可燃ごみ収集について、緊急時の防災無線についての4項目です。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。

コロナ禍での出産応援策について。厚生労働省によりますと、コロナ禍以降の出生率が、近年までの緩やかな減少傾向にプラス若干減少していると報告がなされています。美作市も恐らく同調傾向にあるのではないかと思います。コロナ禍で誰しもが影響を受けている制限された日常生活や将来への不安が、これからしようとしている結婚、出産をちゅうちょ、先延ばしにせざるを得ない大きな要因ではないかと思えます。

美作市は、平成27年から子ども・子育て支援新制度がスタートしています。その中で、次代を担う子供の誕生を祝い、将来の健やかな成長を支援するために、出産祝い金等いろいろなプランが用意され、活用されています。また、昨年からは、コロナ禍での子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯を対象に支援を行っています。

ただ、世の中を大きく激変させたコロナ禍で、出産直後の方やこの後出産を控えている方、また今後出産を望んでおられる方にとって、将来に大きな不安があることは事実ですし、声も聞いています。少子・高齢化が加速している美作市において、人口を増やすということは簡単ではないことはよく分かっています。空き家対策等で、外からの移住や働く場所をつくる産業の充実ももちろん大切です。ここは、やはり基本に立ち返って、美作市で生まれ、育ち、そして働いて地元を支える立派な社会人になっていくようサポートすることこ

そ、本来ある地域の姿ではないかと思います。人口を少しでも減らさない、増やしていこうとするなら、美作で生まれ、育ってよかった、美作市は子育てするには優遇されていると認知していただけるよう工夫していくことが求められるのではないのでしょうか。今でもいろいろな支援を行っていますが、この大変なときだからこそ、その魅力的な追加支援はお考えではないのでしょうか。1回目の質問をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、失礼いたします。まず、子育て支援についてということで答弁のほうをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、速報値によりますと、令和2年の出生数については87万2,683人と、前年比2.9%減となっています。このほど政府でまとめられた令和3年版少子化社会対策白書においても、新型コロナが結婚行動や妊娠活動に影響を及ぼした可能性があるとして分析しており、対応としては、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備が必要だとしております。

美作市での子育て支援は、安心して妊娠、出産、子育てを行うために、保健師、母子保健コーディネーターなどが様々な相談に対応し、切れ目のない支援を行っています。出産前については、母子健康手帳の発行を子ども政策課、大原保健センター及び各総合支所で行っており、その時点で保健師が面接をしております。保健師が不在で面接ができなかった場合も、妊娠中の記録を記入していただき、体調や、妊娠しての心境などを御記入いただいたものを保健師が確認しています。面接や記録の内容で、家族環境、精神的な様子などで気になる点がある妊婦さんには、再度様子を伺うようにしております。また、妊婦健診実施医療機関からハイリスク妊婦連絡票を受ける場合もあります。その場合も、医療機関と連携を取りながら、個別支援を実施しています。また、コロナ禍で感染予防の観点から、母子保健事業に参加や訪問が困難になった場合、安心して相談ができるように、本年5月から電子親子手帳アプリにオンライン相談機能を追加しています。

妊産婦への補助制度としまして、産前産後ケア事業があります。この事業の中には、産前産後ヘルパー、母乳相談及び産後ケア入院延長があります。平成30年度より、産後1年以内の産婦に対して産後ヘルパー派遣を行っていましたが、令和2年度より、産前にもヘルパー派遣ができるように制度を拡充しております。具体的な内容は、身体的に負担が大きい妊産婦に対して、ヘルパーが自宅に訪問し、食事の準備、居室の掃除等の家事のお手伝いができるようにするものです。回数は、1回の出産で30回まで利用でき、多胎児の場合は45回利用が可能です。

次に、母乳相談は、産後ヘルパーと同じく平成30年からスタートしております。産後1年の方で母乳や育児について相談したい方に対して、助産師を派遣して相談や指導を行ってもらうものです。1回の出産で計3回まで利用できます。

最後に、産後ケア入院延長事業については、利用できるのは産後1年以内の産婦と赤ちゃんで、体調不良や育児不安が強いなど、出産後のサポートが必要な産婦が通常の入院期間を延長して、産院で母子のケアや育児指導などを受けることができるようにするものです。また、一旦退院してからでも、状況により再入院することにも対応します。事業は昨年度から

開始し、お子さんが多い家庭や育児サポートをしてくれる人のいない家庭、産後の不安を抱えている方などに特に好評を得ております。

また、不妊治療を受けられた御夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療支援事業を行っております。岡山県の補助制度と併用も可能となっております。

出生数や妊娠届の減少は美作市においても進んでおり、子育て支援において今以上のサポートについて今後も検討課題であると考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

今答弁を聞かせていただき、支援の重要性を再認識しております。3世代家庭ではクリアできることも、近年多い御夫婦2人での生活ですと、妊娠し、妊婦の段階から精神的または身体的につらい期間を過ごされることがあるかと思います。そのような状況でも、例えば保健師が体調や妊娠時の心境など、家庭環境や精神面での様子をうかがうことをしていることは、御本人にとっても不安の解消にもつながる大切なサポートだと思います。

また、産後1年以内の産婦に対して、ヘルパーが自宅に訪問し、食事の準備、居室の掃除等の家事のお手伝いを1回の出産で30回まで利用できることは、身体的な負担が大きい産婦にとってはありがたいことと感じられることでしょう。それ以外にも、出産祝い金など、産前産後サポートがあり、子育てしやすい切れ目のない支援を準備しているのは間違いないところです。

ただ、いろいろな支援を準備していても、中にはそれを使うとなると、出産して落ち着かないときに15日間以内に申請手続が必要ということであったり、中には負担金が必要なこともあります。このことは事前に詳しく伝えているのでしょうか。支援準備はしているが、複雑なやり取りが必要なら、利用しにくいと思われていないか。もし、アンケートがあれば判断しやすいと思います。実際に準備している支援をどれくらい使われているのか、認知されているのか。例えば、利用率を見たときに、支援によっては使いにくいと感じ、利用されていない、つまり妊産婦の目線で利用しやすく工夫がされているのかどうか。また、利用されていない支援があるのなら、改善もしくは他の支援に変えてみることも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、2回目の質問にお答えいたします。

妊娠届届出時や出生届届出時、赤ちゃん訪問時には、市が年度ごとに作成している美作市子育て支援ブックなどにより、子育てサービスや手当てについて説明をしております。特に、妊娠届提出の時点で、妊婦の方に体調、精神状態、生活面、家族親族などの協力体制、保健師等の訪問についてアンケートにお答えをいただき、サービスや支援が必要か否かなどの判断材料としております。結果、サービスや支援が必要とされる場合には、訪問などでさらに妊婦と接点を持つようにしております。また、妊産婦が利用しやすいよう、産婦人科とも連携し、必要な時期に必要な情報提供ができるように努めております。

昨年度は、約２割の妊産婦が産前産後ケアサービスを利用され、今年度についても８名の方が利用されております。このサービスは、妊産婦全ての方が利用できるものですが、特に支援が必要な方、育児をサポートする人の少ない家庭、産後の不安を抱えている方など、育児に困っている方に多く利用していただきたいと思っております。利用率だけではなくなかなか推しはかれない部分もございますが、その他の支援も含めまして、利用のないものに関しては改善を検討することは必要だと考えております。今後も、子育て支援についての情報を丁寧にお伝えし、妊産婦の方に利用しやすいサービスにしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員、３回目です。

６番（新免 仁憲君）

今後に生かし、充実したサービスを提供するには、実際に利用されている、またされた産婦の方々の御意見や御感想を聞くことは非常に大切な情報源だと思います。アンケートの中にいろいろと項目があると思いますが、それぞれに満足度を調べ、そういう項目があるのかどうか分かりませんが、ちまたではよくある満足度を１０段階くらいで調べてみるのも分かりやすい判断材料になるのではないかと思います。

切れ目のない支援が全てしっかり利用されているのか、準備はしているが利用されていないサービスがあるのではないのか、ではなぜ利用されていないのか、情報提供が不十分ではないかなど、あらゆる角度から検討をしてみる必要があるのではないのでしょうか。

その上で、このような追加支援策はいかがでしょうか。実は、先月、私ごとで大変恐縮ですが、東京にいる娘が３人目を出産しました。その際に、出産応援事業で大変助かっているよという声を聞き、美作市でもできるのではないかと考えました。コロナ禍において、子供を産み、育てることが厳しくなってきた家庭を応援、後押しするために、育児用品、これはレンタルではなくです。例えば、おむつ、お尻拭き、ベビーケア商品、ベビー服、幼児の絵本など、できれば消耗品が非常に助かるというふうに言っておりました。新生児１人当たり、これは例えですけれども、１０万円相当を提供するサービスです。現金での支援ではなく、地元企業さんに協力していただき、育児用品を購入するための支援を検討してみたいと思います。

また、近隣の市町村とも連携を取って、例えば商工会を通じてなど、それぞれの家庭環境に合った商品が選べるようにするというのも実用的であり、地元企業さんにも僅かかもしれませんがメリットがあるのではと思います。商品券ということも考えるところですが、あくまでも育児用品として利用していただきたい支援ですので、御検討をお願いします。なお、対象期間を１年では短過ぎると思いますので、２年ないし３年は欲しいところです。いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

サービスの満足度等、あと情報がちゃんと行っているか等、その辺はもう一度こちらとしても確認のほうをしていきたいと思っております。

あと、具体的な支援の事業のほうですが、これにつきましては今後の検討課題ということ

で検討させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員、総括です。

6 番（新免 仁憲君）

ありがとうございます。実際に、出産する、そして子育てしていくということは、産婦にとっても、そしてまた御家庭にとっても非常に大きな負担になることと思います。昔は3世代が同時に生活をする、そういう器の中で生活をしておりましたのであまり気にならなかったようなことが、今は2人だけの生活、ましてや旦那さんが日中は仕事で出ているというふうな御家庭が多分多いと思います。そういう意味でも、できる限り子育て支援ということには今後も力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ということで、1回目の質問はこれで終了させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

6 番（新免 仁憲君）

それでは、2項目め、県道作東大原線について。中国縦貫道路との交差付近の段差と傷みについて。

県道作東大原線は、東西栗倉、大原、作東の住民の皆さんにとっては利用頻度の高い道路として日々利用されています。特に、朝夕の通勤、帰宅時には多くの車両が行き来しております。国道や県道に指定されながら、日に数台の通行のみという道路もある中、美作市民にとっても重要な幹線道路になっています。近年、財政的なことも関わっているのでしょうか、道路整備や補修工事が遅れぎみになっていると感じているのは私だけではないと思います。

今回指摘します箇所は、中国縦貫道路下トンネルを挟む上下にある段差、またわだちや部分補修での段差によって車のダンピングが発生し、運転していても安定感のない区間になっています。下りから上りになる、いわゆる底になる区間ですので、道路への負荷も大きくなる場所でもあります。また、100メートルほどの区間内には縦貫道の側道やバス停、信号機のある三差交差点、近くに江見保育園もあり、時間帯によっては混雑する場所になっていますので、早期の改善が求められます。構造上の問題なのか、車両通行によって段差やゆがみが出ているのか、専門家ではないので分かりませんが、状況を見ていただき、県のほうへの働きかけをお願いするところです。

この件は、作東大原線を日々生活道路として利用されている方からの御指摘です。今後の対応についてお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

道路の段差と傷みについてということですが、議員御指摘の主要地方道作東大原線と中国縦貫道が立体交差する南側にあります横断溝の不具合につきましては、県も現状を把握しておりまして、修繕の対応をするということになっておりますが、今回御指摘の立体交差箇所を含む全体的な区間につきましては、早急に現地の見直しを行いまして、段差やわだちの解消に向けて、全体的な改修を要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

します。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

確かに、横断溝があり、横断溝の不具合によって段差ができていることも安定感のない区間の要因でもあります。私は地元民なんですけども、実際に日常にその区間を通行するということがあまりないんで、実際にこの話を聞いてから何度か通行しました。昨夜も実は通ってみたんですね。すると、大型車が通るときに、美作方面から縦貫をくぐってきたときに、先ほども言いました横断溝は美作側にあるんですけども、大原側を抜けたときにもまだかなり段差があって、ライトが上下に揺れるぐらいの、そういった大きな波を打つ道路になっております。そういうこともありますので、今後対応していただく視野に入っているということをお聞きしましたけれども、実は来年4月から本格的に大還橋の拡幅工事が始まりますけれども、それに伴って今言った区間がちょうど大型車両の迂回路になっているということもあるんで、そういう面でかなり道路の傷みがまだこれから進むんじゃないかというふうに思っております。早急にしてほしいということもありますけども、そちらの工事との兼ね合いもありますので、その辺をよく見計らってしていくと。それと、こういうことは何度も声かけをしていただいて、しっかりと県のほうに必ず今言った横断溝を含めたその近辺の補修だけではなくて、道路というのはスムーズに舗装がしてあってこそ滑らかに走行ができるということもありますので、ぜひともさらなるお願いを県のほうによろしくお願いします。

もう部長のほうからは、答弁はこれはないですか。

議長（鈴木 悦子君）

ありますか、答弁が。

ありますか。

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほど、議員のほうから大還橋の改良工事の件につきまして触れられましたけれども、私のほうからもその件につきまして説明させていただきます。

国道179号線の大還橋の改良工事が始まろうとしておりまして、この改良工事の目的としては、一つは江見側から大原方面に向けて右折レーンがないということで、それを新しく新設するという。それから、現道そのものが狭いので、道路幅員も併せて拡幅をするという2つの目的で行うように考えてやる予定でございます。

それで、実際には来年の11月ぐらいから交通規制がかかってくると思います。それで、大型車両等が当該道路を通るのに、今度は通れなくなりますので、今言われました作東大原線が迂回路になってまいります。その関係で、実際に全体の修繕が早くできればいいんですけども、大還橋の工事が全て改良が終わりますのが令和7年度ということになっていますので、大体その目安で改修ができるんじゃないかと思います。その間につきましては、部分的な補修ということになるとは思いますけども、随時やっていただきますように要望していきたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

3 回目ですけども、総括とさせていただきます。

この件はあまり深く掘り下げるもんでもないんで、一応計画に上がつるということでお聞きさせていただいたら結構です。道路の修繕工事というのは度々行うもんでないので、どうせするんであれば長い区間を均一にするということは非常に大切なことと思います。安全で走りやすい道路になるように、市民の方々からの声がありますので、ぜひともよろしく願いいたします。ということで、2 つ目の質問は終了させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて 3 項目めに進んでください。

6 番（新免 仁憲君）

3 項目め、ごみの年末収集についてですね。今年の各地区の年末年始の日程について。

6 月議会において年末年始の収集について一般質問させていただきました。その際に、28 日が閉庁になった場合、29 日を営業日とし、家庭ごみの持込みができるよう配慮しておりますとの御回答をいただきました。日頃、可燃ごみは収集してもらえると認識のある私を含め市民の皆さんも、わざわざクリーンセンターが 29 日に開いているからといって、大変気ぜわしい時期に持込みとなると、近隣の方はよいとしても、遠方からごみを持ち込むことには少々抵抗があるのではないのでしょうか。

また、こうも御回答いただいております。ただし、曜日別の収集日により期間が長く空く状況が見られるのは事実です。この期間が長く空く状況は事実、そこを何とかならないかという声をたくさん聞いております。実際、今年の年末年始の各地区の収集予定から見て、それぞれの地区の年内最終収集日と、どれくらいの期間収集がないのかお聞かせください。例えば、31 日は際過ぎて無理にしても、30 日とか 29 日に収集できないか、単純に思うわけです。

前回、全地区を収集するとなれば、収集を委託している業者や施設管理業者、受付処理など人的、運搬車両などの物理的調整が必要と言われました。では、質問ですが、実際に委託している業者や施設管理業者等に実施に向けての相談をされていますか、お聞かせください。また、相談されているのなら、どのような回答があったかお聞かせください。市民の皆さんの声だけで判断するのではなく、貴重な休暇中の業者の方々に出勤をしていただかなければならない収集であります。業者さんの御意見と御判断を聞かせていただきたいです。よろしく願います。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、今年の各地区の年末年始の収集についてでございます。年末年始の可燃ごみの収集期間はどれくらいの期間が空いているかというような状況でございますが、まず今年度の可燃ごみの収集につきましては、以前から地区懇談会で多くの御意見がございました、年間を通じて週 2 回収集を 10 月から実施するような大きな変更を行いました。現在の可燃ごみ収集日は毎週火曜日と金曜日、それから月曜日と木曜日に収集を行っている 2 つのエリアがございます。今年度の年末年始の可燃ごみの収集は、火曜日と金曜日の収集エリアにつきましては 6 日間、月曜日と木曜日の収集エリアは 9 日間が収集がない状況となっております。

次に、年末収集の業者との協議をしているかとの御質問でございますが、現在委託発注している業者の所有している車両や人員等でどのような収集方法なら実施ができるかなど、様々なケースを想定して検討を行い、受託業者と協議も行っております。しかしながら、今年度はごみ収集の大きな変更、見直しを行ったところであり、今年度の年末年始の可燃ごみの収集増加は考えておりません。これは、様々な条件を検討した結果においても、人員の確保、車両の確保、予算の確保など、人的及び物的な課題がございます。また、廃棄物に関わる方の働き方への配慮など、問題も恒久的に解決する必要がございます。今後の計画におきましては慎重に検討する必要があるためでございます。

また、年末年始のクリーンセンターの休業日を減らし、収集回数を増加させた場合の検討なども行っているところでございますが、その場合、このクリーンセンターの職員の働き方、休暇の在り方についての協議や、焼却業務を委託している業者との業務契約の変更協議を行う必要などもございます。年末年始の収集につきましては、県内のほかのクリーンセンターも休業を設けており、通常より収集間隔が長い状況となっております。

ごみ収集は継続をしていくことが必要でございます。持続可能な事業体系を構築するためには、事業者と行政がバランスを取りながら実施することが重要と考えております。市民の皆様には御不便をおかけいたしますが、美作市のごみ収集の在り方については今後もよりよくなるよう検討を重ねてまいりますので、御理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

確かに、年間を通して週 2 回の収集は大変喜ばれているとお聞きします。ただ、今年の年末年始の収集がない期間がそれぞれ 6 日間と 9 日間はあまりにも長過ぎると思いますが、いかがでしょうか。しかも、年始最初のごみステーションの状況は、地区によっては入り切らないところもあるようですので、地区の方はもちろんですが、収集業者の方の一時的な収集負担も大きくなるのではないかと懸念します。平常時にでも 9 日間は長過ぎると思いますが、特に年末年始の 9 日間にしろ、6 日間にしろ、家庭もステーションも非常事態と、市民の皆さんの声があるのに、これ以上の対応策は本当に無理なのでしょうか。お尋ねします。

また、収集の際の人的な調整や物理的な調整、予算の確保、廃棄物業に関わる働き方への配慮など、問題を解決する必要があるとの回答ですが、ではそれらを実際クリアするためにどのような協議が行われているのか教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、年末年始の収集日が 6 日間以上空くことについてでございますが、もう一方では 9 日間空くということでございます。これにつきましては、6 日間以上開かないような収集を行うためには、年末年始、大みそか、元旦を含め平日として通常どおりの収集を行う必要がございます。土曜日と日曜日以外の日に 1 日でも休みをいただいた場合については、最長で 6 日間収集が空くことになってまいります。収集における人的な調整や物理的な調整、予算の確保などについての協議は、実際に収集作業を委託している業者と協議は行っており

ますが、議員御指摘の事業を行う場合の影響につきましては、美作クリーンセンターの運営業務委託の変更協議を行う必要がございます。美作クリーンセンターは、平成31年度から10か年の長期包括運営業務委託を締結し、今年度は3年目の業務を行っております。この委託業務事業は、クリーンセンターでの焼却作業を包括して運営委託しているものでございまして、年末年始は基本休業するものとして運営協議を行い、契約を締結しているところでございます。クリーンセンターの運転日の変更は、全体の契約内容の変更に關わりますので、契約内容の見直し等も含めて検討する必要がございます。このような事情から、収集業者との打合せのみで年間の収集計画を変えることができない状況でございます。年末年始の収集日を通年の可燃ごみの2回の収集、月曜日と木曜日、火曜日と金曜日だけではなく、年末の水曜日に収集を行うなど、収集日の組替えの検討を行うなど、よりよい収集の在り方について今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

3回目ですかね。

今後も協議するとのことですが、協議のみで終わっているのが現状で、何も変わっていないのが現状ではないでしょうか。以前から市民の声があるのであれば、契約の見直しを早急に行う必要があると思いますが、その長期包括運営業務委託の契約の一部変更はできないでしょうか。契約途中での変更が負担なくできるのであれば、例えば大みそかは無理にしても、30日、1日を収集に充てる、その代わりに可燃ごみの少ない時期の1日を年末のその30日に充てることができれば、問題の解決になるのではないのでしょうか。業務委託内容に大きな変更ではないと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、先ほどの答弁でも申し上げましたが、美作クリーンセンターは平成31年度から10か年の長期包括運営業務委託を締結しております。平成30年6月議会におきまして、議案第60号「平成30年度一般会計補正予算（第2号）」に対する附帯決議をいただいております。平成31年度から10か年の美作クリーンセンター長期包括運営業務委託の債務負担行為を原案可決していただいております。契約の途中での変更ですが、債務はなくてできるのではないかと御質問でございますが、包括業務委託は収集の有無に問われず、焼却業務を含むクリーンセンターの管理全般を委託しているものでございますので、これを変更する場合につきましては議会の議決が必要な状況でございます。今回の議員より年末年始ごみの収集について強い要望をいただきましたので、先ほども申し上げましたが、収集日の組替えなどを含めまして検討を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員、総括です。

6 番（新免 仁憲君）

総括です。

部長のほうも、委託業者と交渉する際にはいろいろと御苦勞もあるかと思っております。私が市

民の皆さんの後ろ盾をいただきながらここで質問させていただくと同じように、部長にも多くの市民が応援しておりますので、ぜひとも業者間との折衝なり、スムーズに行えるようにして、またもしたくさんの声が今後出るようであれば、議会のほうで、先ほど言われたように決議いただいて、そして変更していくというふうな道もたどらせていただきますので、ぜひとも今後とも。これは全て市民の皆さんの願いでもあります。ですので、よりよい生活をするためにぜひ必要と思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ということで、3項目めの質問は終わります。

議長（鈴木 悦子君）

4項目めは休憩の後にしてください、途中になりますが。

6番（新免 仁憲君）

分かりました。

議長（鈴木 悦子君）

これより10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、新免議員、4項目めから始めてください。

6番（新免 仁憲君）〔質問席〕

それでは続きまして、4項目めに入らせていただきます。

緊急時の防災サイレンについて。火災発生時の緊急サイレンについてお尋ねします。

8月17日夜明け前に、作東、竹田地区で母屋と離れを全焼する大きな建物火災が発生しました。住人の方は留守でしたので、人的被害は免れましたが、お住まいをなくされ大変な思いをされていることと思います。心よりお見舞い申し上げます。

さて、私の住んでいます江見の消防団員が後日、まだ暗い4時過ぎ頃の出火時に緊急サイレンが鳴ったにもかかわらず、聞き取れなかった、気づかなかったという団員が10名ほどいたと聞きました。就寝時でもあるので、そのようなことは少なからずあるにしても、このように多くの団員が聞いていないということになると大変問題です。どういうことと聞くと、火災発生時の緊急サイレンのボリュームが最近小さく、聞き取りにくいということでした。後に、このボリュームは各家庭でコントロールができると分かりました。竹田地区は土居分団管轄ですので江見分団は出動していませんが、もし地元での火災なら、緊急に出動する団員は大変少なかっただろうと言って驚きました。

私も消防団員を36年勤めましたので、経験上初動スピードが被害の大きさを左右することは十分理解しています。初動が遅れることは、失わなくて済んだかもしれない命と財産を失うことにもつながりかねないということです。

私はたまたまうとうとしていましたので、サイレンが鳴っているのは確かに聞いています。ただ、日常の告知放送を聞く程度に合わせているので、各戸とも団員が言うように、とても緊急時に鳴らすサイレンのボリュームではなかったし、しかも静かなとき出動され消火活動に御苦勞された土居分団に聞いたわけではありませんが、そのようなことで少しは初動

が遅れた団員がいたのではないかと気になるところです。

なぜ緊急を知らせるためのサイレンのボリュームが告知放送を聞くときのボリュームに設定しているのか、今後の対応にも大きく影響することですのでお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

失礼いたします。火災時の告知放送の音量について答弁させていただきます。

現在、J－A L E R Tの緊急放送につきましては、告知放送端末の設定音量に関係なく、常に最大音量で放送されますが、火災時の際の音量は各御家庭の告知放送端末の設定音量で放送されるよう設定しております。以前はJ－A L E R Tと同様に最大音量で流れるようにしていましたが、火災放送は旧町村単位、その地域全体に放送が流れ、また消防団員のいらっしゃる世帯の方、そして小さなお子様のいらっしゃる家庭から、深夜の時間帯に迷惑になるとの苦情が寄せられたことから、現在は各端末の設定音量で流れるようにしております。

告知放送は、通常リビングや台所に設置してあることが多く、就寝中は放送に気づかないという声もお聞きします。そこで、対策といたしましては、消防団員の方には携帯電話の美作市一斉メールに登録をいただいております。また、スマートフォンであれば、美作市公式アプリみまさかonlineをインストールしていただければ、告知放送とほぼ同時に情報を配信しますので、ぜひこれを利用していただきたいと思いますと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

以前から、消防団員のいない世帯の方から、深夜の時間帯に迷惑になるという苦情が届いているのは私も聞いたことがあります。ただ、いつどこで起きるか分からない火災が、うちには消防団員がいないからという理由で緊急放送が制限されることにはいささか違和感を感じますが、昔なら当たり前だったことも、時代なのかなとも思います。おっしゃるとおり、近年は美作公式アプリで対応で、緊急放送や告知放送を知ることができます。ただ、これもスマートフォンの設定にある通知音を最大音量にしなければならず、ふだん使いとの兼ね合いでは音が大き過ぎるため、調整していることがあだになり、うまく受け取れないことになります。ちまたでは、専用のアプリがあり、そのアプリならJ－A L E R Tのように有無を言わず緊急放送は最大音量で発信することができるようです。私も詳しく調べてはないので、内容は分かりませんが、どの程度対応できるのか、また当然ながら費用もかかるのではないかと思います。このような情報は聞かれたことがありますか。

議長（鈴木 悦子君）

消防長。

消防長（千原 善弘君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の御質問にお答えします。

議員御発言のとおり、メールではマナーモードにしておった場合、それから数秒間の着信音、これだけなので就寝中は気づきにくいと思います。先ほど議員もおっしゃられておったアプリの件なんですけど、数回前の消防団本部で御紹介させていただきました。団員の皆様

にも御紹介したんですが、そのアプリは無料でダウンロードできます。ただし、端末がアンドロイドでなくてはなりません。i P h o n e では対応はしておりません。ですので、そういう意味でも、今後ともいろんな方法で団員の皆様に分かりやすい方法でできるよう調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

3 回目の質問ですけども、総括させていただきます。

今消防長のほうから答弁がありましたように、アプリもまだ完全ではないということであります。私も消防団をやらせていただいたときにいろいろと感じましたけども、火災は本当にいつやってくるか分からないということもあります。ただし、毎週 1 回夜中に鳴るとか、毎月必ず 1 回夜中に鳴るというようなことではなく、日中もありますし、深夜もあります。そのときに、消防団員が速やかに出動できるような体制をつくるということが、まずそれが前提です。そのことがあって、被害を最小限に食い止めるということができるわけでありますから、その部分を忘れないということを念頭に置いてやっていただくということが基本なんです。

消防団員は、今操法訓練が 2 年続けてできていないですけども、一生懸命各地区の分団、選手は訓練をしておりました。そういった基礎訓練をし、そして実践に向けて対応していこうとする団員がおる中で、音量に制限があって消防団員が聞き取りにくいというようなことは今後ないように、そういったことのないように改善していくというふうな方向で、常に考えていただくことをしていただきたい。そして、先ほども言いましたように、命そして住居、財産、そういったものを一瞬にしてなくす、本当に数分の差で失うか、失わないか、その差であります。初動に対してどういうふうに働きかけをかけるかということが、今後火災に対しての課題だと思いますので、ぜひとも消防長、きっちりとアプリのほうにも、いろいろと消防署の中で調べていただいたり、また消防団のほうにもその話をして、みんなで共有するようにして、今後改善していけばと思いますので、私のほうも一翼を担えればと思っております。

今後ともいろいろとまた御相談させていただくことになりますけれども、よろしくお願いいたしまして、私新免仁憲の令和 3 年 9 月定例議会の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番 13 番、議席番号 6 番新免仁憲議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番 14 番、議席番号 12 番西山正志議員の発言を許可いたします。

西山議員。

12 番（西山 正志君）〔質問席〕

12 番西山でございます。議長に発言の許可を得ましたので、令和 3 年 9 月定例会の一般質問をさせていただきます。

長雨の続いた夏も終わり、朝夕は少しずつしのぎやすくなってきております。さて、この夏も昨年から続いております新型コロナウイルスの感染が収束するどころか、デルタ株など

の変異株が猛威を振るってきております。また、国内にもラムダ株などの新しい変異株も持ち込まれつつあります。皆様におかれましては、気を抜かず、いま一度おのおののできることを全力で取り組んでいただきますようお願いし、私の一般質問に入ります。

今回質問させていただくのは、1項目め、水道水の異臭について。2項目め、市営駐車場（旧もうもう工房跡地）の整備について。3項目め、多面的機能支払交付金について。4項目め、美作市庁舎・文化施設・防災公園に係る広報についての4項目でございます。

それでは、1項目めの水道水の異臭についてですが、既に似たような質問が先輩議員から出ておりますが、改めてお尋ねします。

この夏、美作地域の水道水の異臭の件については、地域の方々が非常に心配され、多くの問合せが寄せられました。その内容的なものは、告知放送では体には影響がないとの放送があったが、このような異臭がするのになにに大丈夫なのか。また、中には新しい庁舎よりも飲み水のほうが先だとか、いろいろな御意見がございました。原因と今後の対応について、いま一度お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

水道水の異臭についてでございますが、全国的に浄水場の水源として利用する河川等で繁殖する植物プランクトンの中には、カビ臭い臭いや墨汁のような臭い、いわゆるカビ臭の原因となる物質をつくり出すものがございます。そのため、水源の水温上昇などによって、植物プランクトンが大量に繁殖した場合に、カビ臭の原因物質がたくさんつくり出され、水道水をつくるための通常の浄水処理を行っても完全に取り切れず、水道水に臭いが残ってしまうことがあることとされております。

今回の異臭の原因につきましても、晴天が長く続き、気温の上昇に伴う水源水温の上昇、その後の降雨により急激なダム湖への流入、様々な自然現象の条件が重なり、植物プランクトンの大量繁殖により、異臭の原因物質が発生したことが原因と考えております。人体に影響はないとされておりますが、異臭によります不快感でありますとか、関係地域の皆様には大変御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。また、このような状況に御理解をいただいたことに感謝申し上げます。

今後の対応についてでございますが、通年の対策としましては、異臭の原因物質は季節的に発生しやすいと言われておりまして、5月中旬から10月中旬の期間は隔週で水質検査を実施し、即座に対応できるよう備えております。また、浄水場の施設につきましても、異臭発生時の対応策として有効な粉末活性炭投入装置を設置し、水質検査等の結果を踏まえ、予測的な投入も検討しながら備えております。今後も気象状況、水温、検査数値等を注視し、早期に対策できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

それでは、2回目に入らせていただきます。

今、市内の浄水施設の状況と、取水方法及び耐用年数についてお尋ねします。

2点目、特に今回問題の美作浄水場は、水利権の問題もあると思われますが、現況施設用地内での取水方法の変更、現在行っている直接取水から、例えば伏流水の取水のようなことは可能なのか、また問題は何か。あるいは、吉野川からの取水も検討されてはどうかということについてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

2回目の質問でございますが、市内浄水施設の現状と取水方法及び耐用年数についてお答えします。

市内の主たる浄水施設は旧町村単位で建設され、6か所ございます。現在の浄水施設について、最も古い施設としては美作浄水場で、現在44年が経過し、16年後には耐用年数を迎えることとなります。施設ごとの取水方法につきましては、英田地域が伏流水、勝田、大原、東栗倉、作東、美作については表流水となっております。

耐用年数につきましては、浄水施設本体は60年と言われておりますが、附属するポンプ等の機械設備については9年から20年と様々であり、日常管理、延命修繕を行いながら、長寿命化に取り組んでいるところでございます。美作地域、美作の浄水場の次に古いのが英田地域の浄水場でございまして、現在43年経過しているところでございます。

2つ目の質問でございますが、特に今回問題の美作浄水場について、水利権の問題もあるが、現状の施設内での取水方法についてということでございますが、美作浄水場内の水利権につきましては、梶並川で取得しているため、表流水から伏流水への取水方法の変更は可能であり、新たな水利権の取得も必要ないと河川管理者に確認をしております。伏流水での取水となりましたら、降雨による濁度については影響を受けないため有効な手段と認識しておりますが、異臭の原因物質に有効であるかの調査ができておりませんので、今後検証してまいりたいと思います。

また、吉野川からの取水についても検討してみてもどうかという質問ですが、今回異臭の発生があつてからすぐ岡山県のほうに協議をしているところでございます。吉野川だから大丈夫ということは言い切れませんが、水質調査等も行いながら、吉野川からの取水につきましても協議を進めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員、3回目です。

12番（西山 正志君）

それでは、3回といいますか、総括といいますか。

議長（鈴木 悦子君）

総括ですか。

12番（西山 正志君）

異臭については、活性炭を投入したとのことですが、活性炭で異臭問題が解決しているのか、いま一度よく検討、解析をお願いしたいと思います。

いずれにしても、取水方法の変更は事業費もさることながら、河川法の協議等が必要と思われるので、安心・安全、そして安価な、市民のおいしい水を市民の皆様へ届ける上水道として、最善の方法を検討していただきたいということで、この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

12番（西山 正志君）

2項目め、旧もうもう工房跡地の駐車場の整備についてお尋ねします。

市民の方より、インターチェンジ入り口の改修もあり、高速バスの送迎などで旧もうもう工房跡地の市営の駐車場を利用しているが、舗装をされていないところがあるため、迎えに行ったとき、特に雨が降っていた場合、俗にコロコロのついたスーツケースを引っ張って帰ってきた家族を乗せるときなどに泥が付着して非常に困っていると。また、外灯も少なく、防犯上も好ましくないなどの声をたくさん聞いております。私も昨年9月の定例会、12月の定例会においても質問しておりますが、再度質問し、その後の検討状況、対応状況をお尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

2項目めの市営駐車場の整備についてという質問でございますが、令和2年度末までに、高速道路区域変更を伴わない現状の区域内で事業化するための基本計画4案を比較検討しているところでございます。その後、市役所庁舎・文化センター・防災公園建設について、北山、中尾、豊国原地内が用地の選定されたことに伴い、旧もうもう工房跡地の駐車場整備については周辺部の面的整備をする必要があり流動的であったため、本格的な事業計画は現在保留としております。引き続き、臨時駐車場としての活用をしていただいておりますが、高速道路線の減便、8月20日からの新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等が発令されたことにより、現在利用車両は20台弱となっております。

昨年、アスファルト舗装部分については駐車区画の表示を増設しており、敷地内の草刈り等は職員によって実施している状況でございます。市役所庁舎等の整備とともに、駐車場、周辺市道整備を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

それでは、2回目ということで、市庁舎の建設については議会でも美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会を設けて検討しているところでございますが、竣工までにはまだ複数年要します。逆に、新型コロナウイルスなどの関係から、駐車台数が減少している今が整備するチャンスと思われまして、ぜひとも簡易舗装でも構いませんので舗装して、外灯を増設し、明るくしてラインを引いていただくことが、駐車場としての利便性の向上になると思います。この中のいずれかでもいいですけども、早急にやってもらいたいと思います。市長、何かこの辺であれば。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員の耳に届いておられる市民の方々の声、大変参考になったわけでございます。私とし

ましては、現在プランがあるわけではないので即答はできませんけれども、おっしゃった中で何ほかでも前進できるように担当部長が検討するように、この場を借りてお願いをしておきますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。その中で、特に舗装については先ほど部長が言いましたように、あの辺り全体の開発計画との絡みがあって、道が通るかもしれないといったこともあるので、ちょっとお待ちをいただく必要があるかと思いますが、外灯等については十分に検討させますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

先ほど、市長の前向きな答弁をいただきましたので、森元部長、ぜひとも早急に対策をお願いし、この項を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに進んでください。

12番（西山 正志君）

それでは、3項目めに入らせていただきます。

多面的機能支払交付金についてお尋ねします。

12月定例会においても質問しておりますが、再度質問し、現在の地域への説明状況と今後の取組の予定についてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、多面的機能支払交付金事業への取組について答弁をさせていただきます。

令和3年3月から、地域自治振興協議会の総会などでこの多面的機能支払交付金事業への取組をお願いし、農業振興地域がありながらこの事業に取り組んでいない131の自治会のうち、112の自治会において説明会などを行ってまいりました。意向確認の取りまとめを現在取りまとめておりますが、9月3日までに103の自治会から回答がありまして、77の自治会から参加の意向をいただいております。103のうち、74.8%の自治会が参加の意向ということになっております。

今後でございますが、新規に多面的機能支払交付金事業に取り組む自治会を取りまとめ、令和4年1月を目途に、市内一組織としてルールを統一した組織を設立して、来年度からの事業開始を見込んでおります。そのため、作業時の日当や事務受託手数料を規定した統一ルールを広域化協議会で決定して、お示しをすることにしております。また、市内には既に多面的機能交付金事業に取り組まれている組織が27組織ございますが、これらにつきましては一市一協定に向けて統一組織への参加をお願いしていく予定でございます。また、この事業について理解を深めていただけるように、市の広報紙などで農地維持のためのいろいろな取組を分かりやすく例示するなど事例を紹介して、参加を促してまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

私がちょうど8月末ぐらい、遠藤部長のところ、現在どれぐらい進んでいるんですかという問合せをしましたら、今99説明をされとるというような説明を受けております。これは、たまたま私がコロナの間、ちょっと収まったときに農政のセミナーがございまして、そこで我が町の状況を東京の方にもお知らせしたいと思ひまして、確認したところ99ということで、美作は先取で頑張るように向けて取り組んでいるところなんですということを申しましたら、それはええことなんで、ぜひとも進めてくださいということでした。また、今いろいろなことで今の中でできてないことがあれば、すぐには解決しないかもしれませんが、いろいろな意見を、現場の意見をぜひお聞きしたいので、よろしくお願いしますということを申されたので、また一緒に打合せをしたいと思っております。

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、1番目としまして、この交付金を受ける地域から事務処理費を行うための組織、広域組織、その事務処理の手数料は交付額の幾らぐらいを想定されているのか。

それと、2点目が広域活動組織はそこで共同利用の農機具が購入できるのかと。昨日、ほかの議員の方とも言われとったようなことがございますけども。

それと、3項目めとして、共同作業といっても高齢化や後継者の減少で地域で作業できない場合は委託ができるのかということ。

4点目としまして、地域の事務処理が軽減されるということですが、地元の者が行う事務はないのかということ。

5点目としまして、例えば圃場整備等で何らかの理由で地区除外になっている農業振興地域でない農地を対象とすることができないのかと。

この5点についてお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

2回目の答弁をさせていただきます。

まず、地域から広域活動組織に支払っていただく手数料ということでございますが、広域活動組織が事務処理を担うことになりますので、専任の職員人件費や事務機器などの運営費用が必要となります。地域からいただく事務処理手数料は、対象となる事業費のうち10%として準備を進めております。

次に、広域活動組織は共同利用農機具を購入できるのかということでございますが、広域活動組織で農業機械を購入して各地域へ貸し出すことを検討しております。ただし、この場合の農業機械といいますのは、農道など農業用施設を維持管理するための共同作業に使用するものでございまして、例えばラジコン自走草刈り機といったものを想定しております。

それから、共同作業といっても地域で作業できない場合は委託できるのかということでございますが、業務委託という方法ではなくて、広域活動組織内に作業応援隊と、名称は考えないといけませんが、応援隊といった組織を組織しまして、それに登録いただいた作業員が、地域からの要望に応じて作業に当たるということを考えております。その作業員には日当をお支払いするということになります。

それから、地域の事務処理が軽減されますが、地元で処理する事務ということでございますが、地域で処理していただく事務がなくなるということではございません。作業時間、作

業内容、作業に従事した方の氏名など作業内容の報告書と、作業中の写真を広域組織に提出をしていただくように考えております。

それから、農業振興地域でない農地を対象にしていくことができないかということでございますが、この交付金事業の対象農地は農業振興地域に限られますので、農業振興地域内に変更する手続を行うことで対象とすることが可能となっております。耕作をされている農地で、農業振興地域内になっていない場合は、農業委員会へ編入の申し出をしていただくことで対象としていくことが可能でございます。交付金を有効に活用して取り組めるように進めているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

それでは、3番は取りやめて総括とさせていただきます。

先日発表された米の買入れ価格は、昨年を大幅に下回る価格になっております。観光業、飲食業の時短、休業などにより、その底辺であります農業などにも新型コロナ禍の影響がじわじわと出てきているのではないかと感じております。

昨日も朝、議会のほうに來まして、駐車場から玄関に向かっていましたら市民の方が、また今朝は我が家のほうへ、米価のことで話しに來られております。非常に皆さん、どうしたらいいんだろうかというようなことを言って、何とかよその町村を横並びに見て、いろいろな手当てをしてもらえないだろうかというような話もだんだん聞いております。そこですぐ分かりましたというようなわけにはいきませんので、話は聞いて、また議員の皆様方とも、また執行部のほうともいろいろな、どのような方法があるのだろうか、そういうことも検討しながら対応を願うようになると思います。

こうした中で、この多面的支払制度が地域の環境整備、また農家と地域住民の方との融和の一助に資すれば幸いかと思っております。担当部署におかれましては何かと多忙の中ですが、この多面的機能支払交付金を一つでも多くの地域が取り組まれますよう推進、啓蒙をお願いし、この項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて4項目めに進んでください。

12番（西山 正志君）

4項目め、美作市庁舎・文化施設・防災公園に係る広報についてお尋ねします。

この件については、全議員で構成している美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会で進めてきているところでございますが、そこでも示されていない不確かな数字の問合せが地域の方から多数寄せられております。このことについて執行部のほうは、今までもいろいろ言われておりましたけれども、実態を把握しておられますか。お尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

総合防災施設の整備に関係いたしまして、数字の問合せがといったことでございます。私どものほうも、先月でございますが、地域の説明会に出向いたときですが、その打合せの段階で関係者の中から問題のアンケートを見せられまして、内容を確認されたといった経緯

がございます。市のほうといたしましては、公表内容ではないということで説明をさせていただいたところでございます。現在、地域や地権者等との協議を行っているところでございますが、誤った情報で誤解が生じまして、不信を招くといったことも懸念されております。

6月議会で制定されました美作市総合防災施設整備の推進に関する条例に基づく一連の事業は規模が大きく、庁舎については事業期間が限られるといったことから、迅速な協議と意思決定が求められております。そのため、事業の進捗状況や方向性につきまして、計画段階から市議会議員全員で構成いたします美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会において協議をしていただいているところでございます。委員会は現在までに4回開催されておりまして、市民の方の傍聴も可能といったことになっております。また、随時報道機関への資料提供や取材にも対応しているとともに、会議に提出いたしました資料は、後日であります但ホームページで公表して、市民の方への情報提供に努めているところでございます。

これらの提出資料は、あくまで計画段階のもので、未確認の数字や仮定の図面なども含まれておりますが、検討内容をオープンにいたしまして迅速に事業化をするといった目的に、あえて公表しているところでございます。それぞれの資料につきましては、前提条件をよく理解した上で取扱いをお願いしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

この件については、今議会でも度々この数字のことが出ておりましたが、あえて質問させていただきました。

それでは、これで総括に入りたいと思います。

執行部も何かと多忙とは思いますが、この案件は美作市にとっても、地元住民にとっても重要な案件でございますので、不正確な数値等が独り歩きしないようお願いし、この項を終わります。

それでは、12番西山正志、令和3年9月定例会の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号12番西山正志議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番15番、議席番号8番西村大司議員の発言を許可いたします。

西村議員。

8番（西村 大司君）〔質問席〕

8番西村です。議長の許可をいただきましたので、9月定例会一般質問を行います。

私の質問は、1 項目め、大芦高原温泉雲海の運営について。2 項目め、英田幼稚園について。3 項目め、通学路の安全について。4 項目め、個別避難計画について。5 項目め、美作上水道エリアでの異臭問題について。以上の 5 点を質問していきます。

その前に、まず私の地域の話ですが、美岡道の工事土砂の搬入が続き、少しずつですが道路の位置が想像できるようになりました。また、県下では 1 社しか持っていないと言われる橋台の基礎柱を設置する機械が先日まで稼働しておりました。直径が 1.5メートルとか 2メートルの穴の大きさで、深さが 7メートル以上もあるような穴を掘削しておったようです。今、そのくい頭が 20本ほど姿を現しております。

また、6 月も申しましたが、Uターン対策の農業編と言ったらおかしいですけども、それについて先日スマート農業の実証地を視察に行つてまいりました。目的は水稻栽培の省力化です。苗作りとか田植作業を省略できれば、機械代の削減とか、空いた時間での有効活用で、小規模な農業でも自立ができないかというものです。うまくいけば提案をしていきたいと思ひます。また、自分でも実験したいと思ひております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1 項目め、大芦高原温泉雲海の経営について。さきの議会で株式会社雲海の清算が報告され、またその一方で新たなグラウンドゴルフ場がオープンし、再出発への期待が膨らむところです。観光施設は昨年、今年とコロナ禍での厳しい運営であります、1 番目として近年の利用状況、それから現況の課題について。それから、2 項目め、運営方針、再建へのスケジュールについてお聞きしたいと思ひます。

その前に、少しだけ大芦高原についてお話をさせていただきます。大芦高原のある上山地区というのは、昭和 40 年代に避暑地として学生村をやつておったところです。その頂上一帯を関西の商社が「西の軽井沢」と銘打つて一大レジャーランドを計画、佐伯の三保高原にかけて開発を計画したものです。頂上の妙見山、標高 519.2メートルですが、一等三角点というものがあり、澄んだ日には中国山地の後山、伯耆大山から瀬戸内海に浮かぶ船影を見ることが出来る景観のよいところです。この一等三角点は県下では 16か所、東栗倉の日名倉山にもありますが、中部高原では 4か所のうち一つです。また、観光開発は町も手がけて、昭和 53年のキャンプ場を皮切りに大芦奥池周辺にコテージハウス、バンガロー、プール、全天候型のテニスコート、国際交流村の増築とか、バンガローの増築、体育館、多目的グラウンドなどを整備し、平成 12年に大芦高原温泉雲海をオープンし、その後も太陽光発電とか芝生のグラウンドゴルフ場とか、多くの施設の整備を進めてきました。

温泉をオープンしてからは、地元の医院や診療所の待合ががらがらになったと言われる時期もありました。また、英田の職員の多くの方がこの観光開発に関わつてきた経緯もあり、市民共々大芦高原の運営には強い関心を寄せるものです。

それでは、近年の利用状況や現況の課題、そして再建への道筋についてお尋ねをします。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、大芦高原温泉雲海の、まず体育施設の状況につきまして御答弁させていただきます。

コロナの影響のない平成30年度の利用状況につきまして御説明しますと、大芦高原グラウンドゴルフ場の旧大芦コースは年間1,798人の利用となっております。例年年間1,800人前後の方に御利用をいただいております。多目的グラウンドは野球場として、県内の高校や社会人の野球の合宿などで年間1,474人、体育館が896人、また宿泊される方を中心にテニスコートは626人、プールは4,471人の御利用をいただいております。

令和3年1月にオープンしました新グラウンドゴルフ場は、天然芝の3コースを完備しております。1月から3月の利用者は1,707人、4月から7月は1,639人と多くの方に御利用をいただいております。

課題としましては、年間を通じて安定的に利用いただけるような利用促進の取組が必要であると考えております。

次に、大学等の合宿につきまして答弁させていただきますと、現在多目的グラウンドの野球場の利用は、社会人野球のチームがホームグラウンドとして使用をしております。その利用は、土日、祝日に優先的な予約ができるものとなっております。大学や高校の合宿の申込みがあったときには、社会人野球チームと調整し、利用していただけるように対応しているところでございます。

今後とも、指定管理者が管理、運営することになりましても、同様の利用ができるよう調整したいと考えております。

期待する効果といたしましては、指定管理者が持つ民間のノウハウを生かして、体育施設利用料金と温泉利用券、宿泊料、食事券などの組合せによるセット利用券の販売などの利用促進を行うことなどにより、利用者の増加が図られると考えております。特に、令和3年1月にオープンしました新グラウンドゴルフ場は、全国グラウンドゴルフ協会の認定コースとなっております。県下でも有数の施設でございます。これを活用した取組を行えば、県内にとどまらず中四国地方からの利用も期待できるものと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、観光施設の関係について答弁をさせていただきます。

近年の利用状況でございますけども、大芦高原温泉雲海の過去3年間、平成30年度から令和2年度までの利用状況について申し上げます。入湯者につきましては、平成30年が5万36人、令和元年度が5万5,852人、令和2年度が4万7,006人。宿泊、休憩者につきましては、平成30年度が5,054人、令和元年度が6,529人、令和2年度が5,378人でございます。

令和2年度につきましてはコロナの影響があった年で、4月から5月にかけて緊急事態宣言が発令されて利用の制限を若干かけております。傾向的には、平成30年度から令和元年度については利用状況が上がり、元年度から2年度についてはコロナの影響で利用状況が下がったというような状況でございます。また、令和2年度に、先ほども企画振興部長のほうからもありましたが、天然芝のグラウンドゴルフ場が新たにオープンしたことによりまして、レストランや入浴とのセットプランを設けるなどして利用者の増加を図っているところでございます。

続きまして、経営改善の取組でございますが、令和3年7月から入浴の利用料金を100円引き上げておりまして、収支の改善に寄与するものと考えております。

次に、再建に向けたスケジュールでございます。大芦高原温泉雲海は現在市の直営により運営をしておりますが、毎年多額の一般財源を投入していることは、昨日の他の議員さんの答弁でも御報告したとおりでございます。そして、来年度、令和4年4月1日より指定管理者制度を利用して、民間のノウハウを生かした運営を目指しておりまして、現在指定管理者を公募し、選定する作業に入っております。来年度からの指定管理については、観光施設と体育施設の一体的な運営とするため、両施設を合わせた指定管理者の公募としておりまして、効率的な運営ができるものと期待しております。

また、本館の宿泊ですけども、現在は食事の提供の都合によりまして素泊まりのみとしておりますが、指定管理者による一体的な運営となりますと、レストランと同じ業者が運営することになりまして、食事付きの宿泊が可能となり、宿泊者の増が期待できるものと考えております。

また、指定管理料につきましては、直営で運営している現在よりも負担が減るような上限額とする予定でして、公募によりまして競争していただいて、指定管理料が下がることを期待しております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8番（西村 大司君）

ありがとうございます。新しいグラウンドゴルフ場の利用者が増えているというのが救いです。確かに、厳しい状況にあるというのがよく分かりました。過去には、支出を上回る収入の時期もあり、また入湯者もピーク時には7万人を超えたこともあり、合併後でも12万人というのを続けていきましたが、今は昔という感じになってしまいました。大変残念です。

この温泉は、pH9.2の低張性アルカリ単純泉、美肌効果をうたう泉質を売りにしてきました。経営改善で多くの方に利用していただき、末永く市民の皆様の地域資源として活用していただきたいと思います。

先ほどもありましたが、直営での改善から民間の力を借りようということで、昨日も発表がありました。また、先月末から指定管理者の募集要項を既にホームページに掲載を始められております。そのことはよく分かりました。その内容を見てみますと、指定管理の期間が来年4月から3か年、その間の指定管理料は上限1億2,300万円、単年度の上限が4,100万円という発表がしてあります。採算の合う事業計画ができていますので、2回目の質問として一つだけお願いをしたいと思います。

気が早いと言われるかもしれませんが、順調に経営改善が進み、黒字化した場合、その収益について報奨金的なものは考えておられるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

2回目の御質問に答弁させていただきます。

指定管理のメリットの一つが利用料金制、つまりは利用料を指定管理者のほうに収入していただくことによりまして、もし事業が黒字化、もちろん指定管理料を払った上での黒字となりますが、黒字化した場合に、その黒字部分の指定管理料を市に返していただくのではなく指定管理者側に残るようにすることで、経営に対するモチベーションを上げていただくと

いうことにありまして、今回の大芦高原の指定管理についても同様に考えております。

ただし、大幅な黒字が見込めた場合には、利用者サービスの向上に充てていただくように募集要項には規定しておりますので、その辺については実際そうならいいんですけども、協議してまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8 番（西村 大司君）

ありがたいお言葉です。説明会等が近く開かれるようでございます。事業計画なり、そうしたインセンティブもPRをしていただけたらと思います。

総括にします。

議長（鈴木 悦子君）

総括してください。

8 番（西村 大司君）

部長も昨日答弁されておりましたけども、私どものお願いとして、担当部局はこうした指定管理に出したことで肩の荷を下ろすのではなく、官民協働で運営しているという自覚を忘れないでいただきたい。指定管理料の減額のみに主眼を置くのではなく、かといって赤字の垂れ流しにならないように、そして経費削減に励むあまり本来の目的を見失うことのないよう、担当者は指定業者、現場とよく連携を取って、現場に張りつくぐらいの気持ちで、公共の施設であることの趣旨を徹底した上で経営改善に協力、協働するとともに、後のモニタリングもしっかりやっていただきたいと思います。

これで1項目めを終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

8 番（西村 大司君）

2項目め、英田幼稚園について質問をいたします。

合併以来検討を続けておりました英田保育園と幼稚園の統合について、現在の進捗状況についての質問です。今回、補正予算案を提出されておりますが、建設位置、また開所までのスケジュールについてお聞きをしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

英田保育園と幼稚園の施設統合建設につきましては、安全性や利便性等を考慮し、建設場所の選定を進め、美作市福本地内の旧英田町のときに公共施設として建設されていた就業改善センター跡地を候補地として、地権者と交渉を進めておりましたが、このたび所有者から土地提供の同意を得ることができました。今議会に土地購入費、約4,300平方メートル等の関連予算を補正予算に計上させていただいております。

次に、建設に伴うスケジュールですが、令和3年度に土地購入を行い、令和4年度に調査、基本設計、令和5年度に設計、工事発注。令和5年10月をめどにしておりますが、令和7年4月に開園ができるような計画を進めてまいりたいと考えております。

今議会で土地購入の承認がいただけますと、保護者の説明会あるいは地元の説明会などを

開催したいと考えておりますので、議員皆様の御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、施設の規模や概要等は、先般開園しておりますむさしこども園をモデルに、現場の先生方の御意見や、今後の入園状況などを参考に検討してまいりたいと考えております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8 番（西村 大司君）

この英田幼稚園は、離れたところに建っていると。現在のところはこの幼稚園、幼稚園を行き来するときに通る市道、これが1車線の道であるとともに、市道のそばを流れる宮の奥川は、大雨の際には流れがきつい危険河川となります。幼稚園の入り口に架かる床板の橋や、市道の通行は危険を伴うことで、これまでも注意喚起をしてきたところです。今回の計画で多くの保護者や地元の方々が安心されるものと思います。

早いんですけども、2回目として、先ほど言われた収容児童の数とか建築様式についてお聞きしたいと思います。今、むさしこども園をモデルと言われましたけども、現在の幼児数に少しぐらいは余裕を持たせた計画なのか。また、建築様式は、昨今言われておりますけども、美作産の材木を使ったぬくもりと優しさを感じさせる計画になっているのかということをお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

定員につきましては、今後の出生数の推移や園への申込み状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。現在の人数、合わせたもので大体むさしこども園の少し少ない程度の規模にはなっていくと予想はしております。

それから、構造につきましては、むさしこども園同様木造平家建ての建物を考えております。今後、計画を進めていく中で、施設の木質化というようなことにも貢献できるように、美作市産材の利用について十分検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8 番（西村 大司君）

開所までのスケジュールが長いこともありますので、これで総括します。

あるニュースで、通勤に使うインターチェンジの近くの保育園が保護者に人気があるという記事を目にしたことがあります。美岡道が完成すれば、近くのインターチェンジを利用して通勤する方が増えることが想定されます。そのインターチェンジの近くに幼稚園があれば、保護者の方も利用しやすいのではないかと思います。

また、建設予定地は、英田では有名な大庄屋のあったところです。建物は現在移築されておりますが、石積みなど江戸時代の史跡や古木が残っており、教育施設としてうまく景観利用をしていただきたいと思います。ただ、予定地周辺の市道は狭隘なところも多くて、開所までに当たっては送迎やイベント時の利便性、交通安全対策にも十分な配慮をお願いしたいと思います。

2項目めを終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに進んでください。

8番（西村 大司君）

3項目め、通学路の安全について。

昭和30年の隣町での多重事故を覚えておられる方も多いと思います。毎年のように子供たちの悲惨な事故が報じられております。今年も千葉県で起きた事故を受け、政府も通学路の点検を行うということですが、総点検の要点、スケジュール。2点目として、令和2年度の要望箇所の予算状況についてお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

繰り返しの答弁になるところもありますので、要点をкаいつまんでお答えしていきたいと思ひます。

美作市では、美作市通学路等交通安全プログラムを策定しまして、毎年度学校及びPTAからの通学路の危険箇所の改修要望の提出を受け、関係部署と協議しながら対応しているところがございます。先般の事故を受けまして、今年度の点検につきましては前倒しで取りかかっているところがございます。今後も、学校及びPTAの皆様と連携しながら、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう、通学路の安全性の向上に努めてまいりたいと思っております。

それから、令和2年度に提出されました要望件数につきましては、市内全部で50件の要望があり、11件が対応済みとなっております。内訳としましては、岡山県関係として、県道沿いにガードレールや防護柵の設置等の要望が9件、そのうち2件が対応できております。美作市に関する要望は41件で、市道に信号機や防護柵、啓発看板の設置等の要望があり、そのうち9件が対応できております。

道路条件等により全ての要望に対応できておりませんが、危険箇所につきましては継続的な改善要望を行ってまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員、もう少し大きな声でお願いします。

8番（西村 大司君）

分かりました。

2回目、私もかつてこういう要望書を出した立場の人間です。1項目めで、昨年3月の議会で、令和2年2月末で元年度要望44か所のうち18か所の安全対策が完了し、年度末で残る26か所のうち7か所は完了見込み、残りについてはなかなか厳しい状況ということをお報告されています。この残りの19か所のように、毎年残されていく危険箇所はその後どういう扱いになるのかというものを1番目。

2番目に、子供たちが通る通学路はほぼ同じであるのに、また毎年修繕を重ねてきているのに、同じような数字の危険箇所が出てくるというのはなぜか。

それから、3点目、以前教育長さんが言われたヒヤリ・ハットなど、点検項目3点を上げられておりましたが、PTAから出された箇所を委員会が点検すると、そればかりではな

く、昨年の議事録にもありましたけども、先生も万能ではございません。専門的な知識を持った方が、市内全域の通学路の危険箇所を統一的視点で総点検することはできないのか。

以上の３点をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

令和元年度における通学路危険箇所の改善要望件数は、最終的に47件ございました。そのうち19件が対応済みとなっております。改修要望が残っている箇所につきましては、これは次へ継続しまして、解消に向けた協議を行っているところでございます。

毎年多くの要望が学校や地域からの提出がありますけれども、検討中の要望は継続しており、再提出されていることも件数の中に含まれます。それから、通学路途中の草刈り、舗装普及等、新たな要望が上積みされているというような状況がございます。そういう形で、年々改善していけば数字が減りそうなどころなんですけれども、新たな要望が発生しているという状況がございます。

それから、危険箇所の統一視点での総合点検につきましては、先ほど申し上げましたプログラムの中に関係機関、ほぼ専門的な交通安全の立場で見ただけの方も交じっておりますので、その方々と合同で点検を実施し、対応を検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8 番（西村 大司君）

私で6人目ですので、あとは総括をさせていただきます。

昨日も具体例を挙げておられましたけれども、私も先日英田の福本小原の信号付近の危険性を指摘された方がありました。朝の登校時に現地を確認してみますと、信号待ちの小学生の集団が2組、十七、八人と9人ほどの小学生でした。保護者の方がお一人集団に交じっておられたように思います。その後ばらばらと自転車通学の中学生在が信号待ちに来られています。英田では、一番子供たちが集中する横断歩道です。現地は国道374号の福本大橋を渡った信号付きの横断歩道です。下り勾配の緩い右カーブ、冬場は橋の凍結も起こるところです。橋の高低差で、信号待ちの子供の姿が見えないこともあります。また、市道との交差点でもあって、かなりの距離で縁石ブロックが飛んでおります。直進すれば障害物なしに歩道に突っ込んでいくということが想定されます。今まで広い国道だからと思って看過していたところにも危険が潜んでいるということに気づかされました。この箇所がリストに上がっているかどうかは調べておりませんが、市内同様な箇所があるかと思います。

それから、私も若い頃に思いました。若い保護者の方にとって、文面だけでどこがどう危険なのかは理解しにくいかと思います。委員会のほうでも、学校からの報告を待つのではなくて、率先して危険箇所に詳しい方の点検協力を得て、通学路の安全に努めてほしいと思います。

これでこの項を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、4項目めに進んでください。

8 番（西村 大司君）

4 項目め、個別避難計画についてです。今年の 5 月施工の改正災害対策基本法で、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になったと、美作市の取組状況についてお聞きしたいと思います。

令和元年度の英田の行政懇談会でもこの計画書の運用についての質問が上がっていましたが、今回市町村の努力義務になったことを受けて、市はどのように計画策定について考えておられるか。6 月議会では対象者の人数等が示されましたが、今回は計画策定の状況や運用についてお聞きをしたいと思います。

平成27年にできておるといふ個別避難計画の現状について、毎年どのように更新しているのか。また、どのようなメンバーが更新作業をしておられるのか。8 月 3 日にこの計画についての新聞記事にも、住民の主体を引き出すことが重要だということもあり、関心を持たれる方も多いと思います。計画の取組の現状はどうなっているのかというのが 1 つ目です。

それから、2 つ目に、計画の運用について。高齢者の避難指示が出たときに、支援を必要とする高齢者等に対して、いつ、誰が、どこに、どうやって避難をさせるのか。また、計画作成に同意をされない要支援の方々への対応についてはどうするのか。そして、誰が実行部隊になるのか。命に関わることなので、とても疑問に感じます。

また、既に支援計画を県等から様式を取り寄せて作成、活用しているところもあります。自分たちが作成したリストと市の作成されておられるリストが同じであるかどうか、不安に感じておられるところもあります。地区自身だけでなく、地区社協でも避難計画をつくっておられるところもあるようですが、市は地区で避難要支援計画を持っているところを把握しておられるのか。また、そういった地区との情報の共有ということはできないのか。この 2 点をお聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

危機管理監。

危機管理監（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、個別避難計画についてでございます。

災害対策基本法によりまして、災害時に地域の支援を要します高齢者、また障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、こういった方々を要配慮者と規定しております。そのうち、自力で避難が困難で、特に地域の支援を必要とする人を把握し、避難行動要支援者として名簿を作成するということになっております。また、本人同意を得られた方については、市役所の内部の部署のほか、民生委員や自主防災組織などと情報共有するといったことがされております。この名簿を活用いたしまして、市と地域が自主防災組織等と連携し、個別の支援計画を作成しまして、災害発生時におけます被災者を減らす目的という制度であり、今年 5 月の法改正では、この個別支援計画の作成といった部分が努力義務ということで法的に規定されたところでございます。

この制度は、民生委員、児童委員によります災害時要援護者支援活動の取組であったり、社会福祉協議会の活動とも共通しているところもございますところから、当初は自主防犯会、自治会、民生委員、地区社協など、各地域の実情に応じて関係者と名簿を取りまとめ、平成27年に庁内の各部署と、作成に関わっていただきました団体等と情報共有を行っております。

対象者は、身体障がい者、要介護認定、特定疾患などの福祉部局が所管する内容が多いために、民生委員の災害時要援護者と連携する形で情報更新を行っております。ということで、行政内の情報によりまして名簿更新は行っているというところでございますが、地域が独自に収集されております支援者の方々との突合といったことが、当初からブランクがあつてできていないといった状況がございます。一部については情報提供していただいたところは反映しているところがございますが、こちらからアプローチを取っていないといったところが現状でございました。

名簿の情報提供につきましては、提供当初以降、庁内の関係部署と、こちら申し出のあった一部団体に対しては提供しているところでございます。これは、状況の変わりました個別の対象者に同意確認を行うといった作業量が多いこと、また対象者に対する個人情報の管理、それから各地域で主体となる団体が様々であるといったことから、なかなか関係者に広く共有できるといった体制が取れていなかった実情がございます。

今般の法改正に伴いまして、新たなガイドラインが示されております。そういった中で、支援者の名簿のフォーマットについて美作市に合うような形で、できるだけ簡略化したものを作りたいといったことで、現在そういった作業をしているところでございます。

また、情報のデータを取り扱います行政基幹システムの見直しといったことを現在行っておりまして、そういったものと併せまして迅速な更新作業が行える体制を、関係機関とともに研究し、情報共有がしっかりできるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8 番（西村 大司君）

今後研究し、マニュアル等を作成されるということなんで、もう総括をします。

英田での話ですが、平成30年7月の豪雨のとき、夜間に避難所開設の放送があつて、地区の避難計画を基に要支援者の対応をしてきたが、避難中の事故等の不安を訴える者があつて、なかなか大手を振って行ってこいというのが言いにくいという話がありました。要支援者の避難作業は、結局地区なのか、消防団なのか、リストに載っている個人なのか、市は高齢者等の避難開始の指示に合わせてどのような避難の流れになるのか、そういった流れをお示ししていただきたい。

また、避難所に集められた要支援の方が地区内の全員なのかどうか、漏れはないか、中には今回は行かないと言われる方もおられる中、安否の確認には大変な注意力が要求されます。スムーズな情報伝達、共有は、事故等の防止にもつながるため、情報の共有、非常に重要ではないかと思います。

また、避難所の待遇面、特に硬い床や椅子に長時間座るということは高齢者にとっては大変でございます。改善も必要ではないかと思います。また、9月2日の新聞記事に、行政は万能ではありません、皆さんの命を行政に預けないでくださいと、政府の中央防災会議のワーキンググループが発したメッセージです。曖昧な部分があると、どうしても頼ってしまいがちです。早く実態に合った流れを示して、また情報の共有もできるよう工夫していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、続けて5項目めに進んでください。

8番（西村 大司君）

5項目めに行きます。

私で4人目です。特に、飲料水という命に関わるライフラインを守る担当課の職員の方々は、365日、24時間体制であり、多大な負荷がかかっているということは承知しております。心より感謝を申し上げます。その上での質問をさせていただきます。

6月頃に起きた、旧美作町上水道エリアでの異臭対策、市全体の上水道計画の再編の2点についてお聞きをしたいと思います。

1点目、かつては東京の水道水は臭くて飲めないと言われた時期がありました。東京都の事業団のホームページを見ると、原水はこちらと同じように表流水のようです。ところが、全ての浄水場で高度浄水処理をするようになり、水中に残るごく微量のトリハロメタンや嫌な臭い、有機物をほぼ取り除くことができるようになったと。より安全でおいしい水を送るようなことになったと言われ、一時テレビ等でも報道されておりました。今回のカビ臭の原因物質といわれるジェオスミン、メチルイソボルネオールというのは、水質検査項目にもありますが、ごくごく微量でも人にとって嫌な臭いの原因になると言われております。浄水場では、浄化槽の水位が下がれば自動的に取水してしまうので、管理が大変だと思いますが、どのような対策をこれまで取ってきておられるか。

それから、2点目として、この問題は合併前からの事案で、上水道担当者の頭を悩ませておることは御存じの方も多いと思います。合併から16年が過ぎ、落ち着いてきたところで施設の総合的な見直しの時期が来ているのではないかと思います。湯郷温泉という観光地を有し、また自然豊かな中心市街地の活性化を図ろうという中において、改善に取り組まなければならない事業の一つではないでしょうか。勝田、英田の上水道の活用も含め、旧美作エリアの改善策として効率のよい高度浄化システムを検討してはいかがでしょうかという2点です。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

都市整備部長。

都市整備部長（森元 浩之君）〔登壇〕

5項目めの上水道の再編についてということで、まず1つ目の異臭対策についてでございますが、これまでの対策としては、まずダム湖の水質が注視されたことから、ダムの下層域と表層域の水質、水温等の違いによる影響も懸念されたため、ダム湖の堆積土砂を巻き上げない程度での攪拌装置を3基設置しております。

また、異臭発生時の対応策として有効な粉末活性炭投入装置を設置し、以後については水質検査等の結果を踏まえ、予測的な投入も行っており、季節的に発生しやすいと言われていた5月中旬から10月中旬の期間で、隔週で検査を実施し、即座に対応できるように備えております。

今回の対策としましては、異臭の原因となる物質が検出されると同時に、通常の浄水処理に加え、物質除去に効果的な粉末活性炭投入を追加し、水質検査を行い、物質量を確認しながら対応したところでございます。

次に、再編計画についてでございますが、現在の状況としまして、水道事業で管理する施

設としましては、市内に浄水施設が6か所、配水池が72か所、配水ポンプ場が47か所ございます。このうち、浄水施設については美作浄水場が最も古く、16年後には更新工事が必要となります。これら施設全体の給水人口は、10年前と比較すると約4,300人減少しており、使用水量は約80万立方メートル減少し、給水収益も8,500万円の減収となっております。今後この傾向は進むものと推測され、水道事業の運営は厳しさを増すことが予想されます。

これらを踏まえ、今後の修繕整備、施設の更新、耐震化等について有利な財源に向けて、全国市長会、日本水道協会など各方面を通じて国に対しさらなる財政支援の要望も行うとともに、市民の負担を少しでも軽減するため、施設の再編、ダウンサイジングによる経費の削減等が必要であると考えております。このような状況を鑑み、各地域の給水人口、施設規模、旧町村を超えた給水区域等、概略的な調査や見直しを担当部署によって行っているところであります。議員御指摘の臭気対策、高度処理等の課題についても、計画する上で検討すべき課題として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

8番（西村 大司君）

総括します。

合併前に、旧町村におかれましては各種下水道整備を行ってきた際に給排水管等の更新も併せて行って、老朽管更新のほうは進んでおるところが多いと思いますが、一方多くの浄水処理場では建築当初のままではないかと思います。水道事業、経営戦略、この8月に発表されておるようなんですが、水道ビジョンと、2冊の計画書にもありますが、水道基幹施設の計画的な更新、改良、またコンパクト化をうたっておられます。浄水場の再建、私の記憶では40年を経過していれば過疎債の対象になると記憶しておりますが、違っていたら訂正してください。そろそろ問題を抱えている施設の改善を考えていく時期ではないかと思われまします。こうした事態が常時発生する状況にあれば投資もしやすいと思いますが、頻度の少ない事象ではタイミングが難しいのが常です。ぜひ本格的に検討してやっていただきたいと思います。今回のようなことが元で業務委託というようなことを論ずるのは的外れではないかと思います。設備の問題が主となります。職員の矜持のほうを尊重したいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号8番西村大司議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時04分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

4番森元末信議員が通院のため退席をされました。

続きまして、通告順番16番、議席番号10番青山慶議員の発言を許可いたします。

青山議員。

10番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、令和3年9月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の質問は2項目でございます。1項目めは、幼稚園、保育園、小・中学校のコロナ対策について。2項目めは、市内の新型コロナ感染経路と分析についてでございます。

それではまず、1項目めから質問をさせていただきます。

去る8月22日の新聞紙面で、世界中で子供のコロナ感染が急増していると報じられました。ちょうどその頃をピークに、日本国内での10代以下の新規感染者数は全体的には減少傾向にありますが、先日津山、浅口市の学校でクラスターが発生し、また総社で放課後児童クラブでクラスターが発生しておりまして、減少傾向にあるとはいえ、とても安心できる状況ではありません。

その現状を踏まえ、幼稚園、保育園、小学校、中学校でのコロナ感染対策はどのようなになっているか質問をいたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内の小・中学校では、基本的な感染症の予防対策を徹底しております。2学期からも教育活動を継続しております。児童・生徒につきましては、毎朝体温測定を行い、登校後は学級で健康観察を行い、体調不良の児童・生徒については決して無理をさせない対応をしております。発熱するとかという状態が出ますと、欠席するということで対応させていただいております。また、教職員につきましては、同様に毎朝の検温、健康観察を行い、体調不良時には勤務しない対応をしております。

予防対策としましては、今までと同様手洗いや手指消毒、せきエチケットの徹底、小まめな換気、3密の回避、給食時の黙食等の徹底を各校に指示をしています。現在ステージ4相当になっているということで、3密のあたりをより丁寧に対応するということで指示をしています。

現在12歳以上の児童・生徒のワクチン接種が行われており、保護者の判断で接種を行っておりますけれども、接種を行う際や接種後副反応が見られる際には、欠席扱いではない対応を配慮するようにしております。

次に、保育園等の感染予防対策につきましては、職員につきましては同様に手洗い、うがいの徹底、検温及びマスク着用等を行っております。また、保護者の皆様にも登園時の健康チェックの御協力をお願いしているところで、37.5度C以上の発熱がある場合、あるいはせきなどの呼吸器症状がある場合、解熱後24時間以上経過していない場合の園児の登園は御遠慮いただいているのが現状でございます。さらに、保護者の方も同様の症状がある場合には、施設内の立入りをお断りさせていただいておりますし、毎朝登園時にサーマルカメラを用意していますので、園児とともに検温を行っております。

園の生活の中では、紫外線照射の除菌ボックスやアルコール等による定期的なおもちゃや園児が触るようなところを中心に除菌、室内や園庭でも分散して遊べるような活動場所を工夫して設定をしております。参観日等も一斉というわけにはいかないので、分散して実施す

るような形を取り、行事も工夫しながらできるだけ実施をしていくということで対応しているところです。

新型コロナワクチンを1回以上接種している学校園の教職員の接種率でございますが、保育園関係で94%、小学校関係で74%、中学校関係で67%の接種率となっております。接種を進めていくような方向で呼びかけているのが現状でございます。

今後も、学校園で感染予防対策を十分に行い、安全に配慮しながら教育活動を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほどの答弁に加えて、もうちょっと補足して説明していただきたい部分を質問いたします。

まず、クラスター発生時の対応フローは確立されているのかどうか。それから、確立されているのであれば、概要を説明してください。先ほどの2点ですね。

3点目、抗原検査、PCR検査の活用はどう考えているか。

4点目、体調不良の児童・生徒は無理をさせない、教職員は勤務させないとのことですが、回復後の登校開始の判断はどのようになっているか。これは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、兵庫県の尼崎市で小学校の教諭が新型コロナウイルスに感染したことを学校に報告せず、授業を行っていたということがつい最近あったかと思いますが、こういったことにはならないようになっているんですよねっていう意味の質問です。

5点目として、一部オンライン授業は考えていないかということです。今こそ考えどきではないかと思います。ただし、小学校の低学年とかですと、親の都合もあるかとは思いますが、なるべく上の中学生あたりから、やるのであれば始めていくのが望ましいかなと思います。

最後、6点目ですが、欠席に伴う学習の遅れはどう対応するのか。

以上6点、質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それではまず、1点目のクラスター発生時等のフローでございますが、感染者が発生した場合の対応としましては、市教委から市内小・中学校へ新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応として通知、指示をしております。これには、クラスター発生に限らず、時系列に沿ってどのような対応が必要かということを示した対応のフローでございます。しかし、感染の状況や、保健所の濃厚接触者の特定等で対応も変化していく可能性が十分ありますので、接触者の特定を行う保健所や市保健福祉部、学校と市教委が絶えず連絡を密に取りながら情報を共有し、対応していく、方策を組み立てていくというような、そういう計画にしております。

それから、2点目の検査のことにつきましては、市内在住者や学校関係者には、市より検

査に対する補助を用意してありますので、感染等に不安を抱える児童・生徒や教職員には検査を受検することができること、これについては周知しているところで、実際に事業が進んでいるところです。

それから、3点目の体調不良に対しての児童・生徒、教職員の登校開始の判断でございますが、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者になった場合には、学校保健法第19条による出席停止の対応となりますので、保健所の指示に従い、学校医あるいは園医の助言を得ながら登校の時期について判断をしております。教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者になった場合には、特別休暇扱いとしまして保健所の指示に従った対応となります。発熱やせき等の風邪症状がある児童・生徒についても、同様の出席停止の扱いの対応を取っておりますが、教職員の場合、風邪症状が見られる場合には、同じように特別休暇での対応としておりますので、出勤を控えているというような状況でございます。登校開始の時期につきましては、PCR検査等を受検していれば、その結果が陰性で、症状がなくなれば登校ができるというような判断で対応しております。

それから、直近でありました尼崎の件に関連して、職員の報告義務ですけれども、これにつきましては発熱段階等体調不良のあたりから上司に対してきちっと報告をする、上がってきたものは市教委まで届くような形を取っておりますので、報告義務違反がないということで今のところ対応はできております。

それから、オンライン授業につきましては、各校で感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施しておるわけですが、感染の拡大をしていくような場合に臨時休校という事態も当然予想されますので、それに備えて各校で端末の持ち帰りの試行を順次行っているところでございます。かなり進んではおるんですが、学校によって格差が生じているのは間違いなくございますので、そのあたりをできるだけ平準化できるように努力してまいりたいと思っております。

それから、欠席に伴う学習の遅れではございますが、欠席している児童・生徒につきましてはコロナ等に関連しない欠席でも同様の扱いでございまして、状況に応じて学習課題やプリント、学校へ登校してきたときに放課後等を活用して補充学習等を行うことで、学習の保障は行っておりまして、濃厚接触者として特定され、2週間程度出席停止となった児童に、学校で行っている授業を、端末を家庭のほうに届けて同時配信する取組を行っている市内の学校もございます。現在、出席停止となっているので、その取組が続いているような状況でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

3回目です。

まずは、尼崎市のようなことがないというふうに理解しましたので、安心しました。

それから、対応フローについては、簡単に言うとなんていうふうに解釈したんですけど、感染の状況ですとか保健所の濃厚接触者の特定等で対応も変化していく可能性があるということで、学校や教育委員会の判断だけではフローはつくれないというふうに受け取りました。ただし、新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応というもので、どの

ような対応が必要かの指示が示されているので、フローまでは落とし込めてないけども、対応の指針になるものはあると、そういうふうに解釈しております。そうすると、トップの判断が非常に重要になってくると思いますので、重責かと思いますが引き続きよろしく願いいたします。

また、ほかの学校でのクラスターがもう既に発生しておりますので、どういう対応をしたかというのは参考情報として収集して、教職員の方と共有していただいて、突然何をするかわからないというようなことがないように、気持ちの準備だけしといていただければと思います。

あと、オンライン授業についてなんですけども、教員の中には非常に取っつきにくく感じている人がいるというふうに聞き及んでおりまして、一つの案ですけど、IT系の資格を取るというのはどうでしょうか。国家資格でITパスポートという一番導入的な資格があるんですけども、ずぶの素人がやって標準的な学習時間が100時間ですので、1日1時間勉強したとして、三、四か月ぐらい。大体年中やっていますので、準備ができたらいつでも受験できると。今のところ、受講料が5,700円と安いですが。ただ、令和4年4月から7,500円に値上げするそうですので、もし検討される場合は早めに御検討いただければと思います。こういった提案についてどう考えるか、最後お答えいただければと思います。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

ICTの資格につきましては参考にさせていただきまして、声をかけながらそれが広げられるかどうか検討してまいりたいと思います。以上のようなお答えになりますけども、頑張ってみます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

総括ですね。

議長（鈴木 悦子君）

総括です。

10番（青山 慶君）

小・中、幼稚園、保育園のコロナ対策、感染対策にしましては、しっかり対応されていると思います。引き続き、今後もよろしくお願いいたします。

それでは続いて、2項目めに入ります。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めに入ってください。

10番（青山 慶君）

それでは、2項目めでございます。

市内の新型コロナ感染経路の分析についてでございます。美作市においては、9月2日の岡山県による新規感染者の発表を最後に、本日まで感染者は出ておりませんが、これまでの市内の感染者の感染経路と分析状況、今後の対策をどのように考えているかというところをお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、これまでの市内の新型コロナ感染の経路と分析状況、今後の対策についてということですが、美作市の現在までの新型コロナウイルス感染者は64人となっております。8月に入って増加傾向となっております。

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、医師の届出受理、疫学調査、検体の採取等は保健所の所管となっております。したがって、感染の経路について全てを把握することは難しいと考えておりますが、岡山県が公表しております発生状況を分析してみますと、美作市での感染経路については、感染者が急増している8月1か月間の感染者の状況で見ますと、県外であるとか岡山、倉敷などの感染拡大地域や、津山市などで判明した感染者の接触者となっているところが散見をされております。また、年代では60歳代以上の方に比べて50歳代以下の感染者が多い傾向で、7月以降はその傾向が顕著になってきています。特に、高齢者のワクチン接種率が9割に達した8月以降は、高齢者の感染者が減少しており、ワクチンによるコロナ感染の発症予防効果が現れていると考えられます。高齢者に比べ、若年者の接種率はまだ低い状況であるため、今後も引き続き年代ごとの接種率も考慮した内容で、告知放送等を利用いたしまして効果的な啓発を行い、若年者のワクチン接種を推進していきたいと考えております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

2回目の質問です。

分析としては、情報が不十分であるが、おおむね人口が多いところとの往来で感染しているというのが散見されるというのが今の分析状況ということで理解しました。

美作市は、保健所からの情報が十分でない中、非常に独自の取組で早期に感染拡大を防げていると思います。8月1日から各市町村の発生状況を集計してみたんですけど、西粟倉と新庄村は8月1日から1件も出ておりません。その次に感染が出ていないのが吉備中央町で、これが10日ほど出ておりません。その次が美作市と奈義町で、5日ほど感染者が出ていない状況でございます。対して、感染がまだ収まり切っていないところが津山市、備前市、総社市、笠岡市、このあたりがまだ感染が収まり切っていないなというところがあるんですが、備前市が最近ちょっと増える傾向にあるようで、ほかと違う動きをしているので要注意かなというふうに感じております。

保健所からの情報が十分でないということなんですけど、より市民に安心感を持ってもらうためにも、保健所のほうにももう少し具体的な情報開示を求められないでしょうか。そうすると、より感染拡大に防止効果が見込めると思います。その点を1点と、もう一点は抗原検査とPCR検査の活用と広報はどのように考えているかということでございます。ワクチン接種率が上がっているとはいえ、まだ未接種の方もおられますし、例えば強い副反応のリスクを考慮して接種しないことを選択している方もおられますし、若い女性の中には子宮頸がんワクチンの、あの過去の接種後に体調を崩したため、ワクチン接種自体に強い不安を感じ

ている方もいるというふうに聞いております。特に、そういう方々に活用してもらうために、抗原検査、PCR検査をもっと活用してもらうべきじゃないかと思いますが、その点について2点質問いたします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それではまず、保健所から新型コロナ感染者の情報開示を求められないかというところですが、感染者に関する情報については今年2月施行の改正感染症法において、都道府県と市町村の連携の必要性が明記されました。厚生労働省は、個人情報の提供は連携の前提だという考えのようですが、一方で個人情報の保護を理由に感染者や療養者の情報を市町村に提供していない都道府県が全国で34都道府県と聞いております。そこで、情報開示について、岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室のほうに問合せをしたところ、県の基本的な考えは、人の命に関わる自然災害時を除き、平時に発生する新型コロナウイルス感染者や自宅療養者の個人情報について、岡山県個人情報保護条例に基づき、市町村へは提供しないということでありました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、情報提供によって市は真偽不明の感染情報などを確認することができ、感染拡大防止効果が見込めると考えられます。市としては、岡山県個人情報保護条例の条件を理解した上で、保健所との連携をより一層密にして情報を求めることができるよう働きかけていきたいと考えております。

続いて、抗原検査、PCR検査の活用と広報をどう考えるかというところですが、美作市では、新型コロナウイルス感染症予防の意識向上を図り、市民の不安を軽減させるため、抗体検査、抗原検査、PCR検査を必要に応じて受けることができる体制を整えております。検査費用ですが、抗体検査と抗原検査は全額市が負担し、PCR検査については上限5,000円、65歳以上の高齢者は上限2万円の助成額としており、高齢者以外は1人2回まで助成が受けられます。検査を希望される場合は、事前に申請が必要であり、美作保健センターや各総合支所で受付をしております。これらの検査は、自身が過去に新型コロナウイルス感染症に感染したかどうか、また現在感染しているのかどうかを調べるものです。仮に、感染していることが分かれば、早期に適切な治療を受けることができると考えられます。また、早い段階で自己隔離などの対応を取ることで、周囲への感染の拡大を防ぐことにもつながります。議員の御指摘のとおり、ワクチンの未接種者や副反応のリスクにより接種をしないことを選択している人などを含め、一人でも多くの市民に活用してもらい、感染対策に役立てていただきたいと考えております。

そのために、多くの市民にこの検査を知っていただけるよう、今年1月に市内の理容院、美容院にチラシを配布し、また広報紙でも数回にわたり紹介をしております。特に、4月以降はワクチン接種を感染防止対策の一つとして、接種の推奨をしていますので、抗原、抗体、PCR検査も同様に市民への周知をしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

総括します。

保健所からの情報開示についてでございますが、平時に発生する新型コロナウイルスっていう言い方に物すごく違和感を感じていまして、緊急事態宣言が出ているのに平時とはいかがなものかというふうに思います。しっかり働きかけをしていただいて、少しでも感染防止効果が高まるような取組をよろしくをお願いします。

また、抗原検査、PCR検査につきましては、最近ワクチンのことのほうが話題になり過ぎていて、かなり影が薄くなっているような気がしたんで、これを聞いてみたんですけど、ワクチンと検査、2通りの選択肢があるというふうに市民に知ってもらえるように、引き続き改めて広報もよろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス対策について、皆様激務の中大変お疲れさまでした。これからも引き続きよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番16番、議席番号10番青山慶議員の一般質問を終了いたします。これより10分間休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時43分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番17番、議席番号11番和田広宣議員の発言を許可いたします。

なお、和田広宣議員より、パネルの持込みの申し出がございました。これを了解しております。

和田議員、どうぞ。

11番（和田 広宣君）〔質問席〕

11番、公明党美作市議団和田広宣でございます。議長の許可をいただきましたので、令和3年9月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、3項目の質問を通告させていただきます。1項目めが、美作市の子育て若者支援について。2項目めとして、美作市の高齢者福祉について。3項目めに、太陽光発電所の災害対策について通告させていただいておりますので、通告書に沿って質問を進めてまいります。

まず、1項目め、美作市の子育て若者支援についての質問であります。将来を見据えた政策の中で、若い人たちの定住にもつながる子育て支援制度は大変重要な課題であると考えます。我が美作市においても、産前産後ヘルパー派遣や病児・病後児保育の実施、また出産祝い金の拡充、最近では18歳までの医療費の無償化など、数多くの美作市独自の支援が行われております。また、子育てしやすいまちづくりを目指すにおいて、幼・保連携の認定こども園にいち早く取り組んできたことは、子育てをしながら働く女性にとっては非常に大きな支えになっていることと思います。

しかしながら、6月議会の青山議員の質問にもあったように、現在美作市では1人目の子供さんを保育園に通わせている母親が、第2子の産後休暇を終え、育児休暇に入ると同時に1人目のお子さんが退園させられるということに不満や憤りを訴える保護者の声をよく耳に

します。では、本当に退園をしなければならないのでしょうか。特に、都市部の育休取得時の退園を行っている自治体では、表向きは6月議会の教育長の答弁にもありましたように、育休取得により保護者が家にいることで、保育の必要性の欠如を理由にされているわけですが、内閣府は自治体の状況に応じて運用が異なることを認めております。つまり、育休退園は待機児童問題の解消が根底にあるとも言われております。

1として、保育園待機児童問題について質問をさせていただきます。

市内各保育園の定員と入園数の推移と傾向についてお尋ねいたします。また、待機児童の有無、市外から美作市の園に申し込んだが入れなくて、美作市への転居を諦めたとの話も聞いたことがあります。待機児童の定義についてお答えください。

次に、全国的な保育士の人材不足の中、今後保育士が確保できなければ、定員を減らさざるを得ない可能性も出てきます。当市の状況と、人材確保の対策について御答弁お願いします。

2としまして、育休退園の問題について、美作市の現状についてお尋ねいたします。

以上、1回目です。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず、待機児童の定義といたしましては、保育の必要性の認定を受け、保育園等の利用の申込みをされているが、利用できない方となっております。第1希望の園以外を利用されている方、年度途中に入園を希望される方、育児休業中で復職予定のない方、特定の保育園等を希望されている方などは待機児童に含まれません。

令和3年度におきましては、市内全園での保育園部における利用定員数778人に対して626人が利用されております。待機児童はいませんが、今後も市内全園での利用調整も含め、待機児童を生まないような取組を進めてまいります。

保育の必要性につきましては、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であることを基準に認定をしております。国の方針に従いまして、次年度に小学校への就学を控えている入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合や、子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えられるような場合など、児童福祉の観点からその必要性を判断させていただいているところでございます。

本年6月議会で青山議員から御質問をいただきまして、近隣自治体の状況等を確認しながら、教育委員会として継続利用ができるよう柔軟な対応を検討しているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田広宣議員。

11番（和田 広宣君）

2回目の質問になります。

1回目の待機児童についての質問に対して、美作市全体で令和3年度では余裕を持って対応できているとの答弁でありましたので、教育委員会のほうで待機児童を生まないようにしっかりと取り組んでいただけたと認識いたします。通告した質問では、各それぞれの園の現

状と推移をお尋ねしたつもりでありましたが、答弁がなかったので楽観視されているのであると判断いたします。

質問の意図は、例えば今後の人口推移の中で、先々地域によっては保護者の入園希望に添っていけるのかということであります。待機児童の定義に対する答弁では、特定の保育園を希望される場合は待機児童にカウントされないとのことでありました。大きく子育て支援という観点からであれば、できれば志望される園に通えるように、早めに手が打てるよう現状の把握と対策をお願いしたいわけであります。当然、把握はされておられると思いますが、現在第1希望に落ちて入園を諦めた方、また第2、第3希望に通っている方はどの地域でどれくらいおられるのでしょうか。公表できる資料や答弁があればお願いいたします。

次に、全国的な保育士の人材不足に対する当市の状況と対策について、これも答弁がありませんでした。全国では7万人が不足しているとお聞きする中、美作市だけが問題ないとは思えないのですが、当市の状況と人材確保の対策について再度お尋ねいたします。また、答弁ができない理由があるのであれば、それも重ねてお示してください。

次に、育児休業取得時に発生する通園中の第1子の退園についてであります。ある程度前向きな答弁をいただきましたが、もう少し具体的にしていきたいと思えます。答弁では、近隣市町村の状況等を確認しとありましたが、すぐ分かることだと思います。結果はどうだったのでしょうか。お示してください。

ある会社にお勤めの美作市在住の方は、育児休暇の取得時に上のお子様は退園となりました。同じ会社の、お隣の勝央町の方は、復職の勤務予定表を会社に発行してもらい、第1子の継続利用が認められたとのことでありました。そして、そのことを園に相談に行くと、美作市の教育委員会はそういう方針なんぞということで、あまり相手にされなかったということであります。私も聞いた話なので、違っていたら御指摘をいただければ、また保護者の方に説明に参りますが、市町村によって違いがあることをどのように認識されておられるのでしょうか。お答えください。

それと、教育長は6月議会の答弁で、国の方針を拡大できないと言われました。であれば、勝央町が間違っていることになります。奈義町も退園ではなく、11時間の標準保育から8時間の時短保育で対応されているようであります。

次に、質問ですが、美作市の育児休業取得時の退園が、条例また規則に表されたのは何年からでしょうか。そして、年度別に何件くらい執行されていましたか。お尋ねいたします。

次に、内閣府が、親が育休取得時に既に保育を利用している子供がいる場合、保育を継続してもよいと定めていることは御存じでしょうか。お尋ねいたします。自治体によって運用が異なる中、1回目の答弁にあったように、待機児童のいない美作市であります。育休退園を執行しなかった場合、誰にどんなデメリットが生じるのでしょうか。お答えください。

以上、2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず、令和3年度の入園につきましては、希望された園名は申し上げることができませんが、利用調整の結果、1名は第2希望の園へ入園をお願いし、1名は特定園のみを希望されたために辞退をされました。他の申込みをされた方につきましては、全員第1希望の園に入

園できております。今後も園によっては申込み状況により希望された園への入園ができず、他園の利用調整をお願いするなど、待機児童が発生しない対応を行ってまいりたいと思っております。

保育士の数がどうなのかというあたりなんですけれども、保育士につきましては採用計画を定めながら年次的に見直しをして確保に努めているところでございます。今年度も、各大学への募集要項を持参してお願いをしたり、ハローワークへの求人を出したりして、募集を幅広く行ってきておりますけれども、本年度の状況が正規の保育士の採用状況が1次募集で1名の採用内定を得ております。これでは充足しておりませんので、2次募集をかけておまして、現在2名の応募を受けております。これが全て3名が採用できたとしても、現状の計画の中で確保しないといけない保育士が充足できているかということになりますと、不足しているというのが現状でございます。

次に、美作市の保育の必要性の認定基準に関する規則ですが、子ども・子育て支援制度による支援がスタートした平成27年度に制定しております。経過措置を踏まえ、実際に運用を始めたのは令和2年度からで、令和2年度で育児休業中に退園をされた方が13名おられます。近隣の自治体の様子は、津山市、勝央町の入園条件等を調べさせていただきましたが、この2団体では育児休業中だけという入園条件でした。育児時間の制限が設けられてはおるんですけれども、退園とはなっておりません。

こうした条件の違いはなぜ発生したかというあたりですけれども、国からの通達と、それから従来からの入園条件をどの程度弾力的に扱うかというあたりを各自治体の判断に任せていたという、そういう通達内容になっておりますので、差が生じてしまったと。美作市の場合は、育児休業中の継続利用ってということで、より明確な理由を求めているということが一つの原因だと思います。現在、条件を緩めることでの問題点は、定員に余裕があるかどうかということだけで、継続利用において即座に問題はありません。このような状況を踏まえた上で、早期に継続利用ができるように、本市の認定基準を定めてまいりたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、3回目です。

11番（和田 広宣君）

総括いたします。

議長（鈴木 悦子君）

総括。

11番（和田 広宣君）

育休退園をされた方が13名ということで、この方たちは大変な苦労をされているのかなという想像がつくわけであります。教育長のほうからは、現時点で答えられる精いっぱいの前向きな答弁をしていただいたと思いますので、何とかこの育休退園が解消できるようにお願いいたします。

保育園は誰のためにあるんだ、というコマーシャルがありました。意図するところは、園児のために何がベストかを考えろという意味だと思いましたが、我が町の保育園は誰のためにあるのでしょうか。将来のあるかわいい園児、子供を育てながら一生懸命働かれている保護者の方、コロナ禍で大変な中、そこで働いていただく保育士の皆さん、そして男女共同参画

の社会を目指す美作市のために、最高の保育園でなければならないと思います。

昨年より、コロナ禍で日々の感染予防と、自分がかかってしまって大切な園児にうつしてしまったらどうしようと、大変な心労の中働いておられた保育士さんに対して、県内でもいち早くコロナワクチンの優先接種を確保していただいた教育委員会であります。保育士さんのさらなる処遇の改善と、保育の確保を園児、保育者の現状と立場をしっかりと御理解いただき、答弁のとおり育休退園の廃止を一刻も早く実現できることを期待し、この項の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに進んでください。

11番（和田 広宣君）

それでは、2項目めに移らせていただきます。

美作市の高齢者福祉について。1として、コロナ禍における介護予防支援の状況についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中で、特に独り暮らしの高齢者の方々に対しては、見守り等の取組により継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要だと思われます。また、地域での各行事の中止や、感染予防のため買物の回数などの外出の機会が減少し、運動量の減少による筋力低下やコミュニケーションの機会の喪失による認知機能の低下にも悪影響が出ていると考えられます。

そこで、現在のサロン活動や体操教室などの各種取組の実施状況と、コロナ禍においても可能な介護予防の取組について実施されているもの、また今後の予定についてお答えください。

次、2として、介護人材の確保への取組状況についてお尋ねいたします。

800万人の団塊の世代が75歳以上となる2025年問題がすぐそこに迫り、介護人材の不足は以前にも増して顕著になってまいりました。コロナ禍以前には、美作市において外国人の労働者など3,000人を目指していくとのことを市内や工場や建設関係などだけでなく、介護施設の方も期待をしているとお聞きしております。

そこで質問ですが、商工会を中心に取り組んでおられるベトナム等の外国人の方の受入れや、滋慶学園からの市内への介護職員の就職等は、コロナ禍で厳しい状況であると思われますが、現状についてお示してください。

以上、1回目です。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、コロナ禍における介護予防の状況についてということで、介護予防の取組といたしまして、体操教室は市内に76の教室があります。昨年度は多くの教室がコロナ禍により開催ができない状態でありましたが、その後感染予防対策をしっかりとしながら徐々に活動が再開されてきております。現在では、全体の8割強となる67の教室が活動を継続または再開してきています。しかしながら、コロナ禍以前の状況までには至っておらず、今後においては体操教室運営の中心となります介護予防サポーター養成や、体操教室運営活動補助金の感染予防対策への活用の推進を図っていきながら、安心して開催できるよう、市として支援

してまいりたいと考えます。

また、今まで開催していた会場が密となる場合には、自宅や御近所の方々など少人数でも行えるよう、昨年度から実施しております体操教室のＣＤやＤＶＤなどの貸出しの取組も引き続き行ってまいります。

また、地域サロンにつきましては、事業実施を美作市社会福祉協議会へ委託しておりますが、サロン活動は高齢者の地域における集いの場としてその役割が期待されているところであります。昨年度においては、コロナ禍の中開催回数が減り、参加人数も大きく減少しており、受託先の社会福祉協議会におきましても、現在集いの場の拡大ということで、サロンの屋外開催等、地域の方々と安全な開催方法を考えていただいているところです。市としましても、サロン開催に必要な物品の購入や、高齢者の方々への運動、食生活、人との交流についての情報提供による啓発を行うなど、活動を支援することにより、高齢者が住み慣れた町で元気に過ごすことができる地域づくりを推進したいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業政策部長。

産業政策部長（太田 裕二君）〔登壇〕

私のほうからは、介護人材の確保への取組状況、その中の外国人労働者関係について答弁をさせていただきます。

産業政策部で把握しております介護関係の仕事に就いておられる外国人労働者は、2事業所で10名でございます。そのうち、ベトナム国籍の方5名、これは一つの事業所ですけども、この方々は商工会経由ではなく会社独自で雇用されています。増員の希望をされているのですが、現地でも新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりまして、入国予定の時期のめどが立たず、現状の人数にとどまっていると聞いております。残りの5名、これが一つの事業所ですけども、残りの5名はＥＰＡ、エコノミック・パートナーシップ・アグリーメントの略でございますが、ＥＰＡと呼ばれる国同士の経済連携協定に基づいて、日本の国家資格である介護福祉士の取得を目指すことを目的に来日され、日本の介護施設で働きながら国家試験を受験されるインドネシア国籍の方々です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

介護職等への就業等の状況でございまして、滋慶学園の関係でございまして。美作市スポーツ医療看護専門学校からは、本年3月に第1回目の卒業生30名を輩出されておりまして、そのうちの3名が市内医療機関の看護職に、1名が介護施設に介護職として就職をされております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

11番（和田 広宣君）

2回目です。

コロナ禍における介護予防活動の現状についてお尋ねいたしました。保健福祉部より答弁をいただいた内容では、感染予防をしっかりとした上で、体操教室等は8割以上が開催され

ているということでもあります。95%に近い高齢者がコロナワクチンの接種を終えられている状況であります。工夫を凝らして継続していただきたいと思います。

そして、体操教室やサロンに参加していただける人はよいのですが、各地域でのお祭りなど、多くの行事は中止や縮小され、特に介護サービスを受けられていない独り暮らしの高齢者は、人と接する機会も少なくなり、気がついたときにはかなり認知症が進んでいたという事例もあるようであります。コロナ禍では、地域包括支援センターと地域が連携し、そのような方をピックアップしていただき、個別の見守りや、特に男性の方などには偏りがちな栄養指導等も介護予防には必要かと思えます。御意見または予定や実行されていることがあれば、御答弁願います。

次に、介護人材の確保についてです。御答弁いただいたように、コロナ禍もあり厳しい現状であります。介護利用者に関しては、コロナの感染予防のため利用を控えられていた方もおられました。しかし、ここに来て反動もあり、かなりの増加傾向にあるとお聞きしております。人材不足は自立支援を中心とする介護の質の低下にもつながり、ひいては美作市全体的な介護度の進行による介護給付費の大幅な増額にもつながりかねません。介護人材の確保は、国と自治体が協力して取り組むべき課題であります。

そこで、厚生労働省は、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促すため、介護に関する入門的講座を地域医療、介護総合確保基金を活用し、実施することを進めております。都道府県また各市町村が事業主体になって、民間の学校や事業所に業務委託を行うことができます。岡山県では、人材派遣会社に委託し、就労者には岡山市や倉敷市を中心としたエリアに就職の紹介もしているようであります。そこで、美作市も民間の人材派遣会社や介護系の学校法人等に協力をいただき、実施することは検討できないでしょうか。

以上、2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）〔登壇〕

それでは、2回目ということですが、まずコロナ禍における介護予防の状況についての2回目です。

独り暮らしの高齢者への見守りに関しましては、民生委員をはじめ地域の方、近隣住民から情報をいただきながら、必要に応じて訪問や声かけを行っております。今年度からは、地域包括支援センターが総合相談の窓口としてスタートしております。民生委員とセンターの職員とで連携を取りながら、地域の気になる方への対応をこれからもこれまでどおり継続したいと考えております。

また、高齢者は多様な食品を摂取している人ほど筋肉量が多く、体力も維持でき、その後の筋肉量や体力の低下を予防できる可能性があると考えられ、食べることがすなわちフレイル予防であり、介護予防であるという考え方が広まりつつあります。議員の御指摘のとおり、男性の栄養指導についても非常に大切な介護予防の一つだと考えます。市内の6つの全地域では、男性が主体となる男性料理教室を実施しています。現在はコロナ感染拡大のため、飲食を伴う料理教室を中止していることから、やむを得ず代替えの取組として、自宅で簡単に調理できるレシピを配布しています。今後は、地域の栄養委員、愛育委員の方々の御協力をい

いただきながら、栄養や料理の情報発信を行っていきたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症が収束し、地域での料理教室が開催できる条件が整ったときには、男性料理教室をいち早く開催し、口腔機能の維持や栄養改善の介護予防を推進したいと考えています。

続きまして、介護人材の確保への取組状況ということで、2回目ですが、地域医療介護総合確保基金を活用しての人材確保についてですが、基金は国、都道府県の負担により、各都道府県に設置されており、市ではこれまで同基金を活用して介護施設整備や介護ロボットなどの導入による職場環境の改善を実施してまいりました。議員のおっしゃるとおり、県では介護人材確保の一つとして同基金を活用し、民間事業者に委託した未経験者への介護入門研修などが実施されていますが、これまで県内の市町村での同様の活用事例は聞いておりませんでした。介護人材の確保は、これからの介護保険制度の問題の一つでありますので、他の市町村の動向なども確認しながら、県の事業を参考にして検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

11番（和田 広宣君）

総括させていただきます。

保健福祉部長のほうから、非常に前向きな御答弁をいただきました。地域の見守り訪問は、地域包括支援センターと地域の方、民生委員の方々と連携を取りながら、支援が必要な方を見つけ出して対応をこれからも継続していただけるとのことでありました。

また、料理教室や栄養指導等を通しての栄養改善、また口腔機能の維持は、認知症予防にも重要な鍵を握ると思います。

次に、介護に関する入門的講座や認知症サポーター養成講座の開催で、介護に重要性を感じ、より多くの方に一歩踏み込んでいただけることを期待し、この項の質問を終わりにいたします。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、3項目めに進んでください。

11番（和田 広宣君）

続きまして、3項目めの質問をさせていただきます。

太陽光発電所の災害対策についての質問であります。

危険地域、危険と思われる地域への太陽光発電に対する美作市の安全対策、指導対策はどうなっているのでしょうか。全国的に太陽光発電所が乱立する中、地域への安全対策はどのように担保されているのでしょうか。FIT法の改正で、地元自治体の条例を守ることを義務づけ、違反した場合は通報、内容によっては経産省による許可の取消しも可能となりました。岡山県、美作市の条例はどのような内容でしょうか。簡略に御説明ください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、3項目めの太陽光発電事業所の災害対策についてというお尋ねでございます。

太陽光発電のみにとどまらず、開発行為全般としまして、美作市では2,000平方メートル以上1万平方メートル未満の開発行為、それから岡山県では1万平方メートル以上の開発行為及び林地開発行為を対象に、土地の乱開発を防ぐため、開発許可制度により土地の適正な利用を図っているところでございます。

太陽光発電に関する条例につきましては、岡山県の場合は太陽光発電施設の安全な導入を促進するため、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例により規定をしており、その内容は、砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域といった土砂災害の発生するおそれが高い設置禁止区域及び土砂災害の発生するおそれが高い設置に適さない区域である土砂災害警戒区域を示し、設置禁止区域に例外的に設置する場合には許可申請、設置に適さない区域に発電出力50キロワット以上の施設を設置する場合には届出を義務づけており、許可申請または届出を行った施設等に対し、必要に応じて立入調査、指導、助言等を行える規定となっております。なお、県条例については、県内に設置される太陽光発電施設全てを対象に県条例及び県条例施行規則を定めており、太陽光発電施設を設置する事業者は、どのような規模の施設であろうとも、安全に導入するために関係法令及び県条例を遵守するよう定められています。

本市の場合につきましては、美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例としまして、1メガワットを超える大規模太陽光発電事業を対象に、住環境に与える影響や将来における廃棄物処理等について規定をしておりまして、事業区域の全部または一部が美作市内にある場合に本条例の対象となっております。この市の条例についても県条例同様、太陽光発電事業の進出を規制するものではなく、地域住民等の理解の下、安心・安全な大規模太陽光発電事業の進出を求める規定となっております。

このことから、現在、県及び市において定めている条例の関係性から見ますと、1メガワット以上の太陽光発電施設に対しては市条例、それ以外及び設置禁止区域、設置に適さない区域の太陽光発電施設に対しては県条例での取扱いとなっておりますので、安全対策やそれに伴う指導につきましては県及び市の条例に従い、規定の範囲内により行われるものと考えてございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

11番（和田 広宣君）

2回目です。

岡山県と美作市の条例についてお聞きしました。どちらも太陽光発電の進出を規制するものではなく、地域住民の理解の下、安心・安全な進出を求める条例になっているとのことであります。脱炭素社会の実現に向けて鍵を握るのが、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及であります。しかしながら、この安心・安全な進出を誰がどこまで責任を持って遂行しているのか、疑問が残ります。政府は各地で起こる反対運動やトラブルの多発を受け、平成29年3月FIT法の一部改正を行いました。そこで、地域の条例等の遵守が記されたことにより、地方自治体が地域の実情によって条例を定め、規制する自治体も増えてきたとのことであります。

次に、このパネルの写真であります。国道374号線を福本から巨勢に北上したとき、途中

右手に見える光景であります。工事途中の写真でありますが、民家のすぐ裏側に山の中腹の樹木を全て伐採し、約200キロワットの太陽光発電所が建設されております。写真には写っていませんが、山際には3軒の民家が並んでおります。地元の方は、何の説明もなく、ある日突然ダンプや重機が山に登っていき、樹木の伐採が始まったとのことであります。地元から、災害の防止対策はどうなっているのか示すように訴えましたが、工事の進捗に合わせて考えていく、法的にはそのような説明の義務はないんですよ、大丈夫、今まで災害は起きていないからと言われたとのことであります。真下の家の人は、大雨が降るたびに気になって、夜中に何回も目を覚ますと言っておられました。皆さんも、近くを通るときには一度関心を持って見てみてください。これなら災害は起きないだろうと思われる人はきっといないと思います。

市や県は、住民の安心・安全のため、安全対策を実行させることはできないのでしょうか。できないのであれば、その理由も簡単でいいのでお答えください。

以上、2回目です。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問に答弁させていただきます。

近年、開発協議や影響評価の対象とならない50キロワット未満の太陽光発電施設の設置が増えております。議員おっしゃられるように、傾斜のある山林での樹木の伐採などにより、安全性が心配されるような発電施設も現に存在をしておると思います。

先ほどおっしゃられたとおり、平成29年3月のFIT法の一部改正によりまして、太陽光発電施設を設置する際に、設置に関する条例等の遵守が規定されたことから、岡山県では令和元年7月に岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例が制定され、1回目の質問でお答えしましたとおり、県内に設置される太陽光発電施設全てを対象に、県条例及び県条例施行規則が定められ、太陽光発電施設を設置する事業者は、どのような規模の施設であろうとも、安全に導入するために関係法令及び県条例を遵守するよう規定されているところでございます。

また、資源エネルギー庁が定める太陽光発電の事業計画策定ガイドラインにおきましても、同様に関係法令や条例の規定に従い、土地開発の設計、施工を行うよう定めております。

これらのことから、開発を許可する部署からいたしますと、安心・安全な設計、施工の下、太陽光発電事業の進出を求める規定となっているにもかかわらず、太陽光発電施設の設置を阻害することにつながってしまう可能性もあることから、矛盾が生じるという難しい問題もあるかと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

11番（和田 広宣君）

3回目です。

答弁では、例えばこのような物件に関しては、県の条例も市の条例も何の指導もすること

ができないということであります。

今後、遡及効果は難しいにしても、何か前もって対策を講じなければ、このような同じような物件が、今回以上の危険な場所に始まったとしても、住民説明もなければ安全確保の基準もなく、何の指導もできないことがあり得るということであります。条例の遵守を追加した改正FIT法を受け、現在当市を含め100を超える自治体が太陽光発電所の建設に対しての規制または環境評価条例などを設置し、環境に配慮した安全な建設を推進しております。当市の条例では、今回のような案件に対して効力がないのであれば、何か対策を打つ必要があると思います。

企画振興部では、企業進出を促進する部署であり、規制に関する条例の扱いは難しいとのことあります。では、他市が行っているように、環境基本条例を制定した上で、事業用発電所が災害の危険性がない建設にあるための協議を義務づけることや、美作市安全・安心まちづくり条例第6条では、事業者はその事業活動が安全に行われる環境を確保するために、必要な処置を講じるとともに、当該地域住民と相互に協力して地域安全活動を推進し、地域における事故を防止するよう努めなければならないとあります。この運用を含め、それぞれの担当部署である市民部、危機管理室で対応をお願いすることはできないでしょうか。

以上、3回目です。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の御質問に答弁をさせていただきます。

環境基本条例を制定した上で、安心・安全につながる協議を義務づけることにつきまして、は、近隣の状況を調べましたところ、お隣の兵庫県では太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に、平成29年3月に太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例を制定されております。この条例では、県や市の責務として、太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう、必要な調整を行うことが規定され、また設置者の責務として、県及び市町が行う太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るために必要な調整に協力することや必要な措置を講ずること、適切な管理に努めることなどが規定をされております。

このほか、宍粟市におきましては、環境基本条例を制定し、その条例の規定によりまして宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例を定め、環境の保全と創造及び市民の健康で安全かつ快適な生活の確保を目的に、市内で設置する太陽光発電施設の設置に関する取決めを行うとともに、宍粟市太陽光発電施設設置条例に関する指導要綱を定め、10キロワット以上の太陽光発電施設設置に関する事業計画の届出や地区住民への説明会の実施、指導、助言などを規定し、安心・安全な太陽光発電施設の導入を図っているところでございます。

取組の2例を御紹介させていただきましたが、今後議員おっしゃるとおり脱炭素の動きがますます加速することが予測されます。太陽光発電だけに限らず、風力発電、バイオマス発電等再生可能エネルギーの導入が促進していくことも十分に考えられること、そして自然環境や景観に配慮したまちづくりが求められているということなどから、市役所内の関係部署がそれぞれ連携し、環境を保全していく、あるいは環境と調和していくための取組を早急に促進することで、安心・安全なまちづくりを目指す必要があると考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

全国で様々な考え方の下に、条例でありますとか要綱とかができていますけども、私どもの環境影響評価条例はその先駆けの一つでありました。当時は、1メガという大規模太陽光発電を念頭に置いての仕事が重要であるという認識になっておりましたけども、大体メガソーラーの立地適地がほぼ使い果たされているのかなというふうに思います。そして、今や御覧のとおり状況になっておりまして、数十キロから100キロ、200キロぐらい、そういうところに問題が生じているということでもありますので、これは簡単にはいかないんですけども、私どもの影響評価条例、大規模太陽光発電所に限定してますけども、その大規模っていうのを除いて、軸として、それで様々な規模の太陽光発電について、少なくとも近隣の住民の方々に対して、しっかりとした期限を切った事前の説明を義務として課すということを中心とした条例っていうのは、これは論理的に成立し得るのかなというふうに思っております。そのことを先ほど部長が長ったらしい、どう言うのか、丁寧な答弁で申し上げましたけども、なかなか意が伝わっていないと思えましたので、補足として、部長は条例改正も念頭の一部に置いているんだということをお話をさせていただいたような次第でございます。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員、総括です。

11番（和田 広宣君）

総括させていただきます。

先ほども申しましたように、太陽光発電は脱炭素社会に向けて大変重要であることは十分に理解しております。ただ、明確な規制がない限り、一部の利益主義で粗悪な業者による法の網をくぐった将来に危険を及ぼす建設は誰かが止めなければなりません。先ほど、市長の答弁にありましたように、当市の条例の一部を改正することで対応も考えられるということでありましたので、そのことに期待をし、今後自分なりに勉強もし、提案もしていきたいと思っております。

もし、この写真の家が幼稚園だったらどうでしょう。皆さんのお孫さんや子供さんが住んでいる家だったら、どう感じるのでしょうか。この件に関しましては、今後とも執行部の皆様、また議員の皆様と御相談させていただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上で9月の一般質問を終了させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番17番、議席番号11番和田広宣議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。
再開は明日午前10時からです。

午後 3 時35分 延会

令和3年9月8日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程（6日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月8日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議案質疑（認定第4号～認定第16号、議案第54号～議案第66号）

日程第2 請願・陳情について

請願第3号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

請願第4号 特別支援学校を作東地域に設置する請願

請願第5号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農 林 政 策 部 長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都 市 整 備 部 長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

午前10時00分 開議

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にしてくださいようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで御報告いたします。

議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、地方税法第731条第3項の規定に基づき、9月6日を期限とし、特定納税義務者と見込まれる3者に対し意見を求めておりましたところ、お手元に配付のとおり提出がございました。

また、太陽光発電に関する団体から審議の参考にしてほしいと書類が届いておりますので、併せて配付をしております。

あわせて、執行部より議案第55号についての資料を配付したいとの申し出がございましたので、これを許可し、お手元に配付をしております。御覧ください。

日程第1 議案質疑（認定第4号～認定第16号、議案第54号～議案第66号）

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「議案質疑」。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

中山議員。

13番（中山 忠明君）

動議。鈴木悦子議長に辞任を求む動議でございます。

議長（鈴木 悦子君）

ただいま中山議員から動議の提出がございました。

内容を確認するため、ただいまより暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時46分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま中山議員から動議の申し出がありました。

休憩中に内容を議長、副議長にて確認したところ、私の議場外での発言に関する内容であったため、議会運営委員会の開催をお願いいたしました。

これより議会運営委員会の委員長報告を行います。

角南委員長。

7 番（角南 良雄君）〔登壇〕

議会運営委員会の委員長報告をいたします。

先ほどの動議について協議をいたしました。

協議に当たり、鈴木議長は、議長個人に関する内容であったため退席をされました。動議の内容が議場外での発言を根拠にした動議であったため、動議として取り上げない判断といたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

報告のとおり、本動議につきましては取り上げることはできません。

これより議事に戻ります。

日程第 1、「議案質疑」を行います。

「（認定第 4 号～認定第 16 号、議案第 54 号～議案第 66 号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより、議案質疑の回数は 3 回までとし、一括質疑となっております。

また、通告をしていない者の質疑は 1 議案につき 1 件の質疑となっております。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

なお、通告した方も通告していない方も、質疑は質問席で行ってください。

議案質疑は、一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、先般お手元に配付しております発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。

初めに、認定第 4 号「令和 2 年度美作市一般会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第 4 号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第 5 号「令和 2 年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第 5 号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第 6 号「令和 2 年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第 6 号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第 7 号「令和 2 年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第 7 号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第 8 号「令和 2 年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第 8 号の質疑を終了いたします。

それでは、認定第 9 号「令和 2 年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっており

ます。よって、認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第12号の質疑を終了いたします。

次に、認定第13号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第14号「令和2年度美作市水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第14号の質疑を終了いたします。

次に、認定第15号「令和2年度美作市病院事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第15号の質疑を終了いたします。

次に、認定第16号「令和2年度美作市下水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第16号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第54号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号7番角南良雄議員。

角南議員。

7番（角南 良雄君）〔質問席〕

それでは、議案第55号について議案質疑をさせていただきます。

第3条の納税義務者等では、「発電事業に対し、その事業者に課する」とありますが、市内外には他にも多くの事業者がおられますが、その方々も所得税や償却資産税などを発電事業者と同じように課税されていますが、発電事業者だけを対象に課税することになります。このことに不公平感を感じる方が多くおられると思いますので、不公平ではないことの

説明をお願いいたします。

次に、第6条の課税標準では、「太陽光発電設備のパネルの総面積」とありますが、パネルの面積とした理由をお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。それでは、角南議員さんのパネル税についての議案質疑について答弁させていただきます。

まず、第3条の納税義務者を発電事業者だけを対象に課税する理由といたしましては、平成24年に始まりました再生可能エネルギーの固定価格の買取制度によりまして、20年間の売電収入が保証されることから、市内各地に多くの太陽光発電事業者が参入されまして、発電施設が設置されております。

発電施設の設置に伴いまして、自然環境や生活環境が変化したことで、新たな災害の発生や鳥獣被害の増加など、危惧する声が多く聞かれるようになっております。その対策に必要な経費を賄うことを目的に、法定外目的税として事業用発電パネル税の制定を目指しているものでございます。

災害対策や鳥獣被害対策は行政の責務ではございますが、発電事業者は売電収入による利益を得ていることから、公平性を確保する観点からも対策に要する費用について応分の負担を求める必要がございますので、事業者に課税するというところでございます。

続きまして、第6条の課税標準を太陽光発電施設のパネル総面積とした理由でございますが、課税標準といたしましては、租税を賦課する客体となるべきものといたしましては、行為その他の事実を言いまして、課税客体を税法に定められた方法により具体的に数量または金額で表したものでございます。

例えば固定資産税の課税客体は、土地家屋、これについては評価額、償却資産につきましては取得価格のことでございますが、それを総称して固定資産と言います。課税標準はその課税客体である固定資産の価格となります。この条例における課税客体は発電事業であるため、本税の制度、趣旨に鑑みまして、パネル設置による土地造成や樹木の伐採、これらの行為に伴う新たな災害リスクの懸念や生態系への影響を考慮した結果、市内において多くの土地を利用してパネルを設置するということから、パネル総面積を課税標準とすることが適当であるというように判断しまして、パネルの総面積ということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

2回目に入ります。

二重課税ではないかということもよく聞きますが、全国にはいろいろな法定外目的税として課税している市町村はないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、課税標準を太陽光発電設備のパネルの総面積とした理由は、多くの土地を利用してパネルを設置しているからパネルの総面積を課税標準とすることが適当と判断したということですが、第4条の第2項の解釈ですが、例えばなんですけれども、ほぼ同時期にAさんが38キロワット、隣でBさんが30キロワットのパネルを設置している場合、トータル68キロワ

ットで50キロワットを超えるパネルを設置しているため、課税対象になると解釈したのですが、別にCさんが発電認定量を48キロワットに上乗せして20キロワット分のパネルを設置、いわゆる過積載をしている場合、実質68キロワットになり、Aさん、Bさんの場合と同じ実質68キロワットのパネルを設置していることになりますが、課税対象となるのでしょうか。

もし課税対象にならないのであれば、パネルの総面積を課税標準とすることが適当と判断したという答弁と合致しないと思うのですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、全国にいろいろな法定外目的税として課税されているのがあるのではないかと
いうことで、全国の状況を答弁させていただきます。

令和3年4月1日現在、都道府県の法定外普通税が13件、市町村の法定外普通税が8件、
道府県法定外目的税が31件、市町村法定外目的税が14件制定されております。

一例として御紹介させていただきたいと思いますが、市町村の法定外税として初めて昭和
51年に制定されました静岡県熱海市の別荘等所有税につきまして、別荘等の所有者にその
延べ面積に応じて、年、1平方メートル当たり650円の税率がかかっております。これら別
荘に固定資産税もかかっております。別荘は同じ別荘ですが、価格を基に固定資産税が、面
積を基に別荘等の所有税が課税されている状況がございます。

また、市町村の法定外目的税では、福岡市、北九州市で宿泊に対する宿泊税が課税されて
おりまして、その上に福岡県も同じように宿泊税を併せて課税されている状況ございま
す。

次に、同じ68キロワットで面積の質問でございますが、土地に定着した太陽光発電設備に
より新たな環境に与える影響があるということで着目いたしました。これを具体的に表す課
税標準は面積と考えまして、第6条に規定のとおり、原則として本税の課税標準はパネル総
面積とするものでございまして、第4条の第1項の3の課税免除につきまして、10キロワッ
ト以上50キロワット未満の低圧の小電力発電設備は土地の定着性と環境に与える影響や負荷
は軽微と考えられるため、本税の課税を免除するものでございます。

また、第8条の課税標準の特例につきましても、申告義務の煩雑さから負担軽減に配慮す
るとともに、税負担の軽減を図る趣旨で規定を整備しております。

したがいまして、これらの負担軽減の趣旨を実現する上で、環境影響のリスクが軽微な低
圧の小出力発電設備の課税免除につきまして、パネル総発電容量ではなく発電認定容量を適
用基準とすることが望ましいというように判断いたしました。

あわせまして、第4条の2項の規定は国においても禁止されている大規模設備を50キロワ
ット未満の設備に分割する低圧の分割への問題に対応するためのことも背景にあった点も御
理解いただければと思っております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

他にもいろいろと法定外目的税があるということはいくつか分かりました。本当に同じような

パターンかなと思っております。

それから、68キロワットのことなんですけれども、いろいろと言われたんでございますが。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員、ちょっとそれは一般質問化しておりますので。

7 番（角南 良雄君）

はい、気をつけます。

発電事業者の不公平につながらないように、今後ともよろしく検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 9 番和田いさお議員の発言を許可します。

和田議員。

9 番（和田いさお君）〔質問席〕

パネル税条例についてお尋ねします。

1 つ目は、提案説明で法定外目的税と説明されましたが、地方税法の同意基準から制定は問題はないのか、2 つ目、第 3 条、「事業者に課する」とあるが、制定後に発電事業を行う業者が対象となるのか、この 2 点について。

まず 1 点目ですが、法定外目的税の制定については、地方税法に、「あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない」と規定され、総務大臣は協議を受けた場合に 3 つの事由がある場合を除いて同意しなければならないと規定されているが、その一つである国の経済政策に照らし合わせて適当でないことに事業発電用パネル税は該当するおそれはないのか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。それでは、和田いさお議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

まず、国の同意基準から制定は問題ないかということでございますが、地方税法の第 733 条に規定する法定外目的税の新設に対する総務大臣の意見の同意の要件が 3 件ございます。

まず、第 1 号要件としまして、国税または他の地方税と課税標準を同じく、かつ住民の負担が著しく過重になることにつきましては、本税の課税標準は太陽光発電施設のパネルの面積であり、他の地方税の課税標準と明らかに異なります。また、納税の担税力から見まして、判断いたしまして、本税の負担が著しく過重とならないようなものと考えております。

第 2 号要件、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えることというものがございますが、これにつきましては本税は内国関税的なものではなく、この要件には該当しないと考えております。

先ほど御質問の第 3 号要件でございます。国の経済対策に照らして適当でないことにつきましては、本税は国が推進する再生可能エネルギーの普及促進を阻害することを意図したのではなく、太陽光発電事業と共生していくために太陽光発電設備の設置により発生する特

別な財政事業へ対応するため、税負担を求める趣旨で創設するものでございます。

美作市は、その優良な立地特性から、低圧施設に加え、全国有数の大規模太陽光発電設備の集積地ともなっております。グリーン社会実現に向け、太陽光発電施設の普及促進は国の必要な施策であります。他方では太陽光発電施設との共生に当たり、災害危険箇所への設置や立地開発による土地の形態の変化による土砂災害、河川洪水、鳥獣害被害のほか、事業終了後の土地の荒廃等が危惧されることも事実でございます。

これらの危険性を軽減する施策に対する住民のニーズが大変高まっていると思っております。この条例に基づき、各種対策により様々な被害が未然に防止されれば、発電事業に伴うリスクや負担が軽減され、事業者に一定の受益をもたらすものと考えておりますし、ひいては国の推進する施設の実現の一助につながると確信をしております。

第3号要件につきましては、このような本市における諸般の事情から判断して、総務省におきましても適切な御判断をいただけると思っております。

次に、第3条の事業者に課することが、制定後に発電事業を行う事業者が対象となるかということでございますが、条例の第5条、附則の第1項及び第2項の規定に基づきまして、パネル税につきましては、条例施行日以後の賦課期日、1月1日でございますが、この1月1日現在におきまして発電事業を行う方に課税をさせていただくものでございます。

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

今、部長のほうから3条の話をされたんですけど、私はこれから話をさせていただきたいんですけど、2項目めの3条については、市内に設置されている一定規模、私の地元は協定を結んでいるんですが、最大のメガソーラーがあるんですが、一定規模以上の太陽光発電施設が国の、県の保全事業、条例、また山林開発などの必要な許可は得て設置されております。

安全基準を満たしていると思うが、事業用発電パネル税はその設置に対して負担をされるのかということをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。県とか国の条例であったり規則であったり、そういうことで認定をされて設置をしているがということでございますが、確かに国の制度からいえば、再エネについては推進されております。最近では、県についても制限をされているところでございますが、市といたしましては、このパネルにつきましては災害の想定をしたときにかなりの被害想定がされます。そうしたところに対して、事業を進めていかなければならないために、パネル税を徴収いたしまして、そういうところに課税していきたいということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

9番（和田いさお君）

ありがとうございました。私はこれで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番 3 番、議席番号 5 番田村秀昭議員の発言を許可します。

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）〔質問席〕

パネル税条例についてお伺いいたしますが、第 3 条、課税義務者等については、対象となる事業者数がどれぐらいあるのか、これを教えていただきたいのと、それから第15条、発電事業の終了に伴う届出ということで、「納税義務者は、発電事業を終了した場合には、その終了の事由が生じた日から30日以内に事業終了届出書にその事実を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」とありますが、その事業が終了すれば納税義務がなくなる。それは当然だと思うんですけども、その後、発電事業終了後の施設の撤去、そういったものに対する定めがあるのかどうか。

調べていきますと、廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度はできているんですけども、そのあたりをきちんと事業者と確認ができているのかどうか、教えていただきたいとします。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、田村議員さんの質疑に対して答弁させていただきます。

まず1つ目が、対象となる事業者数でございますが、令和3年度の償却資産の申告で申しますと、野立ての10キロ以上の対象施設は276件、これに令和3年度中に稼働したメガソーラー2件を足しますと、合計278件の状況でございます。

続きまして、発電事業終了後の施設の撤去についての定めでございますが、市の条例では、先ほど言われましたとおり、終了後、届出が必要になりますが、施設の撤去等につきましては、令和2年6月、エネルギー供給強靱化法が国会で成立されまして、その中で事業用太陽光発電事業者については、廃棄費用の外部積立てというものがございまして、原則義務化をされております。

対象はF I T認定を受けた10キロ以上の全ての太陽光発電事業で、積立期間はF I T買取り期間20年のうち後半の10年間という定めでございますが、買取り単価ごとに1キロワットアワー当たり、解体と積立基準額が定められておりまして、売電金額から積立てを差し引いて支払われる源泉徴収的な積立てとなっております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

2回目です。

第3条に絡んでですけども、市内の発電用太陽光パネル設置による総固定資産税額というものが分かれば教えていただきたいというのと、第15条に関して言えば、熱海の例ではありませんけれども、その事業者が倒産してしまったような場合、この事業の継続、そして今の担保されるというものの事態が深刻になる場合があると思います。そういったものを市としてどのように考えていらっしゃるか、お願いしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

例えば先ほど言われました倒産等でございますが、こういうものにつきましては、倒産をされた後、それを整理する弁護士がされまして、処理はされると思いますが、最終的にそれできない状態になりますと、太陽光パネル税を課税して徴収することになれば、そういうものにも当てられるのではないかというように思っております。

それから、事業用発電パネル税の固定資産税相当でございますが、ちょっと資料を、固定資産税につきましては、まず土地についての固定資産税が評価の見直しをしまいたします。その関係もございますので、はっきりした固定資産税相当額は今の段階では言い切れないんですが、これは後からでもよろしいでしょうか。すいません、よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

田村議員。

5 番（田村 秀昭君）

じゃあ、固定資産税については改めてまた教えていただきたいと思います。

これで質問を終わりますが、総務委員会や、あるいは執行部の皆さんとの今後の徹底審議をしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番 4 番、議席番号 3 番山本真樹議員の発言を許可します。

山本議員。

3 番（山本 真樹君）〔質問席〕

3 番山本真樹です。

議案第55号について質問させていただきます。

まず、私の質問なんですけど、1 つ目が、第 9 条の税率の件でございます。1 平方メートルにつき50円とありますが、まずこの根拠はということと、2 つ目が、第10条第 2 項についてでございます。

まず、1 つ目の第 9 条に関してですが、1 平方メートルにつき50円の根拠ということで、どのような算出方法でこの税率、税率といいますか、金額になっていますが、が決定されたのか、お聞かせください。

あと、10条の第 2 項に関しましてですが、ちょっと前条、前々条とかの内容が入っておりますので、まずちょっと内容があまりよく理解できにくい条項になっておると思いますので、まず内容をかみ砕いてお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼します。それでは、山本真樹議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

まず、第 9 条の 1 平方メートル当たり50円の根拠でございますが、事業用発電パネル税の収収は防災・減災用対策、生活環境対策及び自然環境対策への用途を目的といたしまして、これらの対策の財政需要を 5 年間で約 6 億円と試算しています。この 6 億円を課税標準となるパネル税で割り戻した結果が、負担が過度にならない範囲で 1 平方メートル50円を算出さ

せていただいております。

なお、地方税法の733条に規定されている法定外目的税の協議の申し出を受けた際の総務大臣の同意について、先ほど和田議員さんにも申し上げましたが、3つの要件がございます。この中で、国税または地方税の課税標準を同じく、かつ住民負担が著しく過重となることということがございました。この中で、1平方メートル当たり50円の税額は該当しないとの認識に至っておりますが、その理由といたしましては、事業用発電パネル税と発電開発促進税というのがございますが、これを比較いたしました結果、電源発電促進税の税率が販売電気1,000キロワットアワー当たり375円であるのに対し、美作市の事業用発電パネル税は1,100キロワットアワー当たり300円、この300円というのは1平米当たり50円でございますので1キロワットに換算しますと6平米が要るようになりますので、6掛ける50円ということで300円を計算しております。

この発電開発促進税の375円を下回ることから、納税義務者にとって過度の負担にならないということで50円を積算いたしております。

続きまして、第10条の2の根拠でございます。

これにつきましては、第10条は寄附金における税額控除の項目とございまして、地域住民に対しまして事業者が寄附金を支出した場合につきましては、納税義務者である当該事業者、これはパネル税の事業者でございますが、事業用発電パネル税の税額から最大100分の20、2割相当ですね、これを控除する旨を規定したものでございまして、その第2項につきましては、寄附金を支出した当該事業者が第1項に規定する税額控除の適用を受ける際には、課税標準の特例である第8条が関係していますが、第8条の第1項と第2項の規定の適用は受けることができない旨を規定するものとなっております。第8条の第1項と2項は事業発電用パネル税の課税標準となるパネルの総面積の求め方、つまり税額の多少に関わる面積の算出につきまして特例が適用である旨の規定となっております。

事業用発電パネル税は、課税標準であるパネル税総面積の税率である1平方メートル当たり50円を乗じて税額を算出していますが、この際のパネル総面積は、発電事業者が申告するに当たり、一般的には事業者は太陽光発電の発電容量もしくはパネル総発電容量によって管理されている例が多いと思います。

正確なパネル実面積を事業者が把握していないであるということも考えられることがあります。面積申告事務の軽減ができるということの配慮から、発電認定容量もしくはパネル総発電容量の価に6を乗じた価をパネル総面積とみなすという形で特例を規定した内容となっております。

市といたしましては、試算では、パネル実面積による課税と比較して第8条の1項と2項の課税標準の特例をしたほうが税の負担が軽くなるものと認識しております。

補足になりますが、実務レベルでの方針といたしましては、事業者からパネル面積を申告していただく際には、実面積もしくは特例適用したみなし面積のいずれかを選択していただくということで申告をしていただくようになります。事業者側に多少なりとも有利になることも考えておる状況でございます。

内容の、10条の関係の前置きが長くなりましたが、10条の2項に規定する根拠といたしましては、第10条の第1項、最大100分の20に相当する税額の控除を受けた者が、第8条第1項、第2項のみなし課税の特例によって軽減措置の恩恵を受けることは、軽減措置の二重適

用になるというようなことも該当すると言わざるを得ないことから、公平性の観点から逸脱するということでこのような規定になっておるのが現状でございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3 番（山本 真樹君）

1 つ目の50円の根拠なんですけど、漠然と出ておりますので、もう少し決定額のあれが分かりやすければよろしいかなという感じがします。

あと、2 項目めに関しましてですが、説明をお受けして、まだ何となくなんですけど、納得するような、しないような感じなんですけど、10条に関しまして、いわゆる寄附金の部分でございますが、私が危惧するのが、どちらかを選択した場合に、今地元の関係を維持するため寄附金等をいただいている地区等がございますでしょうが、そちらがなくなりませんかというおそれもありますんで、その辺も十分考慮していただいた内容で制定していただきたいというふうに思っております。

以上です。終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番 5 番、議席番号 6 番新免仁憲議員の発言を許可します。

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）〔質問席〕

失礼します。では、議案質疑、通告順番 5 番、議席番号 6 番新免仁憲です。

議案第55号に関して、事業用発電パネル税条例、この第 4 条についてお尋ねします。

第 4 条は、「次の各号のいずれかに該当する発電事業に対しては、事業用発電パネル税を課さない」とあるんで、この件についてですけれども、第 4 条の 3 項、ア、イ、ウ、エが一応具体的な内容が入っていると思うんですけれども、まず第 4 条の 2 項、発電認定容量10キロワット未満とあるが、その根拠、なぜ10キロ未満となっているのか。これは市民の方も中には分かっていない方もおられると思いますので、ちょっとこの辺も詳しく説明してください。

それと、先ほど言いました第 4 条 3 項のア、イ、ウ、エ、これも具体的に説明をしていただきたいと。

それと、第 4 条 3 項、発電認定容量50キロワット未満であるという設定にしているその根拠というものもお願いいたします。

また、第 4 条 3 項の事業地の一部がかかっている場合は課税対象となるのかということの質問。

以上をよろしく願いいたします。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。それでは、新免議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

まず最初に、第 4 条第 1 項第 2 号の発電容量が10キロワット未満とあるが、その根拠についてということでございます。

この税につきましては、土地に定着した太陽光発電設備により新たな環境への与える影響に対しまして、その特別な財政需要への対応のために税負担をお願いするものでございます。

発電認定容量10キロワット未満の設備につきましては、大きいものはほとんどが家屋の屋根に取り付けられているものが多いと思います。また、住宅用であったり太陽光発電と定義されていることから、10キロ未満は住宅用という形の定義になっております。一般的に環境に与える影響が大きくなり、災害リスクの原因となりにくいことが考えられるために、本税の課税を免除しようというものでございます。

続きまして、第4条の第1項第3号のアからエの発電事業区域について具体的な説明をということでございますが、この条例における発電事業の事業区域は、条例第2条の第3号に掲げる区域を言います。電気事業による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法の規定によりまして、経済産業大臣の認定を受けた再生可能発電事業計画における太陽光発電設備の設置場所となります。

具体的に言いますと、太陽電池、パワーコンディショナー、パネルの架台などの設備を設置している土地で構成されている区域でございます。

その中で、アからエまでの土地の概要について、少し長くなりますが答弁させていただきます。

まず、アの砂防指定地についてでございますが、砂防法に基づきまして指定されている区域のことで、土砂の流出による被害を防止するため砂防設備が必要と判断される土地や区域内で行われる一定行為の禁止や制限の必要がある土地について、国土交通大臣が指定することとなっている区域でございます。

それから、地滑り防止区域についてでございますが、これは地滑り等防止に基づきまして指定された区域でございます。地滑りによる崩壊を防止するため必要な施設、これにつきましては排水施設であったり擁護壁を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地を国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域でございます。

それから、ウでございますが、急傾斜地崩壊危険区域についてでございますが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、関係市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定した区域でございます。急傾斜地崩壊危険区域の指定に要する土地、区域につきましては、崩壊するおそれのある急傾斜地で傾斜度が30度以上の土地を言います。その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれがあるものということと、それから今先ほど申しました地域に隣接する土地、急傾斜地の崩壊が助長され、誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限が必要であるという土地についてでございます。

続きまして、エでございますが、土砂災害警戒区域についてでございますが、土砂災害が発生した場合、住民の生命、財産、身体に危害が及ぶおそれがあると認められる土地の区域でございまして、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町村により警戒避難体制の整備が図られるところでございます。

続きまして、第4条の第1項第3号、発電認定容量50キロワット未満である根拠でございますが、発電事業法でFIT法等の関係法令による規制の取扱いを踏まえまると、既存法令により災害の危険性が高いとされる区域に存在しない10キロワット以上50キロワット未満の小出力発電設備につきましては、土地の定着性と環境リスクの観点から、その影響、負荷が

軽微と考えられるために、本税の課税を免除しようというものでございます。

続きまして、第4条の第1項第3号、事業地の一部がかかっている場合は課税対象となるかということでございますが、事業区域内に条例第4条の第1項3号のアからエまでに掲げる区域が所在する場合につきましては、課税免除ではなく、課税対象となります。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6番（新免 仁憲君）

ありがとうございます。

この事業者、美作市内にある事業者で50キロワット未満、10キロワット以上の事業者はどれぐらいあるか、美作市内の事業者のほとんどに課税がかかるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいのと。

事業地の一部、例えば敷地があり、その敷地の中にパネルが設置してあるんですけども、敷地の一部がかかっていると課税対象になるのか、もしくはパネル自体のところがそういった傾斜地であったりすることで課税対象になるのか。そこもちょっと教えてください。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼します。一部の部分で課税対象になるかということでございますが、先ほど申しました危険区域に一部でもかかれば課税対象になるということでございます。

それから、10から50につきましては、令和3年度の当初償却資産の課税の部分でございますが、野立てについては257件と見込んでおります。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6番（新免 仁憲君）

ちょっと何か微妙なところがあったんですけども、私は、美作市内で事業者が全体の課税対象になる中で、課税対象じゃない、パネルを設置している事業者の中でその50キロワット未満10キロワット以上の事業者がどれぐらいの割合があるかということを知りたかったんです。

それと、ちょっと分かりにくかったのは、いわゆる事業地というのは全体の敷地と捉えていいんですか。パネルが立っているところでなくて、設置してある、もともとある敷地の中が、敷地の一部でもかかっていたら対象になるのかと、その部分です。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、対象者の数でございますが、今回パネル税の導入についてということで皆さんにお配りしたところのアンケートを取らせていただいております、そのアンケートのうちの対象者数、先ほどの257よりは少ないんでございますが、市内では68、市外では156で、市内では約3割の方が市内対象者であるということでございます。

それから、敷地の中の総面積であるかどうかということでございますが、実際にはパワコンがあったり、パワーコンディショナーであったり、それからパネルの設置している架台があったり、その部分が危険区域に含まれておれば課税の対象になりますし、そこが含まれていないということになれば非課税ということでございます。

〔「敷地でも」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼しました。それから、この中の免除の件数でございますが、おおむね200件程度はこの免除のうちに入ってくると思います。

〔「総括ですか」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

総括はしない、ありません。

〔「ここは質問で終わり。はい、分かりました。ちょっと何かあれですけど、分かりました、失礼します。ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

続きまして、通告順番6番、議席番号8番西村大司議員の発言を許可します。

西村議員。

8番（西村 大司君）〔質問席〕

通告番号6番、西村です。

質問事項は、議案第55号に対する質問事項を始めさせていただきます。

1番目に、第4条(3)ア、イ、ウ、エについてということで、私がお聞きしたいのは、この項目にある該当区域、各法律等によってそれぞれ規制がかかっていると思います。規制がかかっていないのであれば、逆に言えばそれはなぜか。例えば市民からの通報等で現地確認をするなりして行政側が本来指導等をするべき案件、事項ではないかということが1点と。

それからもう一つ、また市の開発事業の調整に関する条例の第6条とか7条によって必要な助言、勧告をする案件に該当しないのか。

それから2項目め、本条例の施行によって固定資産税との二重課税にならないかということで、二重課税に関する文書を見たときに、納税者は一般に自らが不利益処分を受けたと信じる場合にはその処分を違法あるいは違憲であるとして争うことができるという文書を目にしたことがあります。

この条例は課税の中立や納税者の権利、利益を損なうものではないと言えるのかと。また、せんだっての新聞発表によれば、該当する案件が80件、単年の税額が1億1,000万円とありました。1件当たり137万5,000円を、将来にわたって訴訟等の不安要素はないのかという質問です。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。西村議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、第4条のア、ウ、イ、エ、オについてでございますが、詳細については先ほど新免

議員さんに答弁させていただきましたので、その部分は割愛させていただきますが、まず市の開発協議につきましては、面積が2,000平方メートル以上が対象になっておりまして、発電認定容量が50キロ未満の場合につきましては、パネル面積にその他の施設の面積を加えても通常2,000平米以上になることはなく、市の開発協議の対象外となりますので、開発の段階において規制がかかるものではないというような状況でございます。

また、岡山県が、県民の不安を解消し安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的といたしまして、岡山県が太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例を制定しております。

この条例の中におきましては、美作市が今回事業用発電パネル税の税、第4条の第3項の同じ区域を施設設置禁止区域としておりますが、この条例、岡山県の条例でございますが、施行日が令和元年10月1日でございます。10月1日以降の部分について禁止区域でございますが、それ以前はこの禁止区域にも設置されている可能性があるということで、禁止区域にもあるというように判断をいたしております。

続きまして、二重課税の部分でございます。

既にほかの税で課税されている状況でございますが、さらに新税を課税することになるのではないかなという形でございますが、先ほども角南議員さんの質問で答弁させていただきましたが、参考までに、同じ答弁になるかもしれませんが、過去に創設された全国その他団体での法定外税を報告させていただきますと、都道府県10団体が課税しております核燃料税等がございます。それから、市町の4団体が課税しております使用済核燃料税がございまして、発電用の原子炉の設置者に対して核燃料の価格、熱出力、使用済みの燃料物質の重量等を課税標準として課税されているものがございます。

原子力発電所自体も固定資産税が課税されておりますが、またそのほかにも先ほど申しました静岡県の熱海市、固定資産税が課税されている別荘につきまして、別荘の延べ床面積に課税標準として別荘等の所有税が課税されているということで、こういう、過去にもございます。

法定外税の新設につきましては、先ほど来、各議員さんが述べられております国の同意3要件がございます。そのうち国または他の地方税と課税標準を同じく、かつ住民の負担が著しく過重とならないことと想定されて、規定されておりますので、今回の同意案件として二重課税に当たらないということで、美作市といたしましては、事業用発電パネル税は課税標準がパネル面積であり、償却資産として課税されるものにつきましては取得価格が課税標準としておりますので、課税標準が異なるため二重課税に該当しないと認識しております。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

訴訟の可能性があるかというのが抜けております。

訴訟の可能性は、当然ですけれども、国民の権利でありますからあらゆるところがございます。ただ、訴訟が起こり得るのは、当然でございますけれども、国の同意以降であります。今の段階で訴訟は起こりません。

同意については、先ほどから議論がありますように、地方税法の規定に基づく3つの要件がございます。その中の一つに課税標準がダブっているかどうかとか、取引を阻害しないと

か、あるいは国の政策というのがございます。

国の同意の行われた後の訴訟において、その訴訟の争点となるべき点はこの３点に絞られてまいりますので、同意の仕方によって恐らく訴訟が非常に難しくなるというのが一般的な考え方というふうに考えております。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

西村議員。

８番（西村 大司君）

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

はい、分かりました。

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。ございませんか。

金谷議員。

１５番（金谷のり子君）

１１条のところですが、最後のところに「事業用発電パネル税を課することができるものとする」という柔らかな表現になっているんですが、この提出者、申告書を提出していない納税義務者にあつてはというところで、課することができるという表現にしていないのはどういった理由でしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼します。みなし課税の部分でございます。

これにつきましては、納税義務者にあつては８条の１項から４号までということで、課税の特例等のことがございます。この特例を使ったときに、第６条の規定の部分については課税標準ということでございます。これについては、パネル税の総面積を価とするということになっておりまして、パネル税を課することができるということは、みなし課税として、先ほど来ありました面積当たり６というものではなくて、認定容量の６ということでみなしをしておりますので、総面積を価に換えまして、事業用発電パネル税を課することができるということで、課すということで、みなして課すという状況でこの条文になっております。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

１５番（金谷のり子君）

申告書を提出していなくても、この条文においてこの８条、６条に価するときに課することができないときがあるということですね。言い回し的には、軟らかくなっているので、そういう意味ですね。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

できるものとするという、ものとするがついている理由ですね、これは法文上、非常に曖

味なところがございまして、論理としてはできるで切ってもほとんど同じなんです、相手に民間の方が含まれているようなときには、法文の中に、条文の中に相手に民間の方が行為者として一部含まれているような場合に、割合軟らかくするために、ものとするということを使う傾向があるというふうに昔覚えた経験がございしますが、内容的には、論理的には同じでございます。論理的には、できると書いても同じです。

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

すごく曖昧な言葉でありましたので、ここについて、この箇所のみこれを使っているように思いましたので質問させていただきました。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにはございませんか。ございませんか。

ないようですので、これで議案第55号の質疑を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

西村議員が通院のため退席をされております。

それでは続きまして、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第56号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第57号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第59号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第60号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号7番角南良雄議員。

角南議員。

7番（角南 良雄君）〔質問席〕

それでは、議案第61号について質問いたします。

14ページの2の1の6の18の企画費のおかやま元気！集落支援事業補助金の内容についてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

失礼します。それでは、一般会計補正予算（第4号）の14ページのおかやま元気！集落支援事業補助金の内容についてでございますが、この補助金は中山間地域内にある小学校区や大字等の集落単位で行う集落機能の維持強化を図るための先導的な取組を支援する事業でありまして、岡山県が指定するおかやま元気！集落に登録された地域の活動の充実を支援するものでございます。

今回の補正は、美作地域の豊田地区が、令和3年3月に新たにおかやま元気！集落に登録され、集落機能の維持強化に取り組みたいとの申し出があったことから、美作市おかやま元気！集落支援事業補助金交付要綱に基づきまして補助金75万円を交付するものでございます。

豊田地区における主な活動につきましては、生活支援などの高齢者福祉の推進、防災マップの作成、防災訓練などの地域防災の推進、旧豊田小学校を活用した高齢者サロン、カフェなど地区内の交流活動の推進を計画されているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

ありがとうございました。

こういったことはほかにもやっているところがあると思いますので、PR等よろしくお願いします。

いたします。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、通告順番2番、議席番号3番山本真樹議員の発言を許可します。

山本議員。

3番（山本 真樹君）〔質問席〕

それでは、議案第61号、P16ページの款項目節、3、2、1、14番、工事請負費についてでございます。

大原拠点は、どこに整備予定なのでしょう。また、どのような整備をされるのでしょうか。お聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）

大原拠点についてですが、一応計画としましては、大原公民館の2階になります。以前結婚式場として使用されていた部屋が最近ほとんど使われていないということで、そちらを中心に2階の調理実習室、2階のトイレ等、子供が利用しやすいような改修をしていく予定としております。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

3番（山本 真樹君）

じゃ、2回目の質問をさせていただきます。

使いやすいという、それが使いやすいの、その整備においてどのような方が利用されるのか、また活動としてはどのようなものをされるのか、それと併せて大原拠点以外にもう一か所、作東の拠点があると思います。これは医師住宅のほうでということで、条例のほうでも改正が出ていると思いますが、それも併せてお聞かせください。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）

まず、この第3の居場所ということですが、内容的には子育て世帯の中で経済的に課題や、健康や介護の課題、また子供さんの特性によってなかなか育てにくいであるとか、そういった様々な課題を重複して抱えられた家庭があるということがあります。保護者の方も家庭での養育に大変な困難を来してしまうというような場合があります。

そのような中で、子供が将来自立していくための日常生活習慣や学習習慣、社会性などがなかなか身につかず、将来的に孤立化してしまったり不登校等になってしまう原因となる場合がございます。

そのような課題を抱えた御家庭の子供さんを対象に、主に放課後の時間を利用いたしまして基本的な日常生活習慣であるとか学習習慣を身につけ、また集団での遊びであるとか調理体験など、様々な体験を通しまして将来の自立に向けた力を養えるような、家でも学校でもない子供の第3の居場所というものを開設するというのが内容となります。

先ほどありましたが、改修の内容といたしましては、室内でも遊べるようなぐらいの広場というか、部屋ですね、そういうものを造っていくと思っています。

作東の医師住宅２棟がありますが、これは一つにつないである程度室内でも遊べるだけのスペースを造れるような改修をしていこうと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

３番（山本 真樹君）

じゃあ最後に、もう一つだけ聞かせていただきます。

遊び場だったりスペースだったり、体験するところを整備されるという内容での予算でございましょうが、それに伴うスタッフの数であったり年間の利用者数はどのぐらいを想定されているのか、最後にお尋ねします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（大佛 裕彦君）

スタッフについては、３名ないし４名を予定しております。

利用者についてですが、一応Ｂ＆Ｇのほうから定員は７名以上ということがございますので、最低でも７名ということで計算いたしまして、土日は休み、祝日等は休みということで、年間で計算をいたしますと約１,６８０人程度の利用になるだろうと考えております。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第６１号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第６２号「令和３年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第６２号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第６３号「令和３年度美作市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第６３号の質疑を終了いたします。

次に、議案第６４号「令和３年度美作市水道事業会計補正予算（第１号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第66号「令和3年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了しました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表を御覧ください。

お諮りします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託をいたします。

日程第2 請願・陳情について

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり、請願第3号は産業建設委員会に、請願第4号は文教厚生委員会に、請願第5号は総務委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

なお、請願第3号から第5号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

まず、請願第3号と第5号について、倉地議員、お願いいたします。

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）〔登壇〕

それでは、請願第3号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」についてを読み上げます。

美作市議会議長鈴木悦子殿。

請願団体、農民運動連合会美作支部、岡山県美作市竹田1688、岡本昌弘。

紹介議員、倉地重夫。

請願の趣旨。

コロナ禍における米の需要消失は、2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大幅暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発により、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状況になっています。

今年の10月末には、古米の在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年6月末の在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず、2022年産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落になります。このままでは、大規模経営でも米作りから撤退することにつながりかねません。

コロナにより消滅した需要減少分は、国が責任を持って過剰在庫を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押しつけることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方々が参加されています。かつてない危機的事態の中で、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係に提出することをお願いいたします。

請願事項。

1、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。

2、コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。

3、国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）は、国産米の需給状況に応じて輸入数量の制限を直ちに実行すること。

以上です。

続きまして、請願第5号、続けていくんですか。

美作市議会議長鈴木悦子様。

美作市鯉268、新日本婦人の会津山支部支部長山本宣子。

紹介議員、倉地重夫。

「選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願」。

請願項目。

選択的夫婦別姓制度の法制化を進めるよう国に意見書を提出してください。

請願趣旨。

日本の夫婦同姓を強制する規定に対して、国連はこれまで3度の是正勧告を出しています。夫婦同姓を義務づけている国は世界でも日本だけです。選択的夫婦別姓制度は同姓を望む人は同姓に、別姓を望む人は別姓にという選択の自由を認める、人権と民主主義に基づく

制度であり、互いの選択を尊重し、多様性のある社会の実現に欠かせないものです。

別姓を望む人は、現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。最近の世論調査では、自分は同姓を望むが、別姓を選べるようにすることは賛成など、選択できる自由を求める声は7割を超えています。

法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓の導入を含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間進んでいません。一日も早い国会への対応が求められます。

美作市議会としても、選択的夫婦別姓制度の法制化を国に対して求める意見書を提出していただきますようお願いいたします。

以上。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、請願第4号について、山本雅彦議員、お願いいたします。

山本議員。

16番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、御説明を申し上げます。

請願第4号「特別支援学校を作東地域に設置する請願」。

美作市議会議長鈴木悦子殿。

請願者、特別支援学校の誘致を進める会会長安東充宜。

作東地域自治振興協議会会長原知行。

江見地区活性化推進委員会会長塚田博之。

紹介議員、山本雅彦、同じく和田いさお、同じく新免仁憲。

特別支援学校誘致に関するこれまでの作東地域の取組と趣旨を御理解いただき、前向きに対応していただくことをお願いいたします。

また、これまでの経緯と保護者の思いが記載をされておりますので、お目通しいただきたいと思います。

これまでの主な経緯と請願趣旨を申し上げます。

特別支援学校につきましては、萩原市長が平成27年に日本体育大学附属の特別支援学校を美作市内に誘致したいとの構想からスタートし、その後、私立の特別支援学校へと変遷した経緯がありますが、少子・高齢化の進む作東地域の住民は、これからの福祉のまちづくりの核として、ひいては地域の振興につながるチャンスと捉え、平成29年12月に美作市特別支援学校誘致期成会を結成し、令和3年7月からは、特別支援学校の誘致を進める会として特別支援学校を作東地域に設置していただくよう活動を続けてきております。

この間、3度にわたり要望活動を行っております。また、平成31年2月1日には、広く理解を得るため、湯郷地域交流センターで、岡山県手をつなぐ育成会、岡山県知的障害者相談員協議会の御協力の下、勉強会も開いてまいりました。

勉強会は、これからも度々開いて障がい者理解を深めていく計画でございます。

請願趣旨。

- 1、特別支援学校を作東地域に設置すること。
- 2、特別支援学校を早期に開校すること。
- 3、特別支援学校を旧岡山県立江見商業高等学校跡地へ設置すること。

以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕
議長（鈴木 悦子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は22日午前10時からです。

午後 1 時23分 散会

令和3年9月22日

(第 7 号)

1. 議 事 日 程（7日目）

（令和3年第5回美作市議会9月定例会）

令和3年9月22日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

日程第2 認定第4号～認定第16号、議案第54号～議案第66号、請願第3号～請願第5号
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第3 選挙第8号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第4 議案第67号 令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）

追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	中	谷	祐	輔	2番	神	原	一	寿
3番	山	本	真	樹	4番	森	元	末	信
5番	田	村	秀	昭	6番	新	免	仁	憲
7番	角	南	良	雄	8番	西	村	大	司
9番	和	田	い	さ	10番	青	山		慶
11番	和	田	広	宣	12番	西	山	正	志
13番	中	山	忠	明	14番	倉	地	重	夫
15番	金	谷	の	り	16番	山	本	雅	彦
17番	安	藤		功	18番	鈴	木	悦	子

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	春	名	利	亮
教 育 長	福	田	昌	弘	政 策 審 議 監	江	見		勉
総 務 部 長	春	名	竜	也	危 機 管 理 監	小	林	英	樹
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
保健福祉部長	大	佛	裕	彦	農 林 政 策 部 長	遠	藤	宏	一
産業政策部長	太	田	裕	二	都 市 整 備 部 長	森	元	浩	之
会 計 管 理 者	祐	延	誠	一	教 育 次 長	平	田	幸	春
消 防 長	千	原	善	弘					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	玉	櫛	哲	也
課 長	神	浦	克	史
主 任	臼	井		隆

午前10時00分 開議

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にしてくださいようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

8日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

調整のためこれより暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時38分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

角南委員長。

7番（角南 良雄君）〔登壇〕

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

9月21日午前9時30分より、またただいま休憩中に、議員控室において、議長、委員、市長以下関係職員出席の下、議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議いたしましたので、御報告いたします。

まず、議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出がありましたので、議会改革特別委員会委員長の中間報告を日程第1として追加することにいたしました。

また、新たに市長から送付されました議案は補正予算1件であります。

この議案67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」は、議会運営委員会で協議し、日程第4として上程し、提案説明の後、質疑を受け、最終日ではありますが、産業建設委員会へ付託いたします。本会議休憩中に審議をお願いいたします。委員会の審議終了後、本会議を再開し、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」と議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

日程第1 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

それでは、日程第 1、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、「議会改革特別委員会委員長の中間報告」を受けることに決定しました。

山本雅彦議員。

16 番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、これより議会改革特別委員会の中間報告をいたします。

9 月定例会 2 日目の 9 月 2 日、本会議終了後、議員控室におきまして、議員全員の出席の下、第 2 回議会改革特別委員会を開催をいたしました。

今後議会改革特別委員会で協議していく内容、工程について、そして次回開催の委員会にて委員からの意見を集約して、今後協議をしていくことを決定をいたしました。

なお、すぐに改善に取り組むこととして、議事録の作成についてはスピードアップを図ることを決定し、事務局に指示をいたしました。

あわせて、市民、議員が議事録を使いやすくするため議事録の検索システムの導入も決定をいたしました。

また、閉会中の議会改革特別委員会の継続調査も決定をいたしました。

以上、今後も当委員会での協議は継続いたしますが、9 月定例会の議会改革特別委員会委員長中間報告として報告をいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で議会改革特別委員会委員長の中間報告を終わります。

日程第 2 認定第 4 号～認定第 16 号、議案第 54 号～議案第 66 号、 請願第 3 号～請願第 5 号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第 2、「認定第 4 号～認定第 16 号、議案第 54 号～議案第 66 号、請願第 3 号から請願第 5 号」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、9 月 8 日に各常任委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び決算特別委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

和田広宣委員長。

11 番（和田 広宣君）〔登壇〕

皆様、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る9月10日午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、議長出席の下、執行部より萩原市長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託された議案は、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」、議案第57号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、文教厚生委員会所管分、議案第62号「令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第63号「令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」の8件で、審査に当たっては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、委員より、今回の改正で、文化財保存活用地域計画策定協議会委員の報酬において、教授・准教授に相当する方について教授・准教授と同額の報酬額とすると説明を受けたが、同等以上の学識経験者は令和2年度ではどのような方かとの質問があり、執行部より、岡山県立博物館の副館長や岡山県立記録資料館の名誉館長の方に委員となっていたいただいているとの答弁がありました。

次に、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」、委員より、勝田市民センターの建物全体が公民館という扱いに今後はなるのかとの質問があり、執行部より、勝田市民センターの建物全体が公民館という扱いになるとの答弁がありました。

委員より、他の公民館と同じように鍵の管理とかはどのようになるのかとの質問があり、執行部より、令和3年度から新たに公民館長を勝田市民センターに配置しており、公民館の管理は公民館長が中心になるが、鍵の管理、施設の管理は勝田総合支所、分室の協力を得ながら行っていくとの答弁でありました。

次に、議案第57号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」、委員より、市内の精神保健福祉手帳の保有者数の級別の人数と級ごとの基準について説明してほしいとの質問があり、執行部より、1級が14人、2級が122人、3級が28人の合計164人であり、基準は1級が全介助で長期の援助が必要、2級は日常生活はできるが、ひきこもり状態である人、ただし外出しようと思えば一人でも外出できる人、3級は社会参加はできるが、何らかの生活援助を受けている人との答弁がありました。

委員より、県内の他の自治体の実情と今回条例改正をした意図、今後の方向性について説明してほしいとの質問があり、執行部より、岡山市と美咲町が同様の独自サービスを実施しており、対象者はいずれも美作市と同じ条件である。また、心身障害者医療費助成制度において精神障がい者がサービス対象から除外されている現状に対し、国の制度が対応していない部分を美作市が補完し、障がい間の公平性を担保することが今回の条例改正の意図である。今後は国の制度において精神障がい者が追加され、国庫補助あるいは県費補助の補助対象

となってほしいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」では、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、文教厚生委員会、保健福祉部所管分では、委員より、第三の居場所について既に英田で開所しているが、曜日や時間帯はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、平日月曜日から金曜日、午後3時から午後7時まで、長期休暇の間は午前9時30分から午後7時までとし、土日祝祭日は休みとしているとの答弁がありました。

委員より、第三の居場所について、今回2か所の追加ということで、英田での成果があったためだと思うが、どのような成果があったのか。また、工事請負費が2か所となっているが、それぞれの金額はとの質問があり、執行部より、開所当時は表情が乏しい子供さんも多かったが、だんだんと表情が豊かになり、協調性が生まれ、思いやる気持ちが育まれてきたとを感じる。不登校児が登校できるようになったケースや、最後までやり抜く力がついた、野菜作りを通じて野菜嫌いだった子供も食べられるようになったなどとも聞いている。また、保護者も育児に協力的になり、行事等も積極的に参加していただいている。工事請負費については大原拠点3,600万円、作東拠点が2,100万円を予定しているとの答弁がありました。

委員より、第三の居場所の保護者からの意見や感想にはどのようなものがあるのかとの質問があり、執行部より、保護者から要望、質問をいただきながら子供の支援を行っており、B&Gあいだに来てよかったという声もたくさんいただいているとの答弁がありました。

委員より、第三の居場所について勝田地域に拡大する予定はあるのか、また定員が7名以上であるが、現在の見込みの人数はとの質問があり、執行部より、類似の施設の状況を踏まえて今後他の地域の設置の可否を検討していく、また人数については関係部署と協議しながら対象児を検討しており、定員の確保はできているとの答弁がありました。

委員より、第三の居場所について、大原拠点が大原公民館の2階ということだが、公民館条例の関係上、施設をつくることは可能なのかとの質問があり、執行部より、第三の居場所は学習支援や様々な体験活動を通じて児童の健全育成や自立を支援することを目的としており、公民館の利用に則したものであり、公民館事業の一部としての位置づけたとしている。英田公民館につくるときも協議をし、問題はないとしており、今回の大原公民館につきましても同様であるとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の内訳について単価や内容はどのようなものかとの質問があり、執行部より、委託料の内訳は実績経費と共通経費の合計額である。実績経費は接種会場へ派遣された医療従事者のワクチン接種した人数等の実績であり、単価については時間内が2,070円、時間外が2,800円、休日が4,200円と、医療従事者の派遣時間帯により異なる。共通経費は委託先である岡山県医師会の医師看護師の派遣調整事務の人件費が主なものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管分では、委員より、勝田公民館基本計画策定及び調査業務の委託について、作東公民館のときも同等額程度で委託をされた記憶があるが、委託先はどのような予定なのかとの質問があり、執行部より、新築と既存施設の増改築について検討委員会を立ち上げ、検討委員会の中で議論し、今後の委託の進め方を検討するとの答弁がありました。

委員より、順序として検討委員会を立ち上げ、その検討委員会の中で委託先を決定するの

かとの質問があり、執行部より、最終決定は市が行うが、検討委員会では勝田の公民館を新築する方向がよいのか、既存の施設を改修するほうがいいのかということを検討していただくことになる。調査委託は検討委員会で議論してもらうための基礎資料を作ることになるとの答弁がありました。

委員より、検討委員会の報告を受けてから勝田公民館を進めるということかとの質問があり、執行部より、順序としては検討委員会でいろいろな案を基に検討した結果を出していただき、その結果を踏まえて市として新築するか、改修するか、最終的な判断を出していきたいとの答弁がありました。

委員より、検討委員会はどのような方が検討委員になるのかとの質問があり、執行部より、勝田地域の拠点となるので、勝田地域自治振興協議会を中心として協議を行い、検討委員会の委員を決定していくとの答弁がありました。

委員より、英田保育園の土地購入予定地に建物がありますが、寄附してもらえとの話ですが、建屋ごとその土地を購入して、解体費は美作市が負担するという理解でいいのか。新英田保育園の人数、敷地面積、園庭がどの程度必要かを判断していると思うが、それに対してどれぐらい余裕があって、建物の規模が敷地に対してどの程度になるのかとの質問があり、執行部より、相手方との協議により土地だけを購入します。建屋につきましては先方が無償で寄附したいとの申し出がありますので、建屋の補償は補償の中には入っておりません。解体は寄附をしていただき、登記を行い、新築工事と併せて解体したいと考えているとの答弁がありました。敷地面積等は今後検討していくが、園舎はむさしこども園程度の建物、園庭や保護者の駐車場も確保できる広さがあると判断し、検討しているとの答弁がありました。

他の委員より、土地購入用地の単価はどのように決めたのかとの質問があり、執行部より、単価の決定については専門家の意見価格を基に算定し、用地補償等評価委員会に諮り、用地買収単価を決定したとの答弁がありました。

委員より、市が取り壊すため譲渡を受けたことになるのかとの質問があり、執行部より、先方が建物については補償費をもらわない代わりに解体を市のほうで行うことを条件に寄附をしたいと申し出ているので、寄附を受け入れ、建屋が新英田保育園の新築工事に支障を来すので、市のほうで取り壊す計画であるとの答弁がありました。

委員より、新英田保育園の予定地について他の候補地の検討はしたのかとの質問があり、執行部より、新英田保育園の予定地は数か所検討した。用地を提供していただけるか、水害がない場所か、小学校、中学校にも近い場所か、またむさしこども園相当の園児を入れた場合、園舎、運動場、園庭、保護者の駐車場も確保できるのかを検討し、今回の場所を候補地として選定したとの答弁がありました。

委員より、国道側に面する土地が駐車場のようであるが、送迎時、運動会などのときに駐車スペースが足りないのではないかととの質問があり、執行部より、駐車スペースは十五、六台程度は確保できる。運動会などのときは英田トレーニングセンター等の駐車場に止めていただくことになるとの答弁がありました。

なお、新英田保育園購入予定地については、不明瞭な点があったため現地視察に行くことを決定し、9月15日水曜日10時から文教厚生委員会を開会し、英田保育園購入予定地の現地視察を行いました。現地を確認した結果、文教厚生委員会として適地であると確認をしてお

ります。

次に、議案第62号「令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第63号「令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」については、委員より質疑はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

議案第57号「美作市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」の討論では、委員より、心身障がい者の医療費に格差があることは大変よくないことである。美作市が岡山県で3番目に格差を一部解消することができるということは大変有意義なことだと思うとの賛成討論がありました。他に討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、文教厚生委員会所管分、議案第62号「令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第63号「令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、請願の審査に入り、請願第4号「特別支援学校を作東地域に設置する請願」を審査いたしました。討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員賛成により採択と決定いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも審査の過程におきまして様々な御意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願い申し上げます。文教厚生委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

田村委員長。

5番（田村 秀昭君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

令和3年第5回9月美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る9月13日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員、議長、執行部からは市長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、議案第59号「市道路線の認定について」は、質疑はありませんでした。

次に、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、都市整備部所管で

は、委員より、河川費の工事請負費6,000万円の増額補正内容について質問があり、執行部より、河川の整備工事で江見地内、梶原地内、真加部地内、巨勢地内の4か所を予定しているとの答弁がありました。

委員より、簡易水道は統合してから数年たつが、水道料金について今後改定計画があるのかとの質問があり、執行部より、簡易水道の料金改定については平成28年度に料金の統合を行い、その後令和2年度に会計方法を企業会計に統合した。この会計の経営状況を見て数年後に検討することとしているとの答弁がありました。

産業政策部所管では、委員より、地域活力創生事業雇用促進奨励金の目的、効果についてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、この制度の政策意図は定住促進であり、雇用の継続である。平成28年度から給付を開始し、これまでに170事業所、447人に9,650万円支給している。初期の制度では事業者への給付のみであったが、令和2年度に制度を改正し、事業者と雇用された方それぞれに10万円、計20万円を給付している。事業者給付分については福利厚生などを通じて従業員に配分され、定着率が高まることを期待している。具体的な使途と定着率については改めて調査したいとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスに負けるな給付金について、雇用調整助成金の特例措置期間はさらに延長されているが、また計上するのかとの質問があり、執行部より、追加の補正を考えているとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスに負けるな給付金の財源は一般財源なのかとの質問があり、執行部より、令和2年度の新型コロナウイルスに負けるな給付金については国の地方創生臨時交付金を充てたが、今年度は交付金が確定していないため6月補正分までは基金を充当し、今回の補正では十分な額の一般財源があったので、これに充てている。基金の取崩しは行っていないとの答弁がありました。

委員より、今後交付金がくる可能性はあるのかとの質問があり、執行部より、国の予備費により3,000万円程度は交付される見込みであるが、追加の要望を行っているとの答弁がありました。

委員より、市営露天風呂については監査委員から指摘事項があった施設である。残留塩素計の修繕を行うとのことだが、イニシャルコストがかかることになる。もっと安価な機械やリースにするなどの検討を行ったのかとの質問があり、執行部より、機械については大変高価なものだと認識しているが、自動注入できる機械はこれしかなく、リースについては対応できるものがなかった。土地の使用更新期限が令和5年1月に到来する。利用状況を見て対応を考えたいとの答弁がありました。

委員より、古町地区の看板はどこにどのようなものを設置するのかとの質問があり、執行部より、古町集会所前と大原総合支所に駐車場の表示をし、古町集会所から大原総合支所へ誘導する案内表示を行うとの答弁がありました。

次に、農林政策部所管についての質疑はありませんでした。

次に、議案第64号「令和3年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第66号「令和3年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」については、質疑はありませんでした。

全議案の質疑終了後、本会議において産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第59号「市道路線の認定について」、議案第61号「令和3年度美作市一般

会計補正予算（第４号）」、議案第64号「令和３年度美作市水道事業会計補正予算（第１号）」、議案第66号「令和３年度美作市下水道事業会計補正予算（第２号）」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、陳情の審査に入り、請願第３号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」を審査いたしました。委員より意見はなく、討論、採決に入り、委員より、要望書による３つの事項について、コロナ禍で生まれた需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけることについては、国において農業者の経営安定のためのセーフティーネットとして収入減少影響緩和交付金や収入保険等を措置していること。次に、生活困難者、学生などへの食料支援制度の創設については、国では子供食堂などでの食材提供支援を行っていること。次に、外国産米についての輸入数量の抑制については、ガット・ウルグアイ・ラウンドの国際協定として最低限度の市場参入機会を与える観点により全ての加盟国の合意の下に設定されているため削減や廃止等は困難であること。以上のことから反対であるとの反対討論がありました。さらにその反対討論を擁護する発言もありましたが、ほかに討論はなく、採決の結果、賛成はなく、不採択と決定いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願い申し上げて、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

青山委員長。

１０番（青山 慶君）〔登壇〕

それでは、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る９月14日午前10時から、美作市役所４階議員控室におきまして、総務委員会を開催し、委員１名欠席の下、執行部より市長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されましたに議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、議案第61号「令和３年度美作市一般会計補正予算（第４号）」の３件で、審査に当たっては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について、順次御報告申し上げます。

まず、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、委員より、パネル税が全国に普及していく可能性についてどのように考えているのかとの質問があり、執行部より、美作市と同じような状況にあって防災対策、環境対策があれば可能性はあると思うが、一般的にはないと考えているとの答弁がありました。

委員より、市長会における太陽光発電事業そのものに関する意見はどんなものがあるかとの質問があり、執行部より、平成29年頃から太陽光発電が環境に及ぼす影響について懸念を表明する自治体の数が増え、全国市長会では何らかの環境調和、防災対策の向上を図るべき

との意見が中国、東海、関東地方を中心に高まってきている状況である。危機管理に対する考えを国に幾らか要望しているが、その成果として事業用発電パネルの撤去費用の積立金制度が採用されているとの答弁がありました。

委員より、事業者へのアンケートをしているが、状況を説明していただきたいとの質問があり、執行部より、事業者へのアンケートの意見については、実施される場合は法的問題及び将来計画を十分に検討され、禍根を残さないように取り組んでいただきたい。あるいは高圧及びメガソーラーに限っての導入にしていきたい。二重課税になるのではないかなどの意見がある。好意的な意見としては、環境保全のために有効に使っていただきたいなどの意見がありました。また、暮らしやすく住みやすいまちづくり市民アンケートでは導入に賛成の方の割合が多い状況であったとの答弁がありました。

委員より、パネル税の導入について今回改めてパネル税を上程した理由は何かとの質問があり、執行部より、前回否決になった理由が事業者の方に対する説明が不十分であるとの指摘をいただいたことから説明会を行う準備もしたが、コロナ禍の状況で説明会はできなかった。その後アンケート方式で説明と意見聴取を行い、意見の集約ができ、議会に諮る準備がそろったので上程させていただいたとの答弁がありました。

委員より、国の同意3要件を再度説明をしていただきたいとの質問があり、執行部より、まず1つ目の国税または他の地方税と課税標準を同じくし、とは、固定資産税の課税標準は固定資産の価格を基準に課税し、パネル税での課税標準はパネルの面積を基準に課税する、別の課税標準であること。また、住民の負担が著しく過重になることについては、納税義務者の売電収入に占める税負担が少額なことから該当しないものと考えている。2つ目の地方団体間における物の流通に重大な障害を与えることは、今回のパネル税は内国関税的なものでないためこの要件にも該当しないと考えている。3つ目の要件については、国の経済施策に照らして適当でないこととあるが、国の再生可能エネルギー普及促進に関して、本条例は普及促進を阻害するものではなく、あくまでも共存を目的としていることから、この3要件には該当しないと考えているとの答弁がありました。

委員より、事業者数はどれぐらいか、課税対象者はどれぐらいか、課税額はどれぐらいか、1平方メートル当たり50円の根拠、上程された条例案の免税基準はどのようなものかとの質問があり、執行部より、事業者数は野立ての施設で278件、1億1,300万円程度の税収を見込んでいる。1平方メートル当たり50円の税額の算出根拠は、目的税として事業費の算出を7億8,000万円と試算し、美作市内に設置されたパネルの面積で5年間の財政需要額である7億8,000万円を割り戻した値で、なおかつ納税義務者にとって著しく過重とならないであろう1平方メートル当たり50円を算出した。課税免除の基準は、建物の屋根に設置されたものは環境への負荷がまずないということ、認定発電容量が10キロワット未満の施設についてはパネル区分として住宅用であることから、屋根置き施設と同様に環境負荷がまずないとの判断から課税免除とした。続いて、発電認定容量50キロワット未満で危険区域にないものに関しては小規模で設置場所での災害リスクが少ないとの判断により課税免除としたとの答弁がありました。

委員より、市内において太陽光発電事業者が増えれば、災害発生リスクの増加や生活環境の変化のほか、事業用発電終了後にパネルの放置や荒廃が危惧されると書いてある。今後こういういった不安要素があるにもかかわらず業者が事業を行いたいと希望した場合には、市とし

て土地に規制をかける考えがあるか、もしくはほかに考えがあるのかとの質問があり、執行部より、市が制定している大規模太陽光発電に係る地域社会に対する影響評価条例では、地元の意見が反映されるものと考えているので、大規模なものに関しては現行条例でよいと思うが、設置区域を分割所有して設置する案件が見受けられる。こうした状況から市で大規模太陽光発電に係る環境影響評価条例を大規模太陽光発電等に改めた上で、小規模だが危険区域に近いところに設置する事業者に対して住民同意を必要とするなど、条例改正するよう検討しているとの答弁がありました。

委員より、第4条第2項の取扱いはどうなるのかとの質問があり、執行部より、実質的同一、共同関係、同時期、近接設置の判断は個別具体的にそのときの判断となるが、複数の太陽光発電設備が一体性を有すると判断されるときは、太陽光発電設備全ての発電認定容量を合算した値をもって発電認定容量とみなす規定となっているとの答弁がありました。

次に、議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」では、委員より、どういう地区が辺地というのか、また辺地に指定されているところが市内でどれぐらいあるのかとの質問があり、執行部より、辺地の指定はそれぞれの集落の中心地から最寄りの公共機関、医療機関、郵便局、小・中学校、バス停までの距離などから辺地指定となるものであり、それぞれの辺地において総合整備計画を策定している。今回の真殿辺地については辺地債での事業実施が有効であると判断し、計画変更を行うものであるとの答弁がありました。

議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」の企画振興部所管分では、企画振興部所管のうち、総務費の企画費では、委員より、今回は豊田地区での取組との説明であったが、以前にこのおかやま元気！集落支援事業に取り組んでいる地区があるが、その成果について説明をとの質問があり、執行部より、旧梶並小学校区については活性化を進めていくための推進委員会を設置し、特に空き家対策と地域の特産物の開発に力を入れ活動している。上山西地区については、棚田再生の取組として様々な団体と協働しながら事業推進を図り、現在その棚田ブランドを活用した農産物開発に取り組んでいる。東栗倉地区については、愛の村を中心とした元気プロジェクトの活動を通じ、地域内の様々なイベントの実施主体となり、活動を行っている。小房和田地区については、母体となる営農組合組織が発展し、活性化の組織を立ち上げ、エゴマ油の生産や小房キャンプ場、能登香の里の運営などを行い、地区外との交流を積極的に取り組んでいる。巨勢地区については、旧巨勢小学校を活動場所にし、地域外の交流も含めた広い範囲での交流による地域の活性化を図っているとの答弁がありました。

次に、教育費の体育施設費では、委員より、大芦高原グラウンドゴルフ場のトイレくみ取り手数料について、補正の理由はとの質問があり、執行部より、当初予算で48万4,000円を計上していたが、一月約500人の利用により毎月6万円程度のくみ取り料が必要となったため不足分を補正予算に計上した。グラウンドゴルフ場が整備されたことで1人当たりの滞在時間が長くなり、トイレの利用頻度が増えたと考えたとの答弁がありました。

委員より、トイレはくみ取り式なのか水洗式なのか、その選択の理由はとの質問があり、執行部より、瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法）の関係で整備までの協議等の時間が長くなることからくみ取り式を選択したとの答弁がありました。

委員より、大芦高原グラウンドゴルフ場利用者のためにも水洗式トイレへの移行が要望さ

れた。

委員より、みまさかアリーナの空調設備更新設計委託料の補正予算の財源はとの質問があり、執行部より、財源として有利な過疎債を充てているとの答弁がありました。

次に、消防本部所管分では、委員より、反射チョッキの購入枚数はとの質問があり、執行部より、消防団1つの部に2着ずつ配布すると276着、本部で4着、各総合支所合計で20着として300着の購入としたとの答弁がありました。

委員より、反射チョッキは交通整理のための利用となるかとの質問があり、執行部より、公務災害を防止するためであり、火災時の交通整理時の使用を想定しているとの答弁がありました。

次に、総務部所管分と市民部所管分では質疑はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」については、委員より、税の専門家の意見を聞いてはどうかとの継続審査を求める意見があり、継続審査とする採決の結果、全員賛成で継続審査と決定いたしました。

議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、請願の審査に入り、請願第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願」を審査いたしました。意見はなく、討論に入り、委員より、夫婦の氏に関する問題についてはこれまでも政府が策定した男女共同参画基本計画に盛り込まれてきましたが、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めることとされていますので、我々がこの市議会で決議を行う時期ではないと思うので反対であるとの反対討論がありました。ほかに討論はなく、採決の結果、賛成はなく、不採択と決定しました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討協議をいただき、事業執行に当たられますようお願い申し上げて、総務委員会委員長報告とさせていただきます。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

17番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

ただいまより決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月8日、本会議終了後、議員控室におきまして、委員会を開催をいたしました。

今定例会で付託を受けました令和2年度の決算、決算認定第4号から認定第16号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。

議会閉会中に委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定でございます。

以上、決算特別委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより10分間休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時37分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、文教厚生委員長の報告に対する質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

中山議員。

13番（中山 忠明君）

それでは、質問をさせていただきます。

太陽光パネル税、仮に可決になった場合にそれぞれの手続を踏まえて徴収することになると思います。相手側、つまり納税者が裁判で争うと言っておる状況になるとは思いますが、そのときの話があったのかないのか。それから、裁判費用はどのくらいかかるかの議論はあったのかなかったのか。この2点をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

10番（青山 慶君）

まず、裁判の可能性についてでございますが、前回の委員会ではそういった議論はありませんでしたが、継続審査になることによって税の専門家にも質問したいというような意見がございましたので、そういったところで議論になるかと思います。したがって、費用についても議論はありませんでした。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、決算特別委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第4号「令和2年度美作市一般会計決算の認定について」、本案について会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第4号「令和2年度美作市一般会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第4号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第5号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第5号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第5号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和2年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第6号「令和2年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第6号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第7号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第7号「令和2年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第7号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第8号「令和2年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第8号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第9号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第9号「令和2年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第9号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第10号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第10号「令和2年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第10号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第11号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について」、本案につきましては、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第11号「令和2年度美作市老人福祉施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第11号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第12号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第12号「令和2年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第12号は閉会中の継続審査と決定をいたしました。

次に、認定第13号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第13号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第13号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第14号「令和2年度美作市水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りをいたします。

認定第14号「令和2年度美作市水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第14号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

次に、認定第15号「令和2年度美作市病院事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りをいたします。

認定第15号「令和2年度美作市病院事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第15号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第16号「令和2年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第16号「令和2年度美作市下水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第16号は閉会中の継続審査と決定をいたしました。

続きまして、議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りをいたします。

議案第55号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第55号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号「美作市公民館条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第57号「美作市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

金谷議員。

15番（金谷のり子君）

賛成の立場で発言いたします。

現在障がいのある人の医療費の負担は3割と1割の格差がございます。美作市はこの条例により精神障害者手帳を所持される1級の方のみですが、格差の一部である3割負担を1割にするものであり、岡山県内でも岡山市、美咲町に続くものです。この条例制定することで障がいのある方の負担を少しでも解消できることで、賛成いたします。

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号「美作市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号「美作市立病院及び診療所医師住宅設置条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第59号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第62号「令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号「令和3年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第63号「令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「令和3年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長

の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「令和3年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号「令和3年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号「令和3年度美作市病院事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第66号「令和3年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「令和3年度美作市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第3号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

請願の紹介議員として一言賛成の立場から討論させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

質問席まで出て質問してください。

〔「議長、討論じゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。今質問と言いましたが、討論をしてください。

14番（倉地 重夫君）

私の今回の一般質問でも取り上げましたが、米価が9,000円台と、生産費を賄い切れない状況になっております。こういった中で米生産農家がこのような状況ではこれ以上米を作り続けることはできないとたくさんの声を上げておられます。日本政府も食料自給率の目標は50%と言いながら、50%としておりますが、現在37%まで下がっております。このまま国が米の生産などに対する政策を、きちっとこのような価格保障などの政策をしていかないと、もう日本の農家ではお米を作り続けることはできないという声が上がっております。

御存じのように田んぼは大雨のときの一時的なダムの効果、防災面からも非常に役割を果たしているということが知られております。ひとえに米だけの問題でなく、日本の国土全体の防災面からも農地は守っていかなければならないというのが国民共通の認識だと思います。こういった中で米の価格などについて農業政策をこのまま放置するということは日本の国土そのものが失われる、そういうことにもつながると思います。その立場からこの請願に対して賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

失礼いたしました。討論は自席で行っていただくようになっておりますので、倉地議員、失礼いたしました。

次に、反対討論ございませんか。

和田議員。

9番（和田いさお君）

反対の立場でお話をさせていただきます。

委員長報告で1番、3番はありましたので、私は2番について反対意見を申し上げます。

2番というのは、コロナなどの生活困窮者、学生などに食糧支援をしたらどうなのかということでしたが、政府また国会の中でお話しされてるのは、ただ物を配ればいいというものではなくて、学生たちに、困窮者に米をという話ですが、単なる価格に変更はありません。また、困窮者への支援ということですが、美作市では社会福祉協議会のほうから実施されているのは、食料支援おむすび事業、またはフードバンク事業が実施されております。この事業は市内の皆様からお米、野菜、いろいろなものを寄附していただいて、それを困窮者の方に支援をしておりますが、ただ物を配っておるわけではありません。自立に向けての指導をされております。このようなことから反対をさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

もう一度言います。原案についての採決となります。

それでは、請願第3号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、請願第3号は不採択となりました。

続きまして、請願第4号「特別支援学校を作東地域に設置する請願」について、討論に入ります。

まず、反対討論からです。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございませんか。

中山議員。

13番（中山 忠明君）

この旧作東地域に支援学校をというところがよく分かりません。なぜ他ではいけないのかということ、まず1点。

それから、この請願について県と今現在協議しておるとこだそうです。この間6月議会ですか、そのときに県と協議に入っておりますとの報告受けておりますが、さっぱりその後どうなったこうなったのが見えません。もちろんコロナが影響しておると思いますが、しっかりしたまだ議論、それから準備も含めて整っていないと思いますので、拙速に決めるべきではないというようなことで、まだまだ議論することがあると思います。そこで、私はこの請願については反対の意見を述べさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択です。

請願第4号「特別支援学校を作東地域に設置する請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、請願第4号は委員長の報告どおり採択されました。

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、請願第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願」について討論に入ります。

なお、討論は原案に対しての討論となりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

まず、反対討論ございませんか。

青山議員。

10番（青山 慶君）

委員会でも出た意見でございますが、夫婦の氏に関する問題については、これまでも政府が策定した男女共同参画基本計画に盛り込まれてきましたが、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めることとされておりますので、我々がこの市議会で決議を行う時期ではないという考えで反対いたします。

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

倉地議員。

14番（倉地 重夫君）

夫婦別姓制度の法制化に賛成の立場から討論させていただきます。

当議会におきまして、6月の議会でこれに全く逆の立場の請願が提出されております。夫婦別姓制度の法制化に反対するという形の請願ですね。これ賛成少数でもって否決しております。同じ議会で内容的に全く逆のものを片方では賛成、片方では反対という、ちぐはぐな形をこの議会が選択するということになります。

それと、そのときにも申し上げましたが、世界で夫婦別姓を強制してるのは日本だけあります。このようなことから夫婦別姓を強制することには反対、だからこの請願に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成少数。よって、請願第5号は不採択となりました。

日程第3 選挙第8号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第3、選挙第8号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項の例により本市議会の会議規則に基づき行いますが、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第4項の規定により、岡山県内全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りします。

選挙結果の報告は会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告は会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

投票は単記無記名で行います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番中谷祐輔議員、2番神原一寿議員を指

名いたします。

これより候補者一覧を配付いたします。

〔候補者一覧配付〕

議長（鈴木 悦子君）

候補者一覧の配付漏れはございませんか。届いておりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。お手元に配付いたしました候補者一覧を基に投票用紙に候補者1名の氏名のみ記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（鈴木 悦子君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（鈴木 悦子君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いします。

各自席で記入の上、自席で書いてください。順次投票をお願いをいたします。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（玉櫛 哲也君）

それでは、点呼をいたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（鈴木 悦子君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1 番中谷祐輔議員、2 番神原一寿議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（鈴木 悦子君）

選挙結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

和氣健君 14票

田中のぞみ君 4票

以上のとおりです。

ただいまの選挙結果を岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定によって岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第4 議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」

議長（鈴木 悦子君）

続きまして、日程第4、議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（春名 利亮君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算総額を221億3,544万3,000円にしようとするものです。

これは大還橋井堰の撤去に伴い、原、山口地区の新たな取水施設として揚水ポンプによる取水施設工事を当初予算で事業費を計上しておりましたが、その際の概略設計の取水量では水量に不足を生じることが判明し、再検討の上、実施設計を行った結果、工事請負費5,000万円の追加が必要となりました。大還橋井堰の撤去は既に工事発注しており、取水施設につきましても来年の田植時期に間に合うよう発注、施工する必要があるため、緊急に追加補正させていただくものです。

増額分の財源につきましては、当初予算と同様に防災対策事業債としております。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、補足説明をさせていただきます。

補正予算が必要となりましたのは原、山口地区取水施設工事でございます。この工事は江見と川北の間にあります大還橋井堰撤去に伴いまして、農業用水の確保が必要なことから、江見と原の間の吉野川沿いに取水ポンプを設置するもので、令和3年度当初予算に工事

請負費9,630万円を計上しておりましたが、実施設計業務を進めておりましたところ、不足することが判明いたしました。

井堰撤去工事は都市整備部が発注済みで、年度内には撤去がされます。原、山口地区が来年作付をするためには取水施設を本年度中に完了させる必要がございます。そのため本年9月末を期限として実施設計業務を発注しておりまして、工事には160日間必要と考え、10月には工事を発注するということで準備を進めておりました。実施設計業務は完了しておりませんが、受託業者からの連絡で土木関連工事などの事業費が大きくなり、予算が不足することが判明いたしました。このままでは取水施設工事を発注することができませんので、増額補正をお願いしているものでございます。

なお、この補正予算の財源につきましては、自然災害防止事業債のうち、防災対策事業債ということで100%充当になりますが、この地方債は元利償還金の一部が交付税措置をされることになっておりまして、本市においてはおおむね50%が交付税措置されることになっております。

よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

角南議員。

7番（角南 良雄君）

早速ですが、なぜ9月定例会の補正予算（第4号）に計上できなかったのか、また受託業者から予算が不足するといふ連絡があったのか、お尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

なぜ9月定例会で最初から補正予算に計上できなかったのかということでございますが、実施設計業務につきましては令和2年12月3日に発注をいたしました。令和3年度当初予算に工事費として9,630万円を計上したので、受託業者に対しては予算額を超える場合には連絡するように指示をしておりました。9月定例会提案の補正予算の要求時期であります7月下旬にも受託業者に確認をいたしましたが、予算額を超えるとの返答がございませんでした。しかし、9月10日になりまして受託業者から予算を超えるとの連絡があり、予算不足となる金額などを確認するため受託業者と協議をしておりました。

なお、担当課長であります農村整備課長は度々設計金額が増える要因があるのではないかと業者に対して指摘をしておりましたが、受託業者からの対応が9月10日まではなかったという状況でございます。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

7番（角南 良雄君）

実施設計の期限を本年9月末としていたとのことですが、工事発注に対して余裕を持たせることはできなかったのか、どうなのでしょう。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

原、山口地区取水施設工事は大還橋井堰の撤去が行われる令和３年度に行うということで準備を進めてきており、農業用水の使用がなくなる10月に工事着手ができるように考え、令和２年12月３日に、令和３年３月31日を委託期間として実施設計業務を発注しておりました。しかし、必要水量の変更なども考慮し、令和３年３月議会での補正予算、繰越明許費でございしますが、こちらの議決を経て、工事着手は早くても10月になることから、９月30日までの委託期間に延長をしておりました。しかし、受託業者に対しましては８月には工事を発注したいと図面数量の提出を依頼したこともございましたが、取水ゲートの変更もあり、工事発注をやむなく10月と予定しておりました。委託期間を短くできなかったかということにつきましては、地元などからの要望を考慮すると難しかったかとも考えられますが、この委託業務の期限を７月末あるいは８月末までなどとするべきだったかなというふうにも考えます。

議長（鈴木 悦子君）

角南議員。

７番（角南 良雄君）

担当課長は設計金額が増える要因があり、度々指摘を行ったということですが、どのようなことを行ったのか、どのように言ったのか、どんなでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

担当課長によりますと、受託業者との協議の場ではその都度予算について確認するよう依頼したとのこととございます。協議の場はメールでのやり取りも含めまして、一月に１回以上のペースで行っております。そのほかにも電話でも数回、記憶によりますと、７月以降３回以上電話でも依頼したとのことですが、残念ながら予算をオーバーするといった発言が業者のほうからは一度もなかったということとございます。

７番（角南 良雄君）

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

中山議員。

１３番（中山 忠明君）

業者とやり取り月に何回かされたらしいんですけども、再三再四予算の話をされた、そこで全然大丈夫だという話が出たにもかかわらず、ここでなぜ5,000万円というような話が急に降って湧いたような話になったのか、そこら辺のとこがはっきり分かりません。もっと詳しく説明してください。再三再四予算大丈夫か、予算大丈夫かというようなやり取りがあったんでしょ。それが大丈夫だという話があったにもかかわらず、急に足らなくなった、必要であるというような話が、普通民間ではとてもじゃないけど、考えられることではありません。そこら辺を、じゃあその業者に対してどういうふうに対処して。そういう大丈夫、大

丈夫だという返事しかないようなところは大丈夫なんかね。そこら辺のところを説明してみてください。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

業者に問合せをしておりました。予算不足になるおそれということでございます。当初予算では取水量の変更を行いまして、ポンプを大きくしたということがございます。これにつきましては、当初予算に織り込んで、土木関係費の増につきましてもある程度見込んでおりました。ですが、受託業者に問い合わせてもなかなか不足するとの回答はございませんでした。予想以上に増額となってしまったということを考えれば、私自身より強く業者に回答を迫るべきだったというふうにも考えております。7月の補正予算編成時や大還橋井堰の撤去工事の発注がありました8月などの機会を捉えて強く要請すべきだったかなというふうにも考えております。

それから、増額補正となった要因でございますが、地元要望に対応してゲートを自動降下方式に変更したということもございますが、ポンプの変更に合わせて取水量の量が増えたということで、河川内に、川底に設ける導水路、こちらの規模を取水量の増に応じまして規模を変更したこと、また渇水時に対応するため延長を延ばしたことなどが影響しているというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

遠藤部長、さっぱり説明がよく分かりません。原地区、山口地区、この面積が約27ヘク、どのくらいあるんですか。それについて、米ができるまで農業用水として水がどのくらいの量が要るんですか。ポンプアップするのに、じゃあほんならどのくらいな総重量というんですか、総配水というんですか、それ計算できとりますか。それについてのお金がどのくらいかかるのかというような部分も説明してください。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

詳細な金額までは今申し上げることはできませんが、原、山口地区の受益面積は27ヘクタールございます。そして、ポンプの吐き出し量、規格で言う吐出量でございますが、現行の水路を流れている水量に合わせまして毎分17.4立方メートルということで見てございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

13番（中山 忠明君）

いや、それだったらポンプでどのくらいのお金がかかってとか、計算ができるんじゃないですか。そういう緻密さが欠けておるように感じるんです。今回の5,000万円足らなかった部分についても何か向こう任せで、じゃあほんなら急に足らないと言われて、何もほんでじゃあ市としてペナルティーとか、そういうものを、業者ばっかしじゃなしに行政としてもど

ういうふうと思うとんか、言うてください。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

いろいろと、まず第一に、まだ実施設計の成果品が納入をされておられません。先ほどポンプ、金額がどうかというお話につきましては、受託業者の実施設計の内容などをよく内容確認をしたいというふうに考えております。

それから、業者へのペナルティーといったことは、直ちに何かペナルティーが科せれるといった状況ではありませんが、検討をしたいというふうに考えております。

それから、職員の農林政策部の体制ということもございますが、時期が迫っておりますので、確実に工事が発注できるようにまずは取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

もう3回で。

13番（中山 忠明君）

3回。

議長（鈴木 悦子君）

質疑3回までです。

13番（中山 忠明君）

これも3回かな。

これは、じゃあ3回ということでもいいんですか、これで。

部長ね……。

議長（鈴木 悦子君）

いや、もう3回過ぎました。3回目終わってます。

13番（中山 忠明君）

3回目、そやけど今、部長、全然答弁になってねえんじゃけどな。いや、議長ね。

議長（鈴木 悦子君）

なってないけど……。

13番（中山 忠明君）

例えば機械を入れるのにどんだけのもんができるとか、そういうことを分かってないということ自体がおかしいじゃないですか。そういうことの説明をしてくださいよと言うとんのに、何か一つも違うようなことを言われとんでね。

議長（鈴木 悦子君）

取りあえず質疑は3回までということを決めておりますので、ルールだけは守っていただきたいと思います。

13番（中山 忠明君）

じゃあほんなら、27ヘクについて水がどのくらいの量が要るんならという、答えさせてくださいよ。

議長（鈴木 悦子君）

それだけでいいんですね。

遠藤部長、毎分17.4立方メートルで24時間計算して、どれだけあって、1ヘクタールの田んぼにどれだけ水が要るかとかというようなことを計算してきちっと。後からでもいいですか。

13番（中山 忠明君）

はい。

議長（鈴木 悦子君）

後から答えてあげてください。

ほかに質疑はございませんか。

西山議員。

12番（西山 正志君）

原、山口地区の方が困らないように対応を執行部にはお願いしますが、5,000万円もの増額補正をするということは理由が明確でないと、市民の方も理解できないと思います。この業務は先ほど9月末とのことですが、設計図書はまだ納入はされていないが、既に完成しているのか、今回上程されているということは内容は精査されているのか、例えば導水路をつけると先ほど言われましたけども、河川内に新設することですが、導水路を維持管理するためには進入路等も必要となってくると思いますけども、そういう設置等も含めてしっかり検討精査されているのか、お聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

御指摘いただきましたとおり実施設計業務については納品ができていただいております。詳細な部分についてはなお確認が必要だというふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

それじゃ、今補正で出しとる5,000万円で足りるか、それよりも安くなるか、まだ上がるかというのはまだ分からないという理解でいいんですかね。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

完成図書は納品いただいておりますが、受託業者との協議によりまして5,000万円が必要ということで予算計上をさせていただきました。

議長（鈴木 悦子君）

西山議員。

12番（西山 正志君）

先ほど質問した維持管理の関係も含めると理解していいんですね。維持管理の先ほど言いました導水路を維持管理する進入道路、そういう進入路の新設等もし入っていないようなら、即刻検討されたほうがいいと思います。

もうこれで結構です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

森元議員。

4 番（森元 末信君）

今いろいろお話を聞かせていただきまして、私このポンプに関わる管理、そしてこの管理費といったものはどういうふうな感じになるんでしょうか、教えてください。ポンプの管理費とこれからの管理のこと。

議長（鈴木 悦子君）

森元議員、質問がたくさんあるんだったら一遍に全部言ってもらわないと、3 回までしか質疑できませんから。

4 番（森元 末信君）

それと、このポンプを年がら年中くみ上げるというような水利の状態にせにゃいけんのんですかね。それも教えてください。この 2 つお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

ポンプの維持管理運営費用につきましては、今答弁する材料を持ち合わせておりませんが、今回防災上の観点から井堰を撤去して取水施設を設けるということでございまして、原、山口地区が現在維持管理費を負担されております。それを超える部分については市が負担するというので、ポンプ施設の費用につきましては市のほうで負担するというふうになります。

それから、ポンプの運転時期でございますが、おおむね 5 月 15 日頃から 9 月 30 日間というふうに考えております。

議長（鈴木 悦子君）

森元議員。

4 番（森元 末信君）

今の話の中では市が、じゃあ管理費は電気代とかいろいろ、そういうのを全部負担するということですか。分かりました。

それと、水利の確保なんですけど、一年中じゃなく何か月かということで、防火対策のほうには全然関わってないということですね。分かりました。

ありがとうございます。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

すみません。

実際に工事費が 1.5 倍、普通では考えられん。先ほども議員さん言われましたけども、その莫大な 5,000 万円、10 億円に対しての 5,000 万円ならそうでもないですけども、1 億円足らずで 5,000 万円の補正をつけるということ事態が異常事態だと思うんですけども、先ほど西山議員も言われましたけども、きちっとどういう内容で今後補正をつけた部分に関して工事をしていくか、それが本当にまた次の補正を組まにゃいけんというふうな状態にならんよう

にしてもらわんといけんのですね。それに対してのどういうふうな対策をされるのか。

それと、今日テレビを見ておられる原地区、山口地区の皆さん、受益者の皆さんに対してしっかりと説明責任果たすべきじゃというふうに思うんですけども、その２点をお伺いします。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

工事費が不足するという事で、5,000万円の増額ということですが、もともと慣行水利権で原、山口地区が取得している水量、そちらで当初は計算がしてございました。ですが、実際水路を流れている水量を見ると、それでは足りないだろうと、そういうおそれがあるのではないかとということで、調査を行いました。そういうことで毎分17.4立方メートル、そういった規格のポンプが必要になったということで、当初予算では概略設計なども参考にポンプの大型化については予算に織り込んで、それから土木関係の増につきましてもある程度見込んでおりました。ですが、河川内に設ける導水路の延長などが長くなったこと、川をせき止めて工事することなどから、工事費が増大して不足になったものと考えております。

これで予算が足りるのかと、5,000万円増額していただいて、これではできないでは困ると、これは当然のこととございまして、設計業者とよく協議をしながら、5,000万円できるとということで今回提案をさせていただいております。

原、山口地区からは協議を行った結果、取水ゲートを自動降下式にしてほしいと、それは川の増水時に自動的に閉まるようにしてほしいと。土砂が入ることが防止されて、管理上も有利なことがございます。そういった措置を取ることにしました。また、ポンプにつきましては、自動運転と、タイマーによる自動運転装置を組み込むといったことも対応しております。どちらの地区にも6月末までにそういった事業内容を説明して、同意をいただいているところでございます。

議長（鈴木 悦子君）

新免議員。

6 番（新免 仁憲君）

結論からいいましたら、最終的に3月31日できちっと求めとる施設、設備ができて、そして受益者の皆さんが作付ができるというふうになればいいですよ。けども、今回のようなこういうふうな事態になったということは、先にも不安が募つとるということがあるんで、一番に原、山口地区の皆さんのことを考えてやっていただきたい。というのは、さっきも言いましたように内容をもう一回しっかりと一つ一つ積み上げていって、私らも昨日聞いた話で今日ここで賛成とかというようなことはできんです、はっきり言うて。そういうこと自体がおかしな話になるんで、これはもう一回しっかりと業者、コンサルともいろいろとやり取りをやりながら、きちっと、2回目の補正が絶対ないようにやってもわらんといけん。それと、本当に5,000万円という金額が仮に4,000万円になるかも分からん、そういうことも細かく細かく分析してやっていただきたいということがありますので、よろしく願います。

これで終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑はございませんか。

安藤議員。

17番（安藤 功君）

それでは、質問させていただきます。

多分数字のこと、工事のこと、詳しいことは産建のほうで付託されるということでございましたんで、そこでしっかりと議論していただければ、質問していただければいいと思いますんで、私は先ほど新免議員も言われたんですけど、9,600万円がプラス5,000万円で1.56倍、それが急にここでぽんと出たと、若干部長言われてたんで、そうなった理由は若干分かったんですけど、例えば私たちの暮らしの中で言えば、設計士さんに家を設計してもらいました。2,000万円で建ちますよと言われてました。ところが、工事を発注しようとしたときに3,000万円じゃないと建ちませんよと言われてたら、どうします。普通の話ですよ。どうします、その方。夢のマイホームを建てようと思って1,000万円の差が出たら、とてもじゃないけど建てられませんよね。だけど、行政は今日これを出して、よろしく願いますというような話なんですね。よくそれができるなと思ったんですよ。産建へ付託されるからいいんですけど。再三コンサルに大丈夫か、大丈夫かと尋ねたということは、課長は一抹の不安があったんだと思うんです。だから、なぜこういうことが起きてしまうのか。起きてしまったのか。検証してほしいんですよ。以前にもこの今の議会構成でないときにもありましたよね。突然ぽんと何千万円の追加補正、いや、何かしら原因があるんじゃないんですかね。そこどう思われますか。

議長（鈴木 悦子君）

農林政策部長。

農林政策部長（遠藤 宏一君）

私自身部内での情報共有ができてなかった部分があるというふうに感じております。具体的には効果があることを考えないといけませんが、特にハード事業、農村整備課しております。ソフトも含めて定期的に進行管理といいますか、事業を進めていく上で障害となる部分を何とか除いて課長が事業を進めることをフォローできるような体制づくりができないかというようなことを今回反省すべき点としまして考えているところでございます。

事業費につきましてコンサルとも十分協議して、内容確認を進めて、事業を進めたいというふうに思います。

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

17番（安藤 功君）

国なんかでもよく言われてますように縦割り行政は駄目だと、横の連携を持たないということが起きるんですよ。国もそう、地方もそうですよ。だから、危機管理というか、役所内の危機管理というのをこれからはもっと重要視しないといけないし、突然こんな数字が出てくると、朝聞いて夕方には賛成ですとはなかなかできないですよ。ただ、今回の工事の件で原地区、山口地区の方に御迷惑をかけてはいけませんから、何としても最善の策を取らにやあいけないのは議員の皆さんも正直分かってますわ。分かっているんですけど、でもこういうことが2度、3度と起きてますから、しっかりと役所内の中で横の連携も取りつつ危機管理をしっかりと、そして産建のほうでしっかりと委員さんに納得していただけるよ

うな説明を尽くしてください。

終わります。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第67号は産業建設委員会に付託いたします。

これより暫時休憩し、産業建設委員会の開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 3 時 12 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

角南議会運営委員長。

7 番（角南 良雄君）〔登壇〕

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

先ほど休憩中に議員控室において、議長、委員、副市長以下関係職員出席の下、議会運営委員会を開催し、日程の追加について協議いたしましたので、御報告いたします。

休憩中に開催された産業建設委員会から、議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」について閉会中の継続審査の申し出がございました。よって、「閉会中の継続審査の申し出について」を追加日程第1として上程することにいたしました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「閉会中の継続審査の申し出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、「閉会中の継続審査の申し出について」、日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。
先ほど休憩中に産業建設委員会が開催されておりますので、産業建設委員長から審査内容の説明を求めることにいたします。

田村産業建設委員長。

5番（田村 秀昭君）〔登壇〕

付託されました議案第67号について、休憩中に開催しました産業建設委員会の審査内容の説明をいたします。

まず、執行部の説明をお伺いしました。

委員からは、本会議で質疑があったように、なぜ設計業者の対応が遅れたのか、ポンプの維持費は市が負担するのか、今後このようなことが起きないように余裕を持った工期とすべきである、産業建設委員会への適切な報告が必要であるとの指摘がありました。

原、山口地区の方にも迷惑をかけないためにも事業は早急に実施しなければならないが、設計金額も確定していない状況であるため、継続審査を求める意見があり、継続審査とする採決の結果、全員賛成で継続審査といたしました。

以上、産業建設委員会の審査の内容といたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

産業建設委員長の説明はただいまお聞きのとおりであります。

説明に対して質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、これで説明に対する質疑を終了いたします。

委員長から議案第67号については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありますので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第67号「令和3年度美作市一般会計補正予算（第5号）」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、議案第67号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議長のお許しをいただきまして、慣例に倣いまして、会期中の動きなどを振り返らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス関連でございますけれども、昨日時点の新型コロナウイルスワクチンの接種率が、全体ですけれども、1回目が83.3%、2回目が7割を超えて76.7%でありました。そのうち、65歳以上で2回目の接種の終了している方が何と94.0%、65歳未満の方で2回目接種終了の方が62.9%ということでございまして、65歳未満の方々の接種率が依然として低い状況でございます。ぜひとも接種に御協力いただきますように、ホームページ、フェイスブック等でワクチン接種を呼びかけてまいりたいと思います。

一方で、65歳以上の方々の接種率は、全国平均や岡山県平均よりも非常に高い水準となっております。このことにつきましては、御協力をいただいた高齢者の方々に心から感謝もしなきゃならないと思います。特に敬老シーズンでございますけれども、今年は新型コロナウイルスの関係で敬老会が軒並み中止となっている大変残念な状況の中でございますけれども、高齢者の方々に感謝を申し上げるとともに、行く末永く御多幸を祈念をさせていただきたいと存じます。

市内の感染状況につきましては、これ皆さん御案内のとおりだと思いますけれども、昨日までの岡山県の発表によりますと、65人となっております、9月に入ってから3人と、8月中に比べて顕著に減少してございます。御承知のとおり岡山県は9月13日から30日の間までまん延防止等重点措置期間となっておりますけれども、当市については措置区域以外、つまり特段きつい対策はしないとなっております。しかしながら、市としては今後とも引き続き、医療機関の御協力をいただきながら、感染防止対策を厳格に実施するとともに、抗原、PCR検査を積極的に活用する、あるいはワクチン接種の推奨をするという立場には変わりはありませんので、よろしく御理解を頂戴したいと思います。

次に、岡山県全域に発令されてございました緊急事態宣言につきましては、美作市においては9月13日からまん延防止等重点措置区域外となり、飲食店等においての終日禁止となっていたアルコールの提供が午前11時から午後7時の間可能となっております。まん延防止等重点措置区域となっている近隣の津山市、勝央町、奈義町等では引き続きアルコール等の提供が終日禁止をされておまして、市民皆さんの心がけによりまして、感染者は都市部より増えず、より穏やかな規制に移行してきたと思っております。

次に、市内学校・園の状況でございますけれども、運動会、体育祭を9月、10月に延期をし、全ての学校・園で運動会、体育祭を行うこととしております。ただし、来賓、観客の制限等が行われてございまして、さらには種目の見直しとか、削減等も行われるなど、感染対策をしっかりと行いながら、各校で工夫する中で、子供たちの成長のための運動会、体育祭が実施されておりますので、御理解を賜りますように、この場を借りてよろしく願いいたします。

次に、日本政府から台湾に送られた新型コロナウイルスワクチンのお礼として、ワクチンの数量にちなんで124万枚のサージカルマスクが日本に贈呈されることは既に報道されて、御承知のとおりでございますが、このたび124万枚のうち、90万枚については、台北駐日経済文化代表処の謝長廷代表の御意向によって、全国の市町村長らで設立に向けて準備をしている日台共栄首長連盟の会員自治体に寄贈され、本市には1万6,000枚を寄贈していただきました。有効に活用させていただきたいと思っておりますとともに、台湾の方々にこの場を借りて心から感謝を申し上げておきたいと存じます。

次に、議案の件でございますが、まず法定外目的税、事業用発電パネル税の創設につきましては、継続審議がなされることとなりました。パネル税により得られる財源を活用して、市民の皆様の安全・安心な生活環境の保全のために発電施設下流域への治水対策、内水排水対策、避難場所整備などの防災対策をはじめ、獣害対策や環境測定、監視業務など、生活環境対策から自然環境対策まで幅広く効果的に事業を実施してまいりたいと考えておりますので、引き続き御審議をいただき、御議決賜りますようによろしくお願いいたします。

また、先ほど委員長報告もございました追加上程に係る原、山口地区の取水施設整備工事

につきましては、設計に関し、業者との調整が十分にタイムリーにはできておらず、事業費が大幅な増となるということになってございまして、誠に申し訳なく、心からおわびを申し上げます。継続審査となりましたが、当局としてもさらに事案を精査しつつも、来年の耕作に間に合うように迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員並びに市民各位におかれましては、健康と安全にはくれぐれも御留意いただく中で、引き続き本市発展のために御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、令和３年第５回９月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には８月３１日開会以来、本日までの２３日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。

市長をはじめ、執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市政発展、向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

お諮りをいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和３年第５回９月美作市議会定例会を閉会いたします。

午後３時２４分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和３年９月２２日

美作市議会議長 鈴木 悦 子

会議録署名議員 田 村 秀 昭

会議録署名議員 新 免 仁 憲

そ の 他 資 料

一般質問【令和3年第5回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	5 番 田村秀昭	1. 美作文化センターの今後について	①新市庁舎建設にセットとして検討される文化施設新設により旧施設は不用となる 湯郷の美作文化センターはどうする ②不用であればその後を検討する必要がある 観光地湯郷に相応しい施設として何かしらの案があるのか	市長 教育長 担当部長	43
		2. たばこ税と小売商店について	①美作市のたばこ税収は平成27年には2億あったが、年々減少している 愛煙家減少の問題だけか ②たばこ小売商店が減少し、その後継者もない 増々たばこ税は減少してゆく小売商店の支援などはできないのか	市長 担当部長	47
		3. 美作市の文化行政について（名誉市民的な顕彰制度など）	①美作市文化財保護条例は文化庁の推進する政策等に準拠しているか 改定の予定はないのか ②文化財を観光資源として活用するような動きが広がっている 市の現況はいかがか ③美作市出身の文化人など、その功績をたたえるような顕彰制度などがあるのか	市長 教育長 担当部長	49
		4. 移住・定住策について（求人認知とデュアルスクール）	①美作市の移住促進策はどのようなものか ターゲットはどう考えているのか ②雇用の情報提供などはハローワークなどとの連携ができているのか ③子どもの教育問題でデュアルスクールという方法がある 美作市では導入できないか	市長 教育長 担当部長	54
		5. 3県境プロジェクトの現状と今後について	①岡山・鳥取・兵庫県境の5市町村で防災・医療・教育・観光の面などでプロジェクトが動いていたと聞くが、現状はいかがか	市長 教育長 担当部長	58

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
			②中山間部の市町村連携は貴重な取り組みとみていた 特に観光面ではDMO構築の機会として考えられる 本格的に取り組まないのか		
2	9 番 和田いさお	1. 農業機械助成について	①ラジコン自走草刈機助成について	市長 担当部長	61
		2. 消防施設について	①広域消防について ②消防施設助成について	市長 消防長 担当部長	63
		3. 学校施設について	①土居小学校運動場排水工事について ②山の学校（福山）運動場、駐車場整備について	市長 教育長 担当部長	66
		4. 特別支援学校について	①特別支援学校誘致について	市長 教育長	68
3	14番 倉地重夫	1. 今回、市が取り組もうとしている防災公園について	①市では過去、38水害、21水害などの経験を持っている 地震においては山崎断層、奈義活断層、南海トラフなどが想定されるが ②市では、今まで大原、作東、美作などで防災訓練を実施してきたがそれらの訓練において、なぜ庁舎近くに防災公園が必要と判断したのか	市長 担当部長	70
		2. 常習、浸水地域への取り組みについて	①小型の可搬排水ポンプを購入し、内水の排水に備えているところであるが		77
		3. 農業政策について	①今のままの延長線上の農政では、農業は続けられなくなる		79
4	1 番 中谷祐輔	1. 野田レーシングアカデミードライバー養成学校について	①現在の活動状況について尋ねる ②財政支援と投資効果について尋ねる ③今後の方針について尋ねる	市長 副市長 教育長 政策審議 監 企画部長 産業政策 部長 総務部長	82
		2. 下町圃場整備事業進捗状況について	①現在の進捗状況について尋ねる ②下町圃場整備事業についての話し合いがいつ・誰と・どのように行われたかについて尋ねる ③いつ完了するのかについて尋ねる	市長 副市長 教育長 政策審議 監 企画部長 農林政策 部長 総務部長	84

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
5	16番 山本雅彦	1. 新型コロナウイルス感染症について	① 2 回目接種の終了予定時期は ② 現在までの副反応等の状況について ③ 明年度へ向けての取組と施策はどう考えるか	市長 担当部長	88
		2. ふるさと納税について	① これまでの状況と今後について ② 企業版ふるさと納税について		93
		3. 森林認証について	① 森林認証の現状について ② 森林認証についての考え方 ③ 今後の取組について		97
		4. 通学路の安全性確保について	① 通学路の点検と安全性について ② 毎年各 P T A からの要望状況は ③ 安全性確保のロードマップは	市長 教育長 担当部長	100
		5. 野外焼却について	① 野外焼却の現状と対応について ② 焼却場へ持ち込みできる範囲は ③ 市民からの苦情等の状況は	市長 担当部長	103
6	17番 安藤 功	1. 市内の小中学校の運営等について	① 学校問題第三者委員会について ② 学校評議員会について ③ 学校運営協議会（コミュニティスクール）について	市長 教育長	107
		2. 交通安全と通学路の安全確保について	① 市内の交通事故の現状について ② 通学路の安全点検 ③ 交通事故や飲酒運転を防ぐ取組について	市長 教育長 担当部長	112
		3. インクルーシブ教育等の課題について	① 特別支援教室の運営状況について ② 学校現場の L D、A D H D、広汎性発達障害について ③ 書字障害など学習障害（L D）への対応について	市長 教育長 担当部長	117
		4. 豪雨時の土砂災害について	① 盛土調査について ② 盛土規制について ③ ソーラー施設に対する規制について ④ 浚渫土砂処分場について	市長 危機管理 監 担当部長	121
		5. 危険空き家について	① 危険・放置・所有者不明空き家について	市長 担当部長	126
7	13番 中山忠明	1. 上水道の異臭について	① 原因と今後の対策について	市長 担当部長	129

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 林野高校、美作中学校通学路拡張未完成工事について	①通学路の危険状況の把握とPTAと地元からの要望への対応状況	市長 教育長 担当部長	132
		3. 新火葬場建設について	①新火葬場建設の進捗状況と幕谷火葬場の修理について	市長 担当部長	134
		4. 新林野公民館はいつ出来る予定か	①林野公民館の新築等計画状況は	市長 教育長 担当部長	136
		5. 美作第一小学校地区、防災道路の開通時期について	①防災道路建設の進捗状況と開通予定時期について	市長 担当部長	137
		6. みまちゃんネルの視聴料金を障がい者の方に免除することは出来ないのか	①障がい者へのケーブルテレビ利用者の利用料金免除について	市長 担当部長	138
		7. 市内水害地区で使用する排水ポンプの活用は出来ているか	①排水ポンプの配置と活用状況について	市長 担当部長	140
8	3 番 山本真樹	1. 自然災害の防止対策及び安全確保について	①大雨等の自然災害に対しての道路・家屋・河川の安全対策・整備はどの様に対応また計画されているのか	市長 担当部長	146
		2. 通学路及び隘路の安全確保について	①市内における交通の危険性が高い地区・道路の把握状況と対策はどの様にされているのか	市長 教育長 担当部長	149
		3. 美作市所有の観光施設について	①指定管理施設及び直営施設の現状と今後について (1)各施設利用・経営状況 (2)今後の課題と施設存続への考え方	市長 担当部長	153
		4. 農産物等の生産普及について	①美作市に於ける農産物等の生産普及へどの様な取組みをされているのか		156
9	4 番 森元末信	1. デマンドバスとデマンドタクシーについて	①土居小学校区のデマンドバスの運行状況 ②デマンドタクシーの当日予約に対応できるか (業者の対応を聞きたい)	市長 担当部長	159

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 可燃ごみと資源ごみの分別について	①可燃ごみと資源ごみの分別状況 ②資源ごみのリサイクルに向けた行政の取り組み		162
		3. 地域おこし協力隊について	①協力隊の現在の活動人数 ②活動状況 ③協力隊のその後について		164
		4. 美作市の防災について	①防災教育と防災訓練の状況（自主防災、消防団、学校） ②災害時の通学路等の安全対策について ③非常食、防災備品の現状	市長 教育長 担当部長	167
10	15番 金谷のり子	1. 子ども安心安全について	①美作地域は特に交通量が多い、北小学区、第一小学区それぞれ登下校時の安全対策の要望書の内容と対策 ②今回のスクールバスの乗車範囲変更内容と、乗車下車の確認について	市長 教育長	170
		2. 学校整備と学びについて	①特別教室のエアコンについて ②美作第一小学校の老朽化について ③美作北小学校の児童数増等による教室不足の問題について ④GIGAスクールのネットワーク環境の円滑化・スクールサポーター配置支援事業について	市長 教育長	175
		3. 美作市の水道水について	①水道水の異臭の原因と今回の対応はどのように行われたのか ②安全・安心な水道水の確保に浄水施設の改修等の方針について	市長 担当部長	180
		4. 美作火葬場について	①美作火葬場建てかえの進捗状況	市長 担当部長	183
		5. 美作市の財政状況と、今後の公共施設等総合管理について	①29年の美作市公共施設等総合管理計画策定後以降の維持管理状況・施設の廃止等どのような成果があったのか ②現在の財政状況は安定的と聞いているが、今後新庁舎建築・道路・水道・下水道・学校施設の老朽・火葬場等の公共施設の建築・維持管理費をふまえた財政シミュレーションについて	市長 担当部長	183

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 1	7 番 角南良雄	1. 新型コロナウイルス感染症の状況及びワクチン接種について	①現在の感染状況及びワクチン接種状況 ②救急車の感染防止対策	市長 担当部長	190
		2. 公民館の数及び活動内容について	①公民館の設置状況 ②公民館の活動状況	教育長 担当部長	193
		3. 市道の維持管理について	①市道の管理状況	市長 担当部長	195
		4. 特産館みまさかと農業者支援について	①特産館みまさかの内容 ②高齢者の健康づくりと生きがい対策 ③日本型直接支払制度及び農地中間管理機構の内容		198
1 2	2 番 神原一寿	1. 閉園休園後の保育園・幼稚園のあり方について	6月定例会からの継続質問ですが、現在閉園休園後の保育園幼稚園はどのようなになっているのでしょうか イ. 閉園休園後の保育園幼稚園の今後の行程は、どのようなになっているのでしょうか ロ. 閉園後の保育園の備品は今後、どうなるのでしょうか ハ. 閉園保育園の解体工事にあたり、近隣の皆様への安心・安全、また騒音などの問題は大丈夫なのでしょうか	市長 担当部長	202
		2. 有害鳥獣対策について	現在の有害鳥獣対策と、これからの新たな対策や補助金に対する考え方はどのようにお考えなのでしょうか イ. これからの有害鳥獣対策ですが、現在の有害鳥獣対策の成果は、他の自治体と比べ、どの様になっているのでしょうか また、将来にむけた新たな対策はあるのでしょうか ロ. 有害鳥獣対策に補助金制度がありますが、現在物品に対しての補助金ですが、この補助金制度のあり方について、今後新たな制度や取り組みはあるのでしょうか ハ. ジビエの活用方法は、現在どの様になっているのでしょうか		205

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 危機管理対策について	7月・8月の長雨またゲリラ豪雨により、河川の水位が上がり、氾濫の危険性や土砂災害の危険がありました 地域の方々が避難し、眠れぬ夜になりました 現在の対策、これからの危機管理対策についてどの様にお考えでしょうか イ. 河川の水位カメラの位置や方向、また水位メーターが小さく、画像や水位メーターが見にくいのではないのでしょうか ロ. 土砂災害の起こりそうな場所を、自治体と地域の皆様で協力し、早急に危険場所を見つけ出し、迅速な対策・対応が必要に思います 今度、どのようにお考えでしょうか	市長 担当部長	209
1 3	6 番 新免仁憲	1. 子育て支援について	①コロナ禍での出産応援策について	市長 担当部長	214
		2. 県道作東大原線について	①道路の段差と傷みについて		219
		3. 可燃ごみ収集について	①可燃ごみ年末年始の収集について ②年末収集はできないのか		221
		4. 緊急時の防災無線について	①火災発生時のサイレンについて	消防長	224
1 4	12番 西山正志	1. 水道水の異臭について	①この夏、美作地域の水道水が非常に異臭を放っていたところですが、告知放送等では身体には害は無い旨、放送されていたが、地域の方々は非常に心配され問い合わせが数多く寄せられました 再度原因と今後の対応をお訊ねします	市長 担当部長	226
		2. 市営駐車場（旧もうもう工房跡地）の整備について	①昨年の9月及び12月定例会でも質問させて頂き答弁も頂きましたが、その後の検討状況、整備状況をお訊ねします		229
		3. 多面的機能支払交付金について	①この件も12月定例会で質問させて頂いておりますが、現在の地域への説明状況と取り組み予定等についてお訊ねします	市長 担当部長	230

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		4. 美作市庁舎・文化施設・防災公園にかかる広報について	①この件については、全議員で構成している美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会で進めてきているところであるが、そこでも示されていない数字の問い合わせが地域の方から寄せられているが、執行部は実態を把握しているのかお訊ねします		232
1 5	8 番 西村大司	1. 大芦高原温泉雲海について	大芦高原温泉「雲海」の経営改善について ①近年の利用状況、課題 ②運営方針、再建へのスケジュール	市長 担当部長	233
		2. 英田幼児園について	英田保育園と幼稚園の施設統合について ①建設位置と統合に向けての計画	市長 教育長	237
		3. 通学路の安全について	安全対策の取組みについて ①危険個所の取りまとめの状況 ②2年度の要望箇所の状況	市長 担当部長	239
		4. 個別避難計画について	個別避難計画が市町村の努力義務になったことを受けて ①現在の取り組み状況について ②計画作成及びその運用について	市長 危機管理監	241
		5. 上水道の再編について	①異臭対策について ②再編計画について	市長 担当部長	243
1 6	10番 青山 慶	1. 幼保、小中学校のコロナ対策について	①幼保、小中学校での感染対策はどのようなになっているか	市長 教育長 担当部長	245
		2. 市内の新型コロナ感染経路と分析について	①これまでの市内の新型コロナ感染の経路と分析状況、今後の対策について	市長 担当部長	248
1 7	11番 和田広宣	1. 美作市の子育て若者支援について	①保育園待機児童問題について ②育休退園の問題について	市長 教育長 保健福祉部長	251
		2. 美作市の高齢者福祉について	①コロナ禍における、介護予防の状況 ②介護人材の確保への取り組み状況	市長 教育長 保健福祉部長 企画振興部長 産業政策部長	255

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 太陽光発電事業所の災害対策について	①危険地域・危険と思われる地域への太陽光発電所建設に対する、美作市の安全対策・指導について	市長 企画振興 部長 市民部長	258